

(仮称)東大和市新総合計画
基礎調査報告書

令和元年 12月
東大和市

(仮称) 東大和市新総合計画 基礎調査報告書

目 次

序章	調査の概要	序-1
1	調査の目的	序-1
2	調査の体系	序-2
第 I 章	社会経済情勢の動向分析	I-1
1	人口	I-1
2	産業・経済	I-5
3	都市インフラ	I-7
4	地域コミュニティ	I-9
5	自治体経営	I-11
第 II 章	全市的な動向と課題の整理及び分析	II-1
1	位置及び地勢	II-1
2	市の沿革	II-3
3	時系列による人口動向	II-4
(1)	総人口・世帯数	II-4
(2)	年齢別人口	II-11
(3)	人口動態	II-16
(4)	地域別人口	II-20
(5)	将来推計人口	II-22
(6)	男女別 5 歳階級別の純移動数	II-25
(7)	通勤・通学状況	II-27
(8)	昼夜間人口比率	II-29
(9)	「時系列による人口動向」のまとめ	II-30
4	産業構造	II-32
5	土地利用	II-40
(1)	利用区分別の土地利用	II-40
(2)	都市計画の状況	II-41
(3)	地価	II-42
(4)	住宅	II-46
(5)	「土地利用」のまとめ	II-51
9	行財政	II-52
(1)	歳入	II-52
(2)	歳出	II-55
(3)	主要財政指標	II-58

(4) 職員数	II-61
(5) 公共施設	II-62
(6) 「行財政」のまとめ	II-65

第Ⅲ章	分野別の動向の調査及び分析	Ⅲ- 1
------------	----------------------	-------------

1 教育・文化等	Ⅲ- 1
(1) 学校教育	Ⅲ- 1
(2) 生涯学習	Ⅲ- 6
(3) 青少年育成	Ⅲ- 9
(4) 文化芸術・歴史	Ⅲ-12
(5) スポーツ・レクリエーション	Ⅲ-14
2 保健・福祉等	Ⅲ-18
(1) 保健・医療	Ⅲ-18
(2) 高齢者福祉	Ⅲ-23
(3) 障害者福祉	Ⅲ-27
(4) 児童福祉	Ⅲ-30
(5) 地域福祉	Ⅲ-34
3 産業	Ⅲ-40
(1) 都市農業	Ⅲ-40
(2) 工業	Ⅲ-44
(3) 商業	Ⅲ-48
(4) 観光・シティプロモーション	Ⅲ-51
4 都市基盤等	Ⅲ-54
(1) 市街地整備	Ⅲ-54
(2) 景観	Ⅲ-59
(3) 道路・交通	Ⅲ-61
(4) 水・緑・公園	Ⅲ-65
(5) 防災	Ⅲ-70
(6) 防犯・交通安全	Ⅲ-72
(7) ごみ処理	Ⅲ-76
(8) 環境保全	Ⅲ-79

第Ⅳ章	今後のまちづくりにおける主要課題	Ⅳ- 1
------------	-------------------------	-------------

序章 調査の概要

1 調査の目的

当市では、平成 13（2001）年度に、計画期間を平成 14（2002）～33（2021）年（平成 24 年 12 月に、平成 33 年を平成 33 年度に変更）の 20 年間とする第二次基本構想を策定し、将来都市像である「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の実現を目指し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。また、平成 25（2013）年度からは、第四次基本計画に基づき、様々な分野で施策を推進しています。

現行の第二次基本構想及び第四次基本計画は、令和 3（2021）年度に目標年次を迎えます。第二次基本構想の計画期間が開始して以降、この 20 年間で当市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきました。今後、わが国においては、少子高齢化による人口減少社会がさらに進展し、当市を取り巻く環境が大きく変化していく中で、多様化・複雑化する地域課題により一層的確に対応していく必要があります。

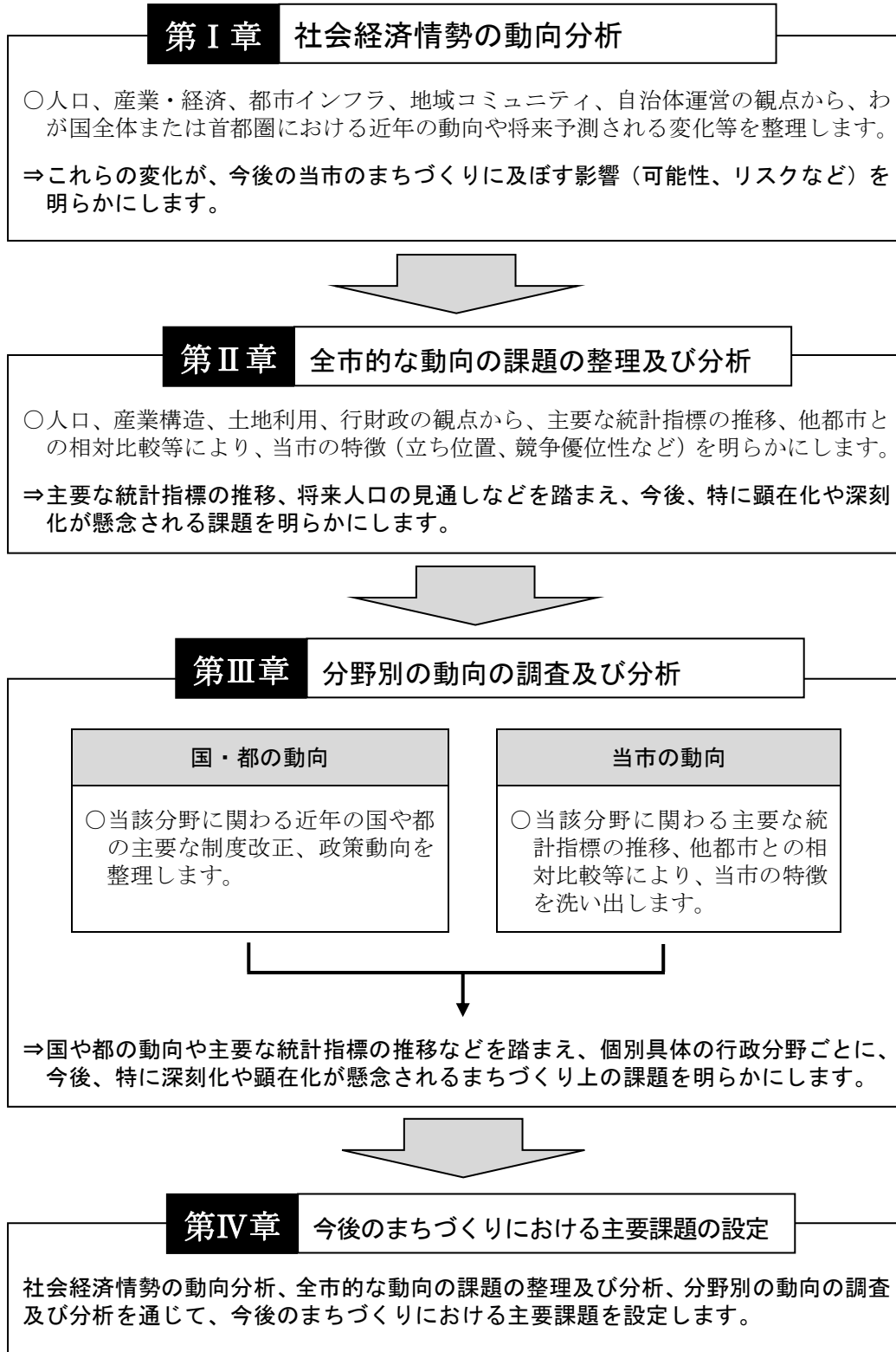
このような認識のもと、当市の持続可能な発展を目指し、中長期的な視点に立って総合的かつ計画的にまちづくりを進めるため、令和 4（2022）年度を初年度とする（仮称）東大和市新総合計画（第三次基本構想及び第五次基本計画）の策定に取り組むこととしました。

本調査は、第三次基本構想及び第五次基本計画に位置付ける施策等を立案するにあたり、当市を取り巻く社会経済情勢の動向分析などを通じて今後の課題を洗い出し、施策の方向性を明らかにするために実施するものです。

2 調査の体系

本調査の体系は、図表－1に示すとおりです。【図表－1】

図表－1 調査の体系



第I章 社会経済情勢の動向分析

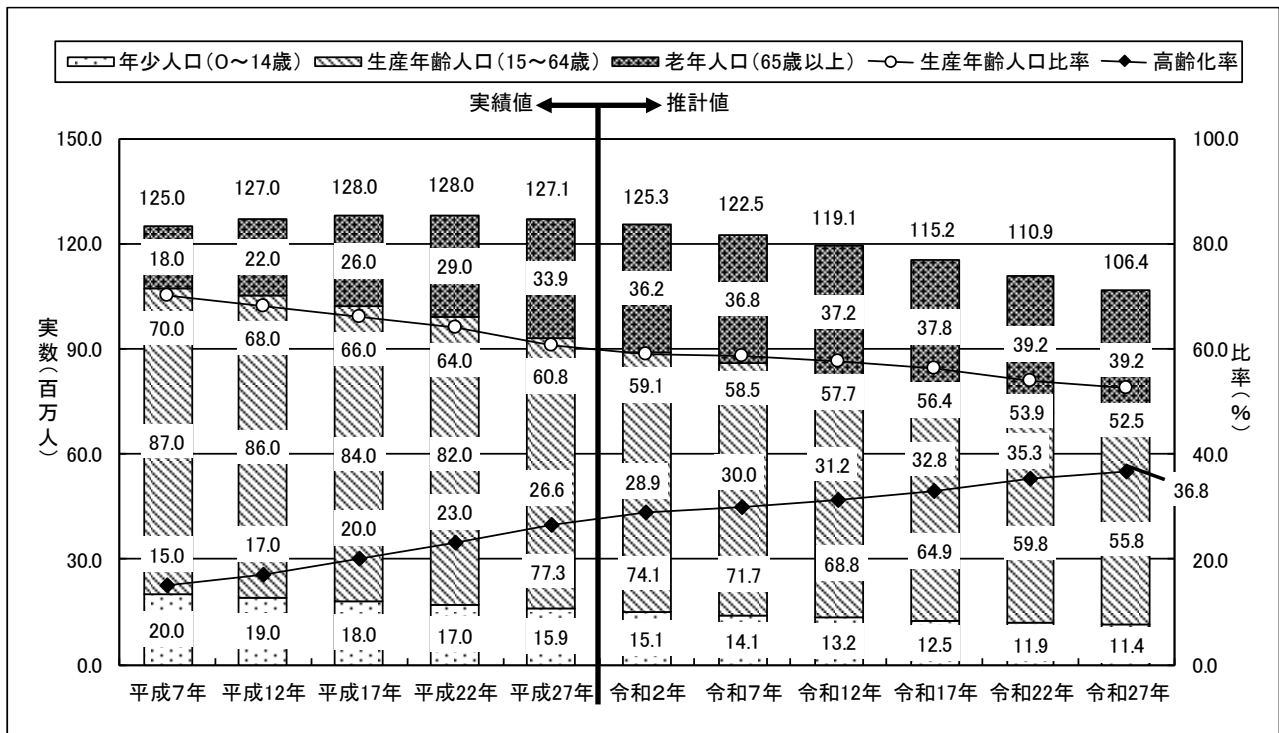
1 人口

－本格的な人口減少・少子高齢社会の到来に伴い、大きく変化する人口構造－

○わが国の総人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークとして減少傾向に転じ、近年、本格的な人口減少社会に突入しています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 29（2017）年推計、出生中位・死亡中位仮定）」によると、総人口は令和 27（2045）年には約 1 億 640 万人、対平成 27（2015）年比で 2,070 万人減少すると予測されています。【図表 I－1－1】

○年齢階層別にみると、働く年齢の中核の人々である生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 12（2000）年の 8,700 万人をピークとして既に減少局面に移行しており、令和 27（2045）年では 5,580 万人、総人口に占める割合は 52.5%に低下する見込みです。これに対し、老年人口（65 歳以上）は一貫して増え続け、令和 27（2045）年には 3,920 万人となり、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は 36.8%まで上昇すると予測されています。【同上】

図表 I－1－1 全国の将来推計人口の動向



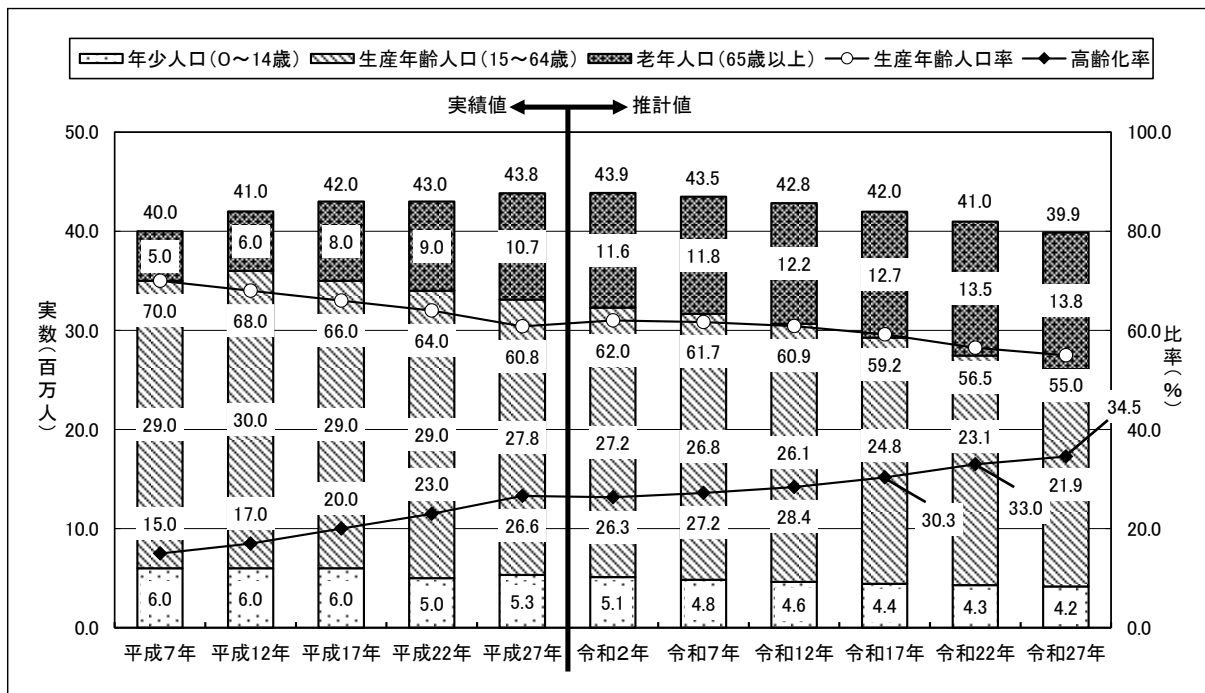
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」

○一方、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 30（2018）年推計、出生中位・死亡中位仮定）」によれば、首都圏¹の総人口は、令和 2（2020）年の 4,390 万人まで、増加傾向で推移するものの、その後は長期にわたる減少局面に移行すると予測されています。

【図表 I - 1 - 2】

○年齢階層別にみると、生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 12（2000）年の 3,000 万人をピークとして、既に減少局面に移行しています。これに対し、老年人口（65 歳以上）は一貫して増え続け、令和 27（2045）年には 1,380 万人、対平成 27（2015）年比で約 1.3 倍（310 万人）に増加し、高齢化率が 26.6%から 34.5%に上昇すると予測されています。【図表 I - 1 - 2】

図表 I - 1 - 2 首都圏の将来推計人口の動向

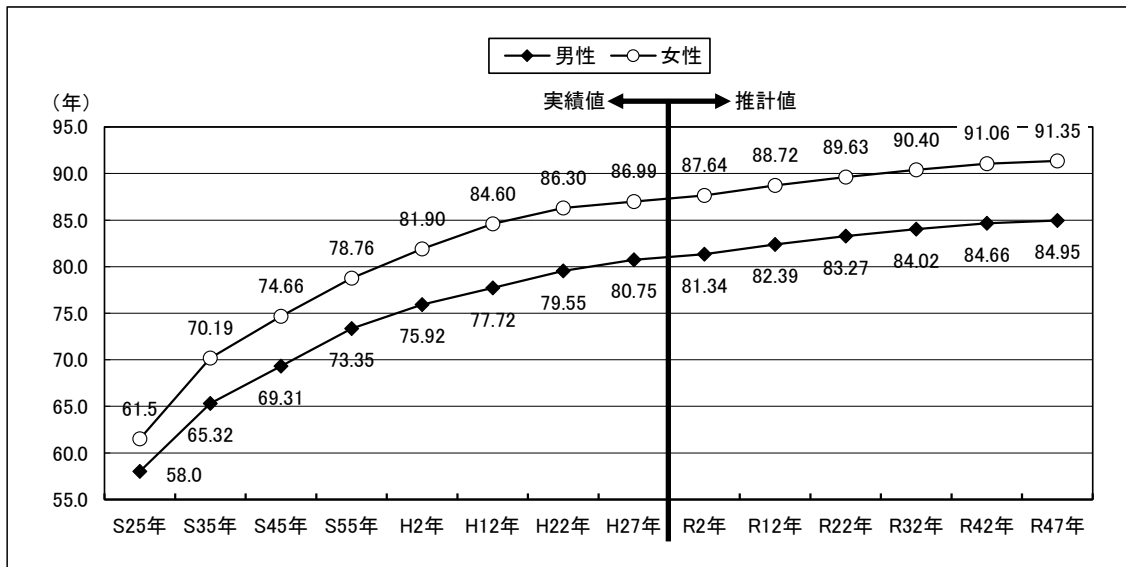


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」

¹ 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県。

○今後、わが国の平均寿命は男女ともに延びて、男性が平成 27（2015）年の 80.75 年から令和 47（2065）年の 84.95 年、同じく女性が 86.99 年から 91.35 年となり、女性は 90 年を超える
と見込まれています。また、現在、わが国は、健康寿命²が世界一の長寿命社会を迎えています。海外の研究³によると、「日本では、平成 19（2007）年に生まれた子どもの半数が 107 歳
より長く生きる」と推計されています。【図表 I - 1 - 3 ~ 5】

図表 I - 1 - 3 平均寿命の推移と将来推計



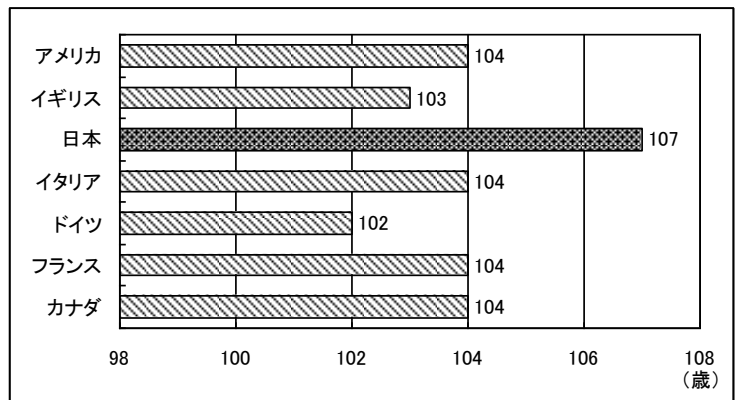
出典：内閣府「平成 30 年版高齢社会白書」

図表 I - 1 - 4 主要国の健康寿命・平均寿命

国名	健康寿命 (年)	(参考) 健康寿命の順位	平均寿命 (年)	(参考) 平均寿命の順位
日本	74.9	1位	83.7	1位
韓国	73.2	3位	82.3	11位
イタリア	72.8	5位	82.7	6位
フランス	72.6	8位	82.4	9位
カナダ	72.3	10位	82.2	12位
イギリス	71.4	21位	81.2	20位
ドイツ	71.3	23位	81.0	24位
アメリカ	69.1	36位	79.3	31位
中国	68.5	41位	76.1	53位
ロシア	63.4	104位	70.5	110位

出典：内閣官房「人生 100 年時代構想推進室資料」

図表 I - 1 - 5 平成 19 年生まれの子どもの 50%が到達すると期待される年齢



出典：内閣官房「人生 100 年時代構想推進室資料」

² 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

³ 人生 100 年時代を見据えた経済社会システムを創り上げるための政策のグランドデザインの検討を目的に国が設置した、「人生 100 年時代構想会議（平成 29 年 9 月～30 年 6 月）」のリンダ・グラットン議員（英国ロンドンビジネススクール教授）の著書「ライフシフト」で引用されている研究。

*****人口減少や人口構造の変化が当市のまちづくりに及ぼす影響*****

- ◆本格的な人口減少・少子高齢社会の到来は、地域経済社会の安定・成長を大きく損なうとともに、これまで厚い現役世代層に支えられていた社会保障制度の持続可能性の低下を招くなど、極めて多岐にわたる面でわが国全体がかつて直面したことの無い問題を引き起こすことが大いに懸念されます。
- ◆このような社会が到来した場合、本市では、住宅・土地の需要の低下や既存住宅ストックの老朽化の進展、コミュニティ機能の弱体化、地域住民の日常生活に密着した商業・サービス業の衰退等を引き起こし、それが地域経済社会の活力をさらに損なう負の連鎖を招くおそれがあります。
- ◆わが国が世界一の長寿社会を迎えている中、70歳やそれ以降でも、個々人の意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来しつつあります。今後、本市でも、「高齢者を支える」発想に加え、一人でも多くの意欲ある高齢者がその能力を発揮することを可能にする社会環境を整える重要性が飛躍的に増していくと考えられます。

－第4次産業革命の技術革新を活かした「超スマート社会」の実現－

○近年、実社会の中であらゆる事業・情報がデータ化され、ネットワークでつながる「IoT (Internet of Things)」、コンピュータが自ら学習し、人間を超える高度な判断を行う「AI (Artificial Intelligence:人工知能)」、多様かつ複雑な作業を自動化する「ロボット」などに代表される、「第4次産業革命」と称される技術革新が世界規模で従来にないスピードとインパクトで進展しています。

○今後、AI やロボットによって、様々な分野で自動化が進むとともに、画質や音質が飛躍的に進歩した IoT 技術により、例えば子育てに忙しい都市部の住民が、大きなコストを払うことなく必要な医療や教育のサービスの提供を受けることができるようになるなど、国民生活の利便性や生活の質が向上することが大いに期待されています。【図表 I - 2 - 1】

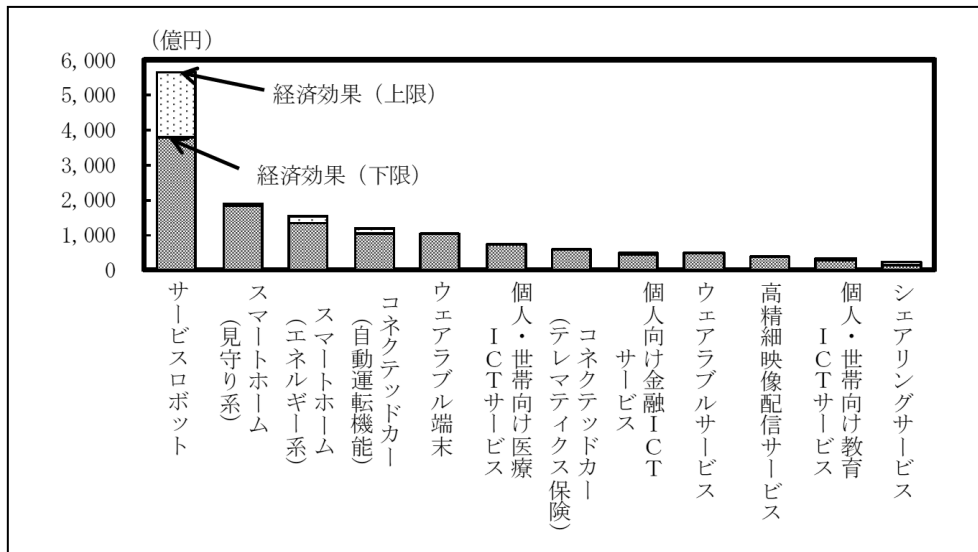
図表 I - 2 - 1 第4次産業革命技術がもたらす変化／新たな展開

「生活」「産業」が変わる	経済活動の「糧」が変わる	「行政」「インフラ」が変わる	「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる	「人材」が変わる
<p>①自動化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇移動・物流革命による人手不足・移動弱者の解消 (自動運転、自動翻訳など) <p>②遠隔・リアルタイム化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇地理的・時間的制約の克服による新サービス創出 (交通が不便でも最適な医療・教育を享受可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇20世紀までの基盤「エネルギー」「ファイナンス」 →ブロックチェーンなどの技術革新で弱み克服 ◇デジタル新時代の基盤「良質なリアルデータ」 →日本の最大の強みを活かすチャンス 	<ul style="list-style-type: none"> ◇アナログ行政から決別 －行政サービスをデジタルで完結 －行政保有データのオープン化 ◇インフラ管理コスト (設置・メンテナンス)の劇的改善 質の抜本的向上 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域の利便性向上 活力向上 (自動走行、オンライン医療、IoT見守り) ◇町工場も世界とつながる ◇稼げる農林水産業 若者就農 ◇中小企業ならではの多様な顧客ニーズへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ◇単純作業や3K現場でAI・ロボットが肩代わり ◇キャリアアップした仕事のチャンス ◇ライフスタイル/ライフステージに応じた働き方の選択

出典：日本経済再生本部「未来投資戦略2018 概要（要約版）」

○第4次産業革命は、ICTの新たな進展をもたらし、これにより新たな財・サービスの提供や価格の低下等によって大きな需要が創出されることも大いに期待されています。総務省によると、ICTの新たなサービスの需要創出効果は年間最大で約1.8兆円とされており、消費者が支払っても良いと考えている支払意思額が大きい分野では、コミュニケーション型・育児向け見守り型・介護向け見守り型ロボットが突出しています。【図表 I - 2 - 2】

図表 I - 2 - 2 第4次産業革命による経済的なインパクト
(新しいICTサービスの需要創出効果)



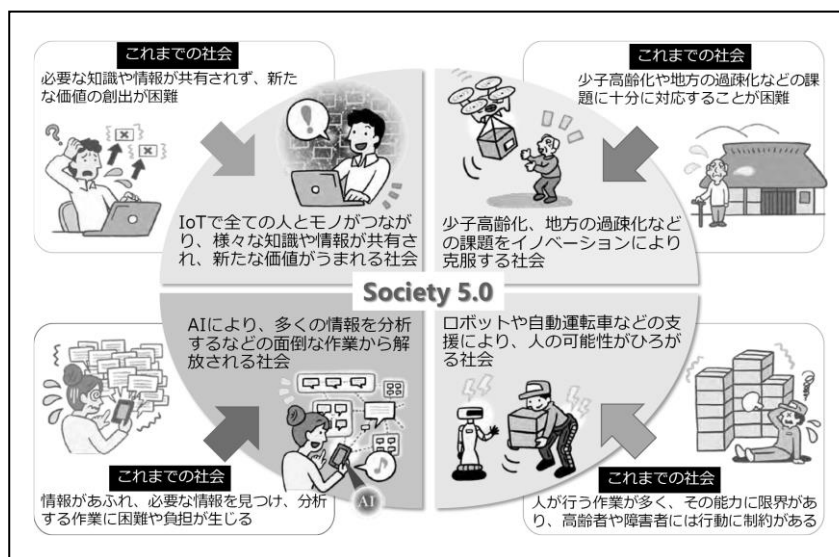
出典：内閣府「日本の経済 2016-2017」

○国は、「第5期科学技術基本計画⁴（平成28（2016）年1月閣議決定）」の中で、必要なモノ・サービスを、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らせる「Society5.0（超スマート社会）」の実現を掲げています。

【図表 I - 2 - 3】

○「Society5.0」で実現する社会では、第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活の中に取り入れることで、人口減少・高齢化、地方の過疎化、エネルギー・環境の制約等の様々な社会課題が克服され、わが国全体がより希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となることが期待されています。

図表 I - 2 - 3 Society5.0で実現する社会



出典：内閣府「Society 5.0『科学技術イノベーションが拓く新たな社会』説明資料」

⁴ 科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、今後10年程度を見通した5年間の科学技術政策を具体化するものとして、政府が策定。

*****産業・経済の変化が当市のまちづくりに及ぼす影響*****

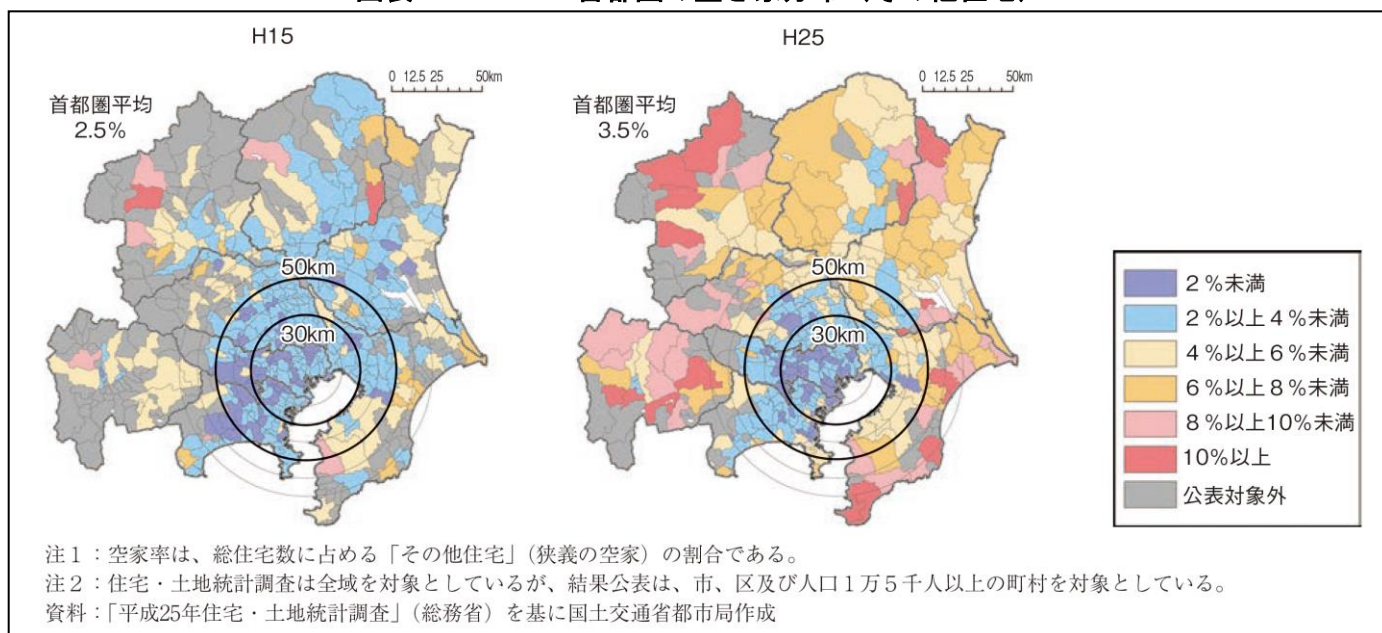
- ◆人口減少・少子高齢社会の進展に伴う働き手の減少は、わが国経済の持続的な成長を実現する上で、乗り越えなければならない大きな制約の1つと考えられる一方、第4次産業革命の進展により、これまでは不可能と思われていた社会の実現が可能となりつつあります。
- ◆今後、当市でも「Society5.0（超スマート社会）」の実現により、多くの市民が自分の意思で働く場所や時間を選択することが容易となることで、自宅等で従業する昼間人口の増加による市内消費の喚起、女性や高齢者をはじめとする働き手の掘り起こしによる税収の増加など、様々な波及効果の創出が大いに期待されます。

3 都市インフラ

－利便性の低下や行政サービスの非効率化等を招く「都市のスポンジ化」－

- 近年、全国的に地域間での人口集積の偏在や世帯の小規模化等を背景に、都市の中心部・郊外部を問わず、空き家や空き地等の低未利用地が、時間的・空間的に不規則かつ相当程度の分量で発生する「都市のスポンジ化」の進展が問題視されています。
- 国土交通省の「平成30年版首都圏白書」によると、都市のスポンジ化の直接的な要因となる「**その他住宅⁵**」の空き家について、首都圏の平成15（2003）～25（2013）年の推移をみると、郊外部ほど空き家率（総住宅数に占める**その他住宅**の割合）が高く、増加傾向が強くなっており、都心から30km以遠でスポンジ化が顕在化しつつあるとしています。**【図表I-3-1】**

図表 I - 3 - 1 首都圏の空き家分布（その他住宅）



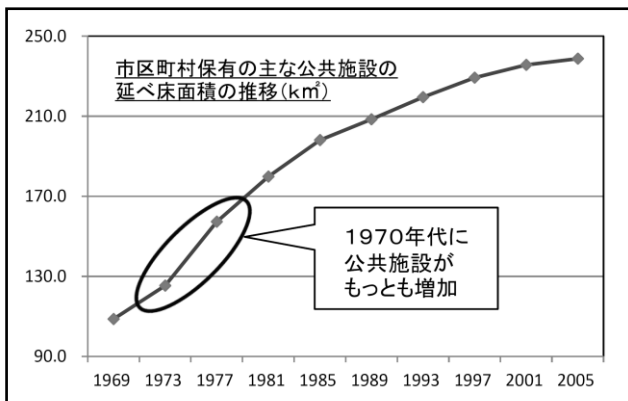
出典：国土交通省「平成30年版首都圏白書」

⁵ 例えば転勤・入院等のために、居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建替えなどのために取り壊すことになっている住宅など。

○現在、全国の地方自治体では、1960～1970年代の高度経済成長期に集中的に整備された大量の公共施設⁶が一斉に建替えや大規模改修等の更新時期を迎えつつあります。一方、少子高齢化の急速な進展に伴い、扶助費⁷等の社会保障関係費の増大に歯止めがかからず、財政状況が年々厳しさを増している中で、今後、全国的に既存の公共施設の更新に充当できる財源は減少していくと見込まれています。【図表 I-3-2・3】

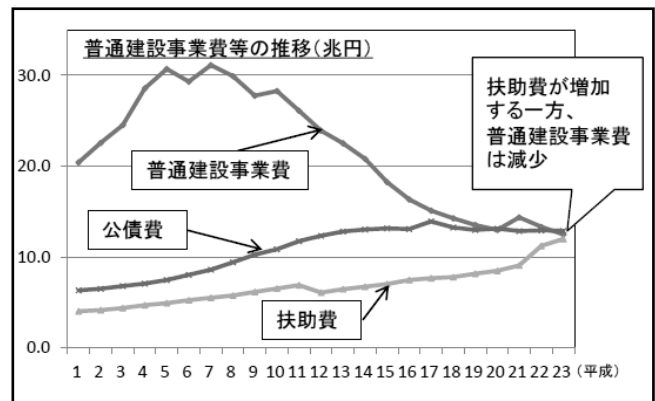
○このような状況下、人口減少等によって既存の公共施設に対する利用需要が変化していくことが予想されることも踏まえ、早急に公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することが、全国共通の喫緊の政策課題となっています。

図表 I-3-2 市区町村保有の主な公共施設の延床面積の推移 (km²)



出典：総務省「公共施設状況調査」

図表 I-3-3 普通建設事業費等の推移 (兆円)



出典：総務省「地方財政状況調査」

*****都市インフラの変化が当市のまちづくりに及ぼす影響*****

- ◆将来的に当市でも地域間での人口集積の偏在等により、「都市のスポンジ化」が顕在し、市民生活を支える商業・公共交通等の縮小・撤退による利便性の低下、行政サービスや公共施設の維持管理の非効率化、居住環境の悪化など、様々な面で深刻な問題が発現するおそれがあります。
- ◆今後、当市でも急速な高齢化の進展に伴って扶助費が増大し、財政構造の硬直化が深刻さを増すことで、人口急増期に整備された既存の公共施設の機能を適切に維持するための建替えや大規模改修等に充当可能な投資余力が低下することが見込まれます。

⁶ 本書では、いわゆるハコモノといわれる公共建築物と道路・上下水道等のインフラ施設の総称を表す。

⁷ 社会保障制度の一環として、生活保護法などの各種法令に基づいて支払われる経費、および地方自治体が単独で行っている扶助の経費のこと。

ー今後さらに重要性が増していくと見込まれる地域コミュニティの役割ー

- 現在、人口減少や少子高齢化、世帯規模の縮小、個人主義・プライバシー重視社会の進展等を背景に、全国的に地域社会における人と人とのつながりや支え合い・助け合いの意識が希薄化し、地域コミュニティの機能低下が進んでいることにより、高齢者の孤独死、子どもの虐待や子育ての孤立化、管理が放棄された空き家・空き地の発生など、かつては顕在化していなかった現象が深刻な社会問題となっています。
- 都市部におけるコミュニティの実態を把握し、今後の都市部におけるコミュニティのあり方、コミュニティ再生の社会的方策の検討を目的に、総務省が平成 26 (2014) 年 3 月に作成した「今後の都市部におけるコミュニティのあり方に関する研究会 報告書」では、コミュニティの現状と課題を以下の 9 つのポイントに概括しています。

図表 I - 4 - 1 都市部におけるコミュニティの現状と課題 (1 / 2)

(1) 地域の関係の希薄化
<p>①自治会・町内会加入率の低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部では、新たに転入してきた住民を中心に、自治会・町内会の加入率が低下している。 ・自治会・町内会の加入率を世帯別にみると、「若い世代」、「ひとり暮らしの世帯」、「居住年数が浅い世帯」で低い傾向があり、また、未加入世帯ほど、「地域活動に関心がない」傾向がみられた。 <p>②近所付き合いの希薄化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特にサラリーマン世帯が多い都市部では、地域にいる時間が少ないため地縁がなくなり、近所付き合いの希薄化につながっている傾向がみられた。 ・同居人がいる世帯に比べて、「ひとり暮らし」の世帯で近所付き合いが希薄な傾向があり、持家(一戸建て)に比べて「民間の借家(集合住宅)」で近所付き合いが希薄な傾向がある。 <p>③地域活動の担い手不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会・町内会の役員の担い手が見つかりづらく、役員の高齢化が進んでいる。 ・就業機会が多い都市部では、共働き世帯も多いなど、住民の多様化が進んでいる。その結果として、自治会・町内会の役員は、役割が集中し、人も固定化する傾向がある。
(2) 自治会・町内会の役割の多様化
<p>④支援が必要な住民への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの世帯等は、近所付き合いが希薄になる傾向があり、生活の大きな不安として「頼る人がいない」ことを多く挙げている。 ・「孤独死」の防止や防災上の観点等から、ひとり暮らし高齢者や災害時の要援護者など、支援が必要な住民の情報の把握の必要性を認識する自治会・町内会は多いが、個人情報保護や管理責任等の課題が大きい。 <p>⑤防災面の取組への期待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市住民の防災に対する意識は高い傾向があり、地域として「防災力を高めてほしい」というニーズも高く、防災関連のイベントへの関心も高い傾向にある。 ・一方で、東日本大震災時には、日頃から地域との付き合いがない人は、災害時の避難方法や避難先を知らないため、うまく避難できなかつたり、避難先で協調できなかつたりする場合がみられた。

出典：総務省「今後の都市部におけるコミュニティのあり方に関する研究会 報告書」(抜粋)

図表 I - 4 - 1 都市部におけるコミュニティの現状と課題 (2 / 2)

(3) コミュニティを構成する多様な主体

⑥ マンションと自治会・町内会の関係

- ・マンション居住は、都市における主要な住まい方の一形態として普及している。
- ・しかし、マンションの中には、既存の自治会・町内会に加入しなかったり、退会したりするところもあり、マンション住民と地域とのつながりが構築しにくいことが明らかになった。

⑦ 企業等の勤務者や多彩な住民と地域の関係

- ・都市部は、住民以外の企業や商店街等の勤務者も日中活動を展開していることが多い。また、住民の中にも、特殊なノウハウを持った企業経営者、個人事業者、学識者、市民活動の実践者等が居住しており、都市にいる人材は多彩である。
- ・都市部においては、このような様々な人材を活かすことで、様々な問題に対応する具体的な解決策につなげていくことが可能であり、実際に実行力のある人材が、コミュニティの担い手として活躍している事例もあった。

⑧ 新たなコミュニティ組織

- ・自治会・町内会をはじめ、地域で活動する各種団体・民生委員等が同じテーブルについて地域課題を話し合い、解決に向けた事業に取り組む新たな地域組織の組成を、行政が促進している例があった。

⑨ 文化、趣味等を通じたつながりの発生

- ・自治会・町内会は地域の祭り等を開催するなど、地域の歴史や文化を支える主体としても活躍している。
- ・祭りやイベント等は、日ごろ地域に関心がなかった住民や民間企業が、地域との関わりを持つきっかけにもなっている。

○一方、平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災では、多くの地域で電気・水道・ガス等のライフラインや物資の輸送が寸断された中、避難所の運営や炊き出し、支援物資の配布等を通じ、大規模災害発生時の応急・復旧過程において、地域コミュニティが極めて重要な役割を担っていることを多くの人々にあらためて認識させる大きな契機となっています。

*****地域コミュニティの変化が当市のまちづくりに及ぼす影響*****

- ◆世帯の小規模化は、地域住民の価値観やライフスタイルの変化等と相まって、人間関係の希薄化や規範意識の低下、居住者の匿名化等につながり、ひいては地域コミュニティの弱体化を招くおそれがあります。
- ◆今後、人口減少・少子高齢社会の進展をはじめとする社会経済情勢の変化に伴い、ますます個人や地域社会が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、全国的にも行政の能力だけでこれらの課題にきめ細かく対応することは、もはや限界にさしかかっており、地域コミュニティが果たす役割の重要性は従来にも増して高まっていくと見込まれます。

－今後、扶助費の増大等により、財政面での制約が強まっていくおそれ－

- 総務省の「自治体戦略 2040 構想研究会⁸」によると、地方自治体の歳入は、住民税及び固定資産税が基幹的な税目となっていますが、平成 13（2011）年度以降、多くの地方自治体において、財源不足を臨時財政対策債⁹の発行で賄っている状況が続いているとしています。
- さらに、将来的には他の年代と比べて年間平均給与額が高い 40・50 歳代を中心に働く世代が大きく減少するとともに、今後、所得や地価が減少・下落することにより、地方税収が減少する可能性があるとしています。【図表 I－5－1】

図表 I－5－1 年齢ごとの年間平均給与額と人口

年齢	年間平均給与 (万円)	人口(万人)		人口減少率 (%)
		平成27年	令和22年	
15～19歳	132	605	435	▲ 28.1
20～24歳	253	609	489	▲ 19.6
25～29歳	352	653	524	▲ 19.8
30～34歳	397	740	557	▲ 24.7
35～39歳	432	842	585	▲ 30.6
40～44歳	461	985	622	▲ 36.9
45～49歳	486	877	612	▲ 30.2
50～54歳	509	802	641	▲ 20.1
55～59歳	491	760	715	▲ 6.0
60～64歳	372	855	798	▲ 6.7
65～69歳	301	976	907	▲ 7.0
70歳以上	304	2,411	3,135	30.0

(以下、集計して再掲)

年齢	年間平均給与 (万円)	人口(万人)		増減数 (万人)
		平成27年	令和22年	
15～69歳	425	8,704	6,885	▲ 1,819
70歳以上	304	2,411	3,135	724

出典：総務省「自治体戦略 2040 構想研究会（第 8 回、（平成 30 年 2 月）事務局資料）」

- 近年、地方自治体の歳出は、構成比ベースで普通建設事業費が平成 7（1995）年度の 31.4% から平成 27（2015）年度の 14.4% に大きく低下する一方、公債費¹⁰が 8.7% から 13.1%、扶助費が 5.6% から 13.6% に上昇し、その結果、人件費¹¹・扶助費・公債費からなる義務的経費¹²が 40.4% から 49.6% に上昇するなど、全国的に財政構造の硬直化が深刻さを増しています。

【図表 I－5－2】

⁸ 老年人口が最多となる令和 22（2040）年頃に地方自治体が抱える行政課題を整理した上、今後の地方自治体のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討するため、平成 29（2017）年 10 月から 16 回にわたり開催された総務大臣主催の研究会。

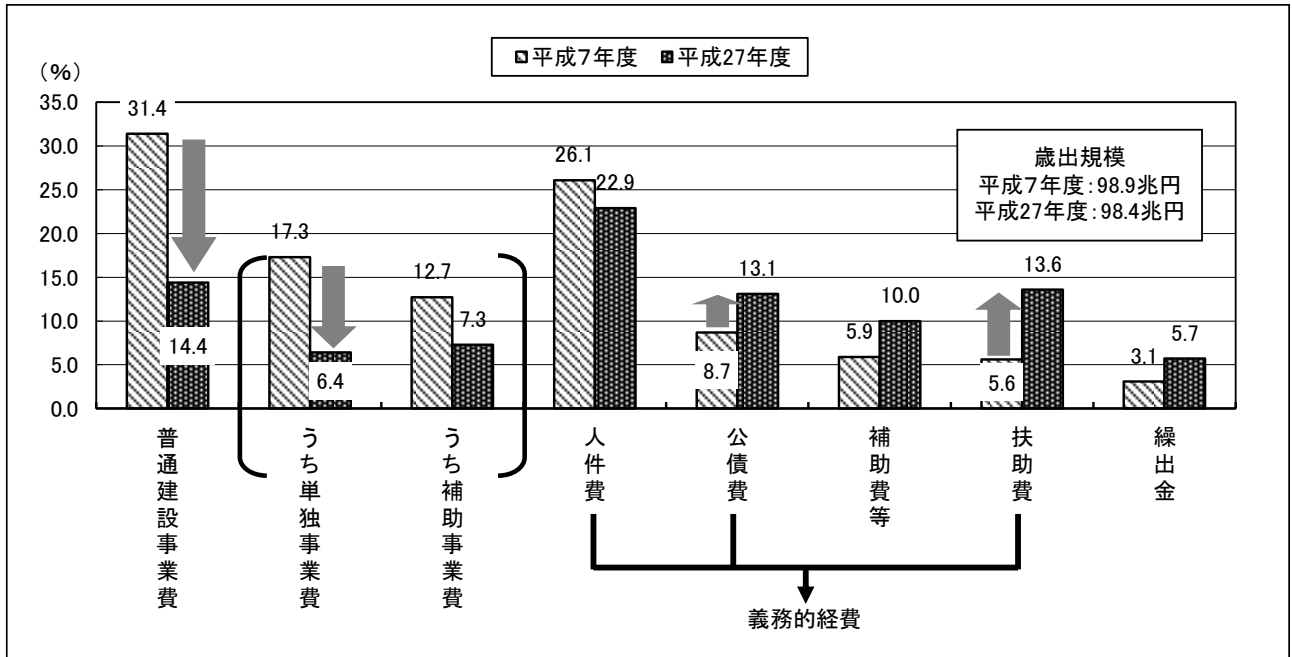
⁹ 地方の一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外にも充当することができる地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債。

¹⁰ 地方自治体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

¹¹ 職員の給料・諸手当、特別職及び議員への報酬、委員会委員等への報酬など。

¹² 歳出のうち、その支出が義務づけられており、任意に削減することができない経費。

図表 1-5-2 地方全体の歳出構造の変化



出典：総務省「自治体戦略 2040 構想研究会（第8回、平成30年2月）事務局資料」

○地方公務員数は、国からの度重なる要請を受け、各地方自治体が定員適正化等を推し進め、特に平成17（2005）年度から取り組んだ「集中改革プラン」に基づく大幅な定員削減（純減）を実施した結果、平成6（1994）年の328.2万人から平成28（2016）年の273.7万人へと約2割（54.5万人）減少しています。

○同研究会では、今後、子育て環境の改善や次世代の産業人材への投資が重要性を増す一方、高齢者数の増加に伴う要介護者や生活保護受給者の増加等による扶助費や、老朽化した公共建築物や道路・下水道等のインフラ施設の機能を保つための更新費用（土木費・農林水産費・教育費）が増大するなど、人口構造の変化が地方財政に深刻な影響を与えると予測しています。

*****地方自治体を取り巻く環境の変化が当市のまちづくりに及ぼす影響*****

- ◆近年、全国的に自治体経営を取り巻く社会経済情勢が急速な変化を続けている中、それぞれの地域が直面する様々な課題により迅速かつ的確に対応できるようにするため、地方分権改革のさらなる進展への期待が高まると考えられます。
- ◆本格的な人口減少社会の到来に伴う人口の低密度化や高齢化等の進展によって、今後、当市においても扶助費や人口1人当たり投じる公共施設の維持管理費等の行政コストが増大する一方、これらに充当可能な経営資源（財源や職員など）の制約が強まっていくことが大いに懸念されます。

1 位置及び地勢

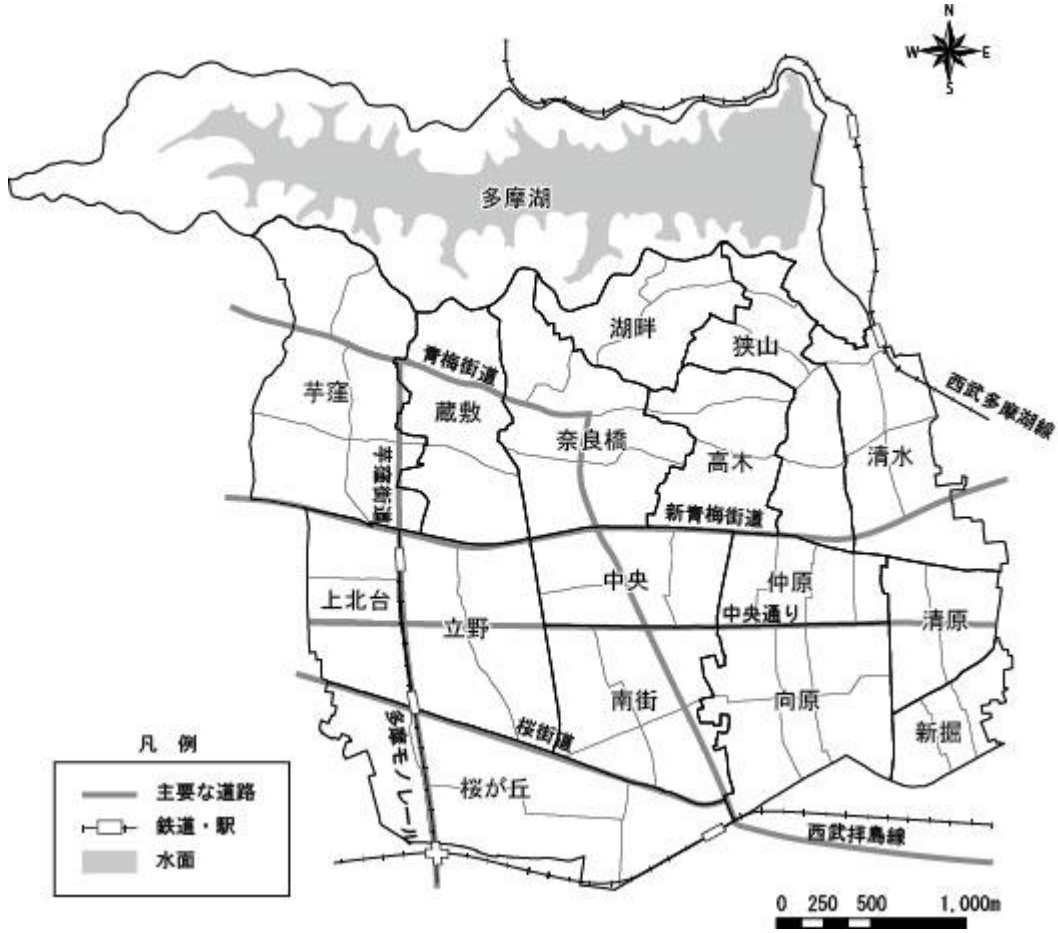
- 当市は、東京都心から約 35km の距離にあり、北多摩の北部に位置しています。北は多摩湖を介して所沢市と接する県境となっており、東は東村山市、南は立川市、小平市、西は武蔵村山市に接しています。市域は東西 5.3 km、南北 4.3 km、面積は 13.42 km²であり、面積は多摩 26 市の中で 17 番目¹となっています。【図表 II-1-1】
- 地形は、大きく分けて市北部の丘陵地と市街地の大部分を占める台地とに分けられています。丘陵地は狭山丘陵と呼ばれ、北部に多摩湖（村山貯水地）を擁し東西にゆるやかに起伏しています。中央部から南部にかけては武蔵野台地が広がっており、おおむね平坦となっています。
- 市域の骨格を形成する主要な交通網のうち、鉄道は市域東側を西武多摩湖線、南側を西武拝島線、西側を多摩モノレールが通っています。また、主要な道路は、都道 5 号新宿青梅線を構成する青梅街道・新青梅街道、市域の南北方向に芋窪街道、東西方向に中央通り、桜街道が走っています。【図表 II-1-2】

図表 II-1-1 東大和市の東京都の中での位置



¹ 参考資料：国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調（平成 30 年 10 月 1 日現在）」

図表 II-1-2 主要な交通網



- かつての当市は、明治4（1871）年、芋窪、蔵敷、奈良橋、高木、清水、後ヶ谷、宅部の7か村（後ヶ谷と宅部の2村は明治8（1875）年に合併し、狭山村になりました）が廃藩置県制の実施に伴って神奈川県に編入されました。
- その後、明治26（1893）年に多摩地域の移管に伴って東京府に編入され、大正8（1919）年に、芋窪・蔵敷・奈良橋・高木・狭山・清水の6か村が合併して、大和村が誕生しました。
- 村山貯水池の完成（昭和2（1927）年）【建設開始は明治45（1912）年】や東京瓦斯電気工業立川工場（戦闘機のエンジンを生産する工場）の建設（昭和13（1938）年）によって、村は純農村から都市化の道を歩み始めました。
- 昭和29（1954）年5月3日には町制を施行し、大和町が誕生し、昭和45（1970）年10月1日には市制を施行し、名称を「東大和市」と改めました。
- 当市は、人口急増期を過去2回経験し、それまでの純農村から勤労者中心の住宅都市へと大きくその姿を変えてきました。最初の人口増は、昭和13（1938）年の東京瓦斯電気工業立川工場設立に伴う昭和15（1940）年から20（1945）年にかけてのもので、これは純農村であった当市に工場勤労者の社会増をもたらし、都市化への第一歩を踏み出す契機となりました。
- 第二の人口増は、昭和35（1960）年から47（1972）年にかけての公営・公社等の住宅建設によるもので、都営住宅3,085戸、公社住宅2,837戸、西武住宅433戸、合計6,355戸が次々と建設され、これに伴い、人口も昭和35（1960）年の14,239人から昭和47（1972）年の51,909人へと約3.6倍の伸びを示しました。
- その後も大和基地跡地への桜が丘団地建設、工場跡地・民間企業施設跡地へのマンション建設、多摩モノレールの開通（立川北～上北台間開通：1998年、全線開通：2000年）による沿線へのマンション建設等により、人口の微増が続いてきました。
- 近年、わが国全体が人口減少・少子高齢社会へと移行が進む中、当市においても、これまで増え続けていた人口が減少に転じています。

(1) 総人口・世帯数

○平成31(2019)年1月1日現在の人口は85,565人であり、平成3(1991)年1月1日人口の75,030人と比べ約1.1倍(10,535人増)に増加しています。

【図表II-3-1、
図表II-3-2】

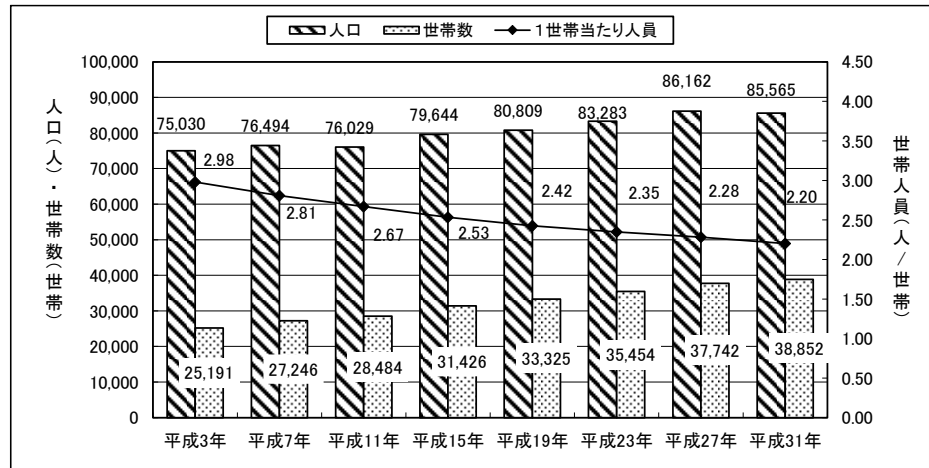
○平成3(1991)年以降の人口推移を4年ごとにみると、平成11(1999)～15(2003)年では、

多摩モノレールの開通による沿線へのマンションの建設等により人口は4%以上の高い伸びを続けていましたが、平成27(2015)年の86,162人をピークに減少しています。【同上】

○過去10年間の当市の人口増減率を、比較対象都市²と比較すると、平成26(2014)年の対平成21(2009)年増減率は全体の4番目、平成31(2019)年の対平成26(2014)年増減率は全体の8番目に位置しています。【図表II-3-3】

○比較対象都市で見ると、人口増減率が1%未満であった市は、平成21(2009)～26(2014)年が2市であったのに対し、平成26(2014)～31(2019)年では7市(内3市はマイナス)に拡大しています。当市も含め、比較対象都市内でも徐々に人口減少への移行が進んでいることが見てとれます。【同上】

図表II-3-1 総人口・総世帯数の推移



出典：東京都総務局統計部「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(平成31年1月1日現在)

注)平成27年以降は外国人を含む。

² 比較対象都市は、総務省「住民基本台帳人口移動報告(平成30年)」による、当市からの転出先上位5市(武蔵村山市、立川市、東村山市、小平市、所沢市)と、東京都内の当市と人口が近い類似団体5市(あきる野市、稲城市、清瀬市、国立市、福生市)の合計10市

参考 比較対象都市選定方法：当市からの転出先上位5市

	順位	転入		転出	
		転入前住所地	人数(人)	転出先住所	人数(人)
市全体		合計	3,375	合計	3,102
	1	武蔵村山市	387	武蔵村山市	302
	2	立川市	310	立川市	237
	3	東村山市	208	東村山市	195
	4	小平市	202	小平市	191
	5	昭島市	90	八王子市	90
	6	横浜市	71	所沢市	83
		その他	2,107	その他	2,004

出展：総務省「住民基本台帳人口移動報告(平成30年)」

図表 II-3-2 総人口・総世帯数の推移

		平成3年	平成7年	平成11年	平成15年	平成19年	平成23年	平成27年	平成31年
人口	実数(人)	75,030	76,494	76,029	79,644	80,809	83,283	86,162	85,565
	増減数(人)	—	1,464	▲ 465	3,615	1,165	2,474	2,879	▲ 597
	増減率(%)	—	2.0	▲ 0.6	4.8	1.5	3.1	3.5	▲ 0.7
世帯数	実数(世帯)	25,191	27,246	28,484	31,426	33,325	35,454	37,742	38,852
	増減数(世帯)	—	2,055	1,238	2,942	1,899	2,129	2,288	1,110
	増減率(%)	—	8.2	4.5	10.3	6.0	6.4	6.5	2.9
世帯人員	実数(人/世帯)	2.98	2.81	2.67	2.53	2.42	2.35	2.28	2.20

出典：東京都総務局統計部「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）」

注）平成27年以降は外国人を含む。

図表 II-3-3 人口増減の都市間比較（比較対象都市）

平成21年 実数 (人)	順位	市名	平成26年		順位	市名	平成31年	
			実数 (人)	対平成21年 増減率 (%)			実数 (人)	対平成26年 増減率 (%)
81,050	1	稲 城 市	86,169	6.32	1	稲 城 市	90,585	5.12
179,269	2	小 平 市	186,339	3.94	2	小 平 市	193,596	3.89
69,491	3	武 蔵 村 山 市	72,169	3.85	3	立 川 市	183,822	3.16
82,184	4	東 大 和 市	85,297	3.79	4	国 立 市	76,038	2.22
148,084	5	東 村 山 市	152,088	2.70	5	清 瀬 市	74,737	0.70
173,692	6	立 川 市	178,194	2.59	6	武 蔵 村 山 市	72,546	0.52
72,423	7	清 瀬 市	74,216	2.48	7	所 沢 市	344,320	0.41
72,742	8	国 立 市	74,385	2.26	8	東 大 和 市	85,565	0.31
80,875	9	あ き る 野 市	81,912	1.28	9	東 村 山 市	150,789	▲ 0.85
58,483	10	福 生 市	58,821	0.58	10	福 生 市	58,243	▲ 0.98
341,365	11	所 沢 市	342,925	0.46	11	あ き る 野 市	80,851	▲ 1.30
1,359,658		合計	1,392,515	2.42		合計	1,411,092	1.33

出典：東京都総務局「住民基本台帳による東京の世帯と人口（各年1月1日現在）」

所沢市「埼玉県所沢市年次別世帯数人口調書（各年12月末日現在）」

注）所沢市は前年の12月末日現在のデータ。

図表 II-3-4 人口増減の都市間比較（多摩 26 市）

平成21年 実数 (人)	順位	市名	平成26年		順位	市名	平成31年	
			実数 (人)	対平成21年 増減率 (%)			実数 (人)	対平成26年 増減率 (%)
81,050	1	稲 城 市	86,169	6.32	1	狛 江 市	82,481	5.85
110,851	2	小 金 井 市	117,001	5.55	2	調 布 市	235,169	5.13
241,930	3	府 中 市	253,288	4.69	3	稲 城 市	90,585	5.12
134,422	4	武 蔵 野 市	140,527	4.54	4	国 分 寺 市	123,689	4.21
214,865	5	調 布 市	223,691	4.11	5	武 蔵 野 市	146,399	4.18
179,269	6	小 平 市	186,339	3.94	6	小 平 市	193,596	3.89
69,491	7	武 蔵 村 山 市	72,169	3.85	7	三 鷹 市	187,199	3.89
190,331	8	西 東 京 市	197,546	3.79	8	小 金 井 市	121,443	3.80
82,184	9	東 大 和 市	85,297	3.79	9	日 野 市	185,393	3.24
173,442	10	日 野 市	179,571	3.53	10	立 川 市	183,822	3.16
547,811	11	八 王 子 市	563,482	2.86	11	西 東 京 市	202,817	2.67
414,406	12	町 田 市	426,222	2.85	12	府 中 市	260,011	2.65
148,084	13	東 村 山 市	152,088	2.70	13	国 立 市	76,038	2.22
173,692	14	立 川 市	178,194	2.59	14	多 摩 市	148,745	0.72
175,716	15	三 鷹 市	180,194	2.55	15	清 瀬 市	74,737	0.70
75,995	16	狛 江 市	77,923	2.54	16	町 田 市	428,685	0.58
72,423	17	清 瀬 市	74,216	2.48	17	武 蔵 村 山 市	72,546	0.52
115,895	18	国 分 寺 市	118,697	2.42	18	東 久 留 米 市	116,896	0.41
72,742	19	国 立 市	74,385	2.26	19	東 大 和 市	85,565	0.31
110,574	20	昭 島 市	112,905	2.11	20	昭 島 市	113,215	0.27
55,820	21	羽 村 市	56,837	1.82	21	八 王 子 市	562,460	▲ 0.18
145,356	22	多 摩 市	147,681	1.60	22	東 村 山 市	150,789	▲ 0.85
114,717	23	東 久 留 米 市	116,417	1.48	23	福 生 市	58,243	▲ 0.98
80,875	24	あ き る 野 市	81,912	1.28	24	あ き る 野 市	80,851	▲ 1.30
58,483	25	福 生 市	58,821	0.58	25	羽 村 市	55,607	▲ 2.16
138,265	26	青 梅 市	137,833	▲ 0.31	26	青 梅 市	134,086	▲ 2.72
3,978,689		市部合計	4,099,405	3.03		市部合計	4,171,067	1.75

出典：東京都総務局「住民基本台帳による東京の世帯と人口（各年1月1日現在）」

○一方、世帯数は人口を上回るペースで増え続け、平成31(2019)年は38,852世帯、平成3(1991)年の約1.5倍(13,661世帯増)に増加しています。この結果、1世帯当たり人員は平成3(1991)年の2.98人/世帯から平成31(2019)年の2.20人/世帯に減少しており、全国的な傾向³と同様に、当市でも世帯の小規模化が進行しています。【図表II-3-1、図表II-3-5】

図表II-3-5 世帯数増減の都市間比較（比較対象都市）

平成21年 実数 (世帯)	順位	市名	平成26年		順位	市名	平成31年	
			実数 (世帯)	対平成21年 増減率 (%)			実数 (世帯)	対平成26年 増減率 (%)
33,907	1	稲 城 市	36,755	8.40	1	稲 城 市	39,991	8.80
34,419	2	東 大 和 市	37,108	7.81	2	立 川 市	91,270	7.19
28,064	3	武 蔵 村 山 市	30,072	7.16	3	小 平 市	91,602	6.48
31,850	4	あ き る 野 市	34,026	6.83	4	国 立 市	37,728	6.18
66,005	5	東 村 山 市	70,199	6.35	5	所 沢 市	159,629	5.93
81,173	6	小 平 市	86,026	5.98	6	武 蔵 村 山 市	31,640	5.21
31,968	7	清 瀬 市	33,829	5.82	7	福 生 市	30,506	4.95
80,942	8	立 川 市	85,148	5.20	8	清 瀬 市	35,454	4.80
143,376	9	所 沢 市	150,699	5.11	9	東 大 和 市	38,852	4.70
27,691	10	福 生 市	29,066	4.97	10	あ き る 野 市	35,519	4.39
34,229	11	国 立 市	35,532	3.81	11	東 村 山 市	72,676	3.53
593,624		合計	628,460	5.87		合計	664,867	5.79

出典：東京都総務局「住民基本台帳による東京の世帯と人口（各年1月1日現在）」
所沢市「埼玉県所沢市年次別世帯数人口調書」（各年12月末日現在）

注）所沢市は前年の12月末日現在のデータ。

³ 総務省の「平成27年国勢調査 人口速報集計結果」によると、全国の1世帯当たり人員は昭和45(1970)年の3.45人から徐々に減少を続け、平成7(1995)年には2.85人と初めて3人を下回り、平成27(2015)年には2.38人とさらに減少している。

図表 II-3-6 世帯数増減の都市間比較（多摩26市）

平成21年 実数 (世帯)	順位	市名	平成26年		順位	市名	平成31年	
			実数 (世帯)	対平成21年 増減率 (%)			実数 (世帯)	対平成31年 増減率 (%)
33,907	1	稲 城 市	36,755	8.40	1	稲 城 市	39,991	8.80
34,419	2	東 大 和 市	37,108	7.81	2	狛 江 市	42,157	8.21
28,064	3	武 蔵 村 山 市	30,072	7.16	3	調 布 市	118,804	7.41
31,850	4	あ き る 野 市	34,026	6.83	4	立 川 市	91,270	7.19
53,211	5	小 金 井 市	56,828	6.80	5	国 分 寺 市	60,111	6.67
175,068	6	町 田 市	186,820	6.71	6	日 野 市	88,402	6.63
239,777	7	八 王 子 市	255,607	6.60	7	小 平 市	91,602	6.48
77,934	8	日 野 市	82,906	6.38	8	小 金 井 市	60,367	6.23
66,005	9	東 村 山 市	70,199	6.35	9	国 立 市	37,728	6.18
111,716	10	府 中 市	118,429	6.01	10	西 東 京 市	97,350	6.17
81,173	11	小 平 市	86,026	5.98	11	府 中 市	125,060	5.60
31,968	12	清 瀬 市	33,829	5.82	12	多 摩 市	71,851	5.39
23,653	13	羽 村 市	25,027	5.81	13	武 蔵 村 山 市	31,640	5.21
86,720	14	西 東 京 市	91,690	5.73	14	武 蔵 野 市	76,765	5.04
48,895	15	昭 島 市	51,505	5.34	15	福 生 市	30,506	4.95
80,942	16	立 川 市	85,148	5.20	16	清 瀬 市	35,454	4.80
27,691	17	福 生 市	29,066	4.97	17	三 鷹 市	93,665	4.79
65,015	18	多 摩 市	68,176	4.86	18	八 王 子 市	267,736	4.75
105,526	19	調 布 市	110,610	4.82	19	町 田 市	195,643	4.72
58,181	20	青 梅 市	60,810	4.52	20	東 大 和 市	38,852	4.70
70,150	21	武 蔵 野 市	73,085	4.18	21	東 久 留 米 市	54,257	4.62
49,825	22	東 久 留 米 市	51,860	4.08	22	昭 島 市	53,827	4.51
54,264	23	国 分 寺 市	56,351	3.85	23	あ き る 野 市	35,519	4.39
34,229	24	国 立 市	35,532	3.81	24	青 梅 市	63,142	3.83
37,700	25	狛 江 市	38,959	3.34	25	東 村 山 市	72,676	3.53
86,770	26	三 鷹 市	89,381	3.01	26	羽 村 市	25,718	2.76
1,794,653		市部合計	1,895,805	5.64		市部合計	2,000,093	5.50

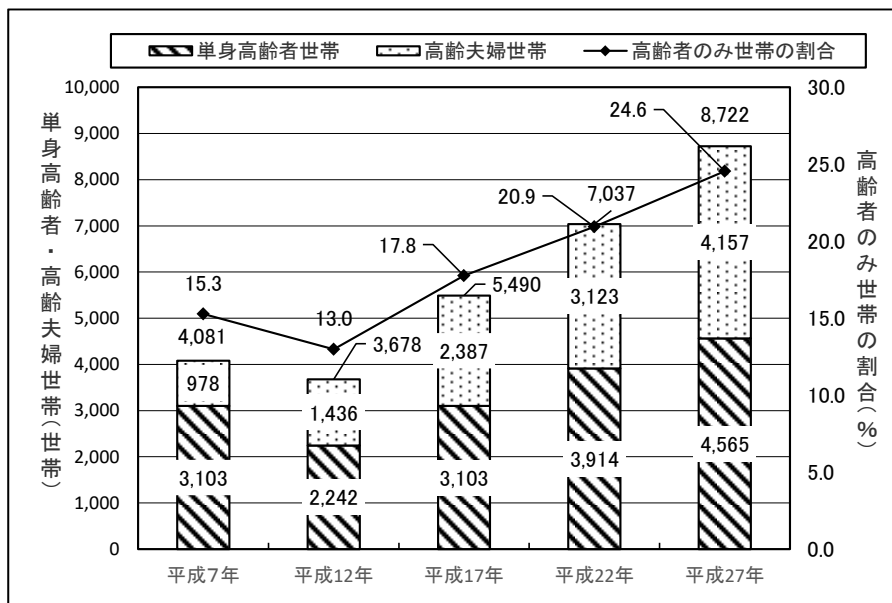
出典：東京都総務局「住民基本台帳による東京の世帯と人口（各年1月1日現在）」

○国勢調査に基づき、平成7（1995）年以降の高齢者のみ世帯⁴の推移をみると、当該世帯は平成12（2000）年より増加を続けており、平成27（2015）年では8,722世帯、平成12（2000）年の3,678世帯と比べて約2.4倍（5,044世帯増）に大きく増加しています。

【図表 II-3-7】

○平成27（2015）年の一般世帯総数に占める高齢者のみ世帯の割合は24.6%であり、比較対象都市の中で2番目、多摩26市の中で3番目に高い値となっています。【図表 II-3-8、図表 II-3-9】

図表 II-3-7 高齢者のみ世帯の推移



出典：総務省「国勢調査（各年10月1日現在）」

図表 II-3-8 一般世帯総数に占める高齢者のみ世帯の割合の都市間比較（比較対象都市）

順位	市名	①一般世帯総数 (世帯)	②単身高齢者世帯 (世帯)	③高齢夫婦世帯 (世帯)	((②+③)/①) 高齢者のみ世帯の割合 (%)
1	清瀬市	32,290	4,377	3,918	25.7
2	東大和市	35,524	4,157	4,565	24.6
3	あきる野市	30,758	3,043	4,412	24.2
4	東村山市	64,521	7,760	7,450	23.6
5	武蔵村山市	28,277	2,970	3,495	22.9
6	所沢市	145,724	13,179	18,433	21.7
7	福生市	27,220	3,071	2,553	20.7
8	小平市	82,768	8,486	8,517	20.5
9	立川市	83,188	9,475	7,539	20.5
10	国立市	34,019	3,696	3,225	20.3
11	稲城市	36,510	3,302	3,733	19.3

出典：総務省「平成27年国勢調査（10月1日現在）」

⁴ 単身高齢者世帯（65歳以上の者1人のみの一般世帯）及び高齢夫婦世帯（夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）。

図表 II-3-9 一般世帯総数に占める高齢者のみ世帯の割合の都市間比較（多摩 26 市）

順位	市名	①一般世帯総数(世帯)	②単身高齢者世帯(世帯)	③高齢夫婦世帯(世帯)	(②+③)／① 高齢者のみ世帯の割合(%)	順位	市名	①一般世帯総数(世帯)	②単身高齢者世帯(世帯)	③高齢夫婦世帯(世帯)	(②+③)／① 高齢者のみ世帯の割合(%)
1	東久留米市	49,859	6,551	6,344	25.9	14	西東京市	89,605	9,690	8,961	20.8
2	清瀬市	32,290	4,377	3,918	25.7	15	福生市	27,220	3,071	2,553	20.7
3	東大和市	35,524	4,157	4,565	24.6	16	八王子市	252,985	23,943	28,194	20.6
4	多摩市	65,406	7,378	8,667	24.5	17	小平市	82,768	8,486	8,517	20.5
5	あきる野市	30,758	3,043	4,412	24.2	18	立川市	83,188	9,475	7,539	20.5
6	東村山市	64,521	7,760	7,450	23.6	19	国立市	34,019	3,696	3,225	20.3
7	町田市	186,454	20,481	23,419	23.5	20	稲城市	36,510	3,302	3,733	19.3
8	青梅市	54,196	5,561	6,894	23.0	21	武蔵野市	73,960	8,097	5,964	19.0
9	武蔵村山市	28,277	2,970	3,495	22.9	22	調布市	110,450	11,133	9,261	18.5
10	昭島市	48,208	5,682	5,090	22.3	23	府中市	119,435	11,362	10,195	18.0
11	狛江市	39,434	4,652	3,779	21.4	24	三鷹市	90,093	8,895	7,359	18.0
12	日野市	84,823	8,823	9,163	21.2	25	国分寺市	59,089	5,219	5,290	17.8
13	羽村市	23,435	2,265	2,648	21.0	26	小金井市	59,692	5,590	4,920	17.6
							市部合計	1,862,199	195,659	195,555	21.0

出典：総務省「平成 27 年国勢調査（10 月 1 日現在）」

(2) 年齢別人口

○平成31(2019)年1月1日現在の年齢階層別の人口構成比は、0～14歳の年少人口13.1%(実数11,221人)、15～64歳の生産年齢人口60.2%(51,477人)、65歳以上の老年人口26.7%(22,867人)、また、75歳以上人口が13.8%(11,797人)となっています。【図表II-3-10】

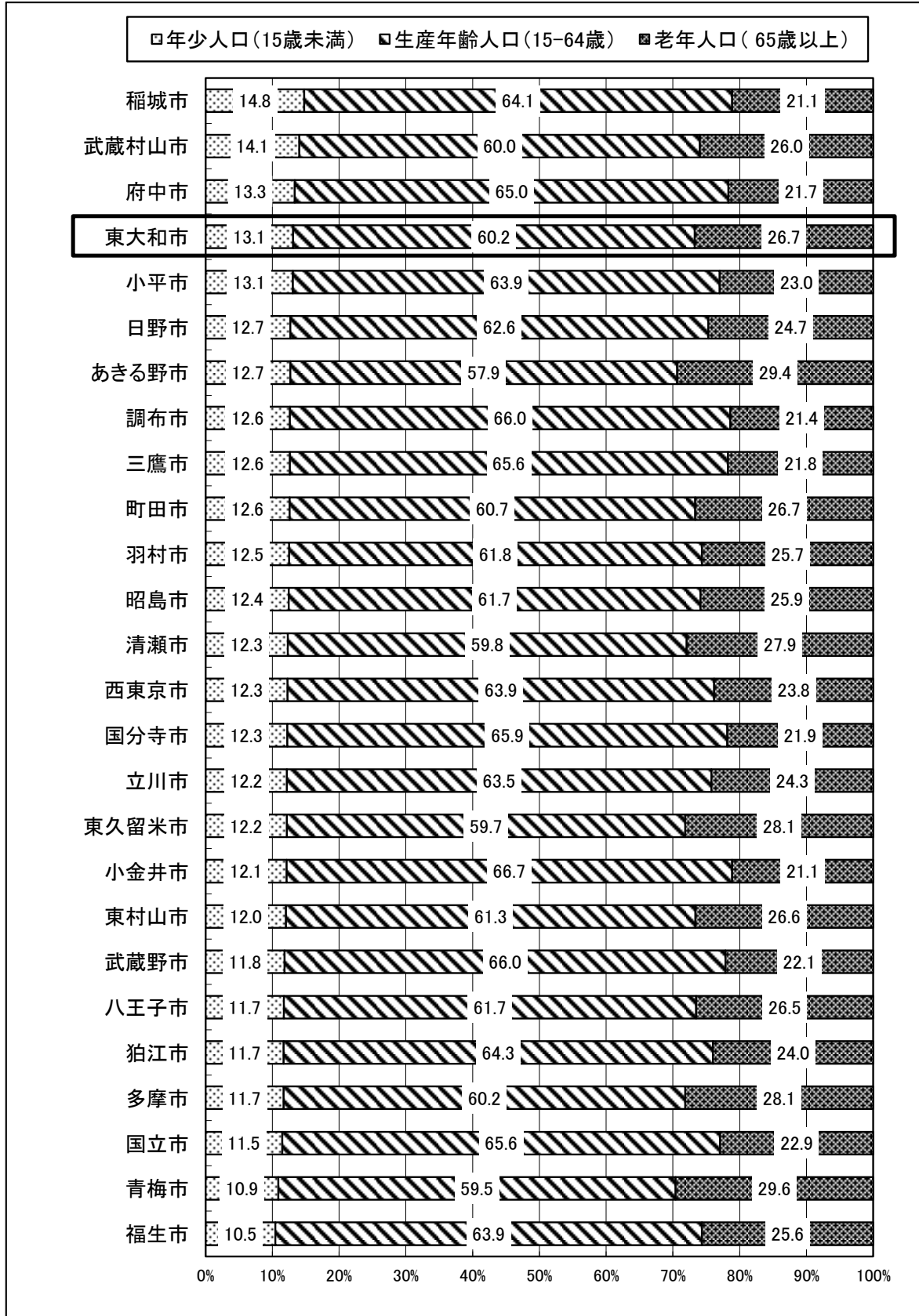
図表II-3-10 年齢階層別人口の推移

		平成6年	平成11年	平成16年	平成21年	平成26年	平成31年
年少人口 (0～14歳)	実数(人)	12,488	11,521	11,617	11,718	11,721	11,221
	増減率(%)	—	▲ 7.7	0.8	0.9	0.0	▲ 4.3
	構成比(%)	16.4	15.2	14.5	14.3	13.7	13.1
生産年齢人口 (15～64歳)	実数(人)	56,797	54,943	55,245	53,448	53,186	51,477
	増減率(%)	—	▲ 3.3	0.5	▲ 3.3	▲ 0.5	▲ 3.2
	構成比(%)	74.5	72.3	69.1	65.0	62.4	60.2
老年人口 (65歳以上)	実数(人)	6,912	9,565	13,068	17,018	20,390	22,867
	増減率(%)	—	38.4	36.6	30.2	19.8	12.1
	構成比(%)	9.1	12.6	16.3	20.7	23.9	26.7
うち 75歳以上	実数(人)	—	3,189	4,415	6,488	9,161	11,797
	増減率(%)	—	—	38.4	47.0	41.2	28.8
	構成比(%)	—	4.2	5.5	7.9	10.7	13.8

出典：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日）」

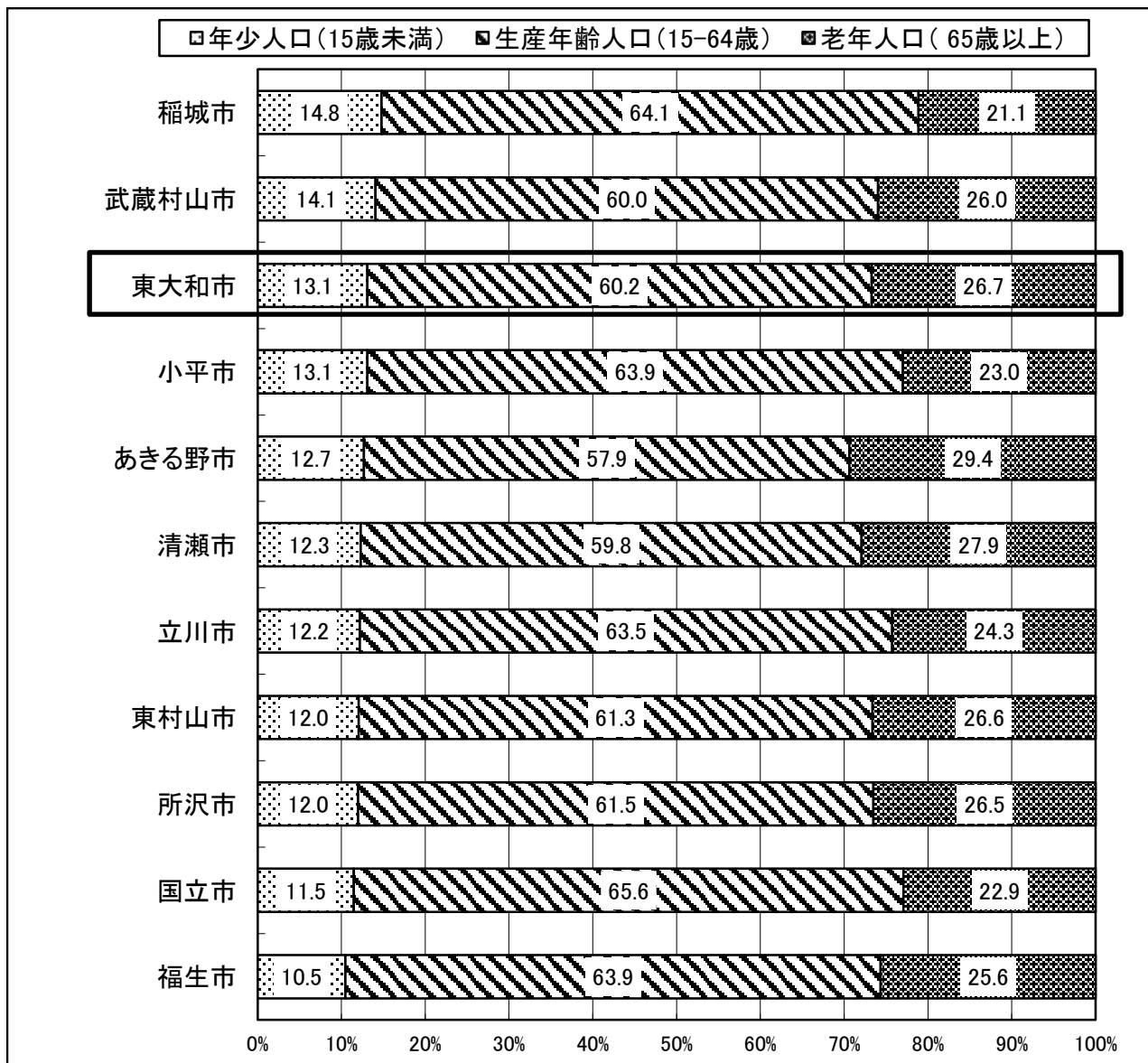
○比較対象都市と比較すると、構成比の高い方から年少人口が3番目、老年人口は3番目となっているが、生産年齢人口は構成比の低い方から4番目となっており、生産年齢人口の構成は相対的に低いが、老年人口と年少人口の構成比が相対的に高いことが特徴的といえます。【図表II-3-11、図表II-3-12】

図表 II-3-11 多摩 26 市の年少人口構成比の都市間比較（比率の高位順）



出典：東京都総務局「住民基本台帳による東京の世帯と人口（H31年1月1日現在）」
 埼玉県総務部「町（丁）字別人口調査（平成31年1月1日現在）」

図表 II-3-12 比較対象都市の年少人口構成比の都市間比較（比率の高位順）

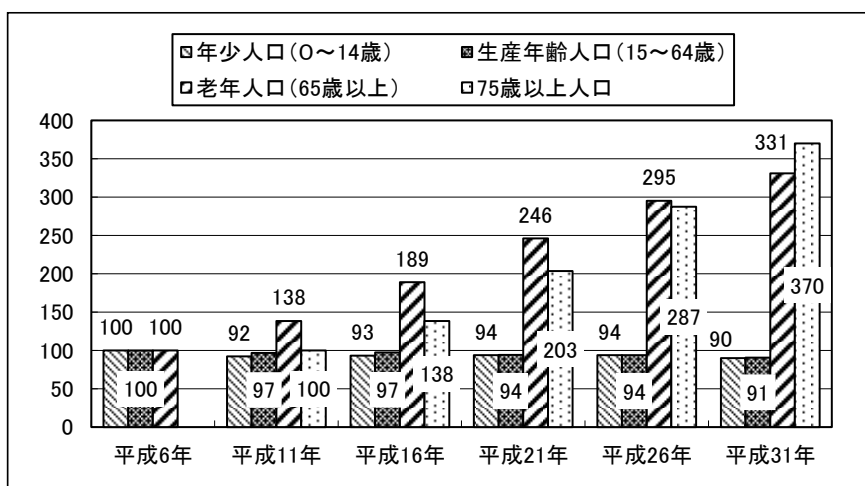


出典：東京都総務局「住民基本台帳による東京の世帯と人口（H31年1月1日現在）」
埼玉県総務部「町（丁）字別人口調査（平成31年1月1日現在）」

○平成6（1994）年を100とした場合の人口（指数）の推移を5年ごとにみると、老年人口が一貫して高い伸びを続け、平成31（2019）年では対平成6（1994）年比で約3.3倍（15,955人増）となっています。【図表Ⅱ-3-13】

○さらに、75歳以上人口では、平成31（2019）年と平成11（1999）年と比較すると、約3.7倍（8,608人増）となっており、当市でも高齢化が着実に進展していることが分かります。【同上】

図表Ⅱ-3-13 平成6（1994）年を100とした場合の年齢階層別人口（指数）の推移

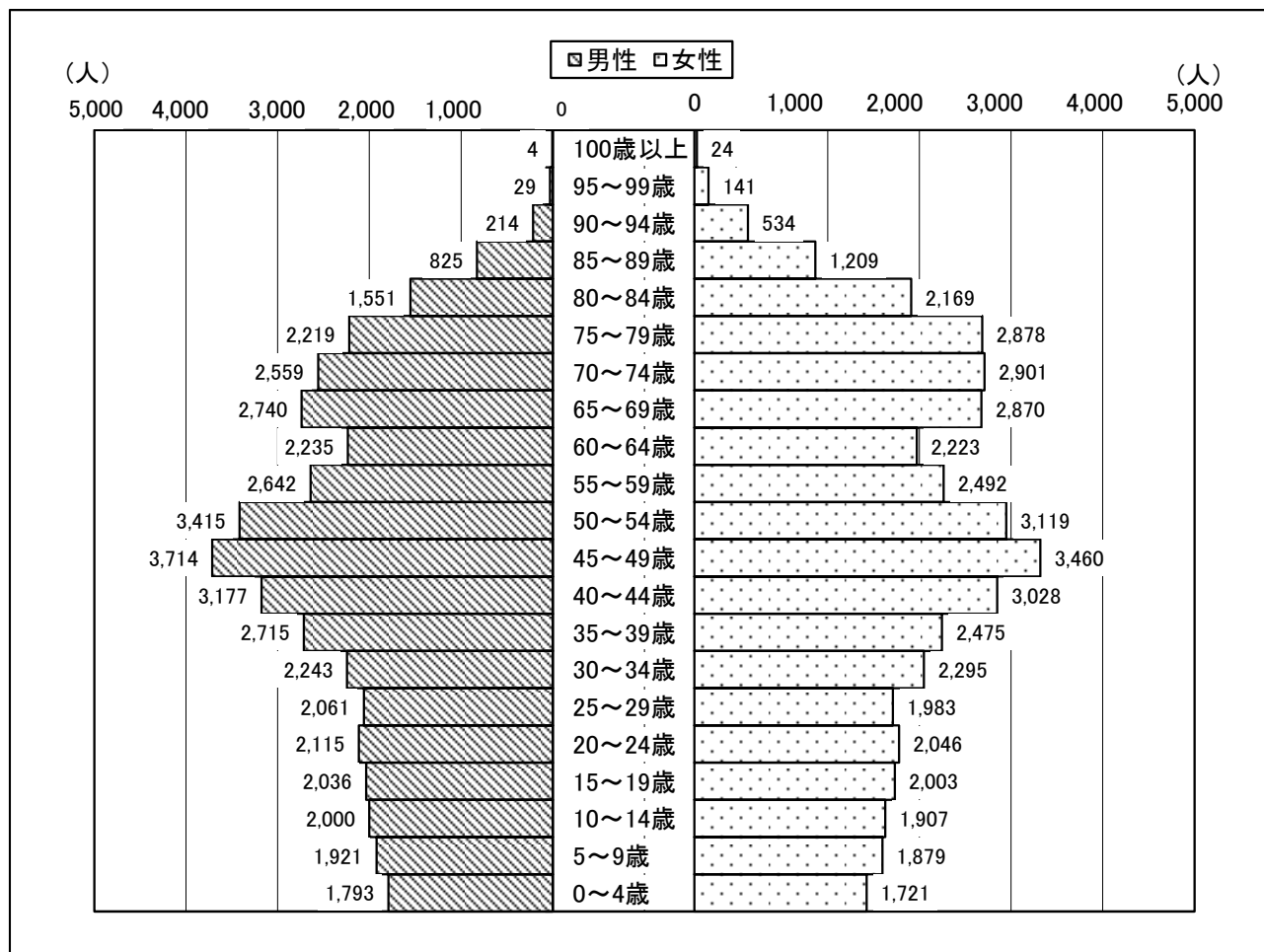


出典：東京都総務局「住民基本台帳による東京の世帯と人口（各年1月1日現在）」

注）75歳以上人口は平成11（1999）年を100としている。

- 平成 31 (2019) 年 1 月 1 日現在の男女別 5 歳階級別人口をみると、昭和 46 (1971) ～49 (1974) 年までに生まれた、いわゆる「団塊ジュニア世代」が含まれる 40 歳代と、昭和 22 (1947) ～24 (1949) 年までに生まれた、「団塊の世代」が含まれる 70 歳前後の年齢階級が人口構成の大きな山 (ボリュームゾーン) を形成しているのが特徴的となっています。【図表 II-3-14】
- 近年、地域の経済社会を支える中心的な世代である生産年齢人口が減少傾向にあることを踏まえると、今後、20～30 年先を見通した場合、老年人口の増加傾向にさらに拍車がかかっていくと予測されます。

図表 II-3-14 平成 31 (1999) 年 1 月 1 日現在の男女別 5 歳階級別人口



出展：東京都総務局「住民基本台帳による東京の世帯と人口（平成 31 年 1 月 1 日現在）」

注）外国人を含む。

(3) 人口動態

＜自然増減・社会増減＞

○平成19(2007)年以降の人口動態をみると、自然増減は平成27(2015)年を境に出生者数が死亡者数を下回るマイナスへ転じ、平成29(2017)年まで続いています。【図表II-3-15、図表II-3-16】

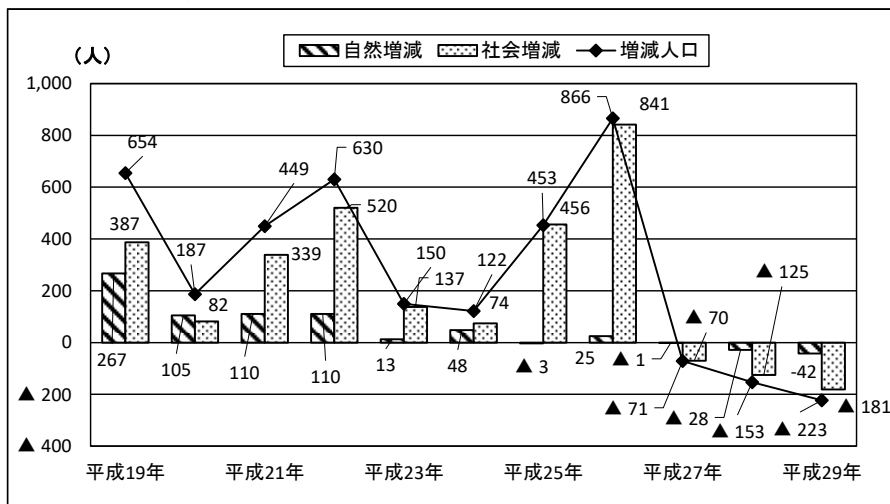
○その内訳をみると、出生者数は平成29(2017)年まで概ね700~750人の間で推

移しており、平成29(2017)年では719人、過去10年間で最も多かった平成19(2007)年の850人と比べ約15%(131人)減少しています。【同上】

○死亡者数は高齢化の進展を背景に、増加傾向で推移しており、平成25(2013)年には出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減が一時マイナスに転じています。また、平成27(2015)年からは死亡者数の増加により自然増減のマイナス傾向が続いています。【同上】

○一方、転入者数から転出者数を差し引いた社会増減は、マンション建設等の進展を背景に、平成26(2014)年まで転入超過で推移していましたが、平成27(2015)年以降、転入者数の大きな減少と転出者数の増加によって転出超過に転じています。【同上】

図表II-3-15 自然増減・社会増減の推移



出典：総務省「住民基本台帳人口（各年1月1日～12月31日の合計）」

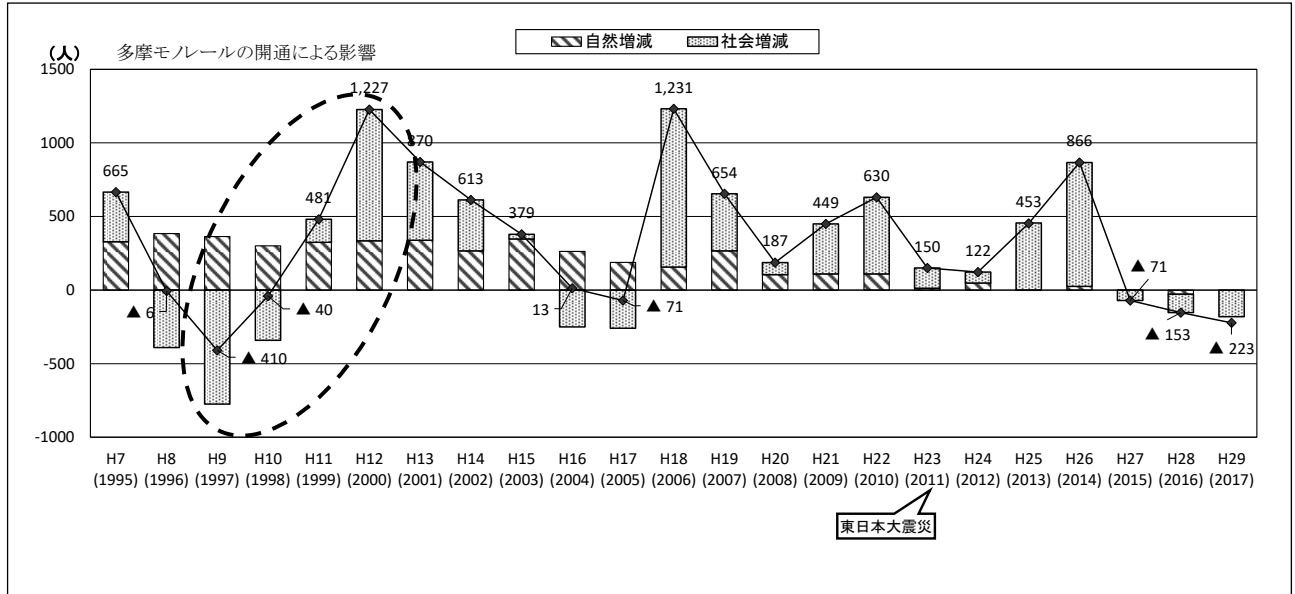
図表II-3-16 自然増減・社会増減の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生者数	850	775	745	760	698	744	691	692	778	720	719
死亡者数	583	670	635	650	685	696	694	667	779	748	761
自然増減(人)	267	105	110	110	13	48	▲3	25	▲1	▲28	▲42
転入者数	4,297	3,502	3,715	3,729	3,403	3,632	4,022	4,184	3,393	3,473	3,439
転出者数	3,910	3,420	3,376	3,209	3,266	3,558	3,566	3,343	3,463	3,598	3,620
社会増減(人)	387	82	339	520	137	74	456	841	▲70	▲125	▲181
増減人口(人)	654	187	449	630	150	122	453	866	▲71	▲153	▲223

出典：総務省「住民基本台帳人口（各年1月1日～12月31日の合計）」

注) 増減人口にはその他の増減は含まない。

図表 II-3-17 長期的な自然増減・社会増減の推移



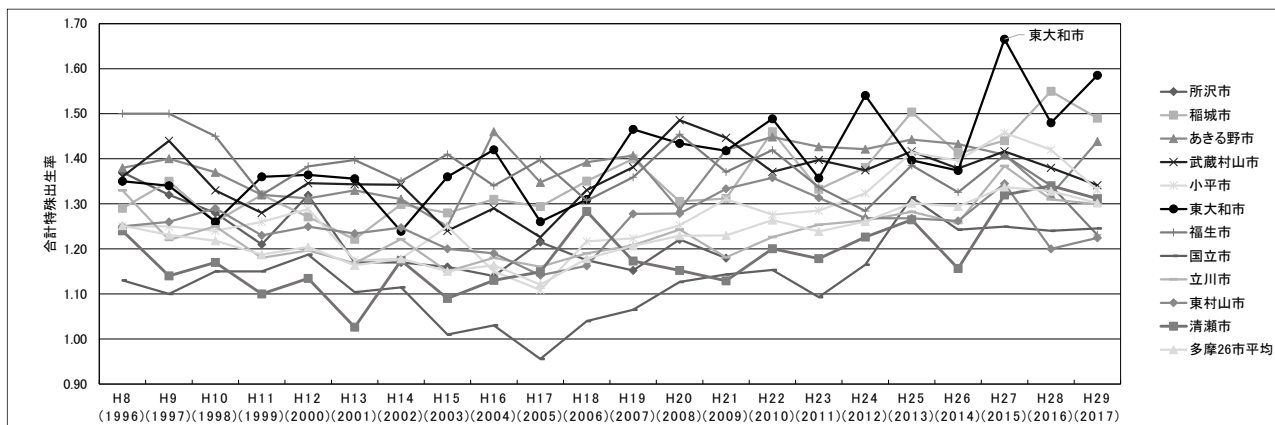
出典：総務省「住民基本台帳人口（各年1月1日～12月31日の合計）」

注）増減人口にはその他の増減は含まない。

<合計特殊出生率>

○平成8（1996）年以降の合計特殊出生率をみると、増減を繰り返しながらも長期的には増加を続けています。特に平成27（2015）年と平成29（2017）年は比較対象都市、多摩26市内で最も高くなっています。【図表II-3-18、図表II-3-19、図表II-3-20】

図表II-3-18 長期的な合計特殊出生率の推移



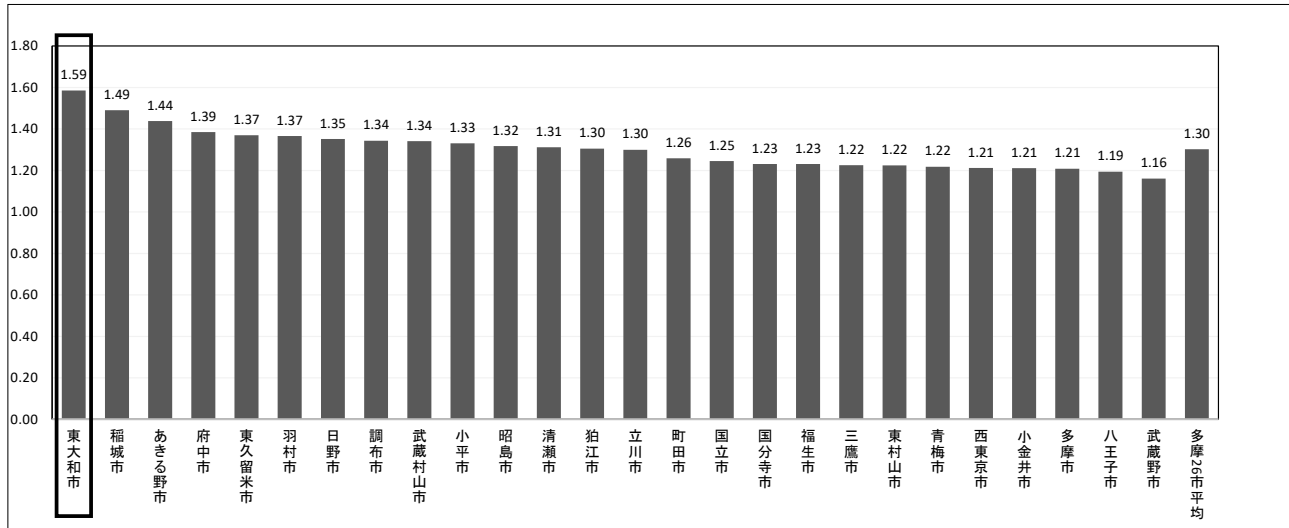
出典：東京都福祉局「東京都福祉局人口動態統計（各年1月1日）」
埼玉県「合計特殊出生率の年次推移（各年10月1日）」

図表II-3-19 合計特殊出生率の増減

	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年	H14→H19	H14→H24	H14→H29
東大和市	1.24	1.47	1.54	1.59	0.23	0.30	0.35
稲城市	1.30	1.40	1.38	1.49	0.10	0.08	0.19
あきる野市	1.31	1.41	1.42	1.44	0.10	0.11	0.13
武蔵村山市	1.34	1.38	1.37	1.34	0.04	0.03	▲ 0.00
小平市	1.18	1.22	1.32	1.33	0.05	0.15	0.15
東村山市	1.17	1.17	1.23	1.31	▲ 0.00	0.05	0.14
清瀬市	1.18	1.21	1.26	1.30	0.03	0.08	0.12
多摩26市平均	1.22	1.21	1.26	1.30	▲ 0.01	0.04	0.08
国立市	1.11	1.06	1.16	1.25	▲ 0.05	0.05	0.13
福生市	1.35	1.36	1.28	1.23	0.01	▲ 0.07	▲ 0.12
立川市	1.25	1.28	1.27	1.22	0.03	0.02	▲ 0.02
所沢市	1.17	1.15	—	—	▲ 0.02	—	—

出典：東京都福祉局「東京都福祉局人口動態統計（各年1月1日）」
埼玉県「合計特殊出生率の年次推移（各年10月1日）」

図表 II-3-20 多摩 26 市の合計特殊出生率（平成 29（2017）年）



出典：東京都福祉局「東京都福祉局人口動態統計（平成 29（2017）年 1 月 1 日）」

(4) 地域別人口

○当市は、多摩湖地域を除くと8つの地域に大別できます。平成21(2009)年と平成31(2019)年の人口を比べると、最も人口増加率が高いのは桜が丘地域で、平成31(2019)年の人口は対平成21(2009)年比で約1.4倍(4,056人増)となっており、また、上北台・立野地域と芋窪・蔵敷地域を除いた、その他の地域はマイナスとなっています。【図表II-3-21、図表II-3-22】

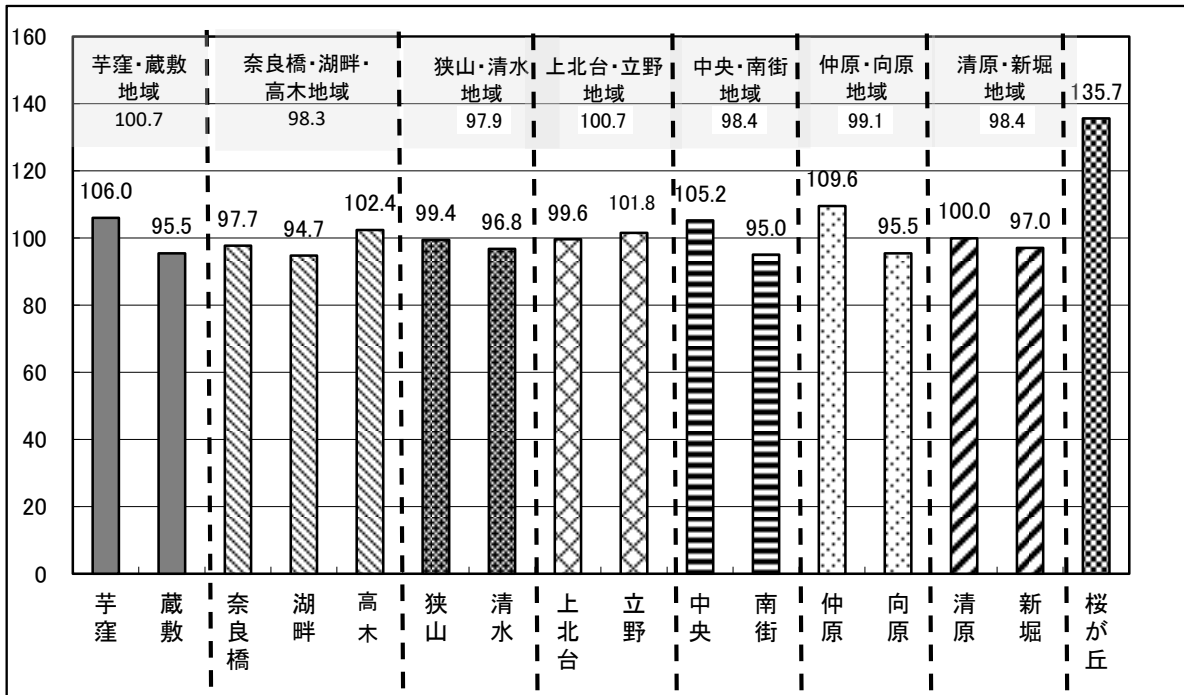
○人口増加率がマイナスとなっている地域のうち、減少数が最も多いのは狭山・清水地域の208人(2.1%)減、以下、中央・南街地域の206人(1.6%)減、奈良橋・湖畔・高木地域の172人(1.7%)減、仲原・向原地域の114人(0.9%)減、清原・新堀地域の108人(1.6%)減の順となっています。【同上】

図表II-3-21 地域別人口の推移(平成21~29年)

		平成21年	平成26年	平成31年	平成21~31年			平成21年	平成26年	平成31年	平成21~31年		
芋窪・蔵敷地域	実数(人)	10,088	10,161	10,159	—	中央・南街地域	実数(人)	12,767	12,750	12,561	—		
	増減数(人)	247	73	▲2	71		増減数(人)	▲253	▲17	▲189	▲206		
	増減率(%)	2.5	0.7	▲0.0	0.7		増減率(%)	▲1.9	▲0.1	▲1.5	▲1.6		
	芋窪	実数(人)	5,025	5,156	5,325		—	中央	実数(人)	4,195	4,351	4,415	—
		増減数(人)	283	131	169		300		増減数(人)	227	156	64	220
		増減率(%)	6.0	2.6	3.3		6.0		増減率(%)	5.7	3.7	1.5	5.2
	蔵敷	実数(人)	5,063	5,005	4,834		—	南街	実数(人)	8,572	8,399	8,146	—
		増減数(人)	▲36	▲58	▲171		▲229		増減数(人)	▲480	▲173	▲253	▲426
		増減率(%)	▲0.7	▲1.1	▲3.4		▲4.5		増減率(%)	▲5.3	▲2.0	▲3.0	▲5.0
奈良橋・湖畔・高木地域	実数(人)	10,016	9,956	9,844	—	仲原・向原地域	実数(人)	12,254	12,385	12,140	—		
	増減数(人)	▲192	▲60	▲112	▲172		増減数(人)	▲90	131	▲245	▲114		
	増減率(%)	▲1.9	▲0.6	▲1.1	▲1.7		増減率(%)	▲0.7	1.1	▲2.0	▲0.9		
	奈良橋	実数(人)	4,233	4,209	4,135		—	仲原	実数(人)	3,127	3,213	3,426	—
		増減数(人)	▲22	▲24	▲74		▲98		増減数(人)	121	86	213	299
		増減率(%)	▲0.5	▲0.6	▲1.8		▲2.3		増減率(%)	4.0	2.8	6.6	9.6
	湖畔	実数(人)	2,776	2,738	2,630		—	向原	実数(人)	9,127	9,172	8,714	—
		増減数(人)	▲62	▲38	▲108		▲146		増減数(人)	▲211	45	▲458	▲413
		増減率(%)	▲2.2	▲1.4	▲3.9		▲5.3		増減率(%)	▲2.3	0.5	▲5.0	▲4.5
高木	実数(人)	3,007	3,009	3,079	—	清原・新堀地域	実数(人)	6,688	6,887	6,580	—		
	増減数(人)	▲108	2	70	72		増減数(人)	▲451	199	▲307	▲108		
	増減率(%)	▲3.5	0.1	2.3	2.4		増減率(%)	▲6.3	3.0	▲4.5	▲1.6		
狭山・清水地域	実数(人)	9,793	9,871	9,585	—	清原	実数(人)	3,099	3,389	3,098	—		
	増減数(人)	156	78	▲286	▲208		増減数(人)	▲332	290	▲291	▲1		
	増減率(%)	1.6	0.8	▲2.9	▲2.1		増減率(%)	▲9.7	9.4	▲8.6	0.0		
	狭山	実数(人)	4,103	4,206	4,079		—	新堀	実数(人)	3,589	3,498	3,482	—
		増減数(人)	44	103	▲127		▲24		増減数(人)	▲119	▲91	▲16	▲107
		増減率(%)	1.1	2.5	▲3.0		▲0.6		増減率(%)	▲3.2	▲2.5	▲0.5	▲3.0
	清水	実数(人)	5,690	5,665	5,506		—	桜が丘地域	実数(人)	11,374	14,166	15,430	—
		増減数(人)	112	▲25	▲159		▲184		増減数(人)	2,560	2,792	1,264	4,056
		増減率(%)	2.0	▲0.4	▲2.8		▲3.2		増減率(%)	29.0	24.5	8.9	35.7
上北台・立野地域	実数(人)	9,200	9,117	9,264	—	多摩湖地域	実数(人)	4	4	2	—		
	増減数(人)	276	▲83	147	64		増減数(人)	1	0	▲2	▲2		
	増減率(%)	3.1	▲0.9	1.6	0.7		増減率(%)	—	—	—	—		
	上北台	実数(人)	4,606	4,597	4,588		—	合計	実数(人)	82,184	85,297	85,565	—
		増減数(人)	123	▲9	▲9		▲18		増減数(人)	2,254	3,113	268	3,381
		増減率(%)	2.7	▲0.2	▲0.2		▲0.4		増減率(%)	2.8	3.8	0.3	4.1
	立野	実数(人)	4,594	4,520	4,676		—						
		増減数(人)	153	▲74	156		82						
		増減率(%)	3.4	▲1.6	3.5		1.8						

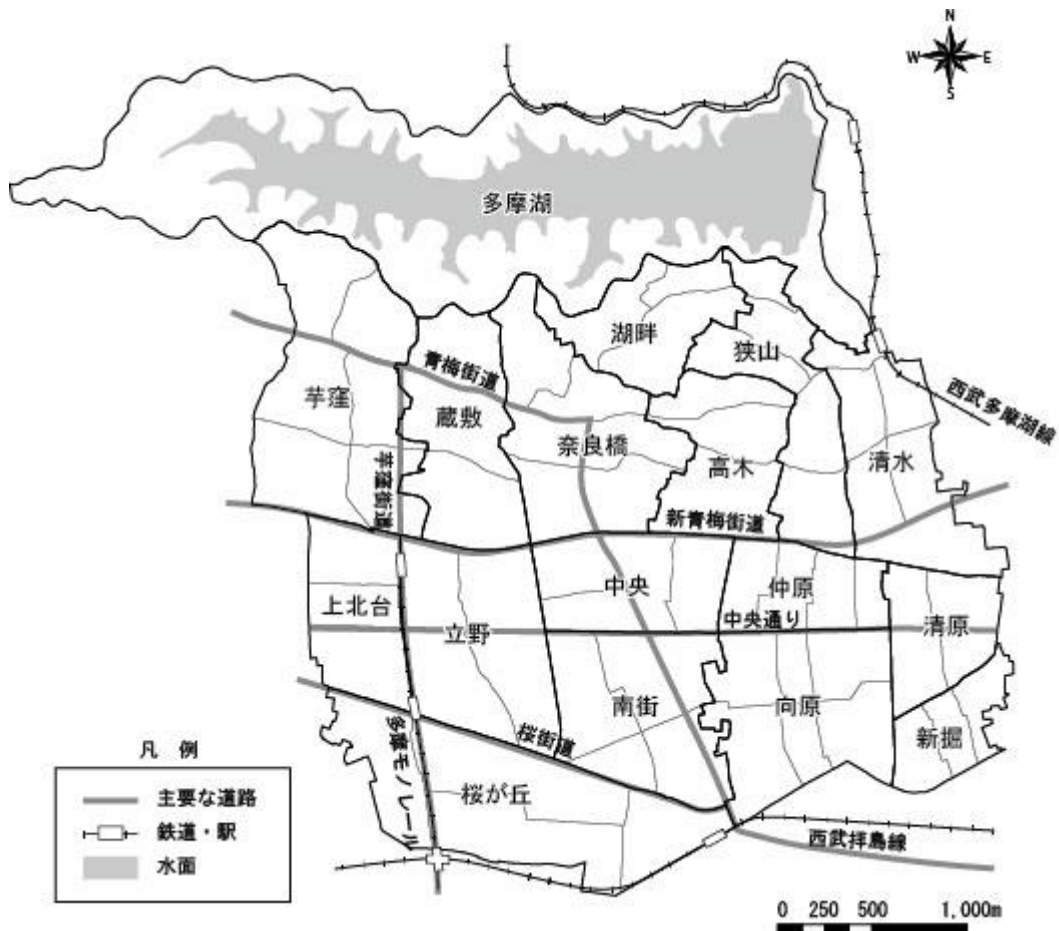
出典：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(各年1月1日)」

図表 II-3-22 平成 21 (2009) 年を 100 とした場合の平成 31 (2019) 年の地域別人口 (指数)



出典：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日）」

図表 II-3-23 (再掲) 当市の地域区分図

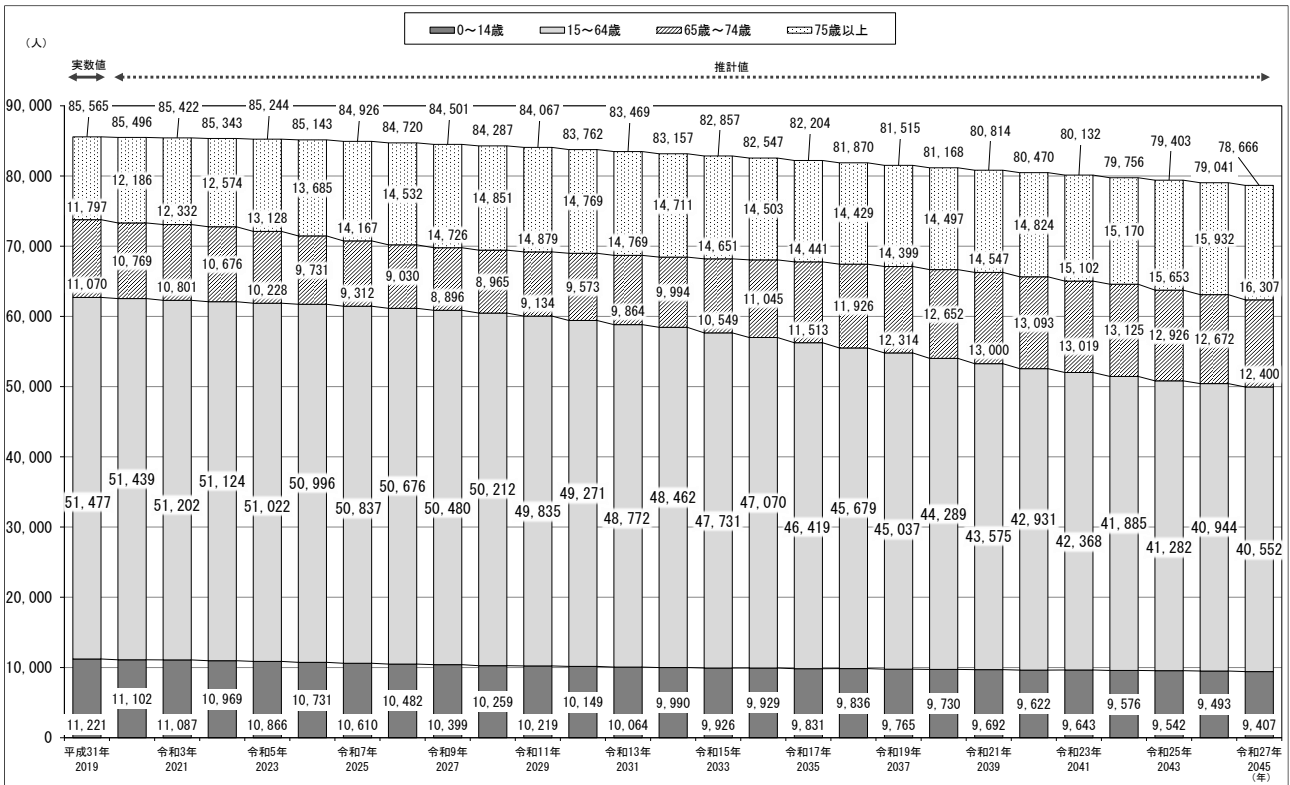


(5) 将来推計人口

<総人口・年齢区分別人口>

- 当市が統計的手法を用いて将来人口を推計した結果に基づき、平成 26 (2014) 年以降の推移をみると、総人口は、平成 27 (2015) 年をピークとして長期にわたる減少局面に移行し、その減少幅は年を経るごとに拡大していくと予測されています。【図表 II-3-24、図表 II-3-25、図表 II-3-26、以下同上】
- 年齢階層別にみると、0～14 歳人口は令和 14 (2032) 年頃に 1 万人台を割り込みます。また、地域の経済社会を支える中心的な世代であり、医療・介護等の社会保障の主たる支え手にあたる 15～64 歳人口は、令和 11 (2029) 年頃に 5 万人台を割り込み、総人口に占める割合も 59.3% に低下すると予測されています。
- 一方、65 歳以上の老年人口は、一貫して増加を続け、令和 15 (2033) 年頃には 25,200 人、総人口に占める割合が 30.4% に上昇し、約 3 人に 1 人程度を占めるほか、社会保障の主たる受益者にあたる 75 歳以上人口が令和 11 (2029) 年頃には 14,879 人まで増加し、平成 31 (2019) 年の 11,797 人と比べて約 1.3 倍 (3,082 人増) に増加すると予測されています。
- 当市の人口構造は、すでに人口減少・少子高齢社会の兆候が出ており、今後も進んでいくと予測されます。その結果、社会保障経費の増大や働き手の減少による地域経済社会の活力の低下をはじめ、多方面にわたってこれまで以上に影響を及ぼすことが懸念されます。

図表 II-3-24 将来人口の推計結果 (各年 1 月 1 日時点)



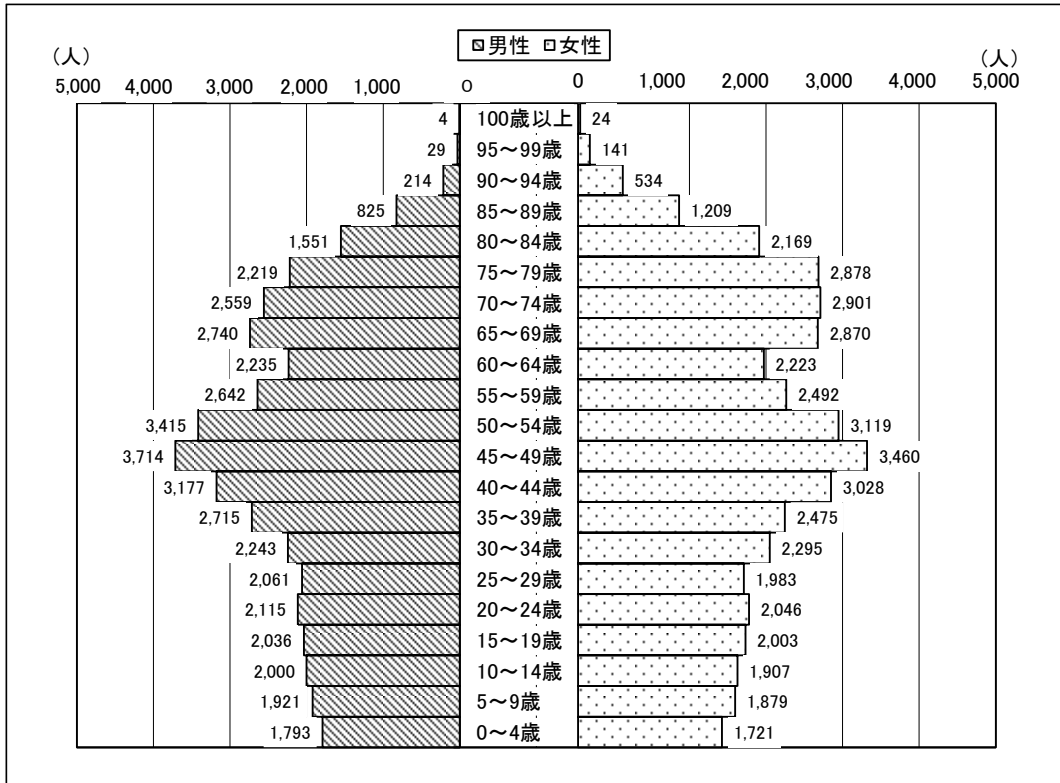
出典：企画課資料（以下同様）

注）2019 年は住民基本台帳による実績値、2020 年以降は推計値。（いずれも外国人を含む）

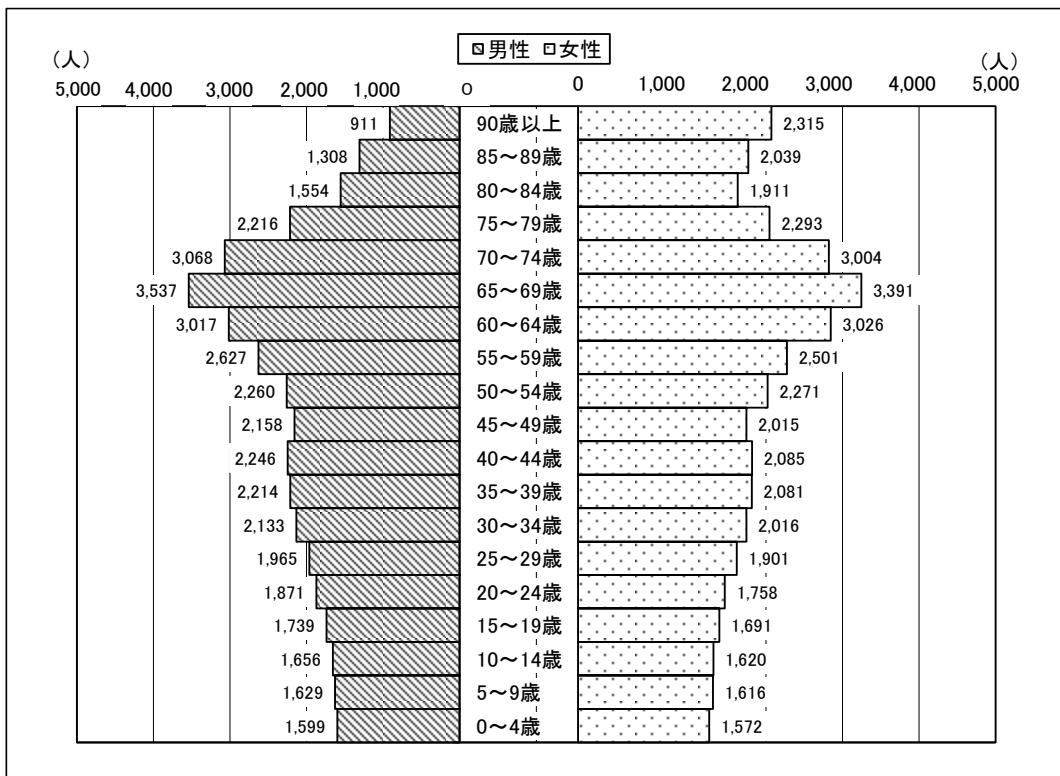
図表 II-3-24 将来人口の推計結果（各年1月1日時点）（続き）

		実績人口					基準人口			
		平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	平成31年 2019年			
総人口	実数(人)	85,297	86,162	86,101	85,945	85,718	85,565			
	対前年増減率(%)	—	1.0	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2			
年少人口 (0~14歳)	実数(人)	11,721	11,624	11,597	11,491	11,376	11,221			
	構成比(%)	13.7	13.5	13.5	13.4	13.3	13.1			
	対前年増減率(%)	—	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 0.9	▲ 1.0	▲ 1.4			
生産年齢人口 (15~64歳)	実数(人)	53,186	53,311	52,689	52,232	51,737	51,477			
	構成比(%)	62.4	61.9	61.2	60.8	60.4	60.2			
	対前年増減率(%)	—	0.2	▲ 1.2	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 0.5			
老年人口 (65歳以上)	実数(人)	20,390	21,227	21,815	22,222	22,605	22,867			
	構成比(%)	23.9	24.6	25.3	25.9	26.4	26.7			
	対前年増減率(%)	—	4.1	2.8	1.9	1.7	1.2			
うち74歳以下	実数(人)	11,229	11,568	11,738	11,526	11,321	11,070			
	構成比(%)	13.2	13.4	13.6	13.4	13.2	12.9			
	対前年増減率(%)	—	3.0	1.5	▲ 1.8	▲ 1.8	▲ 2.2			
うち75歳以上	実数(人)	9,161	9,659	10,077	10,696	11,284	11,797			
	構成比(%)	10.7	11.2	11.7	12.4	13.2	13.8			
	対前年増減率(%)	—	5.4	4.3	6.1	5.5	4.5			
		推計人口								
		令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	
総人口	実数(人)	85,496	85,422	85,343	85,244	85,143	84,926	84,720	84,501	
	対前年増減率(%)	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	
年少人口 (0~14歳)	実数(人)	11,102	11,087	10,969	10,866	10,731	10,610	10,482	10,399	
	構成比(%)	13.0	13.0	12.9	12.7	12.6	12.5	12.4	12.3	
	対前年増減率(%)	▲ 1.1	▲ 0.1	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 1.2	▲ 0.8	
生産年齢人口 (15~64歳)	実数(人)	51,439	51,202	51,124	51,022	50,996	50,837	50,676	50,480	
	構成比(%)	60.2	59.9	59.9	59.9	59.9	59.9	59.8	59.7	
	対前年増減率(%)	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	
老年人口 (65歳以上)	実数(人)	22,955	23,133	23,250	23,356	23,416	23,479	23,562	23,622	
	構成比(%)	26.8	27.1	27.2	27.4	27.5	27.6	27.8	28.0	
	対前年増減率(%)	0.4	0.8	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.3	
うち74歳以下	実数(人)	10,769	10,801	10,676	10,228	9,731	9,312	9,030	8,896	
	構成比(%)	12.6	12.6	12.5	12.0	11.4	11.0	10.7	10.5	
	対前年増減率(%)	▲ 2.7	0.3	▲ 1.2	▲ 4.2	▲ 4.9	▲ 4.3	▲ 3.0	▲ 1.5	
うち75歳以上	実数(人)	12,186	12,332	12,574	13,128	13,685	14,167	14,532	14,726	
	構成比(%)	14.3	14.4	14.7	15.4	16.1	16.7	17.2	17.4	
	対前年増減率(%)	3.3	1.2	2.0	4.4	4.2	3.5	2.6	1.3	
		令和10年 2028年	令和11年 2029年	令和12年 2030年	令和13年 2031年	令和14年 2032年	令和15年 2033年	令和16年 2034年	令和17年 2035年	令和18年 2036年
総人口	実数(人)	84,287	84,067	83,762	83,469	83,157	82,857	82,547	82,204	81,870
	対前年増減率(%)	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.4
年少人口 (0~14歳)	実数(人)	10,259	10,219	10,149	10,064	9,990	9,926	9,929	9,831	9,836
	構成比(%)	12.2	12.2	12.1	12.1	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
	対前年増減率(%)	▲ 1.3	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.6	0.0	▲ 1.0	0.1
生産年齢人口 (15~64歳)	実数(人)	50,212	49,835	49,271	48,772	48,462	47,731	47,070	46,419	45,679
	構成比(%)	59.6	59.3	58.8	58.4	58.3	57.6	57.0	56.5	55.8
	対前年増減率(%)	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 1.5	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 1.6
老年人口 (65歳以上)	実数(人)	23,816	24,013	24,342	24,633	24,705	25,200	25,548	25,954	26,355
	構成比(%)	28.3	28.6	29.1	29.5	29.7	30.4	30.9	31.6	32.2
	対前年増減率(%)	0.8	0.8	1.4	1.2	0.3	2.0	1.4	1.6	1.5
うち74歳以下	実数(人)	8,965	9,134	9,573	9,864	9,994	10,549	11,045	11,513	11,926
	構成比(%)	10.6	10.9	11.4	11.8	12.0	12.7	13.4	14.0	14.6
	対前年増減率(%)	0.8	1.9	4.8	3.0	1.3	5.6	4.7	4.2	3.6
うち75歳以上	実数(人)	14,851	14,879	14,769	14,769	14,711	14,651	14,503	14,441	14,429
	構成比(%)	17.6	17.7	17.6	17.7	17.7	17.7	17.6	17.6	17.6
	対前年増減率(%)	0.8	0.2	▲ 0.7	0.0	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 1.0	▲ 0.4	▲ 0.1
		令和19年 2037年	令和20年 2038年	令和21年 2039年	令和22年 2040年	令和23年 2041年	令和24年 2042年	令和25年 2043年	令和26年 2044年	令和27年 2045年
総人口	実数(人)	81,515	81,168	80,814	80,470	80,132	79,756	79,403	79,041	78,666
	対前年増減率(%)	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.5
年少人口 (0~14歳)	実数(人)	9,765	9,730	9,692	9,622	9,643	9,576	9,542	9,493	9,407
	構成比(%)	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
	対前年増減率(%)	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.7	0.2	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.9
生産年齢人口 (15~64歳)	実数(人)	45,037	44,289	43,575	42,931	42,368	41,885	41,282	40,944	40,552
	構成比(%)	55.2	54.6	53.9	53.4	52.9	52.5	52.0	51.8	51.5
	対前年増減率(%)	▲ 1.4	▲ 1.7	▲ 1.6	▲ 1.5	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 1.4	▲ 0.8	▲ 1.0
老年人口 (65歳以上)	実数(人)	26,713	27,149	27,547	27,917	28,121	28,295	28,579	28,604	28,707
	構成比(%)	32.8	33.4	34.1	34.7	35.1	35.5	36.0	36.2	36.5
	対前年増減率(%)	1.4	1.6	1.5	1.3	0.7	0.6	1.0	0.1	0.4
うち74歳以下	実数(人)	12,314	12,652	13,000	13,093	13,019	13,125	12,926	12,672	12,400
	構成比(%)	15.1	15.6	16.1	16.3	16.2	16.5	16.3	16.0	15.8
	対前年増減率(%)	3.3	2.7	2.8	0.7	▲ 0.6	0.8	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 2.1
うち75歳以上	実数(人)	14,399	14,497	14,547	14,824	15,102	15,170	15,653	15,932	16,307
	構成比(%)	17.7	17.9	18.0	18.4	18.8	19.0	19.7	20.2	20.7
	対前年増減率(%)	▲ 0.2	0.7	0.3	1.9	1.9	0.5	3.2	1.8	2.4

図表 II-3-25 平成 31 (2019) 年 1 月 1 日現在の男女別 5 歳階級別人口 (実績値、再掲)



図表 II-3-26 令和 21 (2039) 年 1 月 1 日現在の男女 5 歳階級別人口 (推計値)



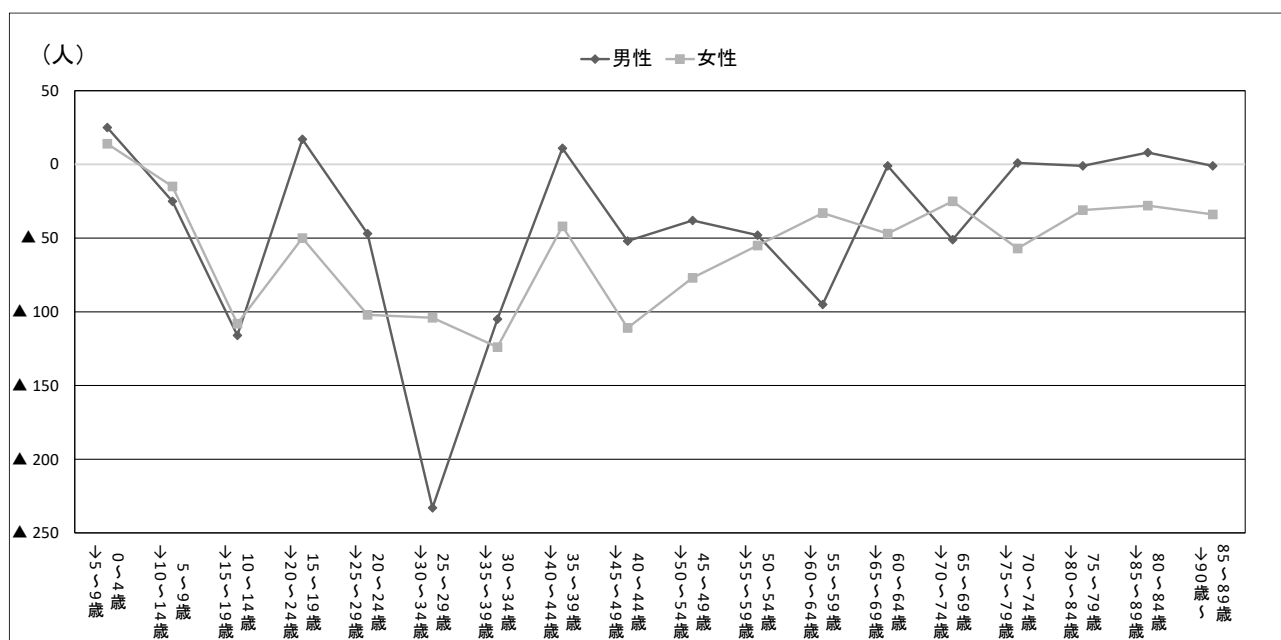
(6) 男女別5歳階級別の純移動数

○総務省の「住民基本台帳人口移動報告」に基づき、平成22(2010)～27(2015)年の男女別5歳階級別の純移動数⁵をみると、男女ともに20歳代前半(20～24歳)、20歳代後半(25～29歳)、30歳代前半(30～34歳)が大学進学や就職等により、大幅な転出超過(純移動数がマイナス)となっています。【図表II-3-27】

○昭和55(1980)年以降の推移を5年ごとにみると、平成2(1990)～平成12(2000)年を除いたいずれの時点も男女ともに一貫して10歳代後半及び20歳代前半が転出超過で推移しており、大学への進学や就職等により、多くの若者が市外へ移り住んでいることが見てとれます。平成2(1990)～平成12(2000)年にかけては、マンション開発の影響もあり転入者が増加し、多くの年代で転入超過となっています。【図表II-3-28】

○その他の年齢層をみると、平成2(1990)～平成12(2000)年を除いて、転出超過の傾向があります。【同上】

図表II-3-27 平成22(2010)～27(2015)年の男女別5歳階級別の純移動数

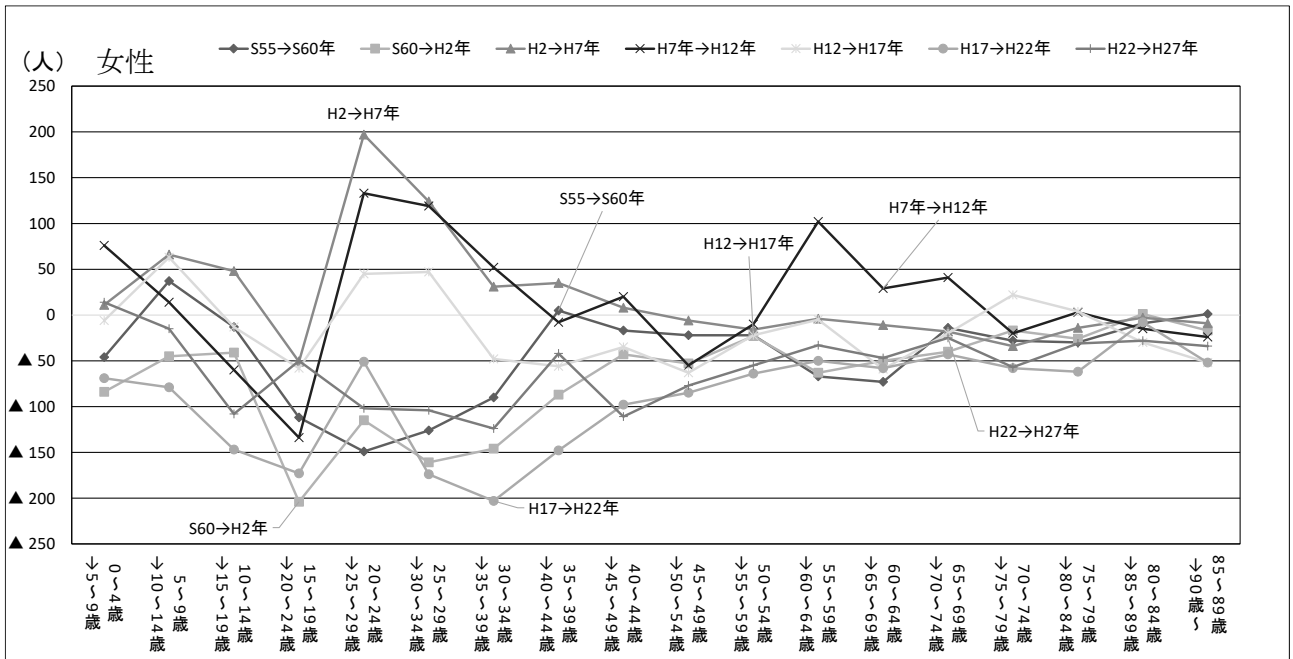
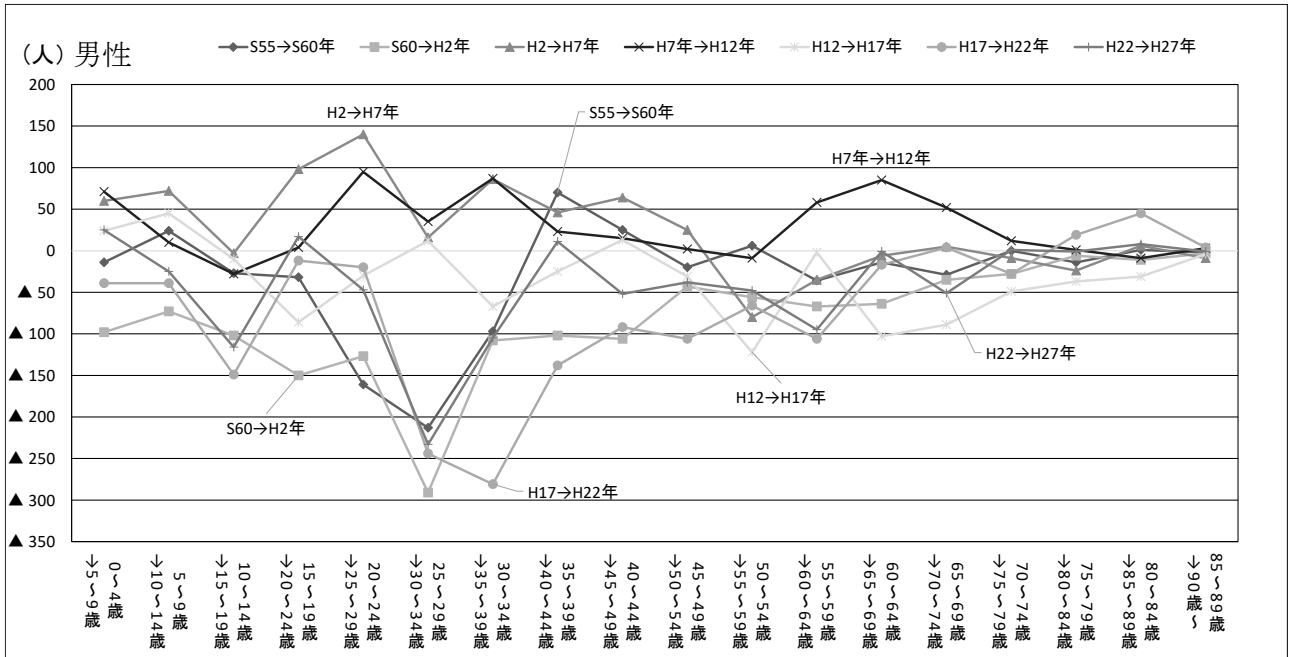


出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

注) 外国人を含まない。(以下同様)

⁵ 一定の期間内に転入してきた人と転出した人の差、本書II-16で述べている社会増減とは同義。

図表 II-3-28 男女別5歳階級別の純移動数の推移
(上図：男性、下図：女性)



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(7) 通勤・通学状況

<通勤の状況>

- 平成27(2015)年の国勢調査によると、当市内に常住する15歳以上の就業者は36,999人、このうち他の市区町村で従業している就業者(流出者)は24,640人、流出率は66.6%となっています。流出先では、立川市・小平市・武蔵村山市と当市周辺市が上位1~3位を占めています。【図表II-3-29】
- 一方、当市内で従業する15歳以上の就業者は22,184人、このうち他の市区町村に常住する就業者(流入者)は9,494人、流入率は42.8%であり、流出率が流入率を23.8ポイント(実数ベース15,146人)上回る流出超過となっています。【同上】
- 流入元では、武蔵村山市が1,433人で流入者全体の15.1%を占め、次いで立川市の1,181人(全体比12.4%)、東村山市の1,100人(11.6%)の順であり、これらに小平市と所沢市を加えた上位5位までの合計が5,217人、流入者全体の55.0%を占めています。【同上】

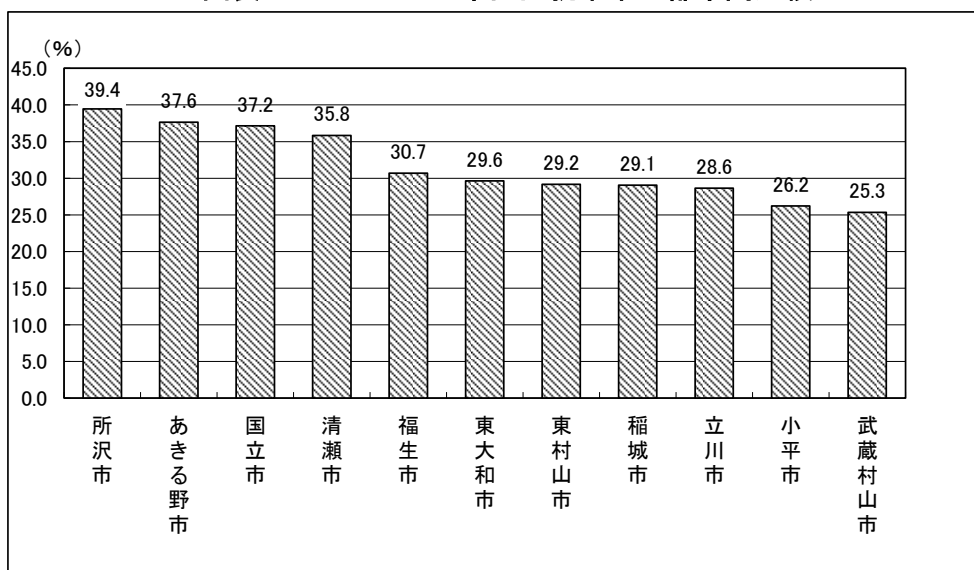
図表II-3-29 就業者の流出入状況

流出					流入				
		実数(人)	比率(%)			実数(人)	比率(%)		
東大和市内に常住する就業者※		36,999	—	東大和市内で従業する就業者※		22,184	—		
東大和市内で従業する者		10,755	29.1	東大和市内に常住する者		10,755	48.5		
他の市区町村で従業する者(流出者)※		24,640	66.6	他の市区町村に常住する者(流入者)※		9,494	42.8		
流出先 上位5位	第1位 立川市	3,093	12.6	流入元 上位5位	第1位 武蔵村山市	1,433	15.1		
	第2位 小平市	2,180	8.8		第2位 立川市	1,181	12.4		
	第3位 武蔵村山市	1,787	7.3		第3位 東村山市	1,100	11.6		
	第4位 新宿区	1,364	5.5		第4位 小平市	1,045	11.0		
	第5位 東村山市	1,363	5.5		第5位 所沢市	458	4.8		

出典：総務省「国勢調査(平成27(2015)年10月1日現在)」

注) 表中の※には従業地「不詳」を含むため、個別に積み上げた値と総数は一致しない。

図表II-3-30 市区内就業率の都市間比較



出典：総務省「国勢調査(H27年10月1日現在)」

注) 市区内就業率 = 自市区内で従業する就業者 ÷ 自市区内に常住する就業者 × 100

<通学の状況>

- 当市内に常住する15歳以上の通学者は10,332人、このうち他の市区町村へ通学している者(流出者)は3,488人、流出率は33.8%となっています。流出先では、八王子市が357人(全体比10.2%)で最も多く、小平市が338人(9.7%)でこれに次いでいます。【図表II-3-31】
- 一方、当市内で通学する15歳以上の通学者は8,464人、このうち他の市区町村に常住する通学者(流入者)は1,583人、流入率は18.7%であり、流出率が流入率を15.1ポイント(実数ベース1,905人)上回っています。また、流入元では、立川市が189人(全体比11.9%)で最も多く、青梅市が157人(9.9%)でこれに次いでいます。【同上】

図表II-3-31 通学者の流出入状況

流 出			流 入						
			実数(人)	比率(%)				実数(人)	比率(%)
東大和市内に常住する通学者※			10,332	—	東大和市内で通学する者※			8,464	—
東大和市内で通学する者			5,537	53.6	東大和市内に常住する者			5,537	65.4
他の市区町村へ通学する者(流出者)※			3,488	33.8	他の市区町村に常住する者(流入者)※			1,583	18.7
流出先 上位5位	第1位	八王子市	357	10.2	流入元 上位5位	第1位	立川市	189	11.9
	第2位	小平市	338	9.7		第2位	青梅市	157	9.9
	第3位	立川市	301	8.6		第3位	東村山市	127	8.0
	第4位	東村山市	168	4.8		第3位	小平市	127	8.0
	第5位	新宿区	147	4.2		第5位	昭島市	111	7.0

出典：総務省「国勢調査（H27年10月1日現在）」

注）表中の※には通学地「不詳」を含むため、個別に積み上げた値と総数は一致しない。

(8) 昼夜間人口比率

○平成 27 (2010) 年 10 月 1 日現在の当市の昼夜間人口比率⁶は 80.4%であり、比較対象都市と比べ低い水準にあります。【図表 II-3-32】

図表 II-3-32 昼夜間人口比率の推移 (各年 10 月 1 日現在)

	昼夜間人口比率 (%)				増減 (ポイント)			
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	H12-17	H17-22	H22-27	H17-27
立川市	111.1	112.1	113.1	114.2	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 2.1
国立市	99.0	98.2	97.5	97.8	0.8	0.8	▲ 0.4	0.4
武蔵村山市	89.5	89.8	92.2	94.9	▲ 0.3	▲ 2.4	▲ 2.7	▲ 5.1
福生市	84.5	85.9	86.3	90.0	▲ 1.4	▲ 0.4	▲ 3.8	▲ 4.1
小平市	86.3	87.3	88.8	87.8	▲ 1.0	▲ 1.5	1.0	▲ 0.4
あきる野市	84.0	85.2	86.7	86.4	▲ 1.2	▲ 1.5	0.4	▲ 1.1
所沢市	83.0	85.0	86.5	86.1	▲ 2.0	▲ 1.4	0.3	▲ 1.1
清瀬市	84.4	82.6	83.4	86.1	1.8	▲ 0.8	▲ 2.7	▲ 3.5
東大和市	78.9	81.1	79.4	80.4	▲ 2.2	1.7	▲ 1.0	0.7
東村山市	78.9	79.7	81.6	80.0	▲ 0.8	▲ 2.0	1.7	▲ 0.3
稲城市	80.2	77.1	79.6	78.5	3.1	▲ 2.5	1.1	▲ 1.4

出典：総務省「国勢調査 (各年 10 月 1 日現在)」

注) 増減は、端数処理の関係で表中の比率を増減した値と表中の値が一致しない場合がある。

⁶ 昼間人口を夜間人口で除した値であり、100%を超える場合は昼間に他都市から通勤・通学で人が流入している都市、100%を下回る場合は昼間に通勤・通学で他都市へ人が流出している都市といえる。

(9) 「時系列による人口動向」のまとめ

①総人口・世帯数

- 平成3（1991）年以降の人口推移を4年ごとにみると、平成11（1999）～15（2003）年では、多摩モノレールの開通による沿線へのマンションの建設等により人口は4%以上の高い伸びを続けていましたが、平成27（2015）年の86,162人をピークに減少しています。
- 平成7（1995）年以降の高齢者のみ世帯の推移をみると、当該世帯は平成12（2000）年より増加を続けており、平成27（2015）年では8,722世帯、平成12（2000）年の3,678世帯と比べて約2.4倍（5,044世帯増）に大きく増加しています。

②年齢別人口

- 平成31（2019）年1月1日現在の年齢階層別の人口構成比は、0～14歳の年少人口13.1%（実数11,221人）、15～64歳の生産年齢人口60.2%（51,477人）、65歳以上の老年人口26.7%（22,867人）、また、75歳以上人口が13.8%（11,797人）となっています。
- 平成31（2019）年1月1日現在の男女別5歳階級別人口をみると、昭和46（1971）～49（1974）年までに生まれた、いわゆる「団塊ジュニア世代」が含まれる40歳代と、昭和22（1947）～24（1949）年までに生まれた、「団塊の世代」が含まれる70歳前後の年齢階級が人口構成の大きな山（ボリュームゾーン）を形成しているのが特徴的となっています。

③人口動態

- 近年、自然動態は、平成27（2015）年を境に出生者数が死亡者数を下回るマイナスへ転じ、平成29（2017）年まで続いています。一方、社会動態は、マンション建設等の進展を背景に、平成26（2014）年までは転入超過で推移していましたが、平成27（2015）年以降、転入者数の大きな減少と転出者数の増加によって転出超過に転じています。
- 平成8（2000）年以降の合計特殊出生率をみると、増減を繰り返しながらも長期的には増加を続けています。特に平成27（2015）年と平成29（2017）年は多摩26市内、比較対象都市内で最も高くなっています。

④地域別人口

- 平成21（2009）年と平成31（2019）年の人口を比べると、最も人口増加率が高いのは桜が丘地域で、平成31（2019）年の人口は対平成21（2009）年比で約1.4倍（4,056人増）となっており、また、上北台・立野地域と芋窪・蔵敷地域を除いた、その他の地域はマイナスとなっています。

⑤将来推計人口

- 平成26（2014）年以降の推移を5年ごとにみると、総人口は、平成27（2015）年をピークとして長期にわたる減少局面に移行し、その減少幅は年を経るごとに拡大していくと予測されています。
- 年齢階層別にみると、地域の経済社会を支える中心的な世代であり、医療・介護等の社会保障の主たる支え手にあたる15～64歳人口は、令和11（2029）年頃に5万人台を割り込み、総人口に占める割合も59.3%に低下すると予測されています。
- 一方、65歳以上の老年人口は、一貫して増加を続け、令和15（2033）年頃には25,200人、総人口に占める割合が30.4%に上昇し、約3人に1人程度を占めるほか、社会保障の主たる受益者にあたる75歳以上人口が令和11（2029）年頃には14,879人まで増加し、平成31（2019）年の11,797人と比べて約1.3倍（3,082人増）に増加すると予測されています。

⑥男女別5歳階級別の純移動数

○平成22(2010)～27(2015)年では、男女ともに20歳代前半(20～24歳)、20歳代後半(25～29歳)、30歳代前半(30～34歳)が大学進学や就職等により、大幅な転出超過となっています。

⑦通勤・通学状況

○平成27(2010)年の国勢調査によると、当市内に常住する15歳以上の就業者は36,999人、このうち他の市区町村で従業している就業者(流出者)は24,640人、流出率は66.6%となっています。流出先では、立川市・小平市・武蔵村山市と当市周辺市が上位1～3位を占めています。

⑧昼夜間人口比率

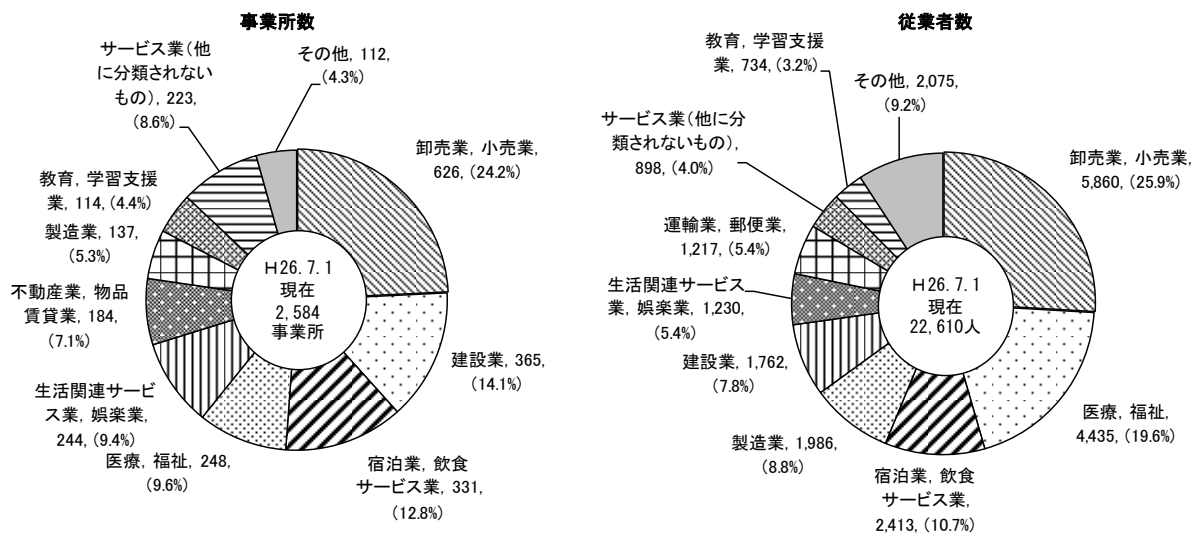
○平成27(2010)年10月1日現在の当市の昼夜間人口比率は80.4%であり、比較対象都市と比べ低い水準にあります。

人口動向に関する課題

- ◆人口減少により、将来的に地域の経済社会を支える中心的な世代である担税力の高い生産年齢人口の減少傾向が強まることで、医療・介護等の社会保障の担い手の減少や消費市場の縮小、居住・商業・教育・防犯・公共交通など、住民の日々の暮らしを支える都市機能の低下等を引き起こし、地域経済社会の活力が大きく損なわれる事態につながるおそれがあります。
- ◆将来的な人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止めることができるよう、現時点から、子育て・介護等と仕事の両立支援を通じた夫婦共働き世帯の定住化、高齢者の健康寿命の延伸、既存の住宅ストックの適切な維持管理や既成市街地の質を高めるための取組など、様々な観点から「人口が減りにくいまちづくり」を総合的に推進する必要があります。

- 総務省の「平成26年経済センサス基礎調査⁷」によると、平成26(2014)年7月1日現在、市内の事業所数は2,584事業所、従業者数は22,610人となっています。産業大分類別にみると、事業所数では「卸売業、小売業」が626事業所(構成比24.2%)で最も多く、次いで「建設業」の365事業所(14.1%)、「宿泊業、飲食サービス業」の331事業所(12.8%)の順であり、上位3業種で全体の51.1%を占めています。【図表II-4-1】
- 従業者数では「卸売業、小売業」が5,860人(構成比25.9%)で最も多く、次いで「医療、福祉」の4,435人(19.6%)、「宿泊業、飲食サービス業」の2,413人(10.7%)の順であり、これらの合計が全体の56.2%を占めています。【同上】

図表II-4-1 産業大分類別の事業所数及び従業者数の構成



出典：総務省「平成26年経済センサス基礎調査（7月1日現在）」

⁷ 経済センサスは、事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス活動調査」の2つから成り立っている

○「卸売業、小売業」の内訳をみると、事業所及び従業者数ともに「機械器具小売業」が3番目に多いのが特徴的といえます。【図表 II-4-2】

○当市が多摩 26 市の中でどのような産業を雇用の場として多く提供しているのかを、産業別特化係数⁸（当市の X 産業の従業人口構成比 ÷ 多摩 26 市の X 産業の従業人口構成比）でみると、「医療、福祉」が 2.31、「卸売業、小売業」が 1.41、「生活関連サービス業、娯楽業」が 1.34 と高くなっています。【図表 II-4-3、図表 II-4-4】

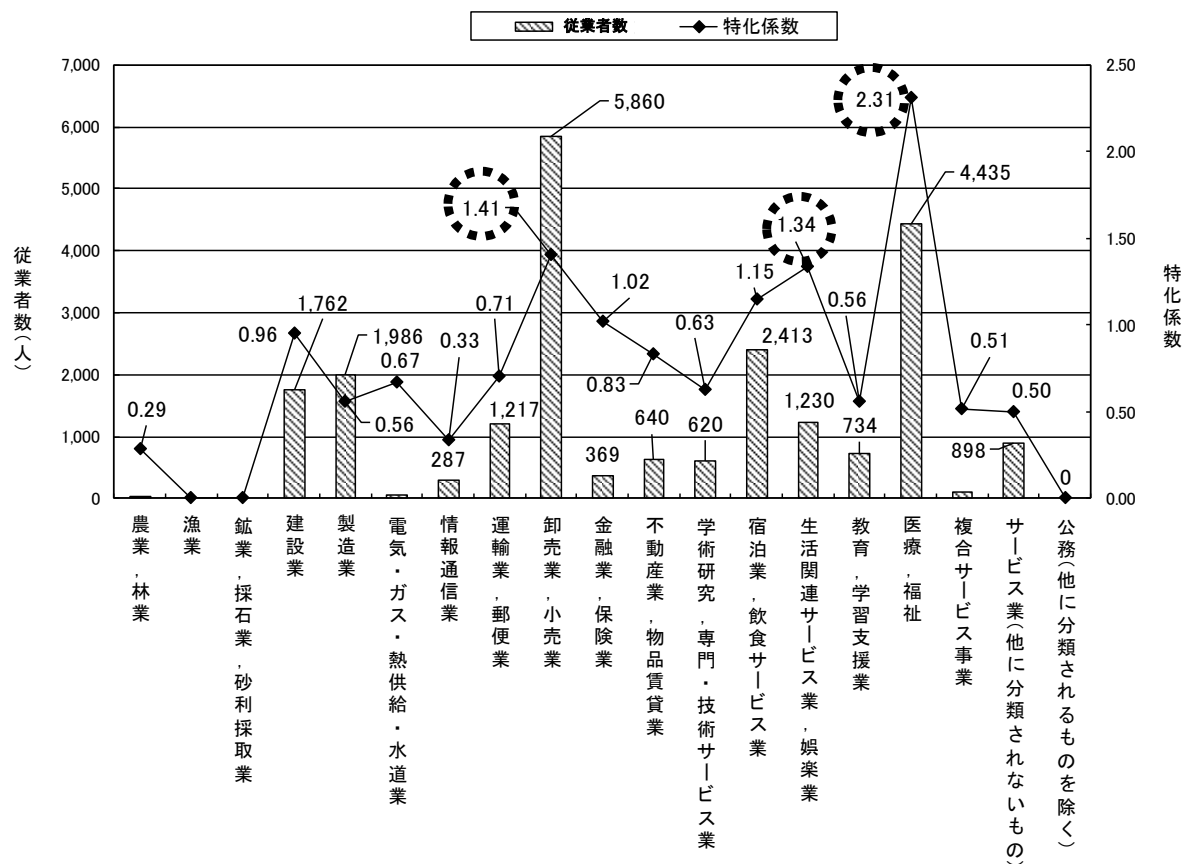
図表 II-4-2 「卸売業、小売業」の事業所数及び従業者数の内訳

順位	産業小分類	事業所数		順位	産業小分類	従業者数	
		実数 (事業所)	構成比 (%)			実数 (人)	構成比 (%)
1	その他の小売業	182	29.1	1	飲食料品小売業	2,017	34.4
2	飲食料品小売業	175	28.0	2	その他の小売業	1,444	24.6
3	機械器具小売業	75	12.0	3	機械器具小売業	540	9.2
4	機械器具卸売業	47	7.5	4	各種商品小売業	431	7.4
5	織物・衣服・身の回り品小売業	46	7.3	5	機械器具卸売業	337	5.8
6	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	29	4.6	6	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	328	5.60
7	その他の卸売業	26	4.2	7	織物・衣服・身の回り品小売業	305	5.20
8	飲食料品卸売業	19	3.0	8	無店舗小売業	203	3.50
9	無店舗小売業	19	3.0	9	その他の卸売業	137	2.30
10	繊維・衣服等卸売業	6	1.0	10	飲食料品卸売業	87	1.5
11	各種商品卸売業	1	0.2	11	各種商品卸売業	16	0.3
12	各種商品小売業	1	0.2	12	繊維・衣服等卸売業	15	0.3
	合計	626	100.0		合計	5,860	100.0

出典：総務省「平成 26 年経済センサス－基礎調査（7 月 1 日現在）」

⁸ 従業者数の構成比について、業種ごとに他地域とのかい離の状況を示し、地域内で卓越した業種を見る指標。この係数が 1 を超える場合、その業種は特化していると考えられるが、構成比の大きさ自体は問わないため、業種として構成比が小さい場合でも、係数が高くなることに注意が必要。

図表 II-4-3 産業大分類別の従業者数及び産業特化係数（市全体）
（多摩 26 市との比較、1/2）



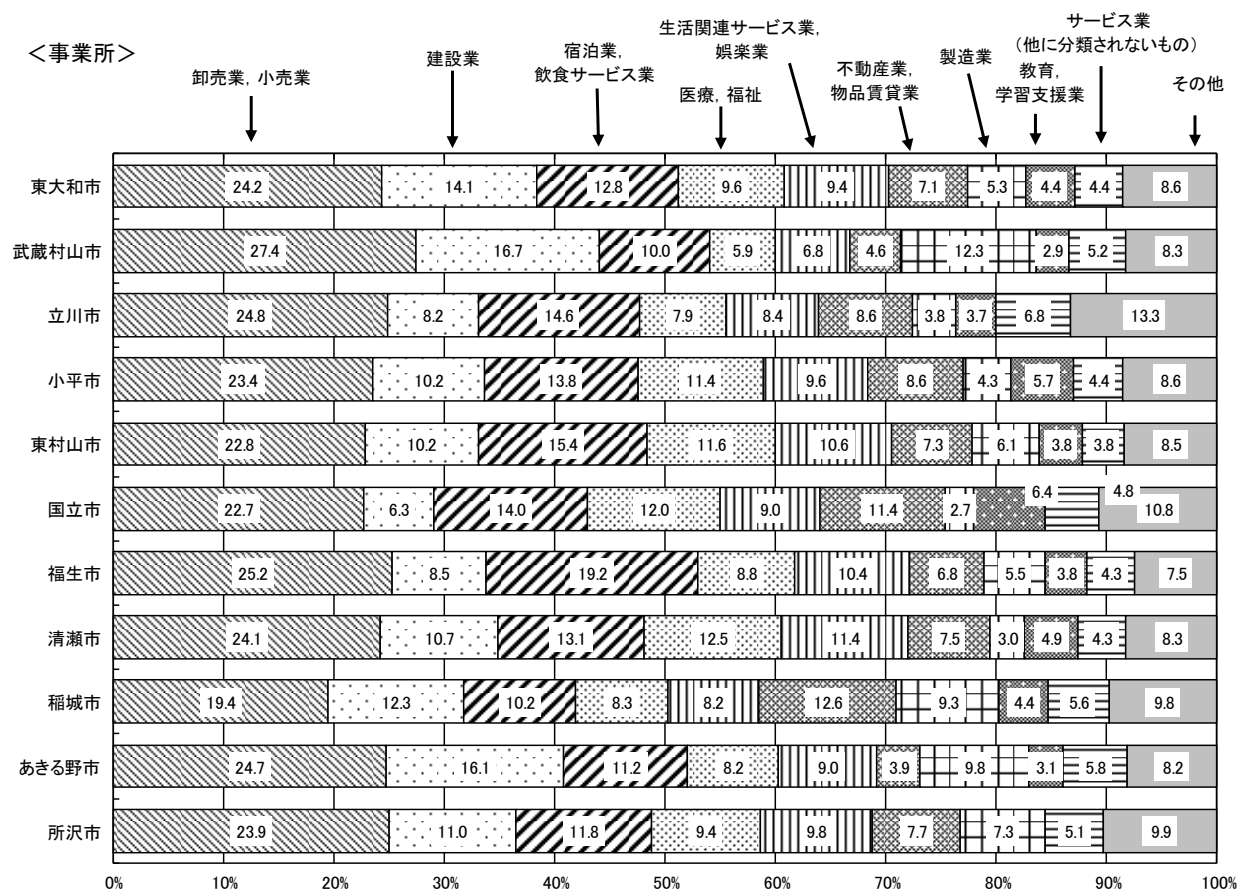
出典：総務省「平成 26 年経済センサス基礎調査（7 月 1 日現在）」

図表 II-4-4 産業大分類別の従業者数及び産業特化係数（市全体）
（多摩26市との比較、2/2）

産業大分類別	市全体			男性			女性			多摩26市 従業人口比率(%)		
	総数(人)	従業人口比率(%)	特化係数	総数(人)	従業人口比率(%)	特化係数	総数(人)	従業人口比率(%)	特化係数	総数	男性	女性
第1次産業	10	0.0	0.28	8	0.1	1.29	2	0.0	0.16	0.16	0.06	0.11
農業、林業	10	0.0	0.29	8	0.1	1.31	2	0.0	0.16	0.15	0.06	0.11
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00	0.00	0.00
第2次産業	3,748	16.6	0.70	2,786	25.3	3.05	962	8.3	0.50	23.84	8.29	16.57
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	0.00	0.01
建設業	1,762	7.8	0.96	1,369	12.4	5.37	393	3.4	0.63	8.16	2.31	5.42
製造業	1,986	8.8	0.56	1,417	12.9	2.15	569	4.9	0.44	15.67	5.98	11.14
第3次産業	18,852	83.4	1.10	8,226	74.6	0.81	10,626	91.7	1.10	76.00	91.65	83.32
電気・ガス・熱供給・水道業	51	0.2	0.67	46	0.4	5.80	5	0.0	0.20	0.34	0.07	0.21
情報通信業	287	1.3	0.33	213	1.9	1.10	74	0.6	0.22	3.81	1.76	2.85
運輸業、郵便業	1,217	5.4	0.71	992	9.0	4.79	225	1.9	0.39	7.61	1.88	4.93
卸売業、小売業	5,860	25.9	1.41	2,558	23.2	1.03	3,302	28.5	1.40	18.43	22.61	20.38
金融業、保険業	369	1.6	1.02	126	1.1	0.39	243	2.1	0.94	1.60	2.94	2.23
不動産業、物品賃貸業	640	2.8	0.83	362	3.3	1.19	278	2.4	0.77	3.40	2.76	3.10
学術研究、専門・技術サービス業	620	2.7	0.63	413	3.7	1.74	207	1.8	0.54	4.34	2.15	3.32
宿泊業、飲食サービス業	2,413	10.7	1.15	926	8.4	0.61	1,487	12.8	1.13	9.28	13.80	11.39
生活関連サービス業、娯楽業	1,230	5.4	1.34	588	5.3	0.88	642	5.5	1.11	4.07	6.03	4.99
教育、学習支援業	734	3.2	0.56	298	2.7	0.43	436	3.8	0.62	5.82	6.30	6.04
医療、福祉	4,435	19.6	2.31	1,128	10.2	0.41	3,307	28.5	1.77	8.50	24.88	16.16
複合サービス事業	98	0.4	0.51	42	0.4	0.62	56	0.5	0.65	0.84	0.62	0.74
サービス業(他に分類されないもの)	898	4.0	0.50	534	4.8	0.83	364	3.1	0.45	7.98	5.84	6.97
公務(他に分類されるものを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00	0.00	0.00
合計	22,610	100.0	-	11,020	100.0	-	11,590	100.0	-	100.0	100.0	100.0

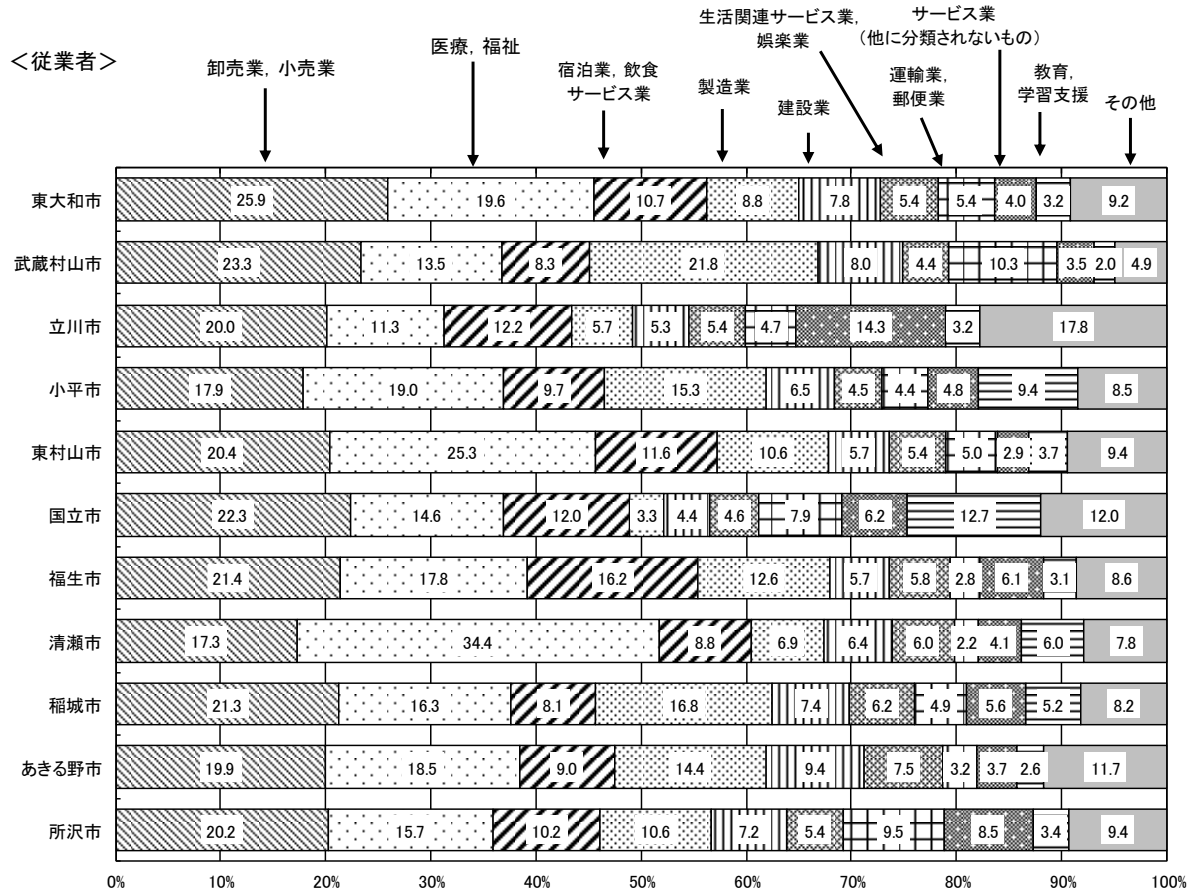
注) 表中の数字は、特化係数が1を超えている業種。

図表 II-4-5 産業大分類別の事業所構成比の都市間比較



出典：総務省「平成26年経済センサス基礎調査（7月1日現在）」

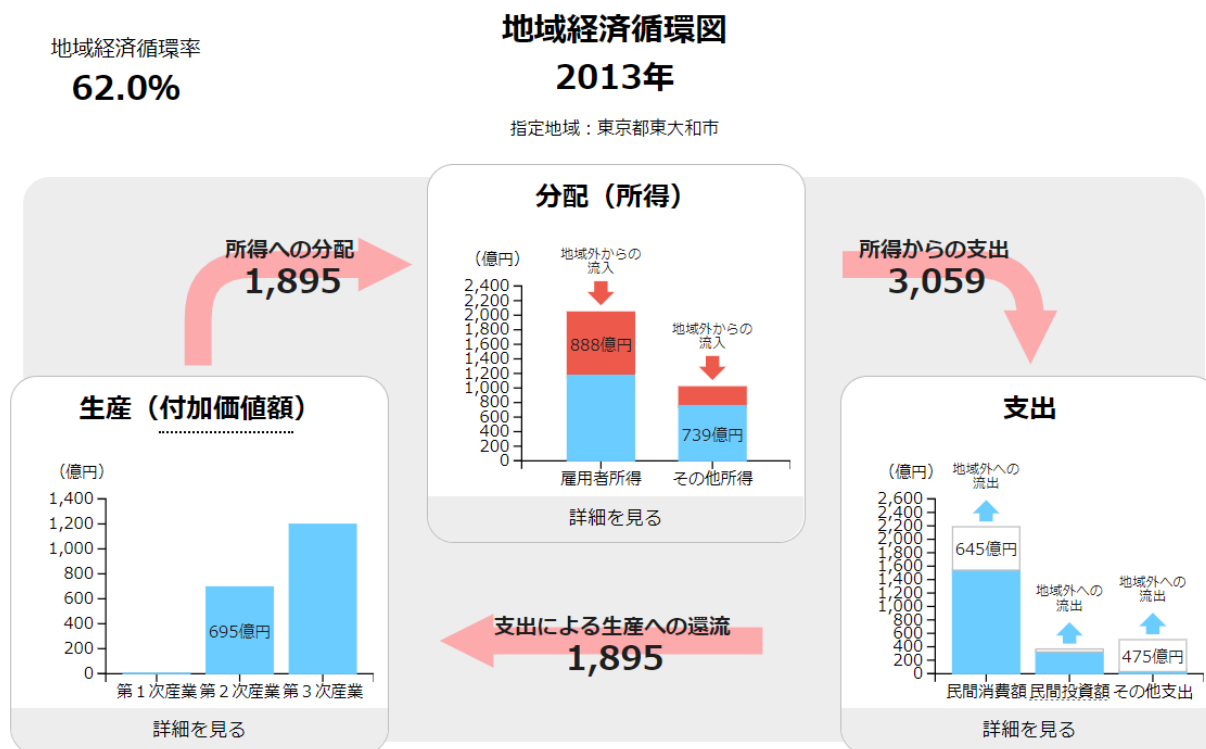
図表 II-4-6 産業大分類別の従業者構成比の都市間比較



出典：総務省「平成 26 年経済センサス基礎調査（7 月 1 日現在）」

- 環境省「地域産業連関表」及び「地域経済計算」に基づいて作成された平成 25 (2013) 年の地域経済循環図を見ると、当市の地域経済循環率は 62.0%と 100%を下回っており、地域経済は他地域から流入する所得に依存している状況にあります。【図表 II-4-7】
- 支出から生産へ還流される額は 1,895 億円であり、所得から支出の 3,059 億円との差額である 1,164 億円は他地域へ流出したことになります。この流出の多くは「その他支出」によるものです。「その他支出」は「政府支出」及び「地域内産業の移輸出ー移輸入」から構成されます。

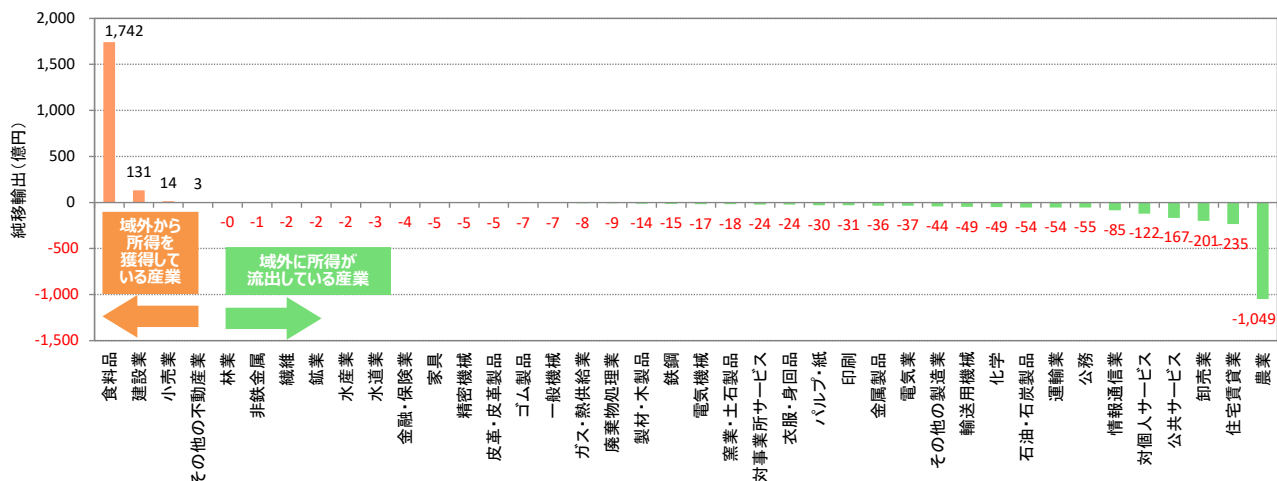
図表 II-4-7 地域経済循環図



出典：RESAS（環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」）
（株式会社価値総合研究所(日本政策投資銀行グループ)受託作成）

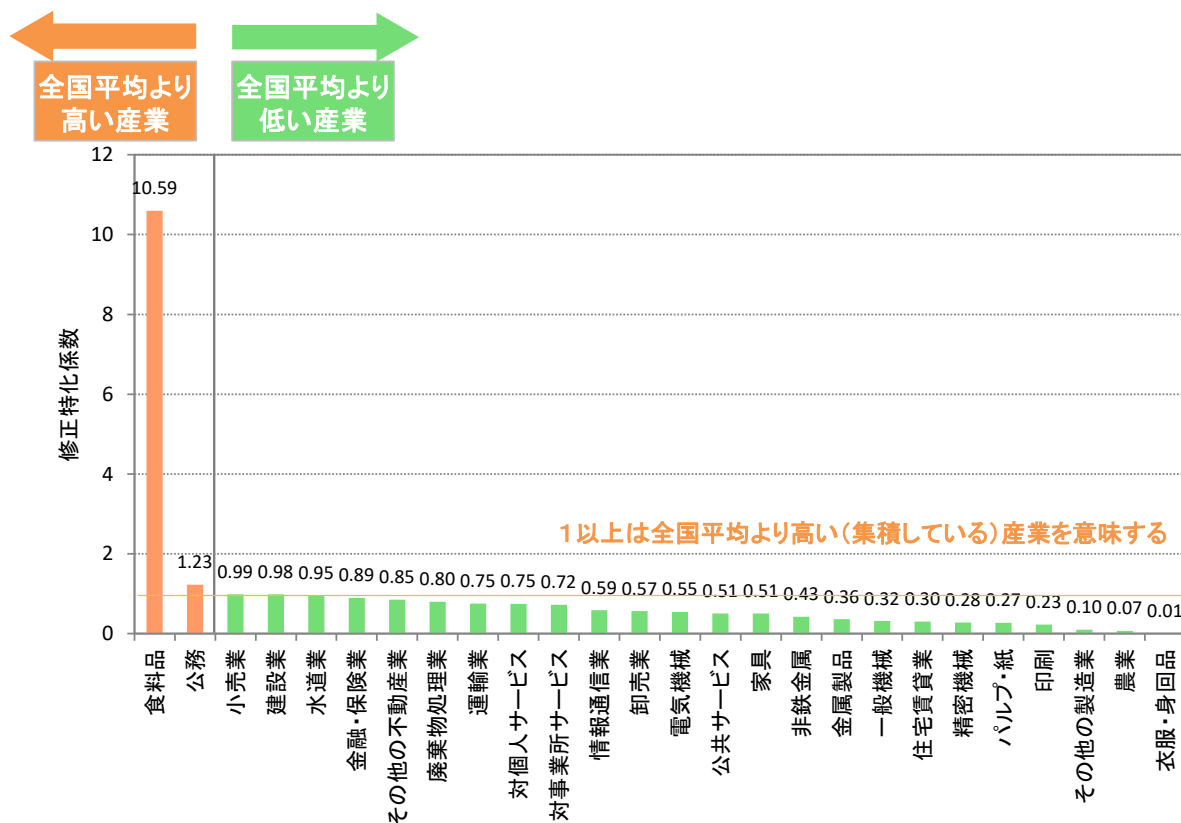
- 地域外からの所得の獲得状況を表す純輸出額をみると、当市では食料品、建設業、小売業などが地域外から所得を獲得しています。一方で、農業、住宅賃貸業、卸売業、公共サービス、対個人サービスなどの産業では、所得が当市から流出する状態となっています。【図表 II-4-8】

図表 II-4-8 産業別純輸出額



出典：RESAS（環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」）
 （株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）

図表 II-4-9 産業別修正特化係数（生産額ベース）



出典：RESAS（環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」）
 （株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）

*****産業構造に関する課題*****

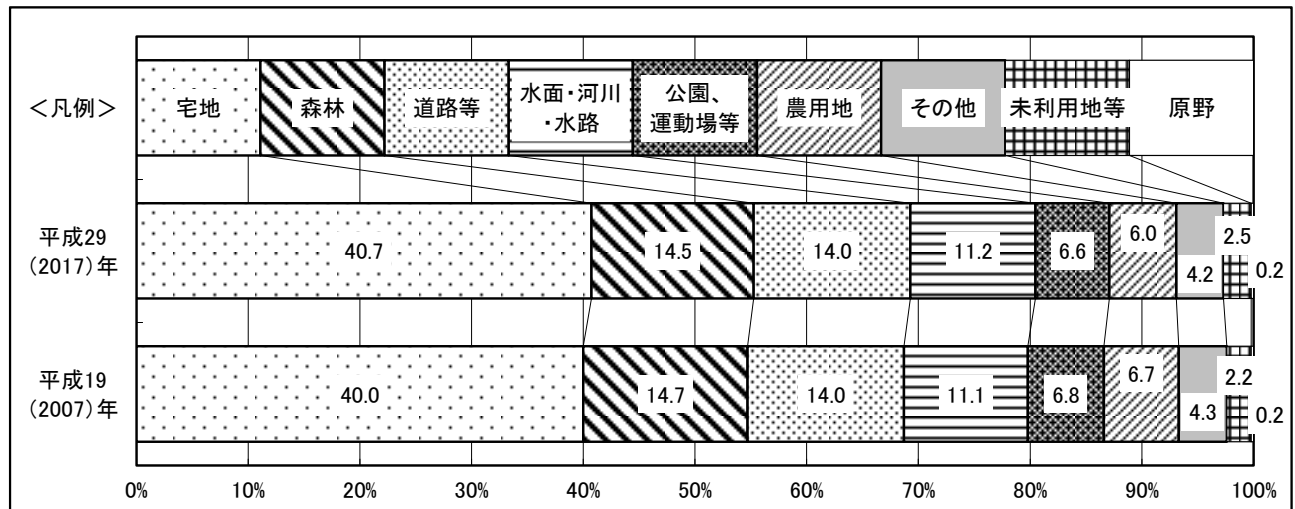
- ◆第Ⅰ章で述べたように、今後、当市においても、高齢者を対象とした医療・介護や各種生活支援サービスに対する需要が飛躍的に高まるほか、ロボット技術等、技術革新の進展によって、食料品製造や建設業など地域外から所得を獲得している産業の再編や雇用の流動化が進み、産業構造が大きな変化を遂げる可能性があります。
- ◆このような時代の変化を見据えながら、将来にわたってより足腰の強い産業構造の構築を図るため、柔軟な土地利用の規制・誘導等により、市内企業の新陳代謝を側面から支援するとともに、人口減少・高齢化の進展等に伴う需要の変動に対応した個人向けサービス産業の振興に取り組む必要があります。

(1) 利用区別の土地利用

○平成29(2017)年度土地利用現況調査結果の結果に基づき、利用区別の土地利用面積の構成比をみると、本市では、宅地が40.7%(面積551.0ha)で最も多く、以下、森林の14.5%(196.4ha)、道路等の14.0%(189.8ha)の順となっています。【図表II-5-1】

図表II-5-1 利用区別の土地面積及び構成比

	平成19(2007)年		平成29(2017)年		
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	対平成19年比 増減率(%)
宅地	541.1	40.0	551.0	40.7	1.8
その他	58.4	4.3	56.9	4.2	▲2.6
公園、運動場等	91.3	6.8	89.7	6.6	▲1.8
未利用地等	29.7	2.2	34.2	2.5	15.2
道路等	189.7	14.0	189.8	14.0	0.1
農用地	90.0	6.7	81.0	6.0	▲10.0
水面・河川・水路	150.6	11.1	151.1	11.2	0.3
森林	198.5	14.7	196.4	14.5	▲1.1
原野	3.0	0.2	3.1	0.2	3.3
合計	1,352.4	100.0	1,353.2	100.0	—



出典：東京都「土地利用現況調査結果の概要（各年3月31日現在）」

(2) 都市計画の状況

○当市では、約73%が既に市街化が形成されている区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」に指定されています。また、土地利用の大枠を定め、それぞれの目的に応じて建築できる建物の種類と規模が決められている用途地域は、第一種低層住居専用地域が68.8%（面積931.1ha）で最も多く、次いで第一種中高層住居専用地域の10.7%（144.8ha）、第一種住居地域の4.9%（66ha）の順となっており、住居系用途地域が用途地域全体の91.4%（1,237.7ha）を占めています。【図表II-5-2、図表II-5-3】

図表II-5-2 区域区分

区域区分	面積 (ha)	構成比 (%)	備考 (用語の解説)
都市計画区域	1,354.0	100.0	都市計画法の規定が適用される地域の中で、自然的及び社会的条件等の現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要のある区域
市街化区域	989.0	73.0	既に市街地が形成されている区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
市街化調整区域	365.0	27.0	市街化を抑制すべき区域

図表II-5-3 用途地域の指定

用途地域	面積 (ha)	構成比 (%)	備考 (用語の解説)
第一種低層住居専用地域	931.1	68.8	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第一種中高層住居専用地域	144.8	10.7	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第二種中高層住居専用地域	59.6	4.4	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第一種住居地域	66.0	4.9	住居の環境を保護するため定める地域
第二種住居地域	5.8	0.4	主として住居の環境を保護するため定める地域
準住居地域	30.4	2.2	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域
住居系用途地域			住環境の保護を目的として定める用途地域
近隣商業地域	33.6	2.5	近隣の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とし、商業その他の業務の利便性を増進するため定める地域
商業地域	8.4	0.6	主として商業その他の業務の利便性を増進するため定める地域
商業系用途地域			商業業務の利便の増進を目的として定める用途地域
準工業地域	2.4	0.2	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便性を増進するため定める地域
工業地域	71.9	5.3	主として工業の利便を増進するため定める地域
工業系用途地域			工業の利便の増進を目的として定める用途地域

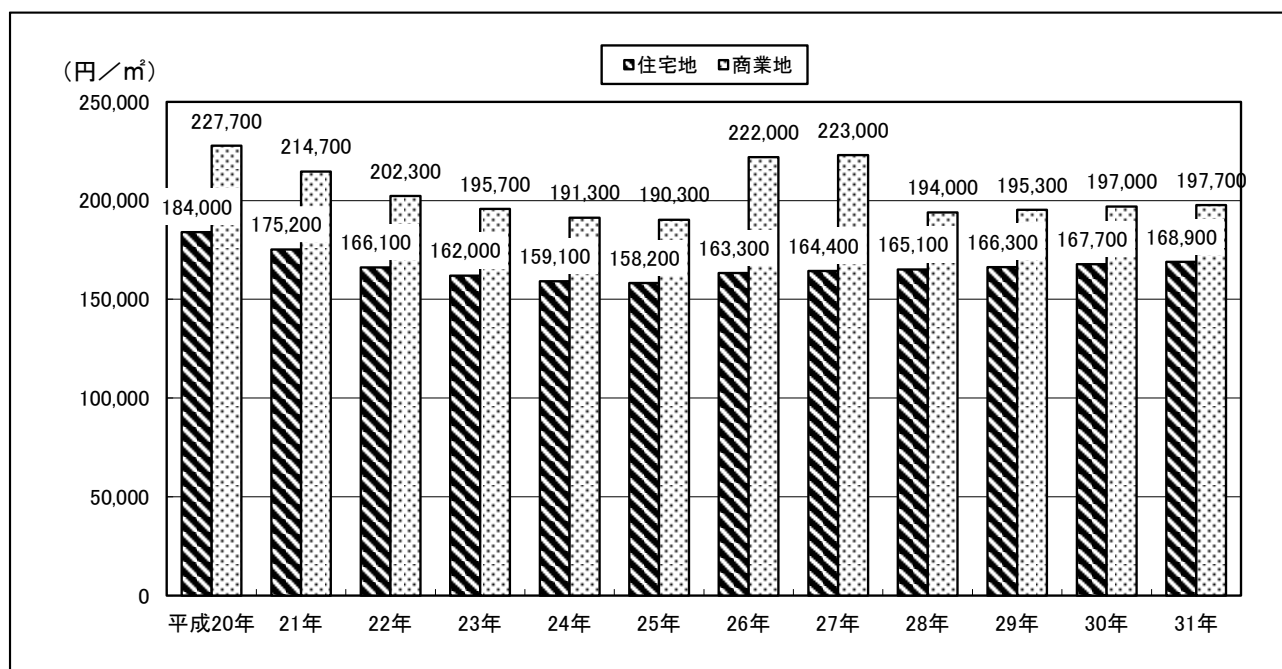
(3) 地価

○平成20(2008)年以降、住宅地平均価格⁹は、平成20(2008)年の184,000円/㎡をピークに、平成25年の158,200円/㎡まで減少したものの、以降はやや増加傾向で推移しており、平成31(2019)年では168,900円/㎡となっています。

○一方、商業地平均価格は、平成26(2014)年と平成27(2015)年に大きく増加した後減少したものの、平成28(2016)年から微増傾向に転じ、平成31(2019)年では197,700円/㎡となっています。【図表II-5-4】

○平成21(2009)・26(2014)・31(2019)年の住宅地平均価格は、いずれの年次も多摩26市中19番目となっています。また、平成26(2014)年では、全ての市が対平成21(2009)年比でマイナスとなっているのに対し、平成31(2019)年では、多摩市と青梅市以外の市が対平成26(2014)年比で増加に転じています。【図表II-5-6、図表II-5-7、図表II-5-8】

図表II-5-4 住宅地・商業地平均価格の推移

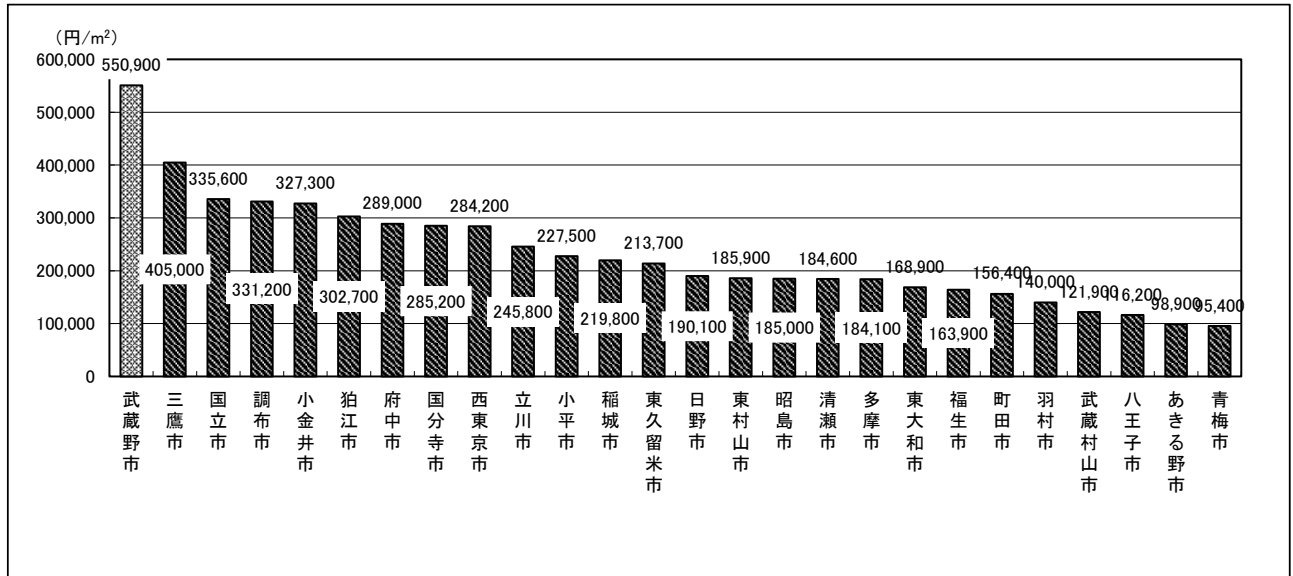


	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	平均価格 (円/㎡)	対前年比増減率 (%)	平均価格 (円/㎡)	対前年比増減率 (%)	平均価格 (円/㎡)	対前年比増減率 (%)	平均価格 (円/㎡)	対前年比増減率 (%)	平均価格 (円/㎡)	対前年比増減率 (%)	平均価格 (円/㎡)	対前年比増減率 (%)
住宅地	184,000	—	175,200	▲ 4.8	166,100	▲ 5.2	162,000	▲ 2.5	159,100	▲ 1.8	158,200	▲ 0.6
商業地	227,700	—	214,700	▲ 5.7	202,300	▲ 5.8	195,700	▲ 3.3	191,300	▲ 2.2	190,300	▲ 0.5
	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
	平均価格 (円/㎡)	対前年比増減率 (%)	平均価格 (円/㎡)	対前年比増減率 (%)	平均価格 (円/㎡)	対前年比増減率 (%)	平均価格 (円/㎡)	対前年比増減率 (%)	平均価格 (円/㎡)	対前年比増減率 (%)	平均価格 (円/㎡)	対前年比増減率 (%)
住宅地	163,300	3.2	164,400	0.7	165,100	0.4	166,300	0.7	167,700	0.8	168,900	0.7
商業地	222,000	16.7	223,000	0.5	194,000	▲ 13.0	195,300	0.7	197,000	0.9	197,700	0.4

出典：国土交通省「地価公示（各年1月1日現在）」

⁹ 標準地ごとの1㎡当たりの価格の合計を当該標準地数で除して求めたもの。(商業地も同様)

図表 II-5-5 住宅地平均価格の都市間比較（多摩 26 市）



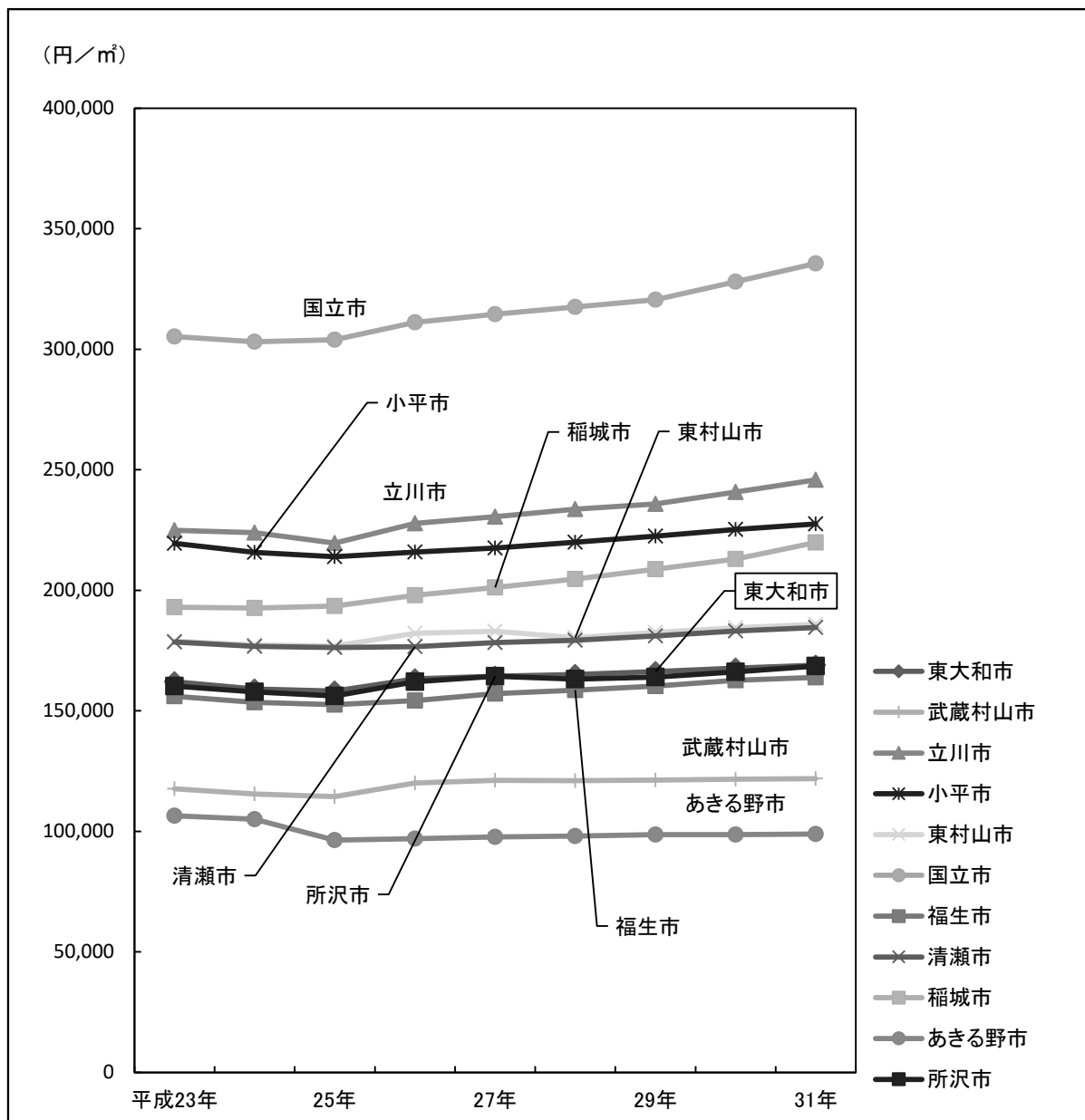
出典：国土交通省「地価公示（H31年1月1日現在）」

図表 II-5-6 住宅地平均価格の都市間比較（多摩 26 市）

順位	市名	平成21年	順位	市名	平成26年		順位	市名	平成31年	
		平均価格 (円/㎡)			平均価格 (円/㎡)	対平成21年増減率 (%)			平均価格 (円/㎡)	対平成26年増減率 (%)
1	武蔵野市	482,300	1	武蔵野市	476,900	▲ 1.1	1	武蔵野市	550,900	15.5
2	三鷹市	364,800	2	三鷹市	357,200	▲ 2.1	2	三鷹市	405,000	13.4
3	小金井市	327,800	3	調布市	312,900	▲ 4.1	3	国立市	335,600	7.8
4	調布市	326,200	4	国立市	311,200	▲ 3.4	4	調布市	331,200	5.8
5	国立市	322,100	5	小金井市	306,700	▲ 6.4	5	小金井市	327,300	6.7
6	狛江市	314,200	6	狛江市	292,100	▲ 7.0	6	狛江市	302,700	3.6
7	国分寺市	301,800	7	府中市	276,400	▲ 5.0	7	府中市	289,000	4.6
8	府中市	290,900	8	国分寺市	263,400	▲ 12.7	8	国分寺市	285,200	8.3
9	西東京市	273,600	8	西東京市	263,400	▲ 3.7	9	西東京市	284,200	7.9
10	立川市	243,300	10	立川市	227,800	▲ 6.4	10	立川市	245,800	7.9
11	小平市	236,300	11	小平市	215,800	▲ 8.7	11	小平市	227,500	5.4
12	東久留米市	217,000	12	東久留米市	205,700	▲ 5.2	12	稲城市	219,800	11.1
13	稲城市	202,200	13	稲城市	197,900	▲ 2.1	13	東久留米市	213,700	3.9
14	清瀬市	194,600	14	多摩市	185,600	▲ 3.6	14	日野市	190,100	6.1
15	多摩市	192,500	15	東村山市	182,100	▲ 4.6	15	東村山市	185,900	2.1
16	東村山市	190,900	16	日野市	179,200	▲ 5.0	16	昭島市	185,000	5.3
17	日野市	188,600	17	清瀬市	176,600	▲ 9.2	17	清瀬市	184,600	4.5
18	昭島市	183,800	18	昭島市	175,700	▲ 4.4	18	多摩市	184,100	▲ 0.8
19	東大和市	175,200	19	東大和市	163,300	▲ 6.8	19	東大和市	168,900	3.4
20	福生市	169,300	20	福生市	154,200	▲ 8.9	20	福生市	163,900	6.3
21	町田市	161,300	21	町田市	152,000	▲ 5.8	21	町田市	156,400	2.9
22	羽村市	155,000	22	羽村市	136,400	▲ 12.0	22	羽村市	140,000	2.6
23	武蔵村山市	129,500	23	武蔵村山市	120,000	▲ 7.3	23	武蔵村山市	121,900	1.6
24	八王子市	120,500	24	八王子市	114,200	▲ 5.2	24	八王子市	116,200	1.8
25	あきる野市	118,500	25	青梅市	98,800	▲ 13.8	25	あきる野市	98,900	2.0
26	青梅市	114,600	26	あきる野市	97,000	▲ 18.1	26	青梅市	95,400	▲ 3.4

出典：国土交通省「地価公示（各年1月1日現在）」

図表 II-5-7 住宅地平均価格の都市間比較（比較対象都市）



出典：国土交通省「地価公示（各年1月1日現在）」

図表 II-5-8 住宅地平均価格の都市間比較(比較対象都市)

市区名		平成23年	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
		平均価格 (円/㎡)	平均価格 (円/㎡)	変動率 (%)	平均価格 (円/㎡)	変動率 (%)	平均価格 (円/㎡)	変動率 (%)	平均価格 (円/㎡)	変動率 (%)
東京都	東大和市	162,000	159,100	▲ 1.8	158,200	▲ 0.6	163,300	3.2	164,400	0.7
	武蔵村山市	117,700	115,500	▲ 1.9	114,400	▲ 1.0	120,000	4.9	121,200	1.0
	立川市	224,900	223,900	▲ 0.4	219,600	▲ 1.9	227,800	3.7	230,500	1.2
	小平市	219,500	215,700	▲ 1.7	213,900	▲ 0.8	215,800	0.9	217,600	0.8
	東村山市	178,900	177,400	▲ 0.8	176,900	▲ 0.3	182,100	2.9	183,000	0.5
	国立市	305,300	303,100	▲ 0.7	303,900	0.3	311,200	2.4	314,500	1.1
	福生市	156,000	153,500	▲ 1.6	152,600	▲ 0.6	154,200	1.0	157,100	1.9
	清瀬市	178,600	176,800	▲ 1.0	176,300	▲ 0.3	176,600	0.2	178,300	1.0
	稲城市	193,000	192,600	▲ 0.2	193,500	0.5	197,900	2.3	201,200	1.7
あきる野市	106,500	105,000	▲ 1.4	96,300	▲ 8.3	97,000	0.7	97,700	0.7	
埼玉県	所沢市	160,300	157,900	▲ 1.5	156,200	▲ 1.1	162,000	3.7	164,300	1.4
市区名		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		
		平均価格 (円/㎡)	変動率 (%)	平均価格 (円/㎡)	変動率 (%)	平均価格 (円/㎡)	変動率 (%)	平均価格 (円/㎡)	変動率 (%)	
東京都	東大和市	165,100	0.4	166,300	0.7	167,700	0.8	168,900	0.7	
	武蔵村山市	121,000	▲ 0.2	121,300	0.2	121,600	0.2	121,900	0.2	
	立川市	233,700	1.4	235,800	0.9	240,800	2.1	245,800	2.1	
	小平市	220,000	1.1	222,500	1.1	225,300	1.3	227,500	1.0	
	東村山市	180,300	▲ 1.5	182,500	1.2	184,500	1.1	185,900	0.8	
	国立市	317,500	1.0	320,600	1.0	328,000	2.3	335,600	2.3	
	福生市	158,600	1.0	160,200	1.0	162,700	1.6	163,900	0.7	
	清瀬市	179,300	0.6	181,100	1.0	183,100	1.1	184,600	0.8	
	稲城市	204,700	1.7	208,800	2.0	213,000	2.0	219,800	3.2	
あきる野市	98,000	0.3	98,600	0.6	98,600	0.0	98,900	0.3		
埼玉県	所沢市	163,100	▲ 0.7	164,000	0.6	166,200	1.3	168,600	1.4	

出典：国土交通省「地価公示（各年1月1日現在）」

注1）変動率は、継続標準地ごとの価格の対前年変動率の合計を当該標準地数で除して求めたもの。

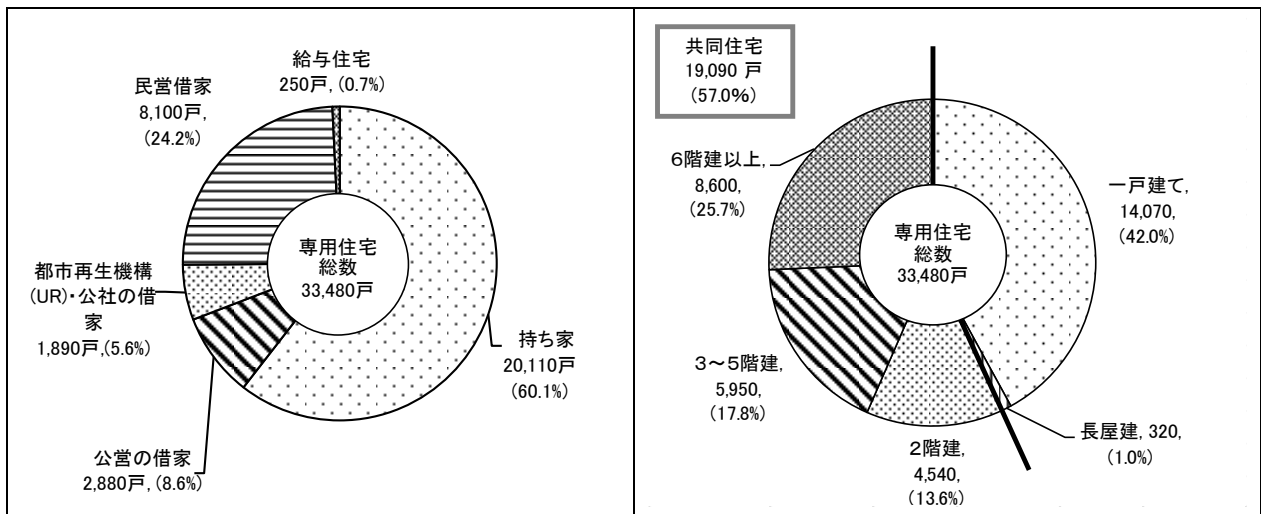
注2）表中の**数字**は、変動率（プラス）の高い上位3市。

(4) 住宅

<所有関係、建て方別の分類>

- 平成 25 (2013) 年 10 月 1 日現在、当市の専用住宅 (居住専用の住宅) は、総数 33,480 戸のうち、持ち家が 20,110 戸 (構成比 60.1%)、借家が 13,120 戸 (39.1%)、また、借家のうち、民営が 8,100 戸で全体の 24.2%を占めています。【図表 II-5-9】
- 建て方別では、共同住宅が 19,090 戸¹⁰で全体の 57.0%を占めているのが特徴的といえます。共同住宅では、6階建以上が 8,600 戸 (構成比 25.7%) で最も多く、3～5階建が 5,950 戸 (17.8%) でこれに次いでいます。【同上】

図表 II-5-9 所有関係別の専用住宅数 (左図) と建て方別の専用住宅数 (右図)



出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査 (10 月 1 日現在)」

¹⁰ 住宅・土地統計調査は、標本調査による推定結果であるため、1の位を四捨五入して10の位を有効数字としているので、個々の数値を積み上げた値と総数は必ずしも一致しない。

図表 II-5-10 所有関係別の専用住宅数の都市間比較

		専用住宅 総数(戸)	持ち家		借家 (戸)	公営の借家	都市再生機 構(UR)・公社 の借家	民営借家	給与住宅
			実数 (戸)	持ち家率 (%)					
東京都	東大和市	33,480	20,110	60.1	13,120	2,880	1,890	8,100	250
	立川市	73,540	34,410	46.8	39,120	5,560	5,630	26,680	1,240
	小平市	80,280	40,100	50.0	36,210	4,630	2,270	27,760	1,550
	東村山市	63,500	36,410	57.3	25,730	5,900	1,890	17,030	920
	国立市	35,640	15,200	42.6	18,390	2,530	2,200	13,150	520
	福生市	25,390	11,540	45.5	12,860	910	2,240	9,560	160
	清瀬市	32,450	15,660	48.3	16,420	4,050	3,430	8,760	190
	武蔵村山市	26,120	15,910	60.9	10,050	3,390	-	6,540	130
稲城市	35,500	19,930	56.1	14,490	1,240	2,460	10,480	310	
	あきる野市	29,300	21,860	74.6	6,780	70	-	6,390	310
埼玉県	所沢市	143,380	89,980	62.8	48,490	1,610	4,590	39,660	2,630

出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査（10 月 1 日現在）」

注 1) 表中の数字は、持ち家率の高い上位 3 市区。

注 2) 専用住宅総数には、所有関係が「不詳」を含む。(以下同様)

図表 II-5-11 建て方別の専用住宅数の都市間比較

		専用住宅 総数 (戸)	一戸建て		長屋建		共同住宅		2階建		3~5階建		6階建以上	
			実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)
東京都	東大和市	33,480	14,070	42.0	320	1.0	19,090	57.0	4,540	13.6	5,950	17.8	8,600	25.7
	立川市	73,540	22,220	30.2	1,230	1.7	49,990	68.0	10,380	14.1	25,200	34.3	14,410	19.6
	小平市	80,280	32,540	40.5	1,510	1.9	46,190	57.5	13,680	17.0	21,690	27.0	10,820	13.5
	東村山市	63,500	27,300	43.0	670	1.1	35,450	55.8	8,490	13.4	12,950	20.4	14,000	22.0
	国立市	35,640	10,310	28.9	880	2.5	24,350	68.3	6,440	18.1	11,320	31.8	6,590	18.5
	福生市	25,390	9,620	37.9	600	2.4	15,130	59.6	3,720	14.7	8,430	33.2	2,980	11.7
	清瀬市	32,450	12,490	38.5	830	2.6	19,110	58.9	3,990	12.3	11,010	33.9	4,100	12.6
	武蔵村山市	26,120	16,020	61.3	390	1.5	9,650	36.9	3,240	12.4	4,410	16.9	2,010	7.7
稲城市	35,500	11,160	31.4	340	1.0	23,940	67.4	4,180	11.8	10,500	29.6	9,260	26.1	
	あきる野市	29,300	23,560	80.4	390	1.3	5,310	18.1	3,770	12.9	1,300	4.4	240	0.8
埼玉県	所沢市	143,380	71,110	49.6	1,650	1.2	70,590	49.2	18,780	13.1	24,080	16.8	27,730	19.3

出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査（10 月 1 日現在）」

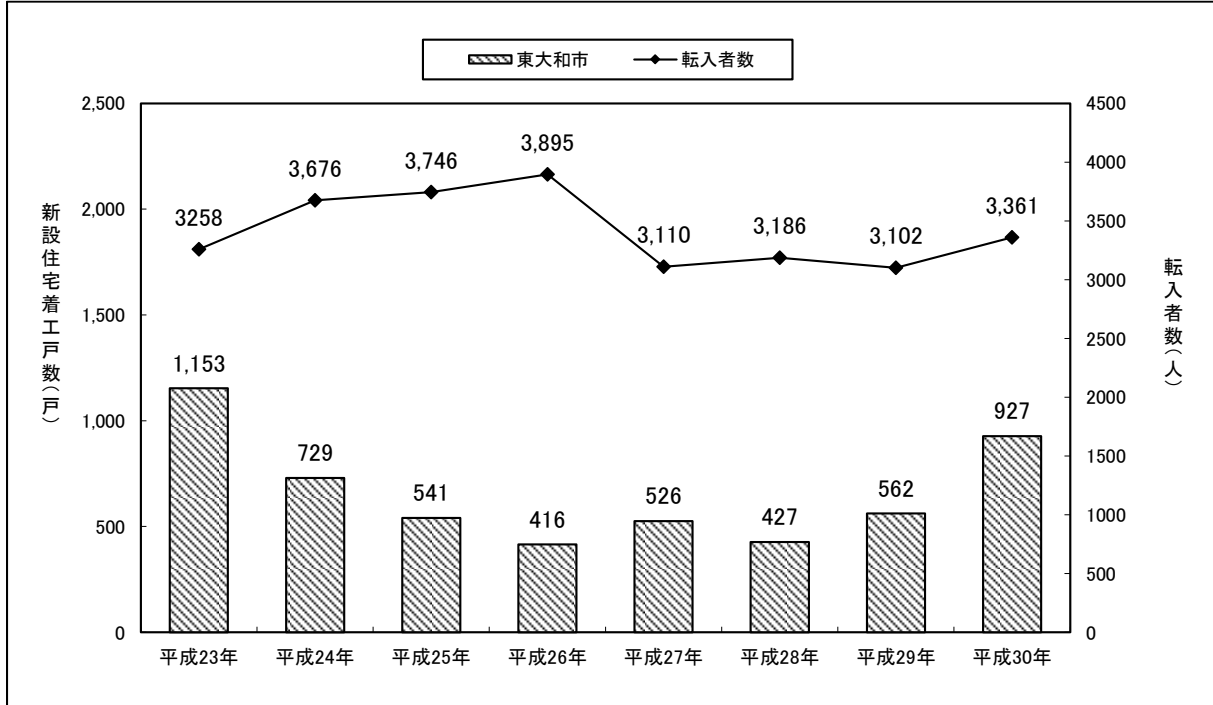
注) 表中の数字は、構成比の高い上位 3 市区。

＜新設住宅着工戸数＞

○新設住宅着工戸数は平成23(2011)年の1,153戸から平成26(2014)年の416戸まで減少し、その後は増減を繰り返しながら回復傾向に転じ、平成30(2018)年では927戸となっています。

【図表 II-5-12】

図表 II-5-12 新設住宅着工戸数と転入者数



出典：新設住宅着工戸数は「建築着工統計（各年1月1日～12月31日の合計）」、転入者数は東京都総務局「住民基本台帳による東京の世帯と人口（同上）」

図表 II-5-13 新設住宅着工戸数の都市間比較（多摩26市）

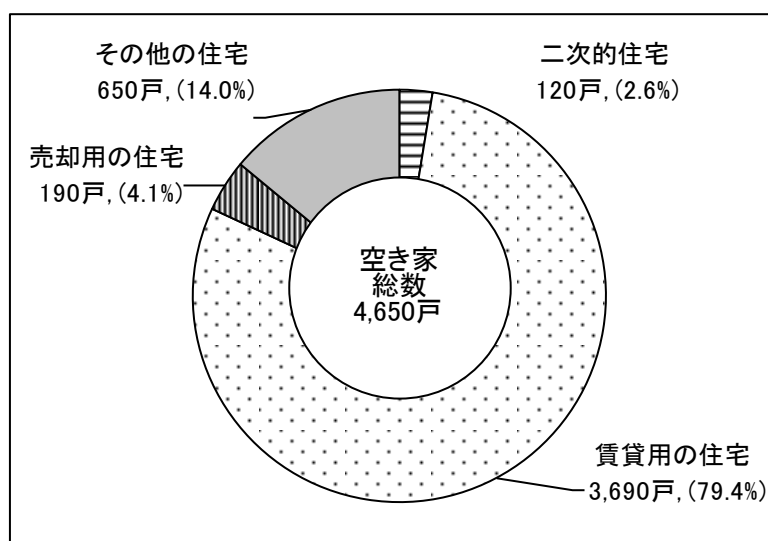
平成28年				平成29年				平成30年			
順位	市名	戸数(戸)	対前年増減率(%)	順位	市名	戸数(戸)	対前年増減率(%)	順位	市名	戸数(戸)	対前年増減率(%)
1	八王子市	4,294	▲0.02	1	八王子市	3,852	▲0.11	1	八王子市	4,349	0.11
2	町田市	2,747	▲0.02	2	町田市	2,658	▲0.03	2	町田市	2,789	0.05
3	小平市	2,482	0.15	3	西東京市	2,300	0.41	3	日野市	2,413	0.41
4	府中市	1,987	▲0.01	4	調布市	2,089	0.19	4	小平市	1,822	0.46
5	立川市	1,866	▲0.09	5	府中市	2,049	0.03	5	調布市	1,737	▲0.20
6	三鷹市	1,735	0.15	6	小金井市	1,917	0.45	6	西東京市	1,731	▲0.33
7	調布市	1,686	▲0.54	7	立川市	1,655	▲0.13	7	三鷹市	1,726	0.17
8	国分寺市	1,664	▲0.03	8	東村山市	1,477	0.23	8	立川市	1,570	▲0.05
9	武蔵野市	1,522	0.18	9	三鷹市	1,438	▲0.21	9	府中市	1,565	▲0.31
10	日野市	1,394	▲0.04	10	日野市	1,426	0.02	10	国分寺市	1,307	0.31
11	西東京市	1,347	▲0.29	11	昭島市	1,141	0.09	11	多摩市	1,256	0.52
12	東村山市	1,133	0.03	12	武蔵野市	996	▲0.53	12	小金井市	1,152	▲0.66
13	武蔵村山市	1,130	0.63	13	武蔵村山市	995	▲0.14	13	武蔵野市	1,115	0.11
14	小金井市	1,063	▲0.20	14	小平市	975	▲1.55	14	東大和市	927	0.39
15	昭島市	1,040	0.38	15	国立市	967	0.58	15	狛江市	922	0.63
16	青梅市	749	▲0.04	16	東久留米市	954	0.36	16	稲城市	921	0.59
17	狛江市	742	0.06	17	国分寺市	899	▲0.85	17	東村山市	827	▲0.79
18	多摩市	692	▲0.39	18	青梅市	708	▲0.06	18	東久留米市	663	▲0.44
19	東久留米市	610	0.10	19	清瀬市	668	0.33	19	昭島市	650	▲0.76
20	あきる野市	550	0.05	20	あきる野市	611	0.10	20	国立市	591	▲0.64
21	福生市	479	0.34	21	多摩市	608	▲0.14	21	あきる野市	573	▲0.07
22	稲城市	464	▲0.61	22	東大和市	562	0.24	22	武蔵村山市	524	▲0.90
23	清瀬市	450	▲0.66	23	稲城市	382	▲0.21	23	青梅市	518	▲0.37
24	東大和市	427	▲0.23	24	福生市	348	▲0.38	24	清瀬市	398	▲0.68
25	国立市	402	▲0.96	25	狛江市	343	▲1.16	25	福生市	301	▲0.16
26	羽村市	353	▲0.10	26	羽村市	302	▲0.17	26	羽村市	252	▲0.20
	市部合計	33,008	▲0.03	市部合計	32,320	▲0.02	市部合計	32,599	0.01		

出典：新設住宅着工戸数は「建築着工統計（各年1月1日～12月31日の合計）」

<空き家>

- 平成 25 (2013) 年 10 月 1 日、当市の空き家の総数は 4,650 戸、空き家率は 11.87%であり、空き家率は多摩 26 市の中では低い方から 18 番目 (高い方から 9 番目) に位置しています。【**図表 II-5-14、図表 II-5-15**】
- 空き家の内訳をみると、「賃貸用の住宅」が 3,690 戸で全体の 79.4%を占め、世帯が長期にわたって不在の住宅や取り壊すことになっている住宅等の「その他の住宅¹¹」が 650 戸 (構成比 14.0%) でこれに次いでいます。【**同上**】
- 「賃貸用住宅」と「売却用の住宅」を合わせた供給可能な住宅が空き家全体の 83.5%を占め、「その他の住宅」を対象とした空き家率は 1.66%で多摩 26 市の中では 9 番目に低い状況にあります。【**同上**】

図表 II-5-14 空き家の種類別戸数



出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査 (10 月 1 日現在)」

¹¹ 例えば、転勤・入院等のために居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅のほか、空き家の区分の判断が困難な住宅等を含む。

図表 II-5-15 空き家及び空き家率の都市間比較（多摩 26 市・比較対象都市）

（左表：空き家率の低位順、右表：「その他の住宅」の空き家率の低位順）

順位	市区名	全体		
		住宅 総数 (戸)	空き家 総数 (戸)	空き家率 (%)
1	町田市	224,120	17,360	7.75
2	稲城市	39,080	3,320	8.50
3	東久留米市	54,770	5,040	9.20
4	西東京市	96,700	9,010	9.32
5	多摩市	73,860	7,080	9.59
6	清瀬市	36,660	3,620	9.87
7	東村山市	71,910	7,110	9.89
8	八王子市	281,300	28,980	10.30
9	あきる野市	33,570	3,520	10.49
10	立川市	83,760	9,010	10.76
11	三鷹市	97,820	10,860	11.10
12	狛江市	44,620	5,130	11.50
13	羽村市	26,730	3,080	11.52
14	武蔵村山市	30,160	3,480	11.54
15	小平市	93,650	10,830	11.56
16	昭島市	54,080	6,330	11.70
17	小金井市	64,630	7,610	11.77
18	東大和市	39,160	4,650	11.87
19	調布市	123,790	14,720	11.89
20	府中市	129,130	15,460	11.97
21	国分寺市	70,060	8,450	12.06
22	福生市	29,820	3,790	12.71
23	国立市	41,650	5,300	12.73
24	日野市	90,340	11,520	12.75
25	青梅市	57,500	7,610	13.23
26	武蔵野市	82,930	11,670	14.07
市部合計		2,071,800	224,540	10.84
1	稲城市	39,080	3,320	8.50
2	所沢市	160,850	15,440	9.60
3	清瀬市	36,660	3,620	9.87
4	東村山市	71,910	7,110	9.89
5	あきる野市	33,570	3,520	10.49
6	立川市	83,760	9,010	10.76
7	武蔵村山市	30,160	3,480	11.54
8	小平市	93,650	10,830	11.56
9	東大和市	39,160	4,650	11.87
10	福生市	29,820	3,790	12.71
11	国立市	41,650	5,300	12.73

順位	市区名	種類別の空き家							
		二次的住宅		賃貸用の住宅		売却用の住宅		その他の住宅	
		実数 (戸)	空き家率 (%)	実数 (戸)	空き家率 (%)	実数 (戸)	空き家率 (%)	実数 (戸)	空き家率 (%)
1	東久留米市	70	0.13	3,570	6.52	1,290	2.36	110	0.20
2	多摩市	270	0.37	5,590	7.57	730	0.99	490	0.66
3	町田市	340	0.15	13,630	6.08	950	0.42	2,440	1.09
4	稲城市	40	0.10	2,630	6.73	210	0.54	440	1.13
5	府中市	170	0.13	13,010	10.08	670	0.52	1,600	1.24
6	狛江市	60	0.13	4,370	9.79	100	0.22	600	1.34
7	羽村市	100	0.37	2,540	9.50	60	0.22	370	1.38
8	調布市	100	0.08	12,100	9.77	690	0.56	1,830	1.48
9	東大和市	120	0.31	3,690	9.42	190	0.49	650	1.66
10	西東京市	160	0.17	6,960	7.20	250	0.26	1,640	1.70
11	日野市	40	0.04	9,070	10.04	860	0.95	1,550	1.72
12	三鷹市	40	0.04	7,840	8.01	1,270	1.30	1,720	1.76
13	国分寺市	170	0.24	6,890	9.83	130	0.19	1,250	1.78
14	立川市	40	0.05	6,980	8.33	430	0.51	1,550	1.85
15	小金井市	60	0.09	6,100	9.44	200	0.31	1,250	1.93
16	清瀬市	10	0.03	2,670	7.28	230	0.63	720	1.96
17	八王子市	260	0.09	21,350	7.59	1,520	0.54	5,850	2.08
18	国立市	50	0.12	4,150	9.96	190	0.46	920	2.21
19	青梅市	170	0.30	4,830	8.40	1,300	2.26	1,300	2.26
20	小平市	140	0.15	8,090	8.64	440	0.47	2,150	2.30
21	福生市	40	0.13	3,000	10.06	50	0.17	700	2.35
22	武蔵野市	360	0.43	8,920	10.76	390	0.47	1,990	2.40
23	東村山市	180	0.25	4,740	6.59	430	0.60	1,760	2.45
24	武蔵村山市	170	0.56	2,370	7.86	130	0.43	800	2.65
25	昭島市	70	0.13	4,320	7.99	450	0.83	1,490	2.76
26	あきる野市	200	0.60	2,030	6.05	170	0.51	1,120	3.34
市部合計		3,430	0.17	171,440	8.27	13,330	0.64	36,290	1.75
1	稲城市	40	0.10	2,630	6.73	210	0.54	440	1.13
2	東大和市	120	0.31	3,690	9.42	190	0.49	650	1.66
3	立川市	40	0.05	6,980	8.33	430	0.51	1,550	1.85
4	清瀬市	10	0.03	2,670	7.28	230	0.63	720	1.96
5	国立市	50	0.12	4,150	9.96	190	0.46	920	2.21
6	小平市	140	0.15	8,090	8.64	440	0.47	2,150	2.30
7	福生市	40	0.13	3,000	10.06	50	0.17	700	2.35
8	東村山市	180	0.25	4,740	6.59	430	0.60	1,760	2.45
9	武蔵村山市	170	0.56	2,370	7.86	130	0.43	800	2.65
10	所沢市	140	0.09	9,960	6.19	1,060	0.66	4,280	2.66
11	あきる野市	200	0.60	2,030	6.05	170	0.51	1,120	3.34

出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査（10 月 1 日現在）」

(5) 「土地利用」のまとめ

①利用区分別の土地利用

○平成 29 (2017) 年度土地利用現況調査の結果に基づき、利用区分別の土地利用面積の構成比をみると、宅地が 40.7%で最も高く、以下、森林用地の 14.5%、道路等の 14.0%の順となっており、多摩湖や東大和狭山緑地などにより、森林や水面・河川・水路の構成比が高いことが特徴となっています。

②都市計画の状況

○市では、約 73%が既に市街化が形成されている区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」に指定されています。

③地価

○平成 20 (2008) 年以降、住宅地平均価格は、平成 20 (2008) 年の 184,000 円/m²をピークに、平成 25 (2013) 年の 158,200 円/m²まで減少したものの、以降はやや増加傾向で推移しており、平成 31 (2019) 年では 168,900 円/m²となっています。

○一方、商業地平均価格は、平成 26 (2014) 年と平成 27 (2015) 年に大きく増加した後減少したものの、平成 28 (2016) 年から微増傾向に転じ、平成 31 (2019) 年では 197,700 円/m²となっています。

④住宅

○専用住宅(居住専用の住宅)のうち、共同住宅が 19,090 戸で全体の 57.0%を占めているほか、その約 2.5 割にあたる 8,600 戸が 6 階建以上となっています。

○新設住宅着工戸数は平成 23 (2011) 年の 1,153 戸から平成 26 (2014) 年の 416 戸まで減少し、その後は増減を繰り返しながら回復傾向に転じ、平成 30(2018)年では 927 戸となっています。

○空き家のうち、「賃貸用の住宅」が 3,690 戸で全体の 79.4%を占め、世帯が長期にわたって不在の住宅や取り壊すことになっている住宅等の「その他の住宅」が 650 戸(構成比 14.0%)でこれに次いでいます。

土地利用に関する課題

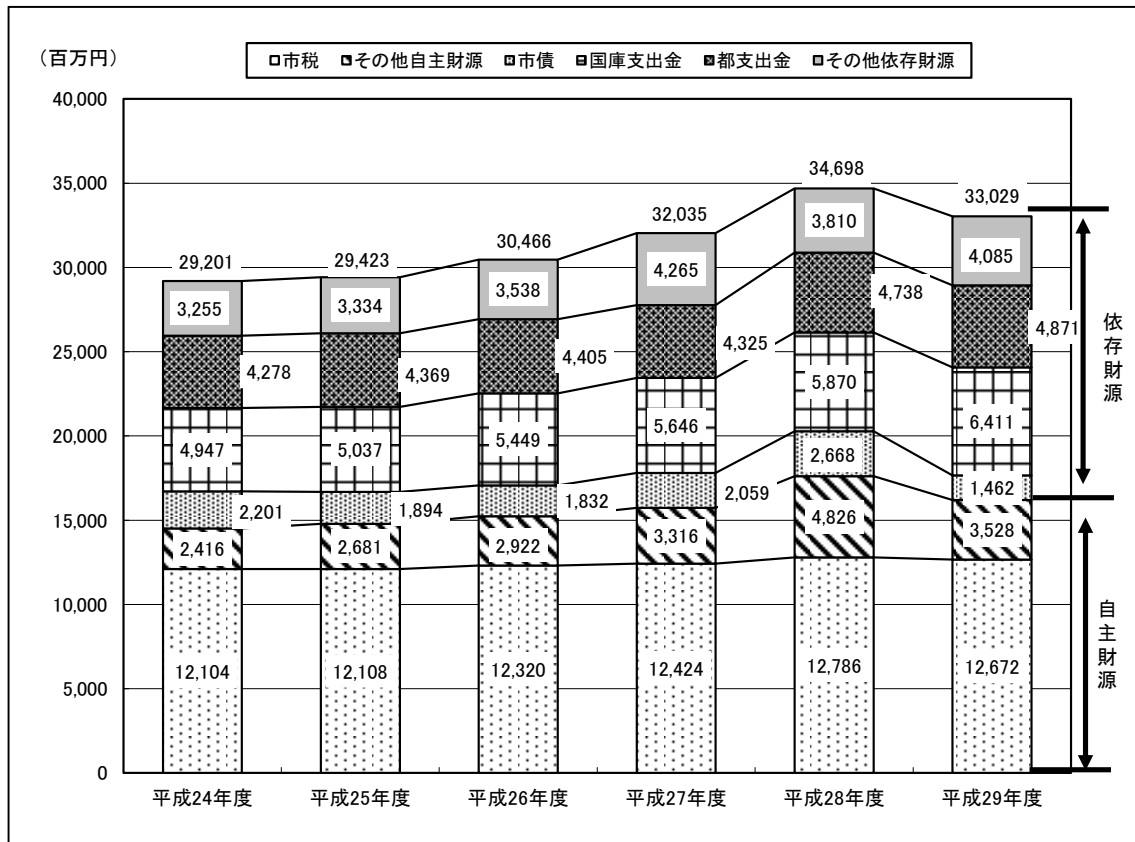
- ◆従来のように新しいまちをつくる開発だけでなく、既存市街地の豊かな成熟へと視点を転換し、市街地の魅力・可能性を最大限に引き出し、良好な市街地環境や住宅地としての価値の維持・向上に向けた取組を進める必要があります。
- ◆都市近郊住宅地としての、「にぎわい」(活力と利便性)と「静かさ」(居住性)とのバランスある土地利用を、どのように図っていくかが課題となっています。

(1) 歳入

○平成24(2012)年度以降の普通会計¹²における歳入総額は、平成28(2016)年度が346億9,800万円以最も多くなっています。【図表II-6-1】

○歳入総額に占める自主財源比率¹³は、平成24(2012)年度の49.7%(145億2,000万円)から平成29(2017)年度の49.0%(162億円)と0.7ポイント(16億8,000万円)減少し、依存財源比率は50.3%から51.0%に上昇しています。【図表II-6-2】

図表II-6-1 普通会計における歳入決算額の推移

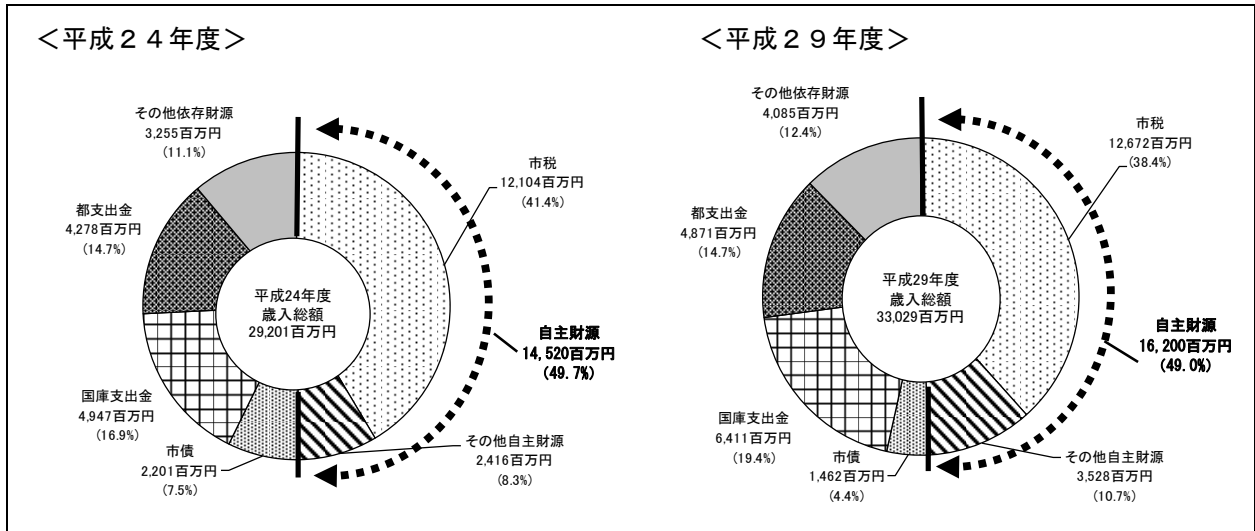


出典：総務省「市町村別決算状況調」

¹² 総務省の定める会計区分の1つで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分。

¹³ 歳入全体に占める自治体自らが自主的に収入できる財源の割合であり、行政活動の自立性や安定性を図る尺度の1つ。ただし、現行の地方財政制度では、地方交付税や国庫支出金が自主財源の補完的要素を有していること、起債等の要因により見かけ上の比率が大きく変動することがあるため、この比率が低いことが必ずしも財政運営の安定性を損ねているとは限らない。

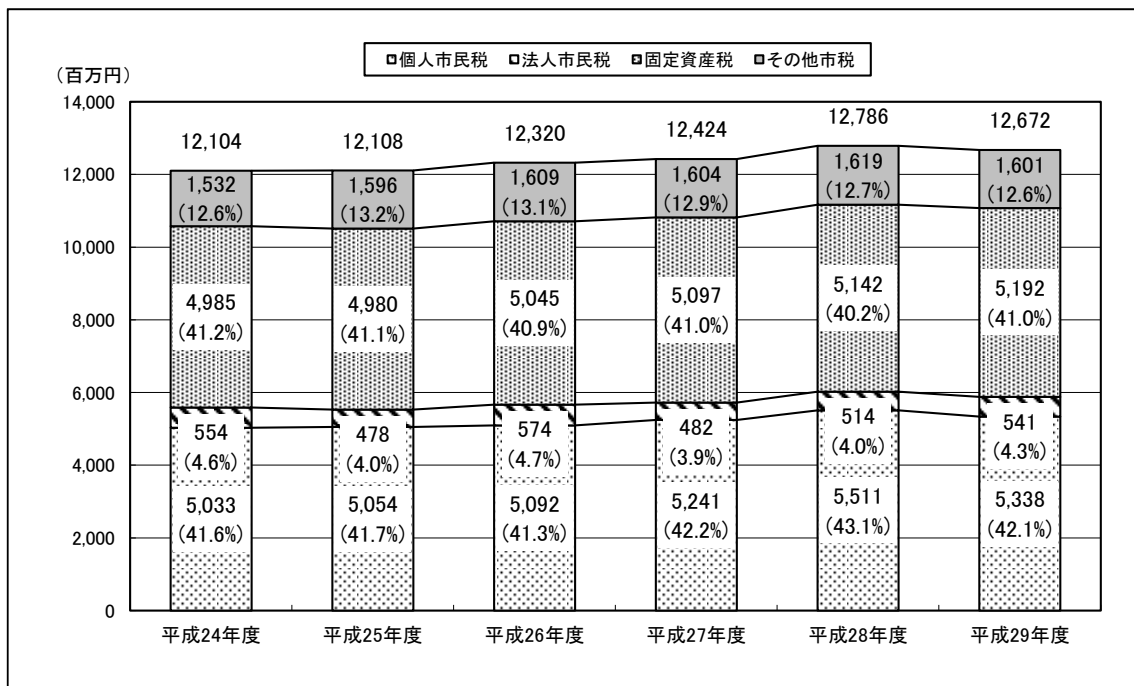
図表 II-6-2 普通会計における歳入決算総額の構成



出典：総務省「市町村別決算状況調」

- 平成29(2017)年度実績で自主財源の約5割を占める市税のうち、個人市民税は平成24(2012)年度から平成28(2016)年度まで増加傾向で推移していましたが、平成29(2017)年度は前年度に比べやや減少し53億3,800万円となっています。【図表 II-6-3】
- 固定資産税は平成25(2013)年度以降、増加傾向に転じています。【同上】

図表 II-6-3 市税の推移



出典：総務省「市町村別決算状況調」

注) カッコ内は構成比 (%)

○平成 29 (2017) 年度の人口 1 人当たりの個人市民税額は 62,273 円で、多摩 26 市の中では 19 番目、また、人口 1 人当たりの固定資産税額は 60,576 円で、多摩 26 市の中では 18 番目に位置しています。【図表 II-6-4】

図表 II-6-4 人口 1 人当たりの個人市民税・固定資産税の都市間比較

順位	市名	個人市民税		順位	市名	固定資産税	
		(千円)	人口 1 人当たり(円)			(千円)	人口 1 人当たり(円)
1	武蔵野市	17,284,030	119,281	1	武蔵野市	15,474,138	106,790
2	三鷹市	17,437,479	93,561	2	立川市	17,439,414	95,476
3	国立市	6,952,003	91,808	3	多摩市	13,837,898	93,044
4	小金井市	10,773,663	89,580	4	羽村市	4,736,021	84,769
5	国分寺市	10,861,887	89,271	5	府中市	21,807,405	84,311
6	調布市	20,043,260	86,218	6	国立市	5,742,300	75,833
7	狛江市	6,397,329	78,218	7	昭島市	8,580,714	75,772
8	府中市	19,809,939	76,589	8	三鷹市	13,743,615	73,742
9	稲城市	6,869,611	76,401	9	調布市	16,562,090	71,243
10	西東京市	14,839,100	73,805	10	稲城市	6,010,859	66,850
11	町田市	30,770,154	71,768	11	国分寺市	8,033,590	66,026
12	小平市	13,579,823	70,984	12	武蔵村山市	4,617,978	63,706
13	多摩市	10,540,760	70,875	13	日野市	11,726,537	63,501
14	日野市	13,085,426	70,860	14	青梅市	8,551,724	63,230
15	立川市	12,909,120	70,674	15	八王子市	35,573,767	63,166
16	八王子市	36,107,849	64,114	16	小平市	11,855,123	61,969
17	東久留米市	7,482,050	64,042	17	小金井市	7,413,645	61,643
18	羽村市	3,527,587	63,139	18	東大和市	5,192,428	60,576
19	東大和市	5,337,956	62,273	19	町田市	25,954,029	60,535
20	東村山市	9,323,999	61,741	20	西東京市	11,857,238	58,974
21	昭島市	6,980,609	61,642	21	東久留米市	6,680,531	57,182
22	清瀬市	4,400,582	58,796	22	あきる野市	4,460,882	55,083
23	福生市	3,424,008	58,646	23	福生市	3,150,908	53,969
24	青梅市	7,641,710	56,501	24	東村山市	7,968,254	52,764
25	あきる野市	4,477,377	55,286	25	狛江市	4,146,762	50,701
26	武蔵村山市	3,710,931	51,193	26	清瀬市	3,611,807	48,257
市部合計		304,568,242	73,271	市部合計		284,729,657	68,498

1	国立市	6,952,003	91,808	1	立川市	17,439,414	95,476
2	稲城市	6,869,611	76,401	2	国立市	5,742,300	75,833
3	小平市	13,579,823	70,984	3	稲城市	6,010,859	66,850
4	立川市	12,909,120	70,674	4	武蔵村山市	4,617,978	63,706
5	所沢市	22,864,730	66,474	5	小平市	11,855,123	61,969
6	東大和市	5,337,956	62,273	6	東大和市	5,192,428	60,576
7	東村山市	9,323,999	61,741	7	所沢市	20,238,391	58,839
8	清瀬市	4,400,582	58,796	8	あきる野市	4,460,882	55,083
9	福生市	3,424,008	58,646	9	福生市	3,150,908	53,969
10	あきる野市	4,477,377	55,286	10	東村山市	7,968,254	52,764
11	武蔵村山市	3,710,931	51,193	11	清瀬市	3,611,807	48,257

出典：総務省「市町村別決算状況調」

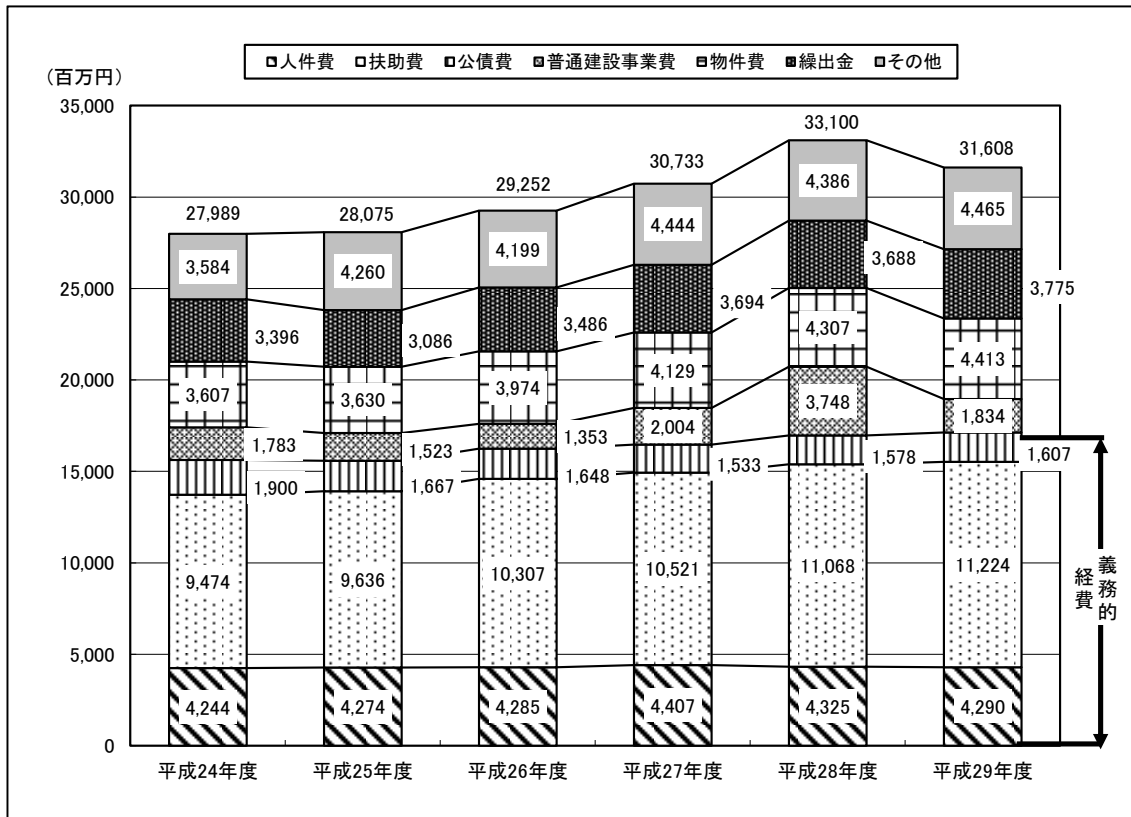
注) H30 年 1 月 1 日現在の人口に基づき算出。

(2) 歳出

○平成24(2012)年度以降の普通会計における歳出総額は、平成28(2016)年度が普通建設事業費の増加により、331億円と最も高くなっています。【図表II-6-5】

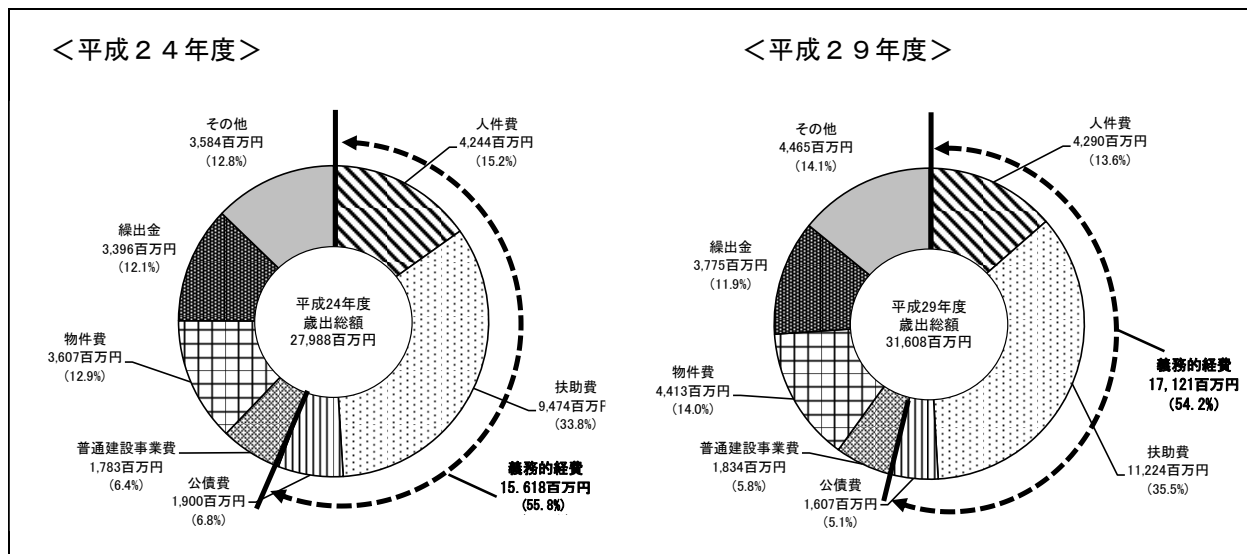
○歳出のうち、支出が義務付けられ任意に削減できない経費である義務的経費(人件費、扶助費及び公債費)は、平成29(2017)年度では171億2,100万円、歳出総額に占める義務的経費の比率は、平成24(2012)年度の55.8%から平成29(2017)年度の54.2%と1.6ポイント低下しています。【図表II-6-6、図表II-6-7】

図表II-6-5 普通会計における歳出決算額の推移



出典：総務省「市町村別決算状況調」

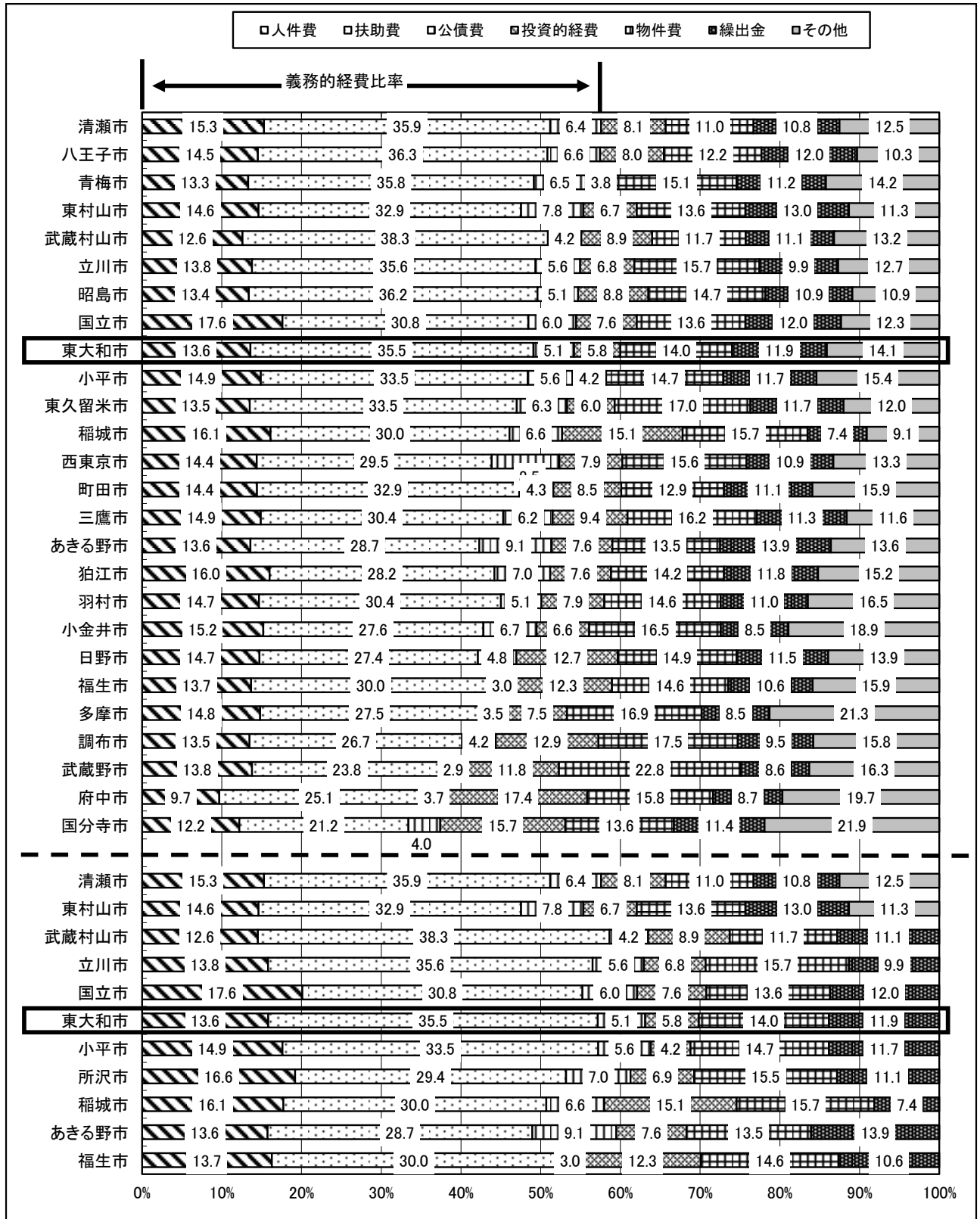
図表 II-6-6 普通会計における歳出決算総額の構成



出典：総務省「市町村別決算状況調」

○歳出総額に占める義務的経費の比率が高いほど、經常的経費の増大傾向が強くとされている義務的経費比率は、平成29(2017)年度実績で54.2%と多摩26市の中で9番目に高くなっています。さらにその内訳は、人件費(13.6%)が8番目、補助費(35.5%)が19番目、公債費(5.1%)が11番目となっています。【図表 II-6-7】

図表 II-6-7 義務的経費比率の都市間比較



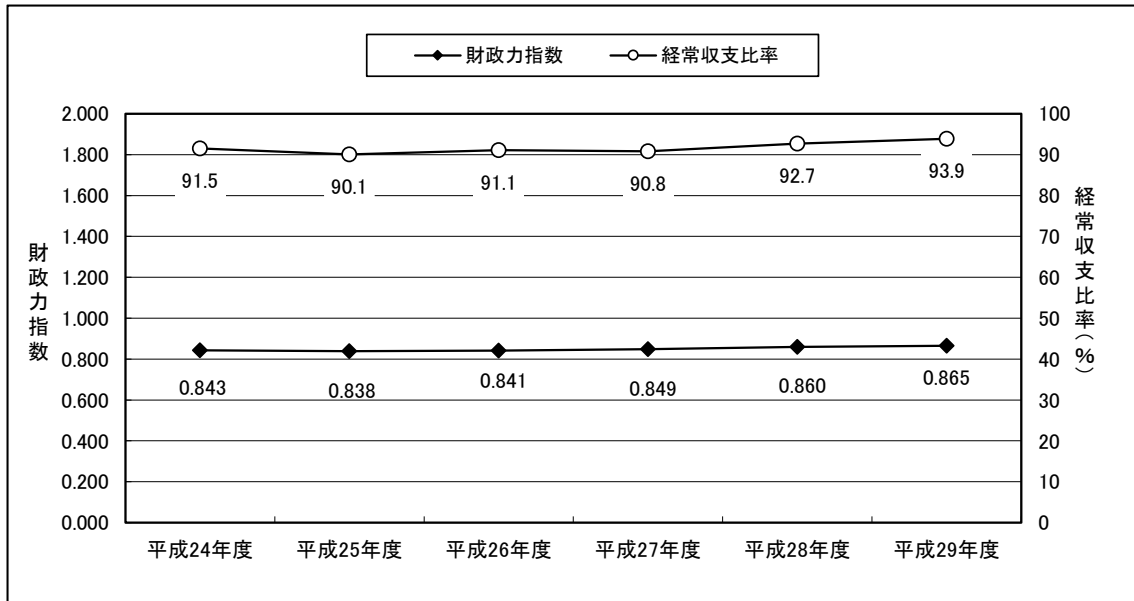
出典：総務省「市町村別決算状況調（平成29年度）」

(3) 主要財政指標

- 財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数であり、この指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるとされており、平成 24 (2012) 年度以降は、0.85 前後で推移しています。【図表 II-6-8】
- 経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標であり、毎年度経常的に支出される経費（人件費、扶助費、公債費等）に充当された一般財源の額が、毎年度経常的に収入される一般財源等（市民税、地方譲与税等）に占める割合を指します。この比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいるとされており、平成 29 (2017) 年度は 93.9% となりました。近年、比率は上昇傾向にあります。【同上】
- 実質公債費比率は、地方債の償還や一時借入金利子等の合計額の標準財政規模¹⁴に対する比率であり、起債にあたり協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられます。平成 24 (2012) 年度以降、比率は改善傾向にあり、平成 29 (2017) 年度では -2.6% となっています。【図表 II-6-9】

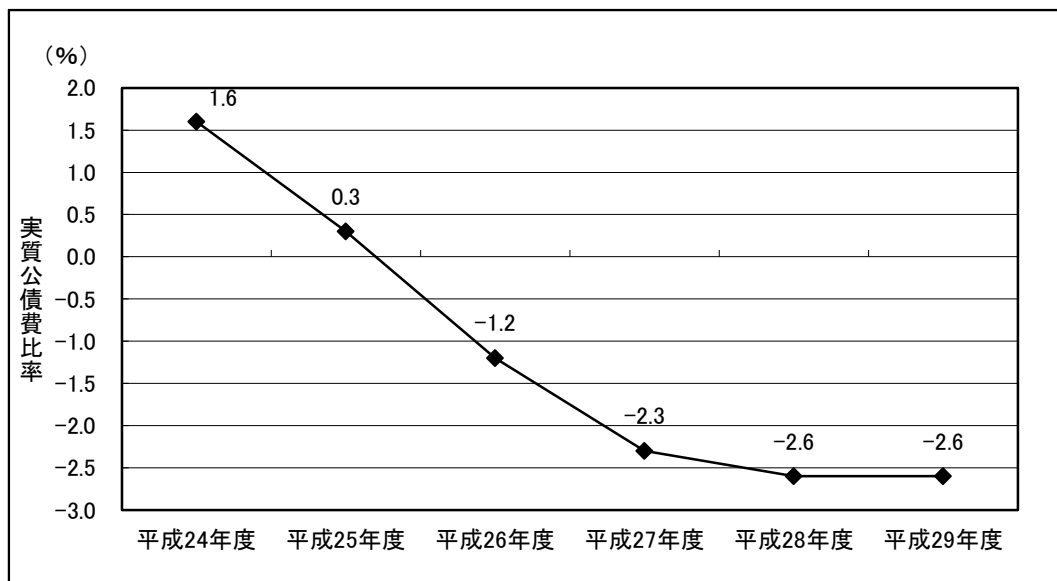
¹⁴ 地方自治体が標準的な状態で、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に臨時財政対策債発行可能額などを合計したものである。

図表 II-6-8 財政力指数及び経常収支比率の推移



出典：総務省「市町村別決算状況調（平成29年度）」

図表 II-6-9 実質公債費比率の推移



出典：総務省「市町村別決算状況調（平成29年度）」

図表 II-6-10 主要財政指標の都市間比較

順位	市名	財政力指数	順位	市名	経常収支比率 (%)	順位	市名	実質公債費比率 (%)
1	武蔵野市	1.511	1	武蔵野市	82.1	1	福生市	-3.0
2	調布市	1.251	2	府中市	84.0	2	東大和市	-2.6
3	府中市	1.203	3	八王子市	88.4	3	日野市	-1.7
4	三鷹市	1.181	4	多摩市	89.0	4	国立市	-1.4
5	立川市	1.171	5	三鷹市	89.6	5	武蔵野市	-0.7
6	多摩市	1.138	6	日野市	89.9	6	町田市	-0.6
7	小金井市	1.053	7	立川市	90.0	6	国分寺市	-0.6
8	国立市	1.025	8	町田市	90.5	8	八王子市	-0.5
9	国分寺市	1.021	9	福生市	90.7	9	武蔵村山市	-0.3
10	羽村市	1.017	10	調布市	90.8	10	西東京市	0.1
11	町田市	0.983	11	清瀬市	91.1	11	昭島市	0.2
12	昭島市	0.982	12	狛江市	91.2	12	多摩市	0.3
13	小平市	0.977	13	稲城市	91.3	13	東久留米市	0.4
14	日野市	0.975	14	東村山市	91.7	14	調布市	0.7
15	稲城市	0.953	15	昭島市	92.8	14	小平市	0.7
16	八王子市	0.950	16	小平市	93.0	16	羽村市	2.0
17	西東京市	0.906	17	東久留米市	93.2	17	稲城市	2.1
18	狛江市	0.886	18	東大和市	93.9	18	青梅市	2.4
19	青梅市	0.882	19	武蔵村山市	94.1	19	立川市	2.5
20	東大和市	0.865	20	小金井市	94.3	19	狛江市	2.5
21	東久留米市	0.840	21	国分寺市	94.6	21	小金井市	2.8
22	武蔵村山市	0.835	22	国立市	95.0	22	府中市	2.9
23	東村山市	0.818	23	西東京市	95.1	23	三鷹市	3.5
24	福生市	0.786	24	青梅市	98.7	24	清瀬市	4.1
25	あきる野市	0.740	25	あきる野市	98.9	25	東村山市	4.9
26	清瀬市	0.689	26	羽村市	105.8	26	あきる野市	8.5
	市部平均	1.011		市部平均	90.9		市部平均	0.9

1	立川市	1.171	1	立川市	90.0	1	福生市	-3.0
2	国立市	1.025	2	福生市	90.7	2	東大和市	-2.6
3	小平市	0.977	3	清瀬市	91.1	3	国立市	-1.4
4	所沢市	0.966	4	稲城市	91.3	4	武蔵村山市	-0.3
5	稲城市	0.953	5	東村山市	91.7	5	小平市	0.7
6	東大和市	0.865	6	小平市	93.0	6	稲城市	2.1
7	武蔵村山市	0.835	7	東大和市	93.9	6	所沢市	2.1
8	東村山市	0.818	8	武蔵村山市	94.1	8	立川市	2.5
9	福生市	0.786	9	所沢市	94.9	9	清瀬市	4.1
10	あきる野市	0.740	10	国立市	95.0	10	東村山市	4.9
11	清瀬市	0.689	11	あきる野市	98.9	11	あきる野市	8.5

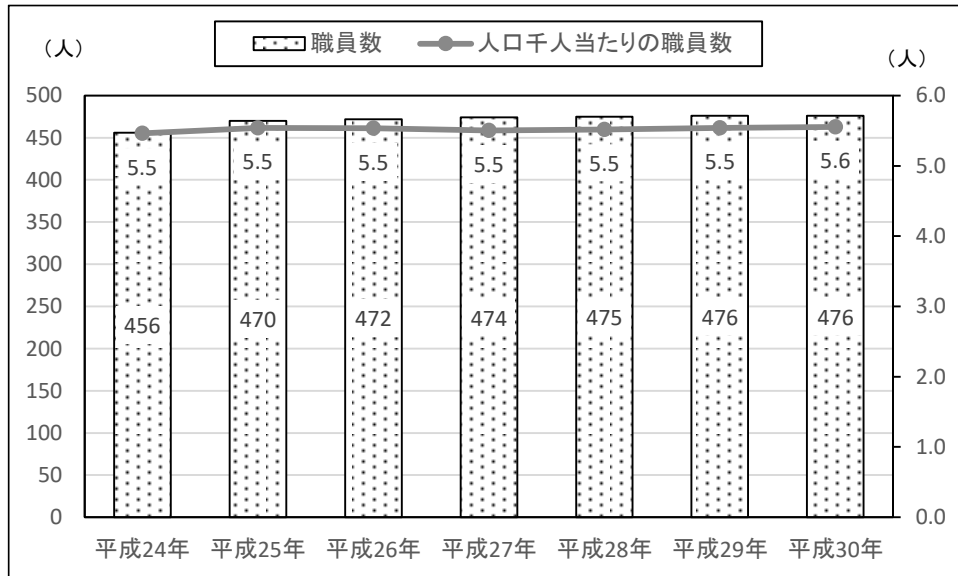
出典：総務省「市町村別決算状況調（平成 29 年度）」

(4) 職員数

○当市の職員数は、平成 24 (2012) 年度に 456 人となっていますが、その後は微増傾向が続き、平成 30 (2018) 年度には 476 人となっています。なお、人口千人当たりの職員数は 5.5 で推移してきましたが、平成 30 (2018) 年度は 5.6 に微増しています。【図表 II-6-11】

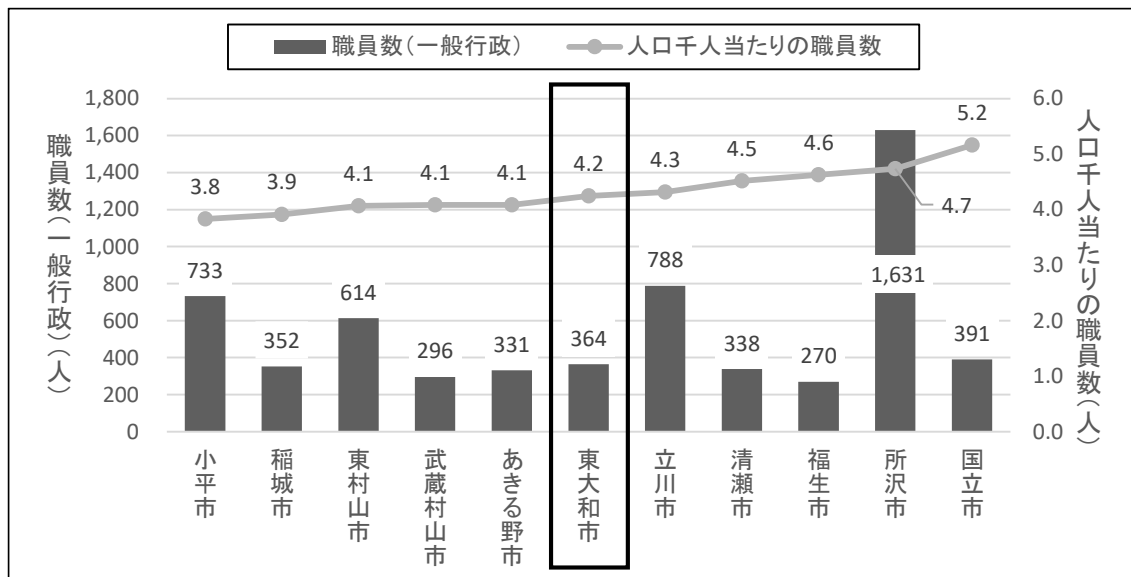
○平成 30 (2018) 年度の人口千人当たり職員数 (一般行政) を比較対象都市で比較すると、当市は 4.2 と比較対象都市の中で少ない方から 6 番目となっています。

図表 II-6-11 職員数及び人口千人当たり職員数の推移 (各年 4 月 1 日現在)



出典：統計東やまと (平成 28 年版、平成 29 年版)、総務省「住民基本台帳に基づく、人口、人口動態及び世帯数 (各年 1 月 1 日現在)」

図表 II-6-12 人口千人当たり職員数の都市間比較 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

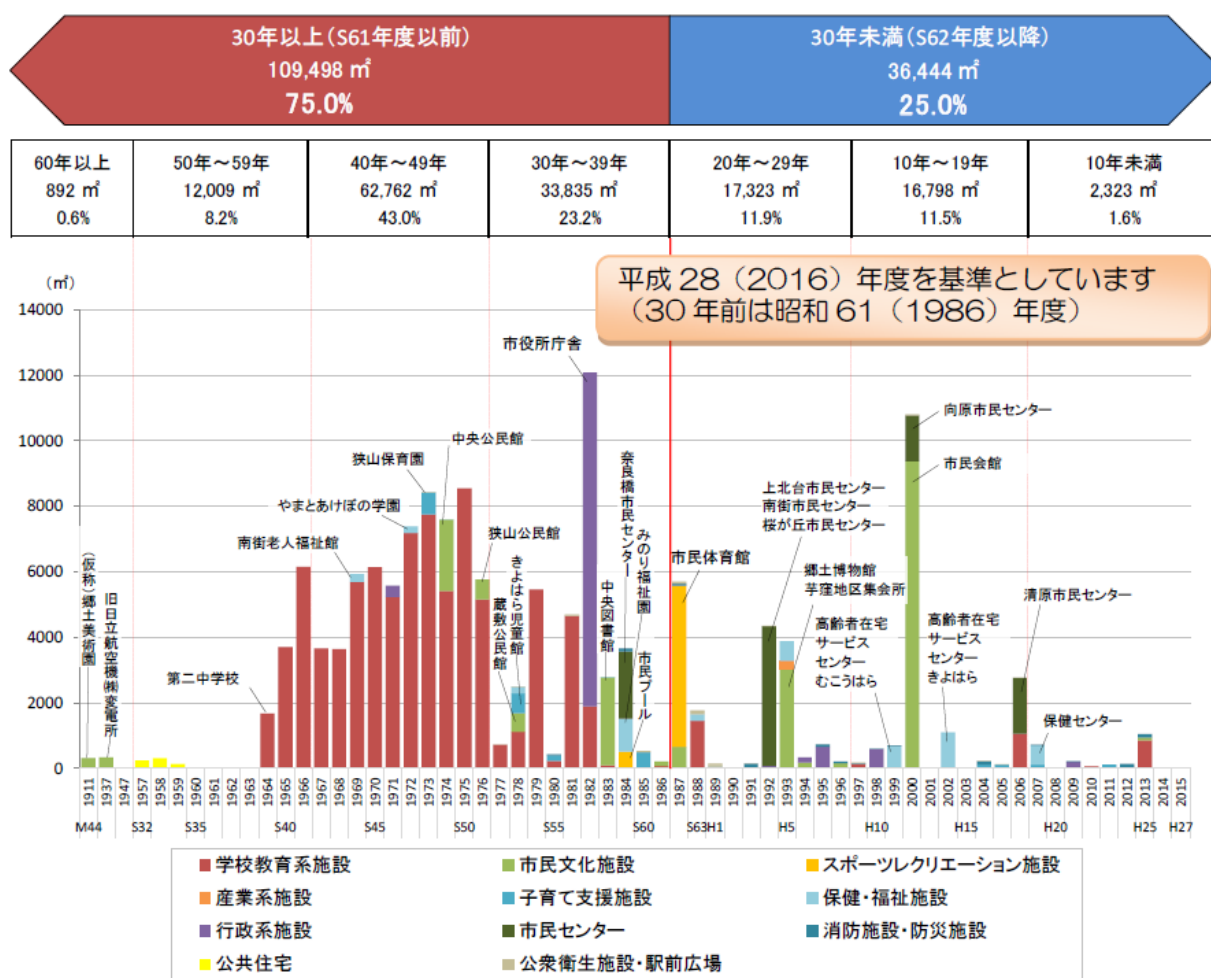


出典：総務省「平成 30 年地方公共団体定員管理調査結果」、「住民基本台帳に基づく、人口、人口動態及び世帯数 (2018 年)」

(5) 公共施設

- 現在、全国の地方自治体では、おおむね昭和 30（1955）～昭和 48（1973）年頃の高度経済成長期に集中的に整備された大量の公共施設¹⁵が一斉に建替えや大規模改修等の更新時期を迎えています。
- 一方、少子高齢化の急速な進展に伴い、扶助費等の社会保障関係費の増大に歯止めがかからず、財政状況が年々厳しさを増している中、今後、全国的に既存の公共施設の更新に充当可能な財源の減少が見込まれています。
- 当市が所管する公共施設のうち、公共建築物は昭和 40～50 年代の人口急増期にあわせ、小・中学校や保育園、公民館等、続いて昭和 60 年頃までに現在の市役所庁舎や市民プール等の施設が整備されました。これらを含む築 30 年以上の建物（平成 28（2016）年度基準）は、全体の約 75%の床面積（109,498m²）を占めています。【図表 II-6-13】

図表 II-6-13 建築年度別の延床面積の状況

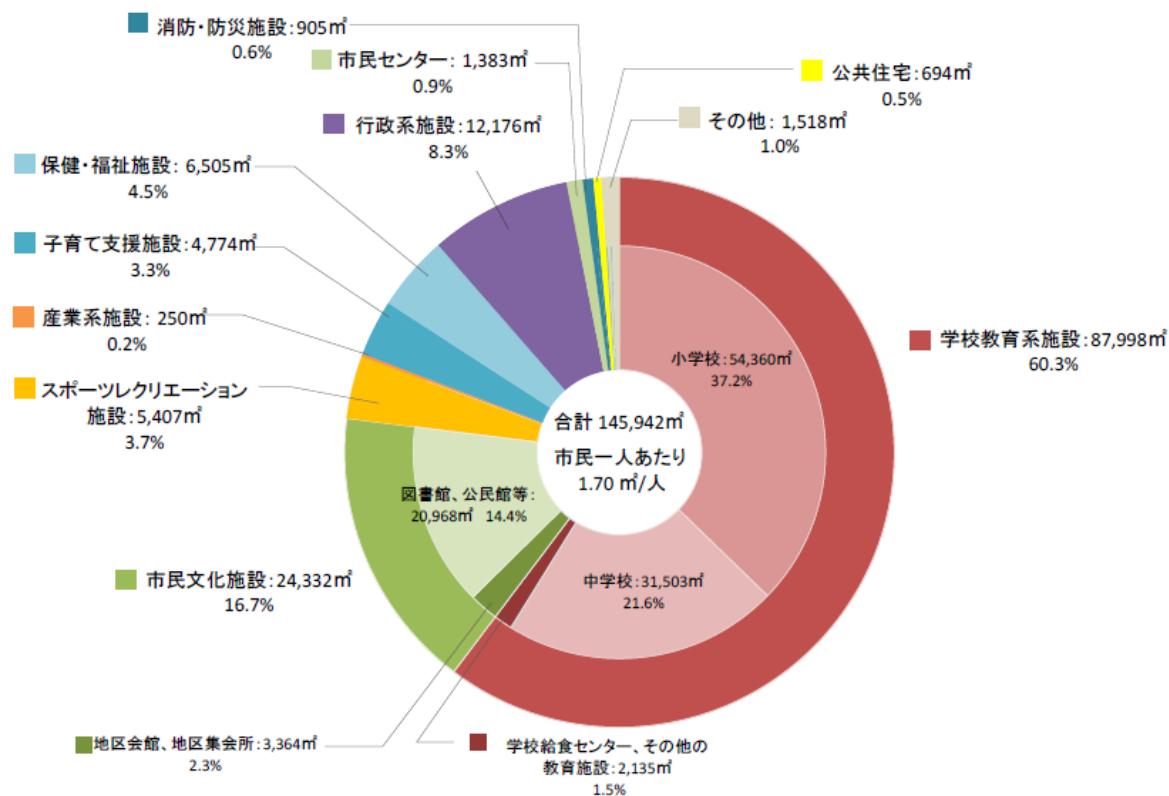


出典：「東大和市公共施設等総合管理計画【概要版】」

¹⁵ 本書では、公共建築物と道路・上下水道等のインフラ施設を総称して「公共施設」と表現している。これは、国が定義している「公共施設等」に該当する。

○平成 27（2015）年度末現在の施設類型別の延床面積の構成比は、学校教育系施設が 60.3%（87,998 m²）で突出しており、次いで図書館や公民館などの市民文化施設の 16.7%（24,332 m²）、市役所などの行政系施設の 8.3%（12,176 m²）の順となっています。【図表 II-6-14】

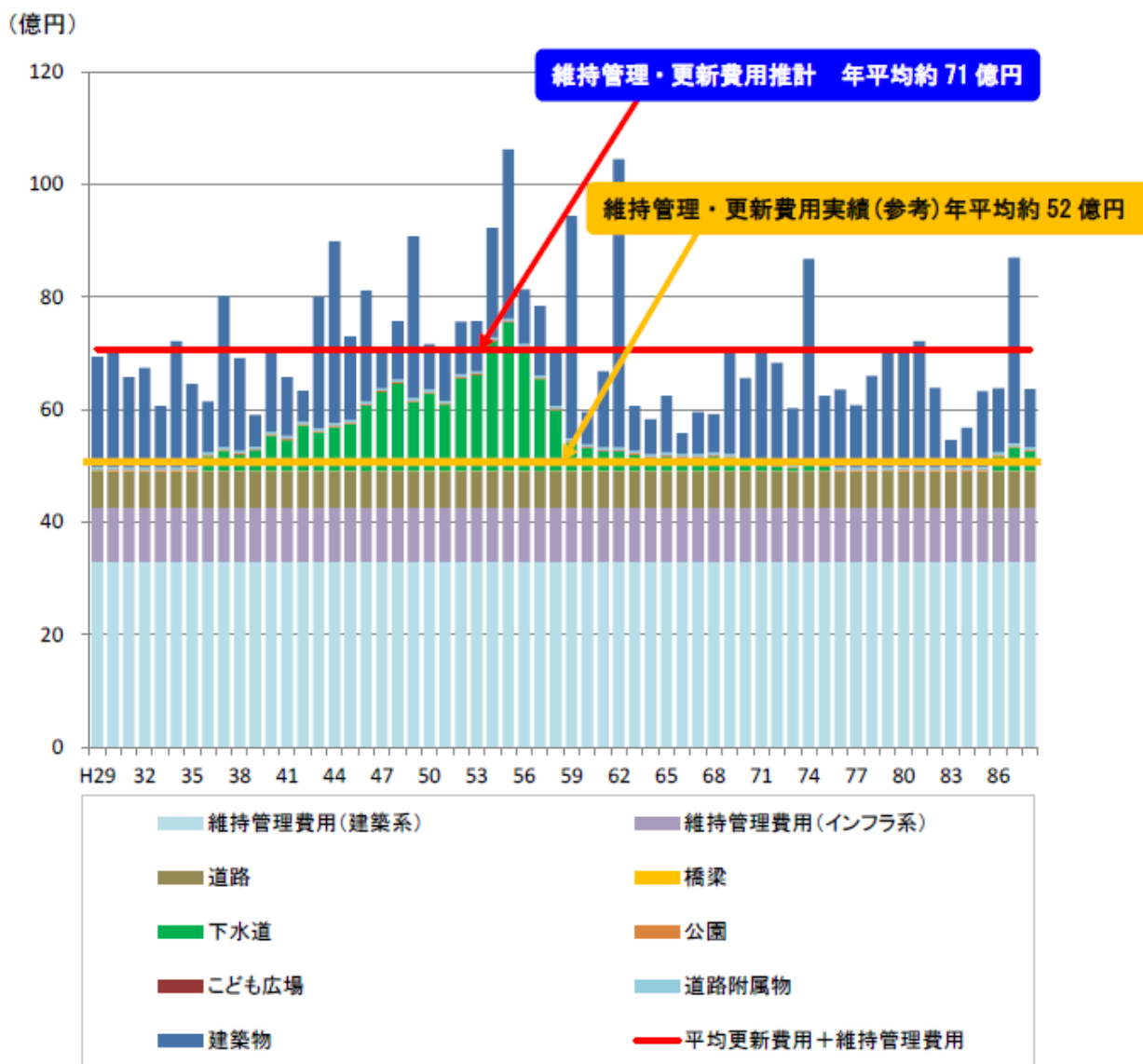
図表 II-6-14 建築系の公共施設の施設類型別延床面積



出典：「東大和市公共施設等総合管理計画【概要版】」

- 維持管理費用を含めた推計では、建築系の公共施設とインフラ系の公共施設の各更新費用と維持管理費用を合算した総額が、60年間で約4,283億円であり、1年当たりの平均額では約71億円の維持管理・更新費用が必要となっています。
- 維持管理・更新費用に充当可能な財源の見込み額は、毎年約52億円であると仮定すると、現在保有しているすべての公共施設等を維持管理・更新し続けるためには、充当可能な財源見込み額に対して、年平均約19億円の不足となっています。【図表II-6-15】

図表II-6-15 将来の維持管理・更新費用（公共施設等全体）（年度別）



出典：「東大和市公共施設等総合管理計画【概要版】」

(6) 「行財政」のまとめ

①歳入

○平成 29 (2017) 年度の人口 1 人当たりの個人市民税額は 62,273 円で、多摩 26 市の中では 19 番目、また、人口 1 人当たりの固定資産税額は 60,576 円と、多摩 26 市の中では 18 番目に位置しています。

②歳出

○歳出総額に占める義務的経費の比率が高いほど、経常的経費の増大傾向が強く、財政構造の弾力性が失われるおそれがあるとされている義務的経費比率は、平成 29(2017)年度実績で 54.2% と多摩 26 市の中で 9 番目に高くなっています。

③主要財政指標

○財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数であり、平成 24 (2012) 年度以降は、0.85 前後で推移しています。

○経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標であり、平成 29 (2017) 年度は 93.9% となりました。近年、比率は上昇傾向にあります。

④職員数

○当市の職員数は、平成 24 (2012) 年度に 456 人となっていますが、その後は微増傾向が続き、平成 30 (2018) 年度には 476 人となっています。また、人口千人当たりの職員数は 5.5 で推移してきましたが、平成 30 (2018) 年度は 5.6 に微増しています。

⑤公共施設

○当市が所管する公共施設のうち、公共建築物は昭和 40～50 年代の人口急増期にあわせ、小・中学校や保育園、公民館等、続いて昭和 60 年頃までに現在の市役所庁舎や市民プール等の施設が整備されました。これらを含む築 30 年以上の建物 (平成 28 (2016) 年度基準) は、全体の約 75% の床面積 (109,498m²) を占めています。

行財政に関する課題

- ◆今後、急速な高齢化の進展が予測される中、扶助費や既存の公共施設の機能を適切に維持するための建替え・大規模改修等に投じる投資的経費など、歳出の増加圧力がさらに強まっていくと見込まれます。
- ◆当市が将来にわたって健全な財政運営を堅持するためには、自助・共助を適切に組み合わせながら、選択と集中のもと、不断の取組として行財政改革の強化・徹底を図ることによって、新たな財源の捻出や予算の重点化等を積極的に推進し、より強靱な自治体経営基盤の構築に尽力することが必要です。

第三章 分野別の動向の調査及び分析

1 教育・文化等

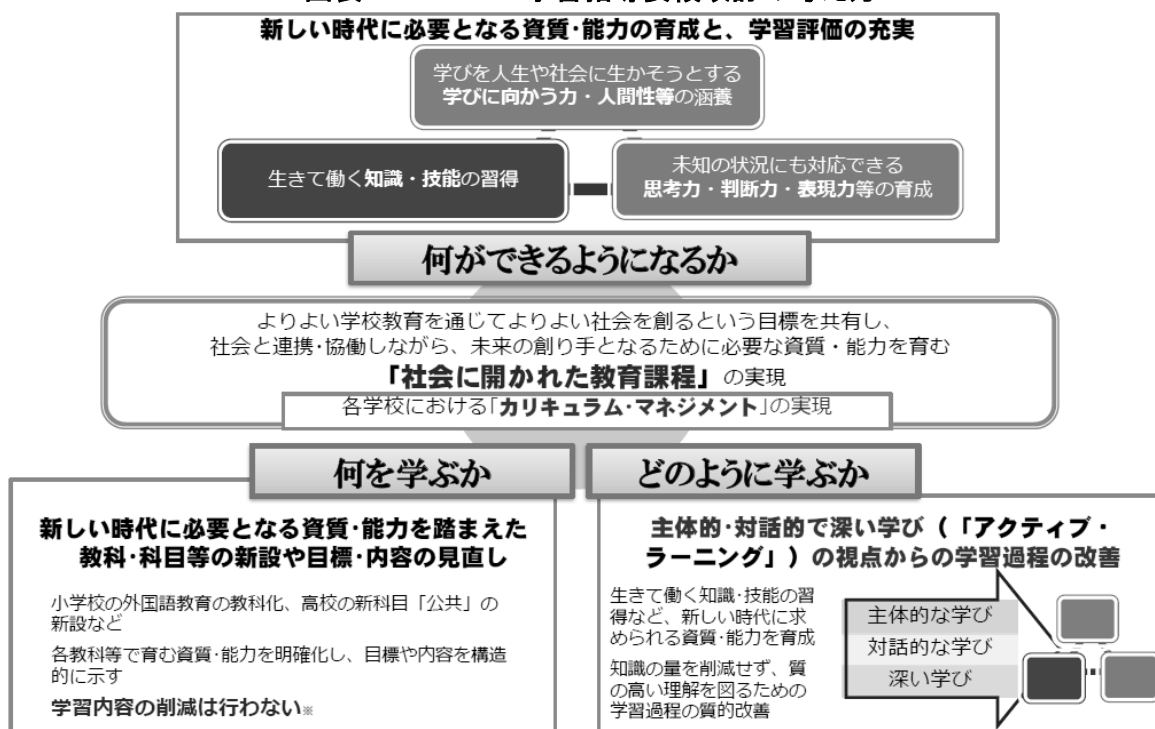
(1) 学校教育

①国の動向

<新学習指導要領：平成 29（2017）年 3 月公示>

- 学習指導要領は、文部科学省が定める教育課程（カリキュラム）の基準であり、全国どこの学校でも、学習指導要領に基づき教育課程が編成されます。この学習指導要領は、時代の変化や子どもたちを取り巻く状況、社会のニーズなどを踏まえ、約 10 年ごとに改訂されており、教科書等も学習指導要領の改訂を受けて変わります。
- 平成 29（2017）年 3 月に改訂され、小学校では令和 2（2020）年度、中学校では令和 3（2021）年度から全面実施される新しい学習指導要領では、教育課程全体や各教科等の学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力・人間性等」の 3 つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことを目指すとしています。【図表Ⅲ－1－1】
- 新しい学習指導要領では、これからの子どもたちが、グローバル化や情報化等による社会の変化に対応し、また、自分たちを取り巻く様々な社会の課題に向き合い、解決しようとする資質・能力を育むため、例えば小学校 3・4 年では「外国語活動」、小学校 5・6 年では教科としての「外国語」が導入されるほか、小学校ではプログラミング教育が必修化されるなど、教育の充実が図られることになっています。【同上】

図表Ⅲ－1－1 学習指導要領改訂の考え方



出典：文部科学省「平成 29・30 年改訂 学習指導要領、解説等」

②都の動向

<東京都教育ビジョン（第4次）：平成31（2019）年3月策定>

○本ビジョンは、令和元（2019）～5（2023）年度までの5年間において、東京都教育委員会が取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項）」として策定されています。

○具体的には「知」、「徳」、「体」の調和を図るための12の「基本的な方針」に基づき、30の「今後5か年の施策の展開の方向性」が掲げられており、今後、本ビジョンに基づく施策の展開により、学校と家庭、地域・社会が共に力を合わせ、日本の未来を担う人材を育成するとともに、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合える社会の実現を図るとしています。【図表Ⅲ－1－2】

図表Ⅲ－1－2 「東京都教育ビジョン（第4次）」の体系（1／2）

基本的な方針	今後5か年の施策展開の方向性
<p>1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育</p>	<p>① きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります</p> <p>② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します</p>
<p>2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育</p>	<p>③ 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します</p> <p>④ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します</p> <p>⑤ 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します</p>
<p>3 グローバルに活躍する人材を育成する教育</p>	<p>⑥ 生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します</p> <p>⑦ 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します</p> <p>⑧ 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します</p>
<p>4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育</p>	<p>⑨ 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します</p> <p>⑩ 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します</p> <p>⑪ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します</p>
<p>5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育</p>	<p>⑫ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します</p> <p>⑬ 生命を大切にすることや他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します</p>
	<p>⑭ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します</p>

子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に

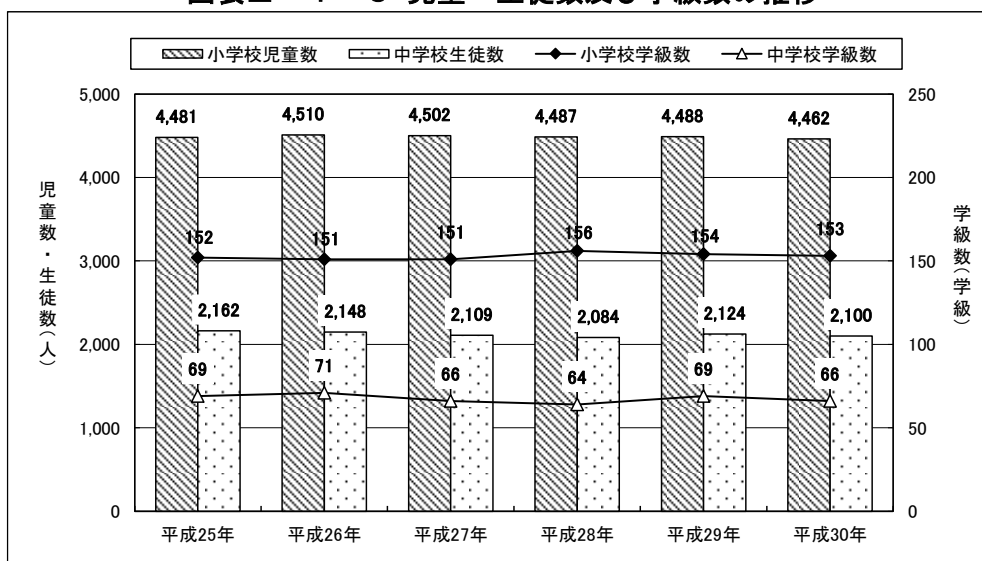
図表Ⅲ－１－２ 「東京都教育ビジョン（第４次）」の体系（２／２）

基本的な方針	今後５か年の施策展開の方向性	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">貢献する力を培う</p>	<p>6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育</p> <p>7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育</p>	<p>⑮ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します</p> <p>⑯ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します</p> <p>⑰ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します</p> <p>⑱ 東京 2020 大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる</p>	<p>8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」</p>
<p>9 これからの教育を担う優れた教員の育成</p>		<p>㉒ 優れた教員志望者を養成・確保します</p> <p>㉓ 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります</p> <p>㉔ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します</p>
<p>10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」</p>		<p>㉕ 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します</p> <p>㉖ 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します</p>
<p>11 質の高い教育を支える環境の整備</p>		<p>㉗ 教員一人一人の健康保持の実現を図ります</p> <p>㉘ 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します</p>
<p>12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動</p>		<p>㉙ 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します</p> <p>㉚ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します</p>

③当市の動向

- 平成 30（2018）年 5 月 1 日現在、市内には小学校 10 校、中学校 5 校の公立小・中学校があります。平成 25（2013）年以降、小学校の児童数は、小幅な増減を繰り返しながら、概ね 4,500 人前後の横ばい傾向で推移しています。【図表Ⅲ－1－3】
- 一方、平成 25（2013）年以降、中学校の生徒数は、横ばい傾向で推移しており、平成 30（2018）年では 2,100 人と対平成 25（2013）年比で 62 人（2.9%）減少しています。【同上】
- 平成 30（2018）年度の 1 学校あたりの学級数は、小学校では 11～19 学級（特別支援学級を除く。以下同じ。）、中学校では 10～15 学級であり、学校教育法施行規則に基づく標準学級数（小・中学校ともに 12～18 学級）を満たさない学校があります。

図表Ⅲ－1－3 児童・生徒数及び学級数の推移



	小学校						中学校					
	学校数 (校)	学級数 (学級)	1学校 当たり (学級)	児童数 (人)	対前年 増減率 (%)	1学級当 たり 児童数 (人)	学校数 (校)	学級数 (学級)	1学校 当たり (学級)	生徒数 (人)	対前年 増減率 (%)	1学級当 たり 生徒数 (人)
平成25年	10	152	15	4,481	—	29	5	69	14	2,162	—	31
平成26年	10	151	15	4,510	0.6	30	5	71	14	2,148	▲ 0.6	30
平成27年	10	151	15	4,502	▲ 0.2	30	5	66	13	2,109	▲ 1.8	32
平成28年	10	156	16	4,487	▲ 0.3	29	5	64	13	2,084	▲ 1.2	33
平成29年	10	154	15	4,488	0.0	29	5	69	14	2,124	1.9	31
平成30年	10	153	15	4,462	▲ 0.6	29	5	66	13	2,100	▲ 1.1	32

出典：教育総務課「学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）」

- 平成 30（2018）年 5 月 1 日現在の 1 学級当たりの児童数及び生徒数を、多摩地域の 25 市と比較すると、当市の児童数は 29.2 人で多い方から 15 番目、また、生徒数は 31.82 人で多い方から 11 番目といずれも概ね中位に位置しています。【図表Ⅲ－1－4】

図表Ⅲ－１－４ 児童・生徒数の都市間比較
(1学級当たりの児童・生徒数の多い順)

小学校							中学校						
順位	市名	学校数 (校)	学級数 (学級)	1学校 当たり	児童数 (人)	1学級 当たり	順位	市名	学校数 (校)	学級数 (学級)	1学校 当たり	生徒数 (人)	1学級 当たり
1	府中市	22	442	20.1	13,639	30.9	1	府中市	11	167	15.2	5,721	34.3
2	調布市	20	355	17.8	10,931	30.8	2	東久留米市	7	78	11.1	2,572	33.0
3	狛江市	6	111	18.5	3,394	30.58	3	町田市	20	321	16.1	10,475	32.63
4	小金井市	9	171	19.0	5,227	30.57	4	国分寺市	5	67	13.4	2,185	32.61
5	三鷹市	15	293	19.5	8,920	30.4	5	昭島市	6	79	13.2	2,561	32.4
6	国分寺市	10	183	18.3	5,530	30.2	6	立川市	9	119	13.2	3,844	32.30
7	西東京市	18	324	18.0	9,751	30.1	7	武蔵野市	7	68	9.7	2,196	32.29
8	小平市	19	322	16.9	9,673	30.0	8	日野市	8	131	16.4	4,209	32.1
9	東村山市	15	256	17.1	7,623	29.8	9	小野市	8	126	15.8	4,029	32.0
10	武蔵野市	12	195	16.3	5,799	29.7	10	東村山市	8	106	13.3	3,374	31.83
11	町田市	42	759	18.1	22,408	29.52	11	東大和市	5	66	13.2	2,100	31.82
12	昭島市	13	188	14.5	5,537	29.45	12	国立市	3	41	13.7	1,303	31.78
13	武蔵村山市	9	147	16.3	4,323	29.4	13	稲城市	6	73	12.2	2,311	31.7
14	日野市	17	318	18.7	9,318	29.3	14	羽村市	3	44	14.7	1,392	31.6
15	東大和市	10	153	15.3	4,462	29.2	15	西東京市	9	126	14.0	3,939	31.3
16	立川市	19	296	15.6	8,625	29.1	16	あきる野市	6	68	11.3	2,121	31.2
17	稲城市	12	187	15.6	5,372	28.7	17	調布市	8	129	16.1	4,006	31.1
18	多摩市	17	252	14.8	7,132	28.3	18	三鷹市	7	104	14.9	3,227	31.03
19	羽村市	7	104	14.9	2,936	28.2	19	武蔵村山市	5	71	14.2	2,200	30.99
20	清瀬市	9	132	14.7	3,714	28.1	20	八王子市	38	418	11.0	12,889	30.8
21	あきる野市	10	157	15.7	4,380	27.9	21	小金井市	5	68	13.6	2,084	30.6
22	東久留米市	13	201	15.5	5,560	27.7	22	狛江市	4	44	11.0	1,320	30.00
23	八王子市	70	1,005	14.4	27,678	27.5	23	清瀬市	5	62	12.4	1,859	29.98
24	国立市	8	113	14.1	3,101	27.4	24	多摩市	9	100	11.1	2,974	29.7
25	青梅市	17	236	13.9	6,214	26.3	25	福生市	3	38	12.7	1,115	29.3
26	福生市	7	92	13.1	2,401	26.1	26	青梅市	11	117	10.6	3,275	28.0
	市部合計	426	6,992	16.4	203,648	29.1		市部合計	216	2,831	13.1	89,281	31.5

出典：東京都「平成30年度学校基本統計（学校基本調査報告書）」

○当市は、未来を切り拓く子どもたちの資質・能力の育成を目指し、令和元（2019）年度～令和5（2023）年度を計画期間とする「第二次東大和市学校教育振興基本計画」を策定しています。本計画では、「人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成」、「豊かな個性と創造力の伸長」、「総合的な教育力と文化・スポーツの充実」、「市民の教育参加と学校経営の改革の推進」という4つの基本方針のもと、主な施策・目標を次図に示すとおり掲げています。【図表Ⅲ－1－5】

図表Ⅲ－1－5 「第二次東大和市学校教育振興基本計画」において掲げる主な施策・目標

<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;"> 生きる力 の 育成 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●新学習指導要領の趣旨を鑑み、確かな学力を育成する。 →国・都の学力調査において、全ての学校において各教科の観点別平均正答率を全て上回る。 ●東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を受け、オリンピック・パラリンピック教育を通して、「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」を育む。 →大会後も「学校2020レガシー」として、継続して実施。
<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;"> 学校の 活性化 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●学校経営方針を教職員と共有し、組織力を高め、学校教育を活性化する。 →学校経営方針・教育活動・学校評価結果等の説明・公表を全校で実施。 ●児童・生徒一人ひとりの能力を伸張する特別支援教育を推進する。 →平成31年度から、全中学校で特別支援教室での指導・支援を開始。
<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;"> 家庭・地域 との 連携 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の人的・物的資源を積極的に活用するよう、働きかける。 →コミュニティ・スクールを全ての学校で導入。 ●自分、学校、地域等への「誇り」や「愛着」を持たせる教育を進める。 →「自分や学校等に誇りを持っている」の回答（市実態調査） 平成29年度 児童84.1%→90%以上へ／生徒64.2%→80%以上へ 「地域に愛着を持っている」の回答（市実態調査） 平成29年度 児童80.5%→85%以上へ／生徒70.1%→80%以上へ

今後のまちづくりにおける課題

- ◆当市が今後も引き続き、多くの子育て世帯から住み続けたい・住んでみたいと強く支持される都市として、持続的な発展を遂げるためには、子育て支援サービスの充実に加え、学校教育の質の向上を図ることも極めて重要な取組の1つと考えられます。
- ◆そのため、新しい学習指導要領に基づき、児童・生徒が「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育むことができるよう、家庭、学校及び地域との連携・協働に根ざした取組を強化する必要があります。
- ◆今後、学校区による児童・生徒数の偏在が拡大していくと予測される中、より良い教育環境の維持・向上を図るため、今後20~30年先の児童・生徒数の動向等を適切に見極めながら、学校規模の適正化や通学区域のあり方について、継続的な検討に取り組む必要があります。

(2) 生涯学習

①国の動向

＜文部科学省中央教育審議会 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）：平成30（2018）年12月＞

- 「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられています。
- 近年、「人生100年時代」、「超スマート社会（Society5.0）」に向けて社会が大きな転換点を迎えつつある中、生涯学習の重要性は一層高まっています。このような状況下、国は、平成30（2018）年12月に今後の社会教育¹の在り方について提言した「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」を取りまとめています。【図表Ⅲ-1-6】
- 本答申では、今後、人口減少など社会の大きな変化の中にあって、住民の主体的な参画による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、社会教育はこれまで以上に役割を果たすことが期待されているという基本認識のもと、新たな社会教育の方向性として、「住民の主体的な参加のためのきっかけづくり」、「ネットワーク型行政の実質化」、「地域の学びと活動を活性化する人材の活躍」を掲げています。【同上】

¹ 本答申の中で「社会教育」は、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を活かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものと位置付けている。

図表Ⅲ－１－６ 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」 答申の概要

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

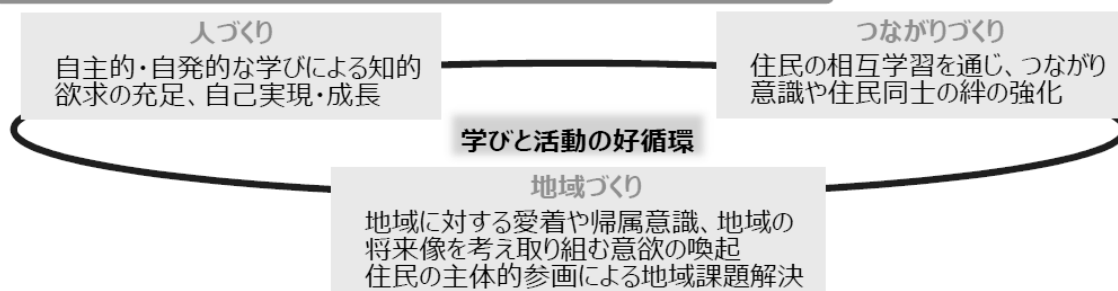
＜地域における社会教育の目指すもの＞

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

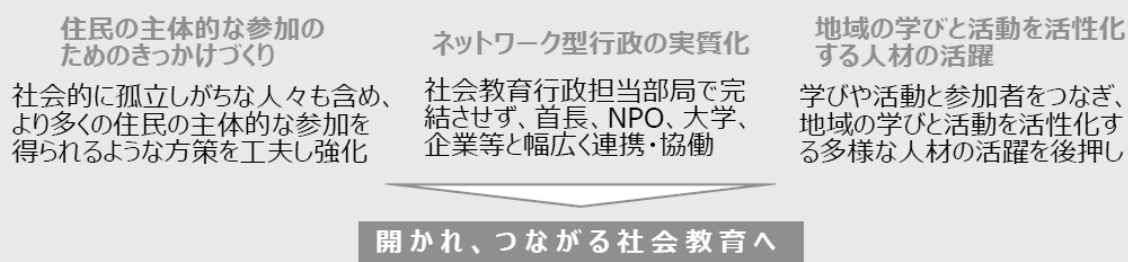
多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組等
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱等
⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割



2. 新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～



＜「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策＞

1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- 楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- 子供・若者の参画を促し、地域との関わりを動機付けとなり得る成功体験づくり
- 社会で孤立しがちな人に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- 各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

2. 多様な主体との連携・協働の推進

- 首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- 地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

3. 多様な人材の幅広い活躍の促進

- 地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- 教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- 各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

②当市の動向

○社会教育法の規定に基づく公民館は、中央・南街・狭山・蔵敷・上北台に5施設が設置されており、地域における身近な教育機関として様々な活動が行われています。

○公民館の利用件数及び利用人数は、近年、減少傾向で推移しており、平成29(2017)年度の利用件数は16,819件、利用人数は198,120人、対平成24(2012)年度比でそれぞれ2.2%(385件)減、10.4%(23,018人)減となっています。【図表Ⅲ-1-7】

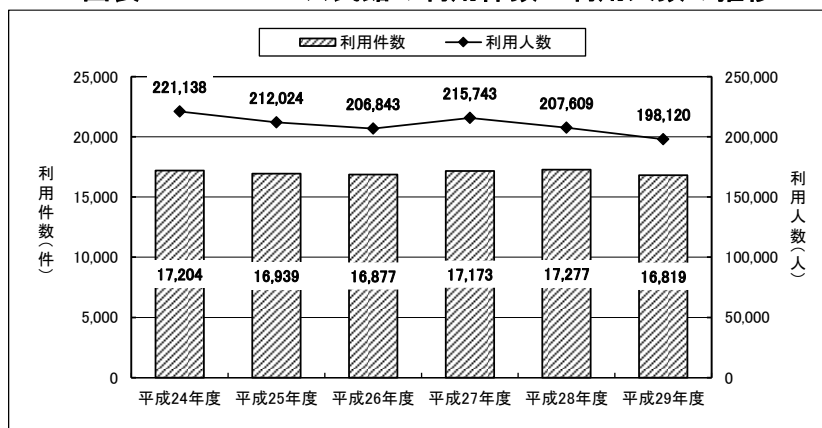
○社会教育法及び図書館法の規定に基づく図書館は、中央館(中央図書館)と2つの地区館(桜が丘図書館、清原図書館)が設置されているほか、図書館から遠い地域に5か所のステーションを設け、2週間に1回巡回する移動図書館「みずうみ号」を運営しています。

○平成29(2017)年度の図書館の登録者数は36,816人、貸出冊数は731,428冊であり、平成24(2012)年度と比べ、登録者数が6.5%(2,556人)減、貸出冊数が6.9%(54,379冊)減となっています。【図表Ⅲ-1-8】

○当市は、平成29(2017)年3月、生涯学習・生涯スポーツ社会の形成に向けて取り組む基本的な指針をなす計画として、「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画(計画期間：平成29(2017)～令和8(2026)年度)」を策定しています。

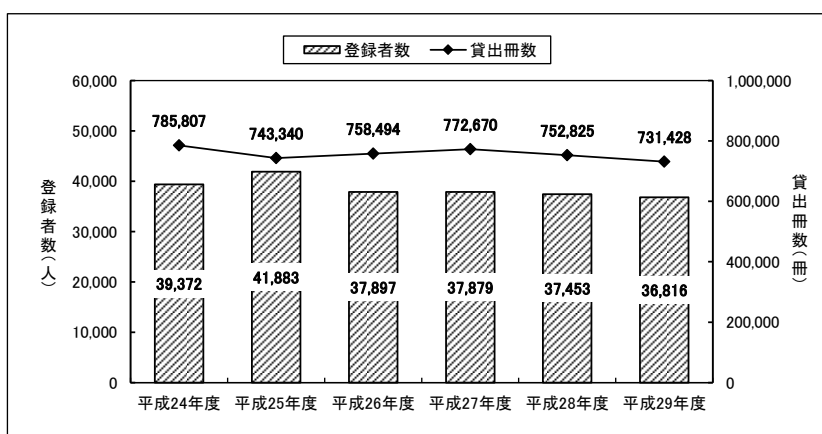
○この計画では、今後、目指すべき生涯学習の推進方針として、「ともに学び、ともに生きる生涯学習社会を目指し、魅力あるまちづくりを」を掲げるとともに、「自ら学び、考え、行動して、地域社会の中でいきいきとした生活を送る」、「生涯をとおして豊かでうるおいのある地域社会をつくる」、「地域で取り組み、地域から学ぶことで、豊かな市民文化をはぐくむ」という3つの推進目標を設定しています。

図表Ⅲ-1-7 公民館の利用件数・利用人数の推移



出展：中央公民館資料

図表Ⅲ-1-8 図書館の登録者数・貸出冊数の推移



出典：中央図書館資料

今後のまちづくりにおける課題

- ◆今後、当市でも平均寿命が延伸するとともに、少子高齢化の進展等を背景に、地域社会が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、より多くの市民が学び続け、学んだことを活かし、地域社会の中で活躍できる環境を整える必要性が高まっていくと考えられます。
- ◆そのため、より多くの市民が学習活動を通じて得た成果や力を、地域社会が抱える様々な課題の解決に活かすための仕組の強化を図る必要があります。併せて、公民館や図書館等の既存の生涯学習施設が、より一層効果的・効率的に活用されるよう、ハード・ソフトの両面から運営の質的な充実を図る必要があります。

(3) 青少年育成

①国の動向

<子供・若者育成推進大綱：平成 28（2016）年 2 月策定）>

- 平成 28（2016）年 2 月、「①全ての子供・若者の健やかな育成」、「②困難を有する子供・若者やその家族の支援」、「③子供・若者の成長のための社会環境の整備」、「④子供・若者の成長を支える担い手の養成」、「⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」という 5 つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針とした「子供・若者育成推進大綱」が策定されました。【図表Ⅲ－1－9】

図表Ⅲ－1－9 子供・若者育成推進大綱の概要（1／2）

第1 はじめに

- 全ての**子供・若者**が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。
- 子供・若者の育成支援は、**家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等**が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、**社会全体**で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した**長期的視点、発達段階**についての**適確な理解**の下、**最善の利益**を考慮する必要がある。
- 全ての**子供・若者**が健やかに成長し、**全ての若者**が持てる能力を生かし**自立・活躍できる社会の実現**を**総がかり**で目指す。

現状と課題

- 【**家 庭**】・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、**社会全体**で**子育てを助け合う環境づくり**が必要
・**貧困の連鎖**を断つための取組、**児童虐待**を防止するための取組の必要
・**家庭環境**は多様であり、**子供・若者、家族**に対して、**個々の状況を踏まえた対応**が必要
- 【**地 域 社 会**】・地域における**つながりの希薄化**の懸念
・**地域住民、NPO等**が**子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進**が必要
- 【**情報通信環境**】・常に**変化する情報通信環境**は、**子供・若者の成長**に**正負の影響**をもたらす
・**違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存**への**対応**が必要
- 【**雇 用**】・各**学校段階**を通じ、**社会的・職業的自立**に必要な**能力・態度**を育てる**キャリア教育、就業能力開発の機会**の**充実**が重要
・**円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善**等による**若者の雇用安定化と所得向上**が重要

これまでの取組の中で顕在化してきたもの

- 【**課題の複合性、複雑性**】**困難**を抱えている**子供・若者**について、**子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校**等の問題は相互に影響し合い、**複合性・複雑性**を有していることが**顕在化**。

出典：内閣府「平成 29 年版 子供・若者白書」

図表Ⅲ－１－９ 子供・若者育成推進大綱の概要（２／２）

第2 基本的な方針(5つの重点課題)

<p>1. 全ての子供・若者の健やかな育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養 ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成 ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進 	<p>3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実 ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用
<p>2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援 ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実 ・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化 	<p>4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官公民連携による地域における共助機能の充実 ・総合的な知見を有するコーディネーターの養成
<p>5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル人材、科学技術人材の育成 ・情報通信技術の進化に適應し、活用できる人材の育成 ・地域づくりで活躍する若者の応援 	

出典：内閣府「平成29年版 子供・若者白書」

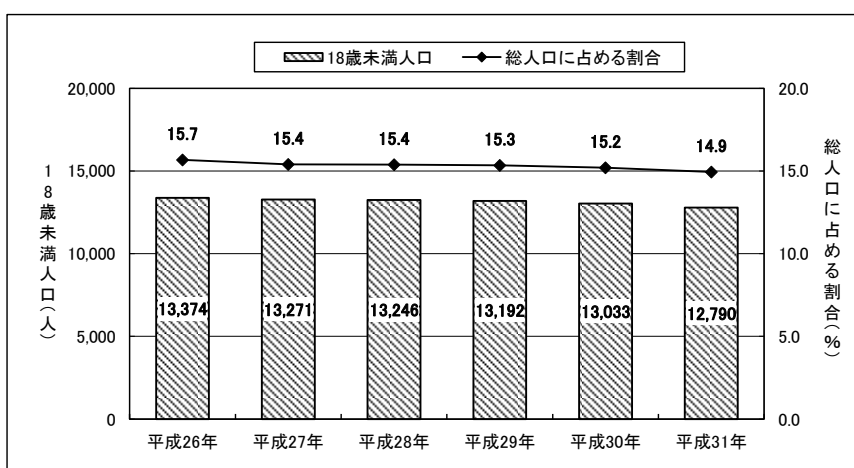
○この大綱では、子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方自治体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題であることなどがうたわれています。【図表Ⅲ－１－９】

②当市の動向

○近年、18歳未満人口は平成26(2014)年の13,374人を境に微減傾向で推移しており、平成31(2019)年では12,790人、対平成26(2014)年比で4.4%(584人)減少しています。総人口に占める割合も同様の傾向をたどっており、平成26(2014)年の15.7%から平成31(2019)年の14.9%と0.8ポイント低下しています。【図表Ⅲ－１－10】

○平成29(2017)年の合計特殊出生率は1.59であり、多摩地域26市の中では最も高い水準にあります。また、1世帯当たり人員は平成3(1991)年の3.0人/世帯から平成31(2019)年の2.2人/世帯に減少しており、全国的な傾向²と同様に世帯の小規模化が進行しています。

図表Ⅲ－１－10 18歳未満人口の推移(各年1月1日現在)



出典：市民課「年齢別人口統計表」

² 総務省の「平成27年国勢調査 人口速報集計結果」によると、全国の1世帯当たり人員は昭和45(1970)年の3.45人から徐々に減少を続け、平成7(1995)年には2.85人と初めて3人を下回り、平成27(2015)年には2.38人とさらに減少している。

○当市では、市内小学校通学区域単位（10 地区）で組織され、青少年を巡る社会環境の浄化活動や青少年の健全育成を図るための活動を行い、市や関係行政機関の施策への協力団体である「青少年対策地区委員会」や、市長の附属機関として青少年の健全育成等に関する総合的な施策の調査審議等を行う「青少年問題協議会」などの関係機関との連携・協力のもと、青少年の健全育成に向けた取組を推進しています。

*****今後のまちづくりにおける課題*****

- ◆今後、当市でも世帯の小規模化の進展を背景に、地域の中で子ども・若者同士が交流する機会や、子ども・若者が地域住民と交流する機会が少なくなり、その結果として、子ども・若者が様々な体験や世代間交流を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける機会も少なくなっていくと考えられます。
- ◆そのため、子ども・若者が次代を担う社会の一員として、より円滑に社会生活を営むことができるよう、今後も引き続き、関係機関との連携・協力のもと、健全育成の場の提供や非行防止活動に取り組むとともに、様々な体験や世代間交流の機会拡大に努める必要があります。

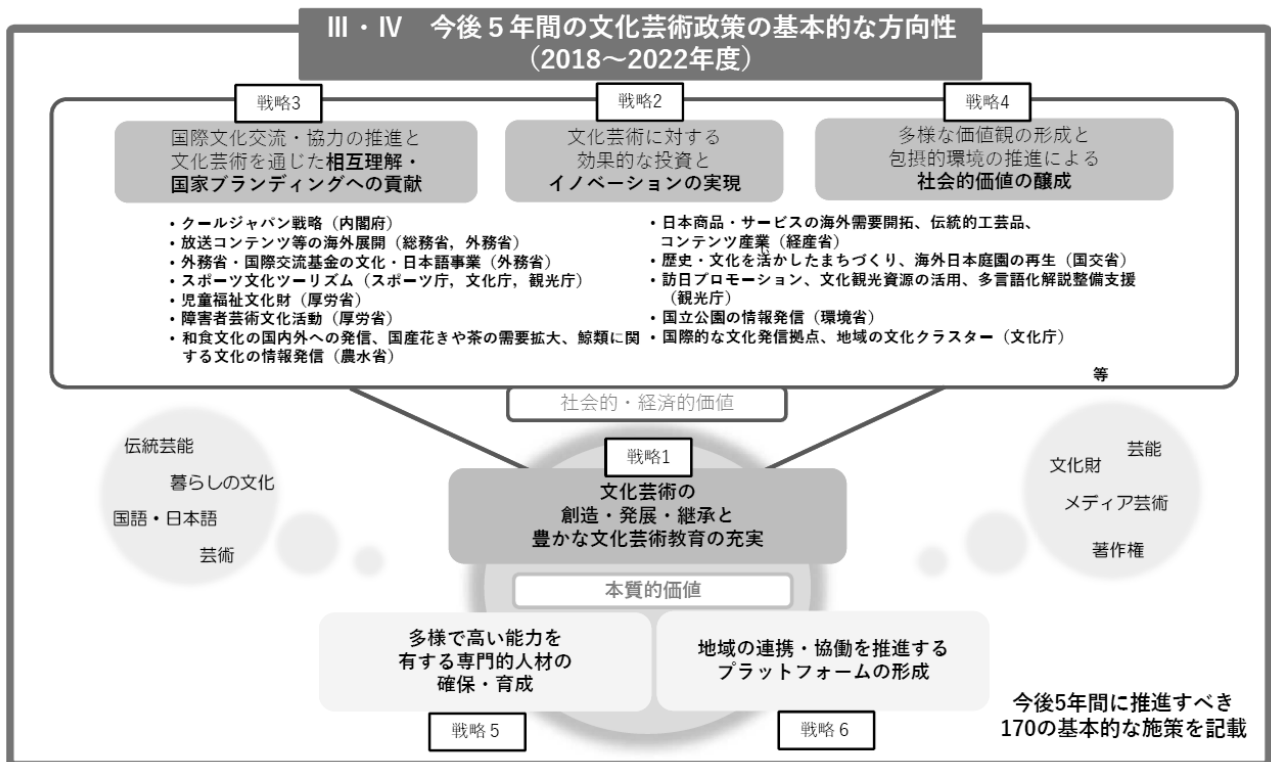
(4) 文化芸術・歴史

①国の動向

<文化芸術振興基本法の一部を改正する法律：平成 29（2017）年 6 月施行>

- 国は、平成 29（2017）年 6 月に文化芸術振興基本法を改正し、文化芸術基本法に法律の題名を改めるとともに、趣旨に「文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと」や、基本理念に「多様な主体の参画」などを盛り込んでいます。
- また、同法に基づき、平成 30（2018）年 3 月に「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」を策定し、今後 5 年間の文化芸術政策の基本的な方向性を示しています。【図表Ⅲ－1－11】

図表Ⅲ－1－11 「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」の概要



出典：文化庁資料

②当市の動向

- 市内には、地域の歴史を伝える様々な資料が数多く残されています。当市及び東京都では、先人たちが残した文化財を適切に保護し、後世に伝えていくため、特に貴重な文化財について「指定」という手法で保存を図っています。令和元（2019）年 9 月 1 日現在、市内には東京都指定文化財が 2 件、市指定文化財が 32 件あるほか、国登録有形文化財が 4 件あります。

【図表Ⅲ－1－12】

- 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、平成 6（1994）年 4 月に開館した郷土博物館は、市立狭山緑地の一角にあり、「狭山丘陵とくらし」をメインテーマに掲げ、建物の中だけではなく、狭山丘陵全体を活動の舞台として、郷土の歴史、民俗、自然に関する事業を行っているほか、プラネタリウムを備え、天文に関する話題も提供しています。

図表Ⅲ－１－12 指定文化財一覧（令和元年9月現在）

種別		整理 No.	名称	種別	整理 No.	名称	
都指定	有形	1	豊鹿島神社本殿(附 棟札)	市指定	18	高木獅子舞の道具及び衣裳一式	
	旧跡	2	蔵敷高札場		郷土資料	19	庚申塔(清水3丁目)
市指定	重宝	3	石皿		郷土資料	20	庚申塔(芋窪6丁目)
		4	徳川氏御朱印状(三光院他宛15通)		郷土資料	21	清水本村橋の石橋供養塔
		5	里正日誌		郷土資料	22	砂の橋の石橋供養塔
		6	上の台遺跡の石器		郷土資料	23	徳治二年銘の板碑
		7	八幡谷戸遺跡第4・5号住居跡の出土遺物(一括)		郷土資料	24	庚申塔(阿字庚申)
		8	豊鹿島神社本殿の木製狛犬		郷土資料	25	清水囃子
		9	豊鹿島神社の獅子頭		郷土資料	26	庚申塚
		10	慶性院の水天像		郷土資料	27	八幡谷戸遺跡
		11	高木獅子舞の旧獅子頭		郷土資料	28	鹿島台遺跡
		12	鹿島台遺跡 住居跡の出土遺物(一括)		郷土資料	29	蔵敷太子堂跡
		13	徳川氏御朱印状(氷川神社宛8通)		郷土資料	30	青梅橋跡
		14	永仁二年銘の弥陀種子板碑		郷土資料	31	旧日立航空機株式会社変電所
		15	旧高木村名主 宮鍋家文書(一括)		郷土資料	32	高木村外五ヶ村連合戸長役場跡
		16	狭山の栞 紙型(しけい)及び挿図判		郷土資料	33	蔵敷訓練場跡
		郷土資料	17		名号塔婆	郷土資料	34
国登録	有形	35	旧吉岡家住宅 主屋兼アトリエ	国登録	有形	35	旧吉岡家住宅 主屋兼アトリエ
		36	旧吉岡家住宅 蔵			36	旧吉岡家住宅 蔵
		37	旧吉岡家住宅 中門			37	旧吉岡家住宅 中門
		38	旧吉岡家住宅 長屋門			38	旧吉岡家住宅 長屋門

出典：郷土博物館資料

今後のまちづくりにおける課題

- ◆より多くの市民が市内に残されている有形・無形の歴史的文化的遺産に関心を持ち、これらを後世に伝えることの重要性を深く認識できるよう、学校教育や生涯学習等の場として、歴史的文化的遺産の有効活用を推進する必要があります。
- ◆市民同士の連帯感を深め、地域コミュニティの活性化にもつながるよう、活動の場や発表機会の充実、様々な媒体を活用した芸術文化活動に関するきめ細やかな情報提供等を通じ、より多くの市民による自主的・自発的な芸術文化活動を促進する必要があります。

(5) スポーツ・レクリエーション

①国の動向

<第2期スポーツ基本計画：平成29（2017）年3月策定>

○国は、平成29（2017）年3月、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本法の理念を具体化し、国、地方自治体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針となる、「第2期スポーツ基本計画（計画期間：平成29（2017）～令和3（2021）年度）」を策定しています。

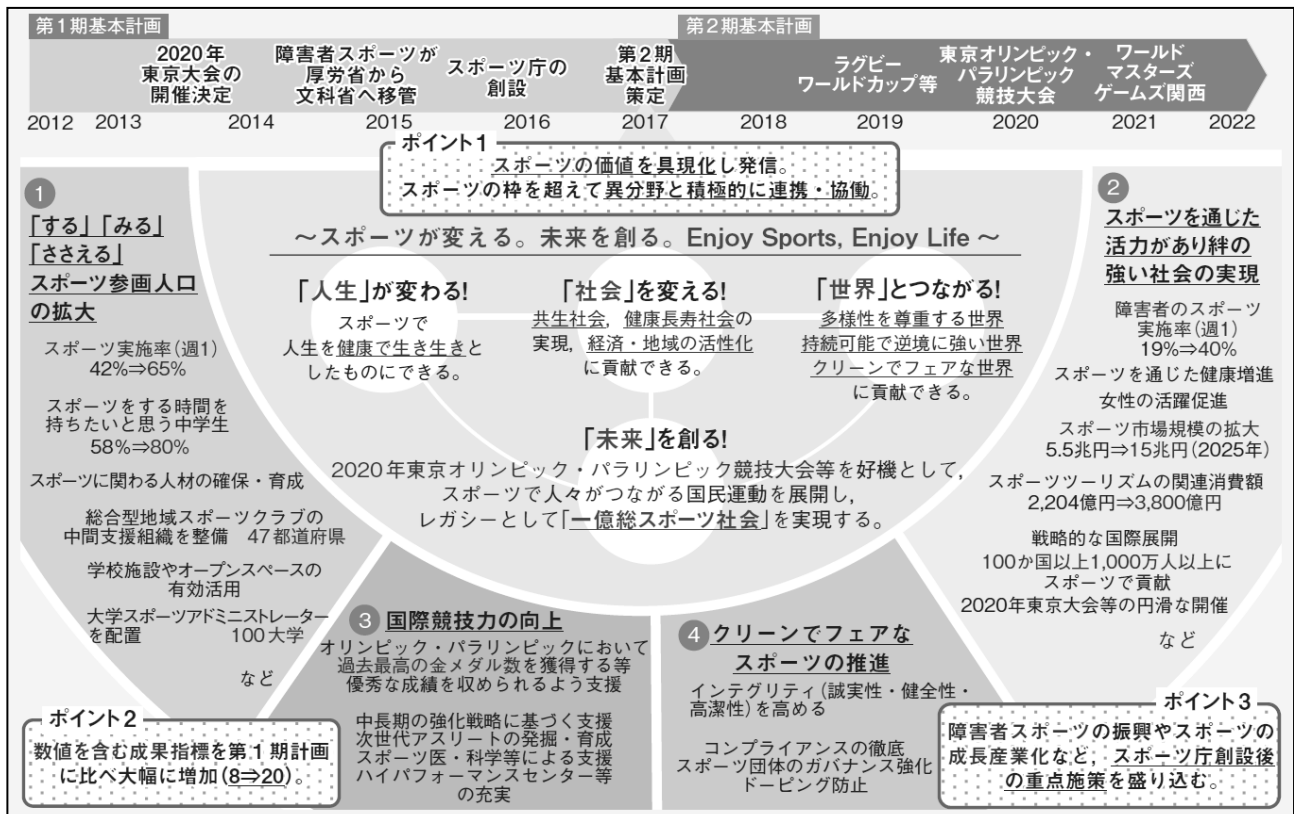
○この計画では、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、

- ・スポーツで「人生」が変わる!
- ・スポーツで「社会」を変える!
- ・スポーツで「世界」とつながる!
- ・スポーツで「未来」を創る!

の4つの方針を立て、それらの方針のもとに、今後5年間のスポーツに関する施策の柱として、以下の4つを打ち出しています。【図表Ⅲ-1-13】

- ①スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
- ②スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
- ③国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備
- ④クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

図表Ⅲ-1-13 「第2期スポーツ基本計画」のポイント



出典：スポーツ庁資料

②東京都の動向

<東京都スポーツ推進総合計画：平成 30（2018）年 3 月策定）>

○東京都は、第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京 2020 パラリンピック協議大会が開催される令和 2（2020）年とその先を見据え、スポーツを通じて東京の未来を創造していくための羅針盤となるものとして、平成 30（2018）年 3 月に「東京都スポーツ推進総合計画（計画期間：平成 30（2018）～令和 6（2024）年度）」を策定しています。

○この計画では、基本理念として、都民のスポーツ実施率 70%を達成し、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」の実現を掲げるとともに、その実現に向けて「スポーツを通じた健康寿命の達成」、「スポーツを通じた共生社会の実現」、「スポーツを通じた地域・経済の活性化」という 3 つの政策目標と「する・みる・支える」の視点に基づく 30 の政策指針を設定しています。【図表Ⅲ－1－14】

図表Ⅲ－1－14 3 つの政策目標と 30 の政策指針（1／2）

	するスポーツ	みるスポーツ	支えるスポーツ
政策目標01 スポーツを通じた健康長寿の達成 将来イメージ 都民の誰もが、気軽にスポーツに親しむことによって、心身の健康が維持・増進し、いきいきと生活しています。	01 スポーツをすることへの関心喚起 02 スポーツを始める機会の創出 03 スポーツを身近でできる場の確保 04 成長段階にある児童・生徒の体力向上 05 競技力向上の取組を通じたスポーツ実施の推進	06 スポーツをみることの魅力発信 07 スポーツをみる機会の創出	08 スポーツを支える人材の育成 09 スポーツによる事故防止等の推進 10 スポーツを支える都民の顕彰等
政策目標02 スポーツを通じた共生社会の実現 将来イメージ 障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、全ての人が分け隔てなくスポーツを楽しみ、互いを理解・尊重しながら共生しています。	11 誰もが楽しめるスポーツへの理解促進 12 障害の有無に関わらないスポーツ振興 13 幼児・子供のスポーツ振興 14 高齢者のスポーツ振興 15 性別に関わらないスポーツ振興	16 障害者スポーツの更なる魅力発信 17 誰もが気軽に観戦できるスポーツ環境の整備	18 多様なスポーツの振興に向けた人材の育成 19 多様なスポーツを支える基盤づくり 20 スポーツを通じた被災地支援
政策目標03 スポーツを通じた地域・経済の活性化 将来イメージ 都民が様々なスポーツを日常的に楽しむとともに、企業・地域団体等もスポーツの楽しさを実感できるサービス等を提供し、地域や経済が活性化しています。	21 スポーツクラスターを核とした地域の活性化 22 官民連携によるスポーツ気運の醸成 23 東京を活性化させるスポーツイベント等の展開 24 地域におけるスポーツ活動の推進	25 スポーツ観戦の魅力発信 26 アスリートの活躍を通じたスポーツ気運の醸成 27 スポーツ施設における観客の満足度向上	28 スポーツに関する技術開発・市場開拓への支援 29 地域や経済の活性化に寄与した団体等の顕彰 30 スポーツを通じた国際交流

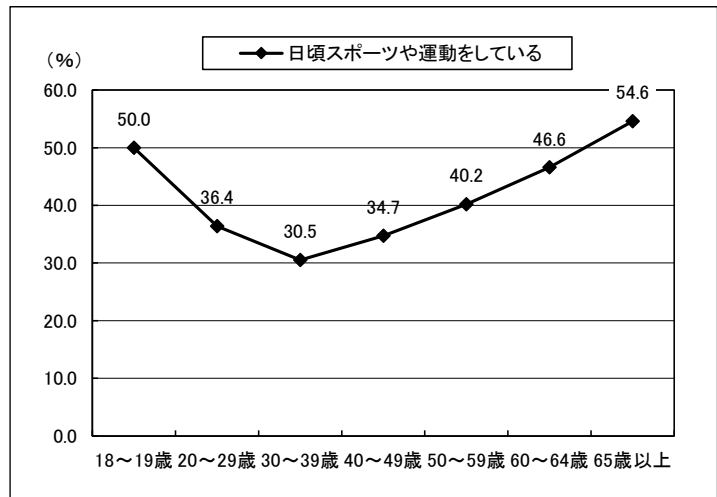
出典：東京都オリンピック・パラリンピック事務局資料

③当市の動向

○平成 27（2015）年度に実施した東大和市市民意識調査において、日頃スポーツや運動をしているかを質問したところ、「している」の回答比率が最も低かったのは「30～39 歳」の 30.5%であり、次いで「40 歳代」の 34.7%、「20 歳代」の 36.4%の順となっており、30 歳代以上では年代が上昇するほど回答比率が高く、65 歳以上では 54.6%に達しています。

【図表Ⅲ－1－15】

図表Ⅲ－1－15 年齢別のスポーツ・運動の実施状況

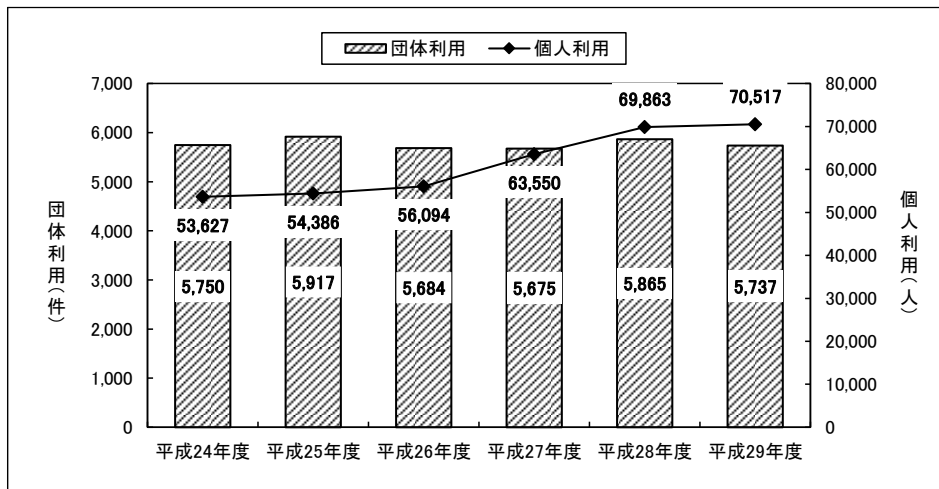


出典：平成 27 年度東大和市市民意識調査

○市内に立地する主要なスポーツ

施設のうち、市民体育館の平成 24（2012）年度以降の利用状況をみると、団体利用は平成 25（2013）年度の 5,917 件を境に減少傾向で推移しているものの、個人利用は一貫して対前年度比プラスで推移しており、平成 29（2017）年度では 70,517 人、対平成 24（2012）年度比で約 1.3 倍（16,890 人増）に増加しています。【図表Ⅲ－1－16】

図表Ⅲ－1－16 市民体育館の利用状況



出典：社会教育課資料

○「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画（計画期間：平成 29（2017）～令和 8（2026）年度）」では、今後、市が目指すべき生涯スポーツの推進方針として、「自然豊かなまち東大和の特色を生かし、いつでも、だれでも、どこでもスポーツを楽しむまちに」を掲げるとともに、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」、「スポーツ機会の拡大」、「東大和の特色を生かす活動と推進体制の整備」という 3 つの推進目標を設定しています。

*****今後のまちづくりにおける課題*****

- ◆今後、高齢者の健康寿命の延伸にも結びつくよう、より多くの市民が健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、それぞれの目的やライフスタイルに合わせて気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進する必要があります。
- ◆市民の多種多様なスポーツに対するニーズに対し、より効果的・効率的に応えられるよう、体育協会をはじめとする地域のスポーツ関係団体との連携・協力のもと、地域に密着したスポーツ活動の支援を通して、スポーツ人口の拡大、健康づくり、体力の向上を図っていく必要があります。

2 保健・福祉等

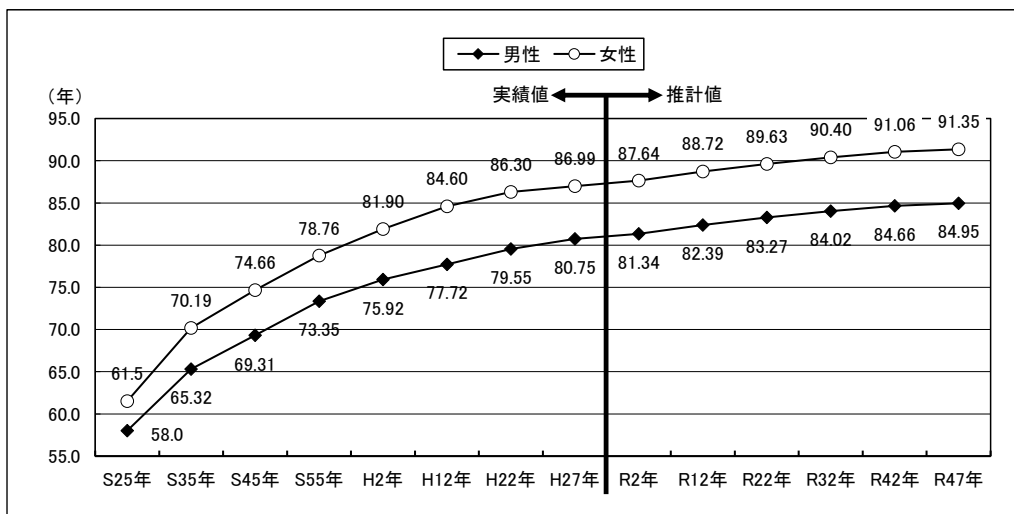
(1) 保健・医療

①国の動向

<主要な統計指標の推移>

○健康状態を示す包括的な指標である平均寿命は、昭和25（1950）年以降、一貫して延伸を続け、平成27（2015）年では男性が80.75年、女性が86.99年となっています。今後、平均寿命はさらに延伸し、令和47（2065）年には男性が84.95年、女性が91.35年となり、女性は90年を超えると見込まれています。【図表Ⅲ－2－1】

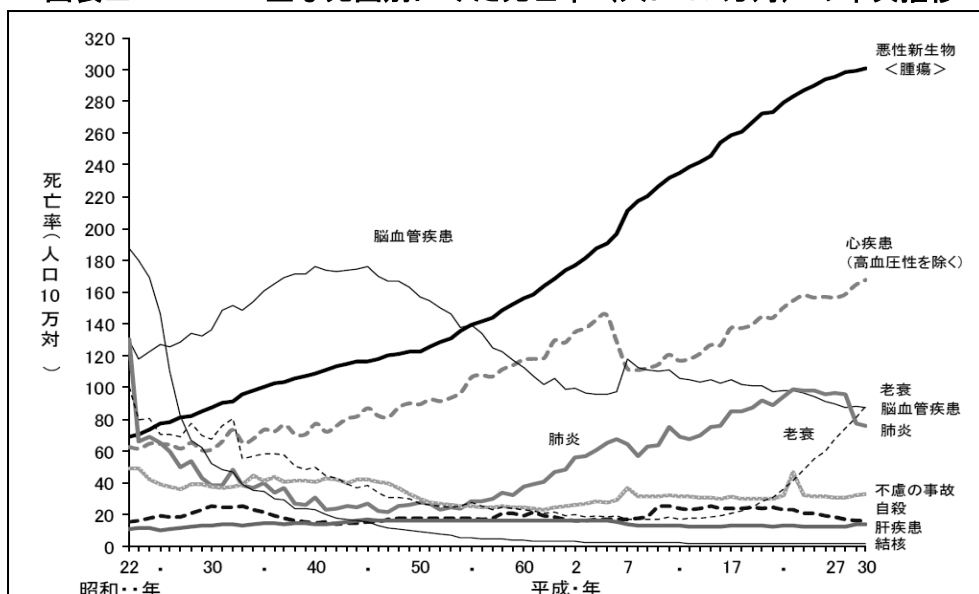
【再掲】図表Ⅲ－2－1 平均寿命の推移と将来推計



出典：内閣府「平成30年版高齢社会白書」

○死因別死亡率をみると、生活環境の改善や医療技術の進歩等により、近年、結核に代表される感染症が激減している一方、悪性新生物（がん）や心疾患、肺炎が増加するなど、疾病構造が大きく変化しています。【図表Ⅲ－2－2】

図表Ⅲ－2－2 主な死因別にみた死亡率（人口10万対）の年次推移

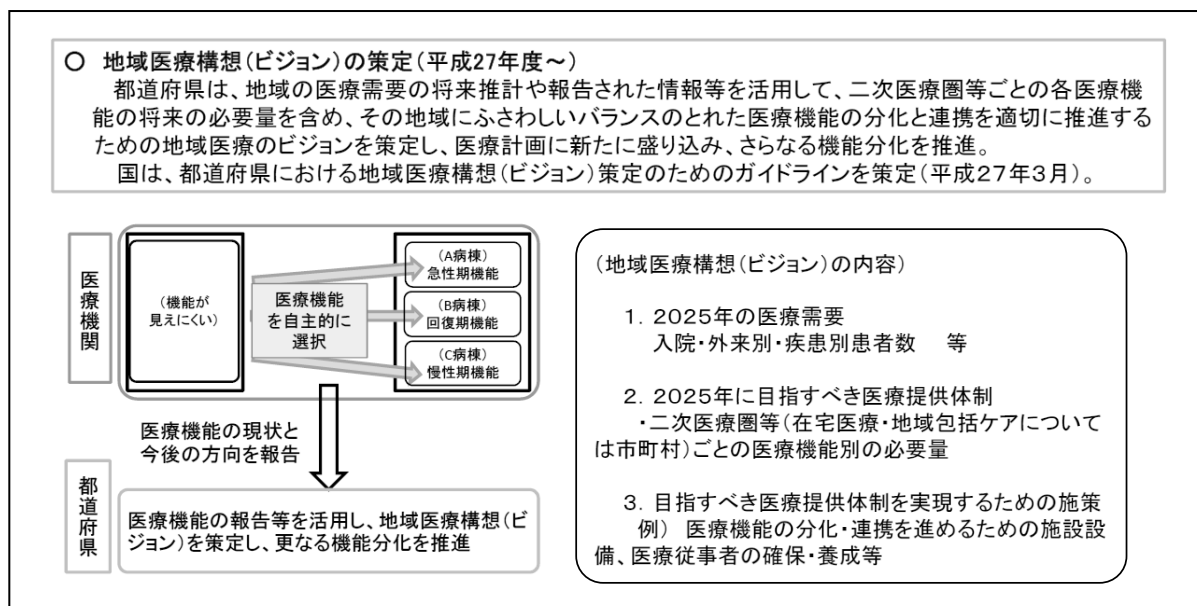


出典：厚生労働省「平成30年人口動態統計月報年計（概数）の概況」

<医療介護総合確保推進法：平成26（2014）年6月施行）>

- 国は、平成26（2014）年6月、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「医療介護総合確保推進法」を施行しています。
- この法律では、都道府県において、地域の医療体制の将来のあるべき姿を「地域医療構想」として策定し、医療計画に新たに盛り込むことで、地域ごとにバランスのとれた医療機能の分化・連携を進めることなどが掲げられています。【図表Ⅲ－2－3】

図表Ⅲ－2－3 「地域医療構想」の概要



出典：厚生労働省資料

②東京都の動向

<東京都地域医療構想：平成28（2016）年7月策定）>

- 医療介護総合確保推進法の施行を受け、東京都では平成28（2016）年7月に「地域医療構想」を策定しています。この構想では、高齢化の進展、特に75歳以上の後期高齢者人口の増加により増大する医療需要に適切に応え、将来にわたって東京の医療提供体制を維持・発展させていくため、次図に示す4つの基本目標を掲げています。【図表Ⅲ－2－4】
- この構想では、地域医療構想の推進に向けた市区町村の果たすべき役割として、自らの地域の実情をきめ細かく把握しながら、都や地域の関係機関等と緊密に連携し、地域の医療提供体制の確保を推進することや、地域包括ケアシステムの構築に向け、都や構想区域内³の他の市区町村等と連携を図り、在宅療養の取組を主体的に推進することがうたわれています。

³ 当市は、立川市・昭島市・国分寺市・国立市・武蔵村山市とともに、北多摩西部区域に設定されている。

図表Ⅲ－２－４ 「東京都地域医療構想」の概要

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

4つの基本目標

I 高度・先進医療提供体制の将来にわたる進展

～ 大学病院等が集積する東京の「強み」を活かした、医療水準のさらなる向上～

(例示)

- ◆13大学、15特定機能病院など、集積する高度・先進医療提供施設の活用
- ◆がんなどの疾病については、十分な情報のもと、患者が自ら高度医療機関を選択可能
- 都民のみならず、日本全国から流入する患者を受け入れ、引き続き質の高い高度・先進医療を提供

II 都の特性を活かした切れ目のない医療連携システムの構築

～ 高度急性期から在宅療養に至るまで、東京の医療資源を最大限活用した医療連携の推進～

(例示)

- 交通網の発達、高度医療の集積、中小病院数の多さ、昼間人口の流入など、都の特性を十分反映
- ◆歴史的・文化的に構築されてきたものを踏まえ、東京の現状の医療提供体制を活用
- ◆救急患者をどの地域でも確実にかつ迅速に医療につなげるとともに、在宅療養患者の病状変化時には、身近な医療機関での受け入れを実現
- ◆入院患者の円滑な在宅復帰や、必要な場合には、安心して入院継続が可能な体制を整備
- 疾病ごとの医療資源の分布や患者の受療動向の視点を踏まえた適切な医療提供体制の構築
- 認知症を抱えながら入院する患者が、適切なケアを受けられる医療提供体制の整備

III 地域包括ケアシステムにおける、治し、支える医療の充実

～ 誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域全体で治し、支える「地域完結型」医療の確立～

(例示)

- ◆かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持ち、いつでも相談できるプライマリ・ケアを基本とする医療提供体制を実現
- ◆疾病予防や生涯を通じた健康づくりの取組の推進
- ◆高齢者の増加に対し、医療・介護の多職種が連携して地域全体が一体となり、在宅療養患者を支援
- ◆地域の診療所や中小病院等の身近な医療機関が在宅療養生活をバックアップ
- ◆地域で暮らす認知症の人に介護サービスと連携して、状態に応じた医療を提供
- ◆人生の最期をどこで迎えようとも、さまざまな医療資源を活用した看取りを実現

IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

～ 医療水準の高度化に資する人材や高齢社会を支える人材が活躍する社会の実現～

(例示)

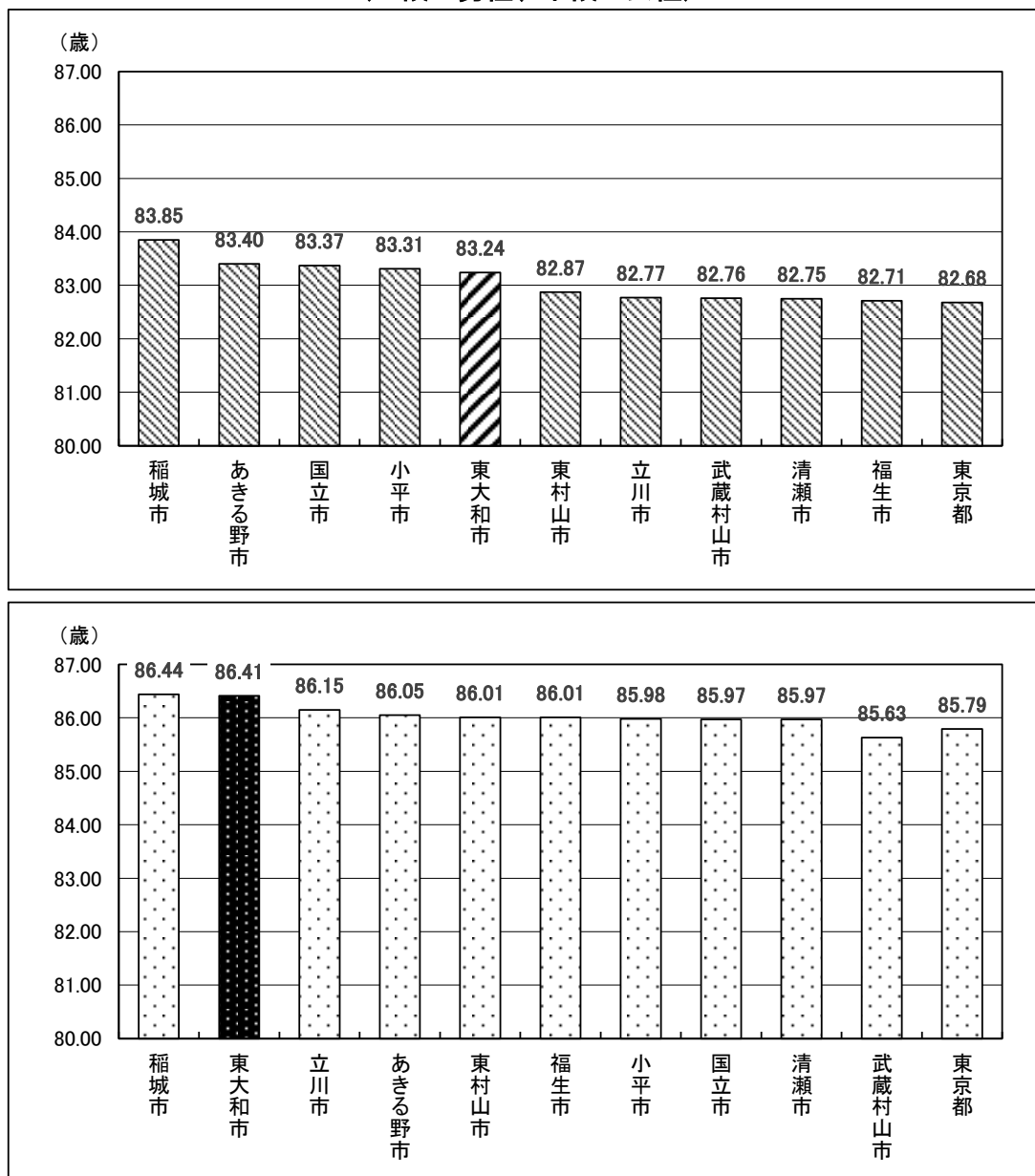
- ◆大学病院や特定機能病院による、高度急性期医療を担う医療人材を育成
- ◆医療機関や医療機関が、地域連携を担う総合診療医等の育成
- ◆在宅療養を支える人材の確保・育成
- 雇用形態の多様化やシニアの活用など、多様な価値観やライフスタイルに応じて働き続けられる環境を整備し、少子高齢・人口減少社会を支える医療・介護人材を確保

出典：東京都福祉保健局資料

③当市の動向

○東京都福祉保健局の「平成 29 年 都内各区市町村の 65 歳健康寿命」によると、要介護 2 以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合の健康寿命は、男性が 83.24 歳、女性が 86.41 歳であり、当市を含めた比較 10 市の中では、高い方から男性が 5 番目の中位に位置しているのに対し、女性は 2 番目に高い水準にあります。【図表Ⅲ－2－5】

図表Ⅲ－2－5 65 歳健康寿命の都市間比較
(上段：男性、下段：女性)

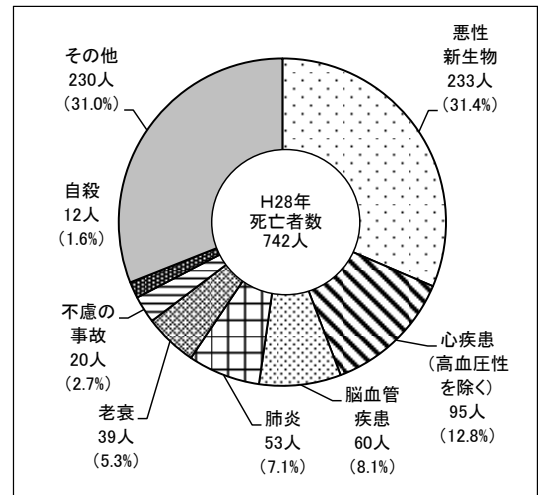


出典：東京都福祉保健局「平成 29 年 都内各区市町村の 65 歳健康寿命」

○東京都福祉保健局の「人口動態統計」により、平成 28 (2016) 年の主要死因別死亡者数をみると、悪性新生物が 233 人 (構成比 31.4%) で最も多く、次いで心疾患 (高血圧性を除く) の 95 人 (構成比 12.8%)、脳血管疾患の 60 人 (8.1%) の順であり、上位 1～3 位までの合計が 388 人で全体の 52.2%を占めています。

【図表Ⅲ－２－６】

図表Ⅲ－２－６ 主要死因別の死亡者数 (平成 28 年)

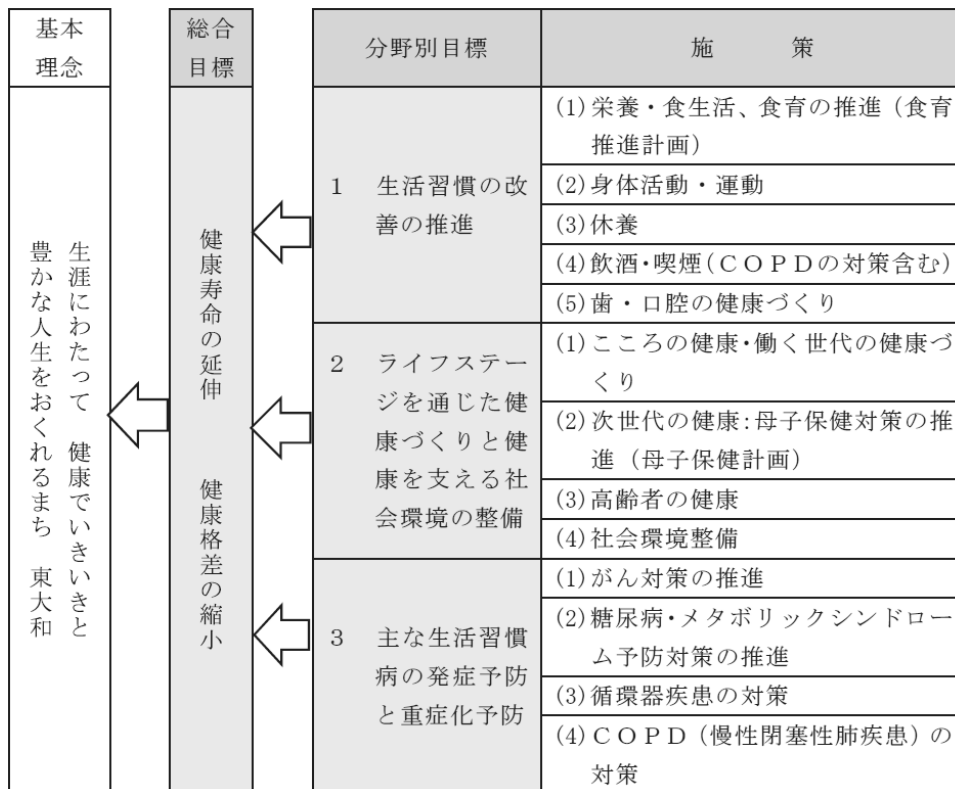


出典：東京都福祉保健局「人口動態統計」

○当市では、平成27 (2015) 年 3 月、「東大和市第四次基本計画」を上位計画とし、その健康づくりの推進にかかる分野を具体化し、当市における健康づくりの方向性を定め、そのための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的指針をなす「東大和市健康増進計画 (計画期間：平成27 (2015) ～令和 2 (2020) 年度)」を策定しています。

○この計画では、「生涯にわたって健康でいきいきと豊かな人生をおくれるまち 東大和」という基本理念のもと、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を総合目標として設定し、これを達成するための分野別目標として、「生活習慣病の改善の推進」、「ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備」、「主な生活習慣病の発症予防と重症化予防」を掲げています。【図表Ⅲ－２－７】

図表Ⅲ－２－７ 東大和健康増進計画の施策と体系



今後のまちづくりにおける課題

- ◆全国的な傾向と同様に、今後、当市においても平均寿命の延伸に伴い、供給量を上回る形で医療・介護サービスの需要の増大が懸念される中、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を伸ばす必要性が飛躍的に高まると考えられます。
- ◆「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、健康づくりを自分事として捉えてもらえるよう、各種健康教育の場や相談の場の提供等を通じ、健康づくりへの意識づけ・動機づけを図る必要があります。そして、日常生活の中で負担感なく健康づくりに取り組める環境整備を、保健医療分野のみならず、様々な分野とも幅広く連携・協働し、多方面から市民の主体的な健康づくりの支援に努める必要があります。
- ◆今後も引き続き、乳幼児から高齢者に至るまで、各年代や様々な特性を踏まえながら、ライフステージや対象に応じた健康づくりを地域や職域などの様々な関係団体と連携を強化し、途切れることなく支え、守る環境づくりに努める必要があります。

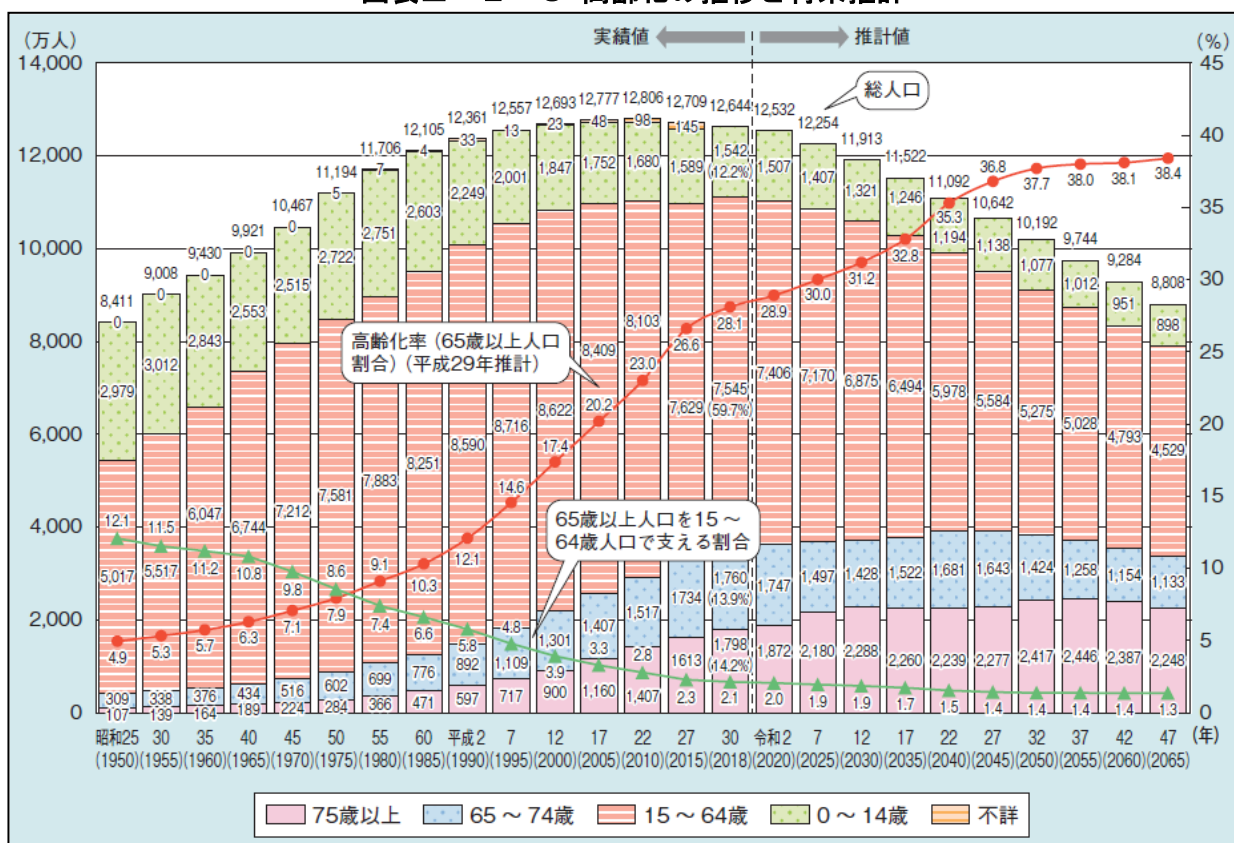
(2) 高齢者福祉

①国の動向

＜主要な統計指標の推移＞

○内閣府の「令和元年版高齢社会白書」によると、65歳以上の老年人口は、令和24（2042）年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じるものの、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は上昇し続けると予測されています。【図表Ⅲ-2-8】

図表Ⅲ-2-8 高齢化の推移と将来推計



出典：内閣府「令和元年版高齢社会白書」

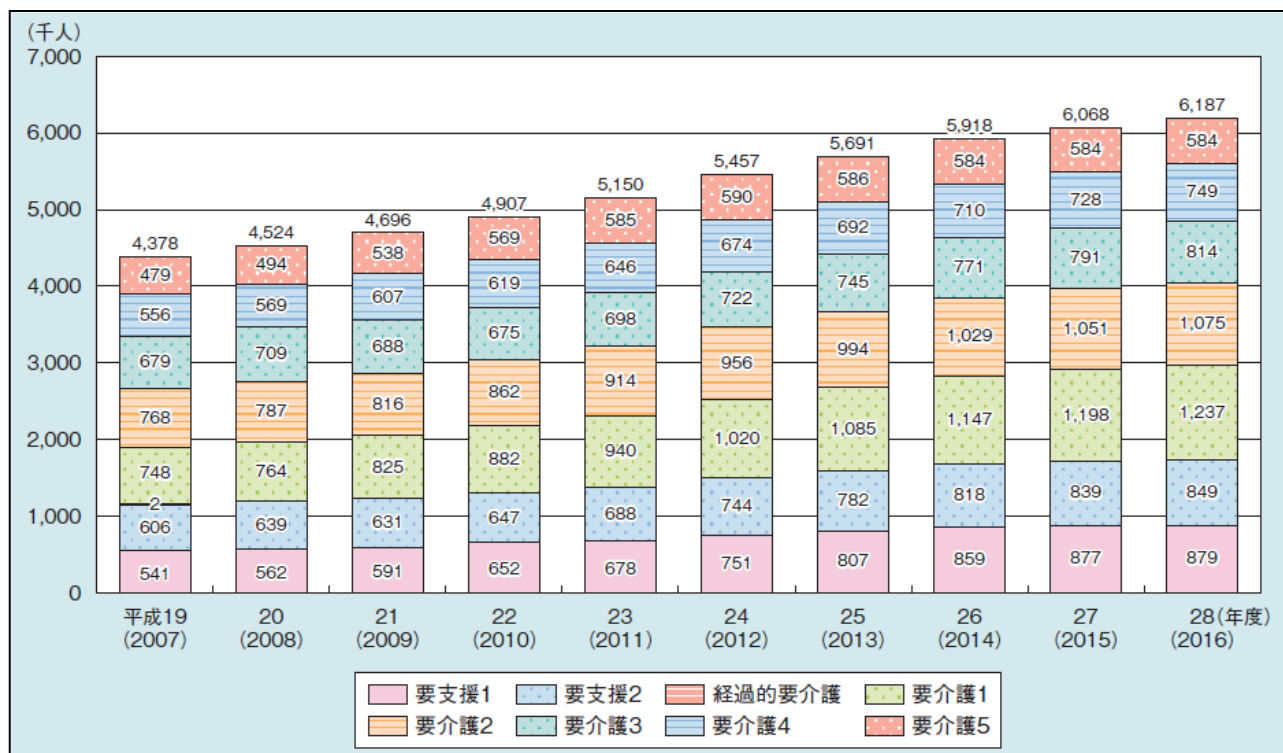
○65 歳以上の要介護等認定者数は、平成 28 (2016) 年度末で 618.7 万人、平成 19 (2007) 年度末の 437.8 万人と比べ約 1.4 倍 (180.9 万人増) に大きく増加しているほか、被保険者のうち要介護の認定を受けた人の割合は 65~74 歳が 2.9% であるのに対し、75 歳以上では 23.3% に上昇しているのが特徴的といえます。【図表Ⅲ-2-9・10】

図表Ⅲ-2-9 要介護等認定状況 (H28 年度末)

	65~74歳		75歳以上	
	要支援	要介護	要支援	要介護
実数(千人)	239	507	1,489	3,953
被保険者に占める割合(%)	1.4	2.9	8.8	23.3

出典：内閣府「令和元年版高齢社会白書」

図表Ⅲ-2-10 第1号被保険者 (65 歳以上) の要介護度別認定者数の推移



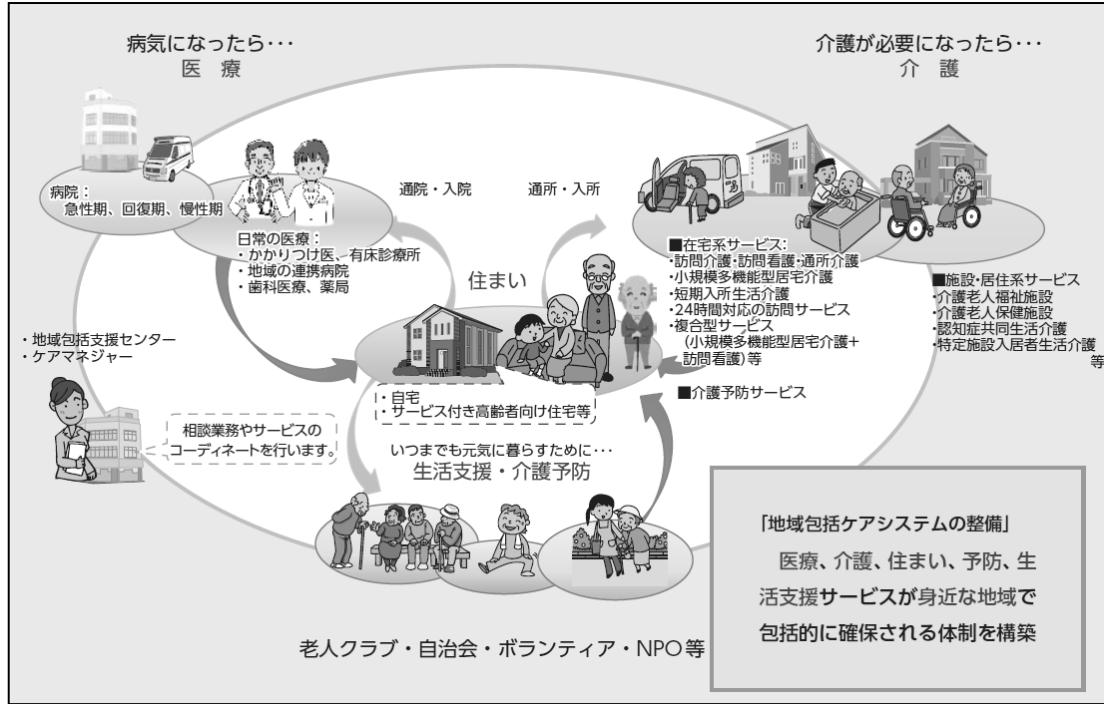
出典：内閣府「令和元年版高齢社会白書」

<地域包括ケアシステムの構築：令和7 (2025) 年を目途>

○今後、我が国では、「団塊の世代 (約 800 万人)」が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年以降、医療や介護に対する需要がさらに増加すると予測されています。このような見通しを踏まえ、国は令和 7 (2025) 年を目途に、重要な要介護状態になっても住み慣れた地域の中で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を実現するとしています。【図表Ⅲ-2-11】

○これにより、各自治体では、令和 7 (2025) 年に向けて、3 年ごとに策定・実施する介護保険事業計画を通じ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

図表Ⅲ－２－11 地域包括ケアシステムの姿

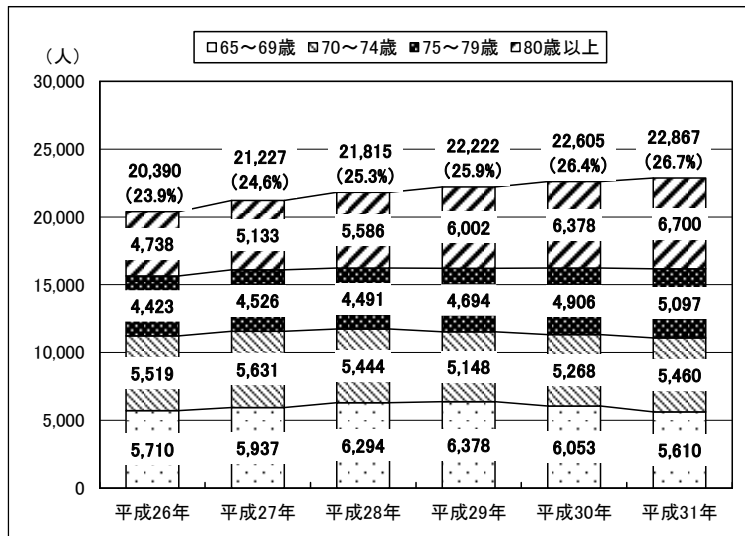


出典：厚生労働省「平成 28 年版厚生労働白書」

②当市の動向

○近年、老年人口（65 歳以上）は一貫して増え続けており、平成 31（2019）年では 22,867 人、平成 26（2014）年の 20,390 人と比べて 12.1%（2,477 人）増加しています。また、その内訳をみると、80 歳以上が平成 26（2014）年の 4,738 人から平成 31（2019）年の 6,700 人と、約 1.4 倍（1,962 人増）に大きく増加しているのが特徴的といえます。【図表Ⅲ－２－12】

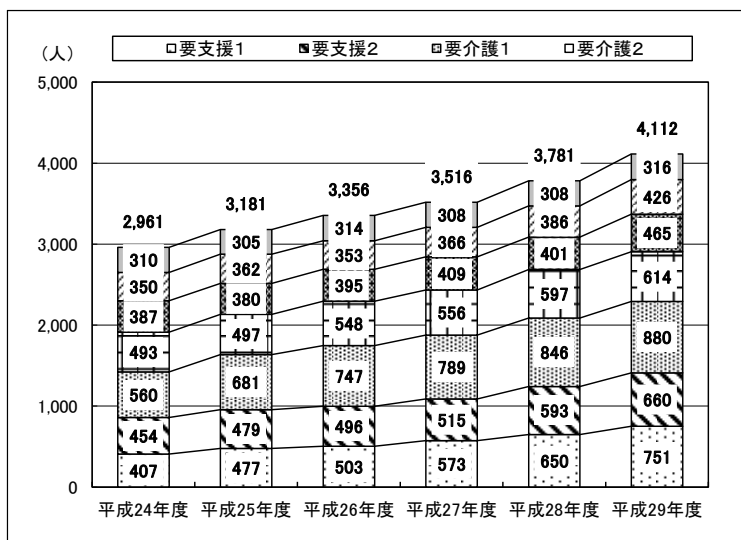
図表Ⅲ－２－12 老年人口（65 歳以上）の推移



出典：市民課「住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）」
注）カッコ内は高齢化率（総人口に占める割合）

○近年、高齢化が急速に進展している中、要介護（要支援）認定者数も一貫して対前年度比プラスの傾向が続いており、平成 29（2017）年度では 4,112 人、平成 24（2012）年度の 2,961 人と比べて約 1.4 倍（1,151 人増）に大きく増加しています。【図表Ⅲ－2－13】

図表Ⅲ－2－13 要介護（要支援）認定者数の推移



出典：高齢介護課「介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）」

今後のまちづくりにおける課題

- ◆今後、当市においても、高齢化の進展に伴って認知症高齢者や単身高齢者等の増加が見込まれる中、要介護・要支援状態になることを防ぐための取組や、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域の中で自立した日常生活を営むことができるよう、支援の充実に取り組む必要性がさらに増していくと考えられます。
- ◆健康寿命を延伸するための取組を強化し、要介護・要支援状態の未然防止に努めながら、誰もが住み慣れた地域の中で、いつまでも安心して尊厳を持ち、自立した暮らしを続けられるよう、NPOやボランティア、民間事業者等の多様な主体との連携・協働のもと、地域包括ケアシステムの構築による生活支援サービスの提供体制の充実に努める必要があります。
- ◆関係機関との連携・協働のもと、より多くの高齢者が地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるよう、就業や社会参加の機会拡大に努める必要があります。

(3) 障害者福祉

①国の動向

<障害者総合支援法の改正：平成30（2018）年4月施行>

○障害者の地域社会における共生の実現に向けて、平成25（2013）年4月に障害者総合支援法が施行されました。その後、障害者を取り巻く状況の変化を背景に、「障害者の望む地域生活の支援」、「障害児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱として、平成28（2016）年5月に同法が改正されました。【**図表Ⅲ－2－14**】

○同法の改正によって、各自治体は厚生労働大臣が定める障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な取組に即して、「障害児福祉計画」を策定することなどが規定されました。

図表Ⅲ－2－14 改正された障害者総合支援法の概要

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（**自立生活援助**）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（**就労定着支援**）
- (3) 重度訪問介護について、**医療機関への入院時**も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの**利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）**できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、**居室を訪問して発達支援**を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、**乳児院・児童養護施設**の障害児に対象を拡大する
- (3) **医療的ケアを要する障害児**が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において**障害児福祉計画**を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、**所要の規定を整備**する

出典：内閣府「平成29年版障害者白書」

<第4次障害者基本計画：平成30（2018）年3月策定>

○この計画（計画期間：平成30（2018）～令和4（2022）年度）は、障害者基本法の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられています。

○この計画は、「Ⅰ 障害者基本計画（第4次）について」、「Ⅱ 基本的な考え方」及び「Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向」で構成されています。これらのうち、「Ⅱ 基本的な考え方」では、計画全体の基本理念及び基本原則を示すとともに、各分野に共通する横断的視点や、施策の円滑な推進に向けた考え方を示しています。【**図表Ⅲ－2－15**】

○「Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向」では、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を11の分野に整理し、それぞれの分野について、第4次基本計画の対象期間に政府が講ずる施策の基本的な方向を示すとともに、関連する様々な施策を記載しています。

【同上】

図表Ⅲ－２－15 第4次障害者基本計画の概要（抜粋）

I 第4次障害者基本計画とは

位置付け：政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定）

計画期間：平成30（2018）年度からの5年間

検討経緯：障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、平成30年2月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

II 基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

III 基本的方向

1. 2020年東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進

○社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ（※）向上の視点を取り入れていく

（※）アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

○アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入

2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保

（※）障害者権利条約：我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。

○障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進

○障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

出典：内閣府「平成30年版障害者白書」

②当市の動向

○平成30（2018）年3月31日現在、障害のある方の人数（障害のある方が各種支援を受けるために必要な手帳の所持者数）は、身体障害者が2,682人、知的障害者が727人、精神障害者が757人であり、平成24（2012）年度と比べてそれぞれ71人（2.7%）増、164人（29.1%）増、193人（34.2%）増となっています。【図表Ⅲ－２－16】

図表Ⅲ－２－16 障害のある方の人数の推移

		身体障害者手帳交付数					愛の手帳 (知的 障害者) 交付数	精神障害 者保健福 祉手帳交 付数	
		総数	肢体 不自由	視覚 障害	聴覚 障害	言語 障害			内部 障害
平成24年度	実数(人)	2,611	1,412	144	236	22	797	563	564
平成25年度	実数(人)	2,655	1,427	146	241	22	819	600	572
	増減率(%)	1.7	1.1	1.4	2.1	0.0	2.8	6.6	1.4
平成26年度	実数(人)	2,655	1,414	145	244	23	829	628	631
	増減率(%)	0.0	▲ 0.9	▲ 0.7	1.2	4.5	1.2	4.7	10.3
平成27年度	実数(人)	2,663	1,410	152	252	22	827	668	673
	増減率(%)	0.3	▲ 0.3	4.8	3.3	▲ 4.3	▲ 0.2	6.4	6.7
平成28年度	実数(人)	2,645	1,387	152	260	20	826	700	707
	増減率(%)	▲ 0.7	▲ 1.6	0.0	3.2	▲ 9.1	▲ 0.1	4.8	5.1
平成29年度	実数(人)	2,682	1,381	159	274	22	846	727	757
	増減率(%)	1.4	▲ 0.4	4.6	5.4	10.0	2.4	3.9	7.1
H24～29年度 増減	増減数(人)	71	▲ 31	15	38	0	49	164	193
	増減率(%)	2.7	▲ 2.2	10.4	16.1	0.0	6.1	29.1	34.2

出典：障害福祉課資料（各年度3月31日現在）

- 当市は、平成30（2018）年3月に策定した「東大和市障害者総合プラン（計画期間：平成30（2018）～令和2（2020）年度）」において、「障害のある人もない人も、すべての人がお互いを尊重し支えあう、共生社会の構築を」を本プランの理念として掲げるとともに、その実現に向けて以下の4つの目標を設定しています。【図表Ⅲ－２－17】

図表Ⅲ－２－17 東大和市障害者総合プランの目標

目標1 自立を支える基盤づくり

障害のある人の人権が尊重され地域で自立した生活を送ることができるよう、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。また、障害のある人が必要なサービスを適切に受けられるよう、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図ります。

目標2 自立を支えるサービスの充実

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画に数値目標等を定めてサービスの充実に努めます。その他、在宅障害者のための各種サービスの充実に努めます。また、医療費助成、障害者手当の支給等を通して、障害のある人の経済的自立を支援します。

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じてさまざまな課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための支援を行います。

目標4 共生社会実現をめざした地域づくり

障害のある人、障害のない人が分け隔てなく共に生きていくためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁（バリア）をなくす必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるための各種啓発活動の推進、障害特性に配慮したバリアフリー化、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりを進め、自助・共助のまちづくりにも取り組みます。

今後のまちづくりにおける課題

- ◆身体障害者に比べ、知的障害者・精神障害者の増加が顕著であり、今後もこの傾向は続くものと考えられます。このような将来見通しのもと、障害のある方が地域の中でいつまでも安心して自立した暮らしを続けられるよう、関係機関と連携・協働しながら、各種サービスの提供や相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ◆併せて、障害のある方が、個人の適性に合わせてより多くの場面で活躍できるよう、地域ぐるみで障害のある方の生活を支える仕組を強化していく必要があります。

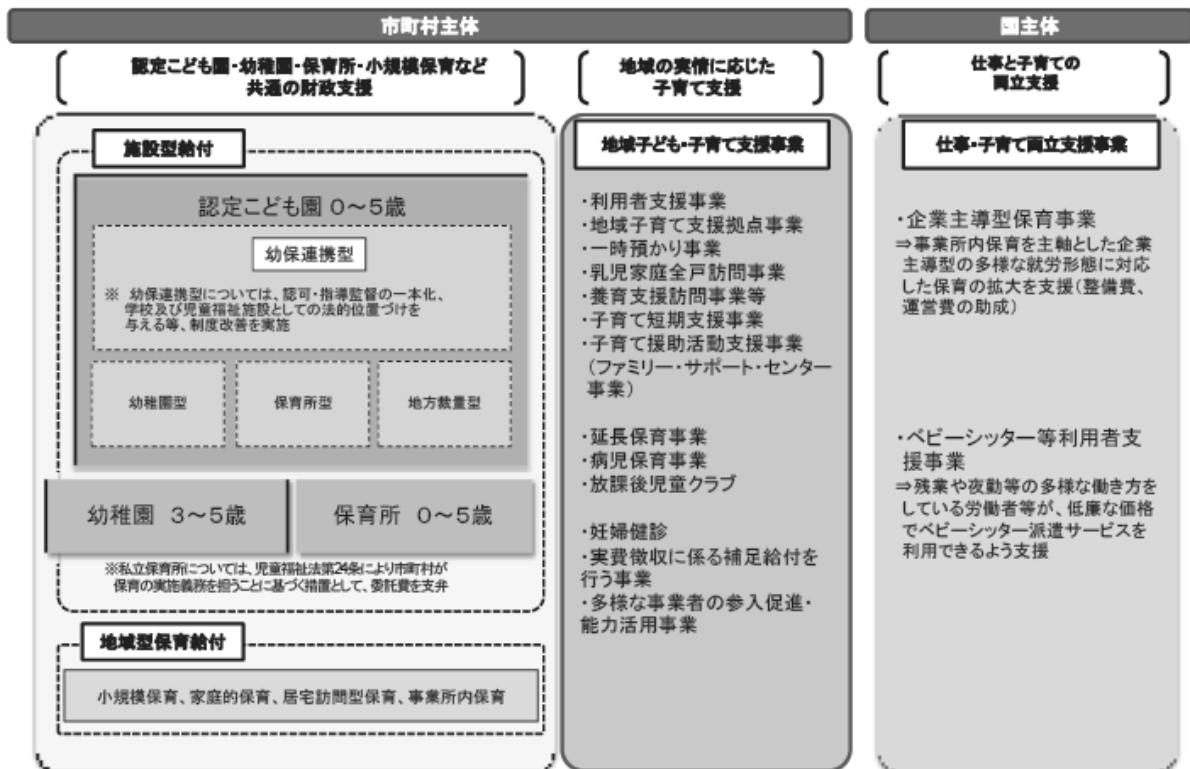
(4) 児童福祉

①国の動向

＜子ども・子育て支援新制度：平成27（2015）年4月より本格施行＞

- 国は、平成24（2012）年8月に公布した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度」を本格施行し、住民に最も身近な市区町村が幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握する中で、乳幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされました。
- 具体的には、「①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）」、「②小規模保育等への給付（地域型保育給付）」、「③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実」を図るとしています。また、これらの取組の実施主体は、市区町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付事業を計画的に実施していくこととされました。【図表Ⅲ－2－18】

図表Ⅲ－2－18 子ども・子育て支援新制度の概要



出典：内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」

＜幼児教育・保育の無償化：令和元（2019）年10月より本格実施＞

- 国は、平成29（2017）12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」において、これまで段階的に実施してきた幼児教育・保育の無償化を一気に進めるとともに、真に必要な子どもたちに対する高等教育の無償化を実施することなどを盛り込んでおり、これによって、社会保障制度を全世代型へと改革し、希望出生率1.8等の実現を目指すこととされました。
- 幼児教育・保育の無償化の制度については、広く国民が利用している幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育を利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料、また、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園は、新制度の利用者負担上限額（月額2.57万円）を上限として無償化されました。【図表Ⅲ－2－19】

図表Ⅲ－2－19 幼児教育・保育の無償化のポイント

趣旨 → 家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

1. 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 保護者が直接負担している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持
3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

2. 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

3. 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化
- 認可外保育施設における質の確保・向上を図るため、指導監督の充実に向けた取組や認可施設への移行支援など様々な取組を実施

4. 負担割合

- 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10
 - ※ 初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担。また、事務費やシステム改修費についても一定の配慮措置。

5. その他

- 就学前の障害児の発達支援を利用する3～5歳の子供たちについても、利用料を無償化。幼稚園や保育所等を併用する場合も含む
- 実施時期：2019年10月1日

出典：内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」

②当市の動向

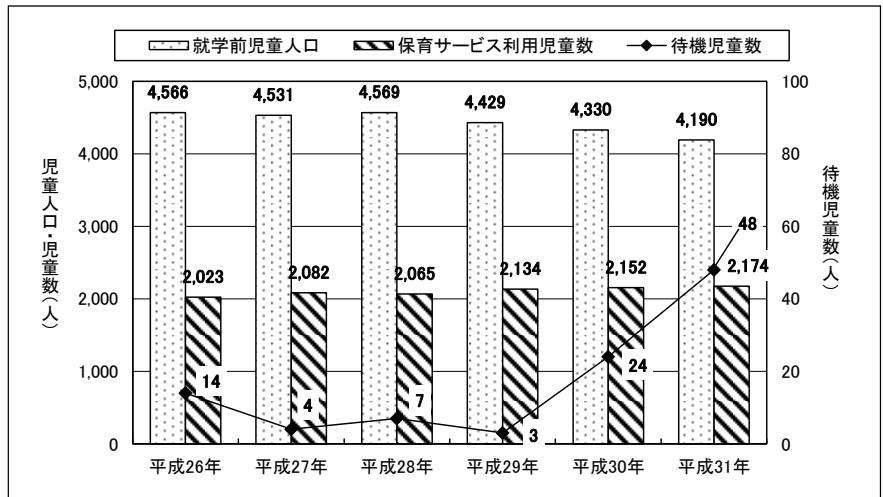
○平成26(2014)年以降、就学前児童人口は平成28(2016)年の4,569人をピークに減少傾向に転じており、平成31(2019)年では4,190人、ピーク時と比べて8.3%(379人)減少しています。【図表Ⅲ-2-20】

○これに対して、保育サービスの利用児童数は、概ね一貫して対前年比プラスで推移しており、平成31(2019)年では2,174人、平成28(2016)年の2,065人と比べて5.3%(109人)増加して

おり、保育サービスに対する需要の高さが見てとれます。【同上】

○平成26(2014)年以降の待機児童数は、当市を含めた比較対象10市の中で、平成30(2018)年までは少ない方から2番目又は4番目に位置していたものの、平成31(2019)年では48人に増加し、少ない方から7番目に順位を下げています。【図表Ⅲ-2-20・21】

図表Ⅲ-2-20 就学前児童人口等の推移



出典：東京都福祉保健局「都内の保育サービスの状況について」(各年4月1日現在)

図表Ⅲ-2-21 待機児童数の都市間比較

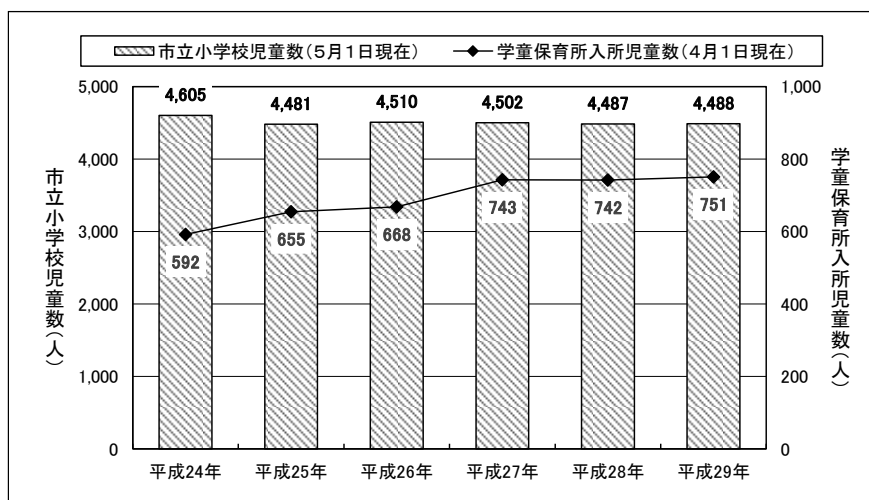
順位	市名	H26.4.1 現在 (人)	順位	市名	H27.4.1 現在 (人)	順位	市名	H28.4.1 現在 (人)
1	福生市	5	1	稲城市	0		福生市	0
2	東大和市	14	2	東大和市	4	1	武蔵村山市	0
3	武蔵村山市	21	3	福生市	6		稲城市	
4	あきる野市	31	4	武蔵村山市	11	4	東大和市	7
5	稲城市	33	5	あきる野市	12	5	あきる野市	18
6	国立市	34	6	東村山市	32	6	清瀬市	44
7	清瀬市	40	7	清瀬市	45	7	東村山市	76
8	立川市	95	8	国立市	99	8	国立市	81
9	東村山市	97	9	小平市	178	9	小平市	167
10	小平市	167	10	立川市	183	10	立川市	198

順位	市名	H29.4.1 現在 (人)	順位	市名	H30.4.1 現在 (人)	順位	市名	H31.4.1 現在 (人)
1	福生市	0	1	福生市	0	1	福生市	0
2	東大和市	3	2	東村山市	5	2	あきる野市	9
3	武蔵村山市	12	3	あきる野市	8	3	稲城市	14
	あきる野市	12	4	東大和市	24	4	清瀬市	28
5	清瀬市	33	5	武蔵村山市	39	5	武蔵村山市	46
6	東村山市	64	6	清瀬市	44	6	国立市	46
7	小平市	89	7	立川市	48	7	東大和市	48
8	稲城市	97	8	国立市	53	8	立川市	57
9	国立市	101	9	稲城市	54	9	東村山市	91
10	立川市	145	10	小平市	96	10	小平市	96

出典：東京都福祉保健局「都内の保育サービスの状況について」(各年4月1日現在)

○平成 25 (2013) 年以降、市立小学校の児童数は概ね 4,500 人前後の横ばい傾向で推移しているのに対し、学童保育所の入所児童数は平成 24 (2012) 年の 592 人から平成 29 (2017) 年の 751 人と約 1.3 倍 (159 人増) に増加しており、先述した保育サービスと同様に需要の高さが見てとれます。【**図表Ⅲ－2－22**】

図表Ⅲ－2－22 学童保育所入所児童数等の推移



出典：教育総務課・青少年課資料

*****今後のまちづくりにおける課題*****

- ◆近年、就学前児童人口の減少傾向が続いている一方、共働き家庭の増加等を背景に、保育サービスの利用児童数や学童保育所の入所児童数は増加傾向が続いています。今後も、就労形態の多様化や子育て家庭の核家族化に伴う子育て支援サービスに対する需要に対応していく必要があります。
- ◆このような動向を踏まえつつ、より多くの市民が安心して子どもを産み育てられる環境を整備するためには、ハード・ソフトの両面から、保育所や学童保育所をはじめとする各種子育て支援サービスの量的・質的な充実に努める必要があります。

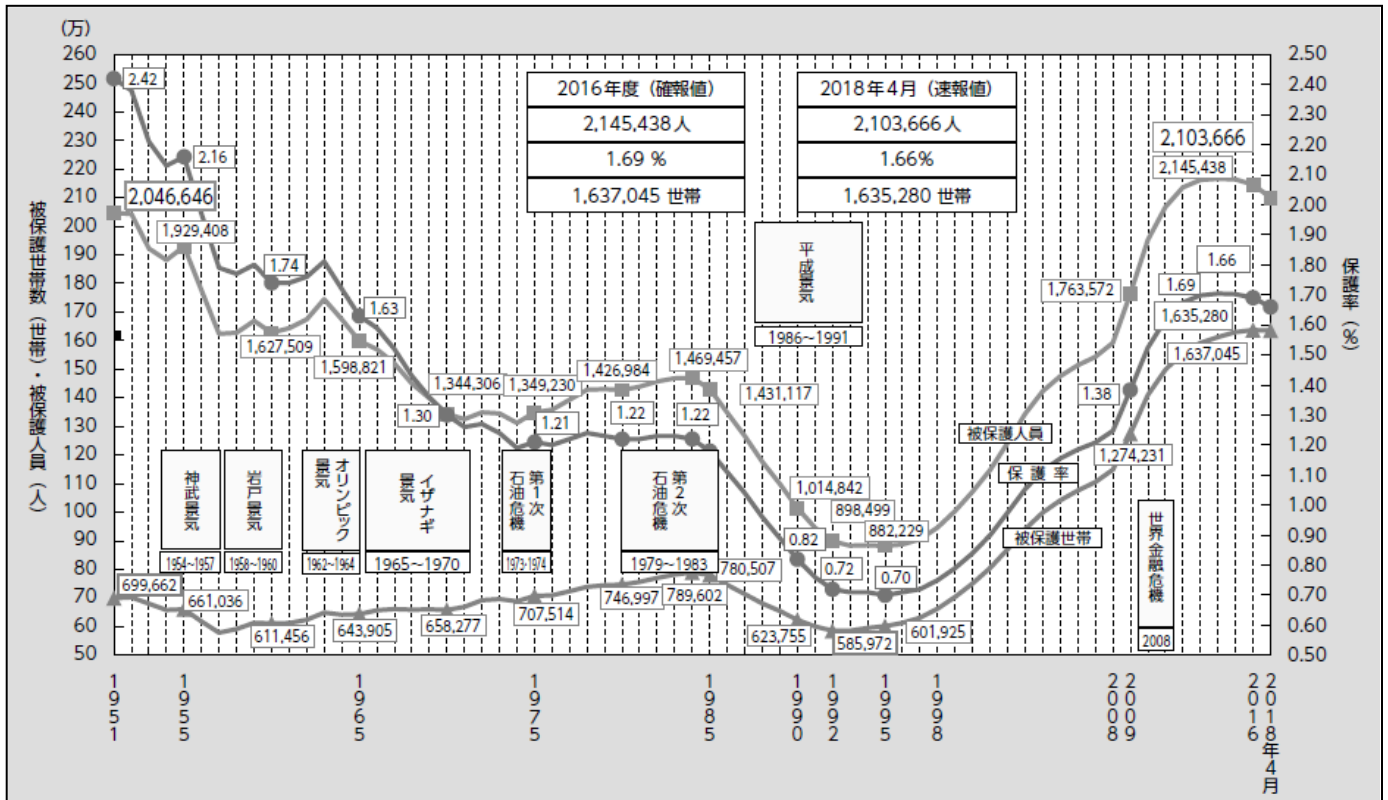
(5) 地域福祉

①国の動向

<主要な統計指標の推移等>

○厚生労働省の「平成30年版厚生労働白書」によると、生活保護⁴の受給者数（被保護者数）は平成7（1995）年を底に増加し、平成27（2015）年3月に過去最高を記録したものの、それ以降減少に転じ、平成30（2018）年4月には約210.4万人となり、ピーク時から約7万人減少しています。【図表Ⅲ－2－23】

図表Ⅲ－2－23 被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移

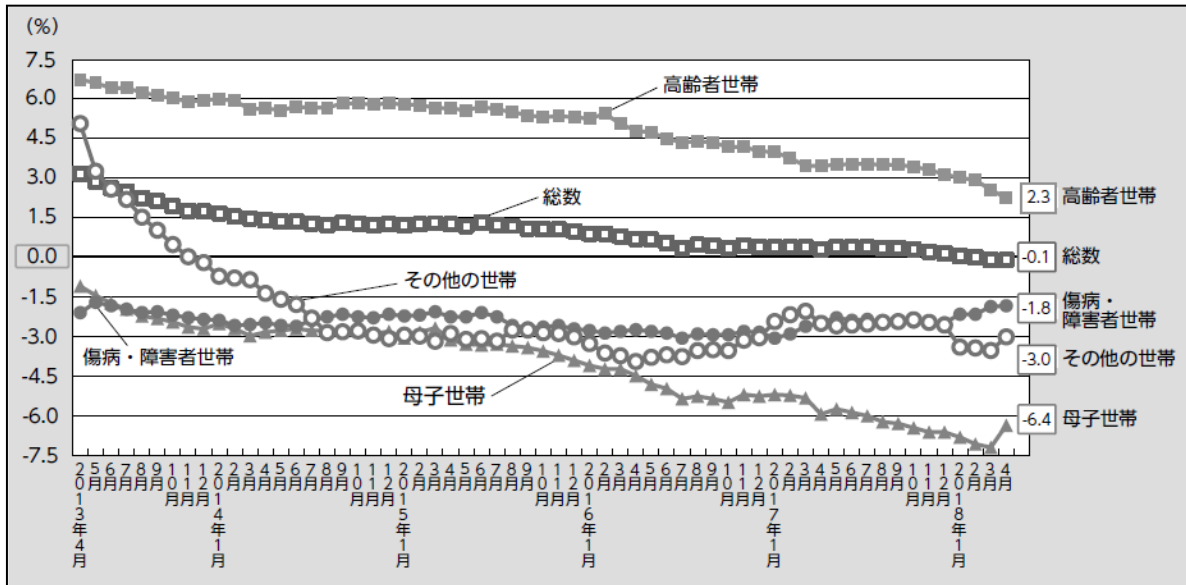


出典：厚生労働省「平成30年版厚生労働白書」（以下同様）

○また、世帯類型別に生活保護の受給世帯数（被保護世帯数）の推移をみると、高齢者世帯は社会全体の高齢化の進展と単身高齢世帯の増加を背景に増加傾向にあるものの、高齢者世帯を除いた世帯数は、近年、減少傾向が続いています。【図表Ⅲ－2－24】

⁴ 同制度は、その利用し得る資産や能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度であり、社会保障の最後のセーフティネットと言われている。

図表Ⅲ－２－24 世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

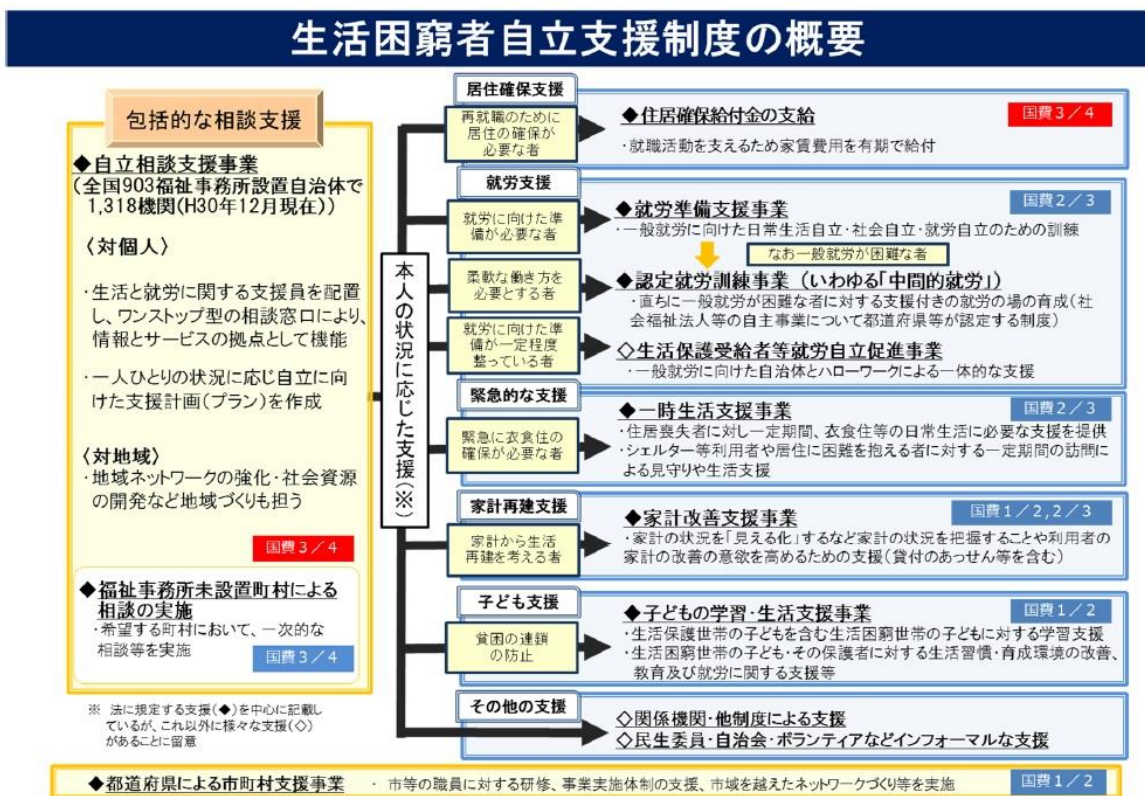


＜生活困窮者自立支援法：平成 27（2015）年 4 月施行＞

- 本法は、福祉事務所を設置する地方自治体において、複雑かつ多様な課題を背景とする生活困窮者に対し、以下の各種支援等を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげることを目的とするものです。
- 本法に基づき、平成27（2015）年 4 月から生活困窮者自立支援制度が開始されています。これにより、市区（町村部は東京都）が主体となり、複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な相談支援を行う自立相談支援事業（必須事業）と、本人の状況に応じた支援を行う各支援事業（任意事業）が実施されることとなりました。【図表Ⅲ－２－25】

図表Ⅲ－２－25 生活困窮者自立支援制度の概要

出典：厚生労働省「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成 31 年 4 月 1 日 第 4 版）」



- 厚生労働省の「平成30年版厚生労働白書」によると、生活困窮者自立支援法の施行後3年間で、新規相談者は約68万人、自立支援計画の作成による継続的な支援を受けた人は約19万人となっています。また、継続的な支援を受けた人のうち、約9万人が就労・増収し、支援期間1年間で意欲や社会参加等、家計の状況、就労の状況いずれかでステップアップした人も6割に上るなど、生活困窮状態の深刻化を予防する効果が着実に現れているとしています。

＜成年後見制度の利用の促進に関する法律：平成 28（2016）年 5 月施行、成年後見制度利用促進基本計画：平成 29（2017）年 3 月策定＞

- 国では、認知症、知的障害その他の精神上的の障害をもち、判断能力が不十分なため、財産の管理や日常生活等に支障がある人々を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資するとしています。しかし、成年後見制度⁵は、これらの人々を支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていないとしています。
- このような基本認識のもと、平成28（2016）年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されています。本法では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項が定められています。
- さらに、平成29（2017）年3月には、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されています。これにより、市区町村は、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定（努力義務）などが求められています。

＜地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法などの一部を改正する法律：平成 30（2018）年 4 月施行＞

- 国は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化など、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていける「地域共生社会」の実現が必要であるとしています。
- そのため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部を改正し、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備等を通じた包括的な支援体制づくりが市区町村の努力義務として位置づけられました。

【図表Ⅲ－2－26】

- 併せて、市区町村が策定する地域福祉計画について、その策定が任意から努力義務にされるとともに、福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられました。【同上】

⁵ 認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に保護し、支援するための制度。

**図表Ⅲ－２－26 地域包括ケアシステムの強化のための
介護保険法などの一部を改正する法律の概要（抜粋）
地域共生社会の実現に向けた取組**

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)
(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

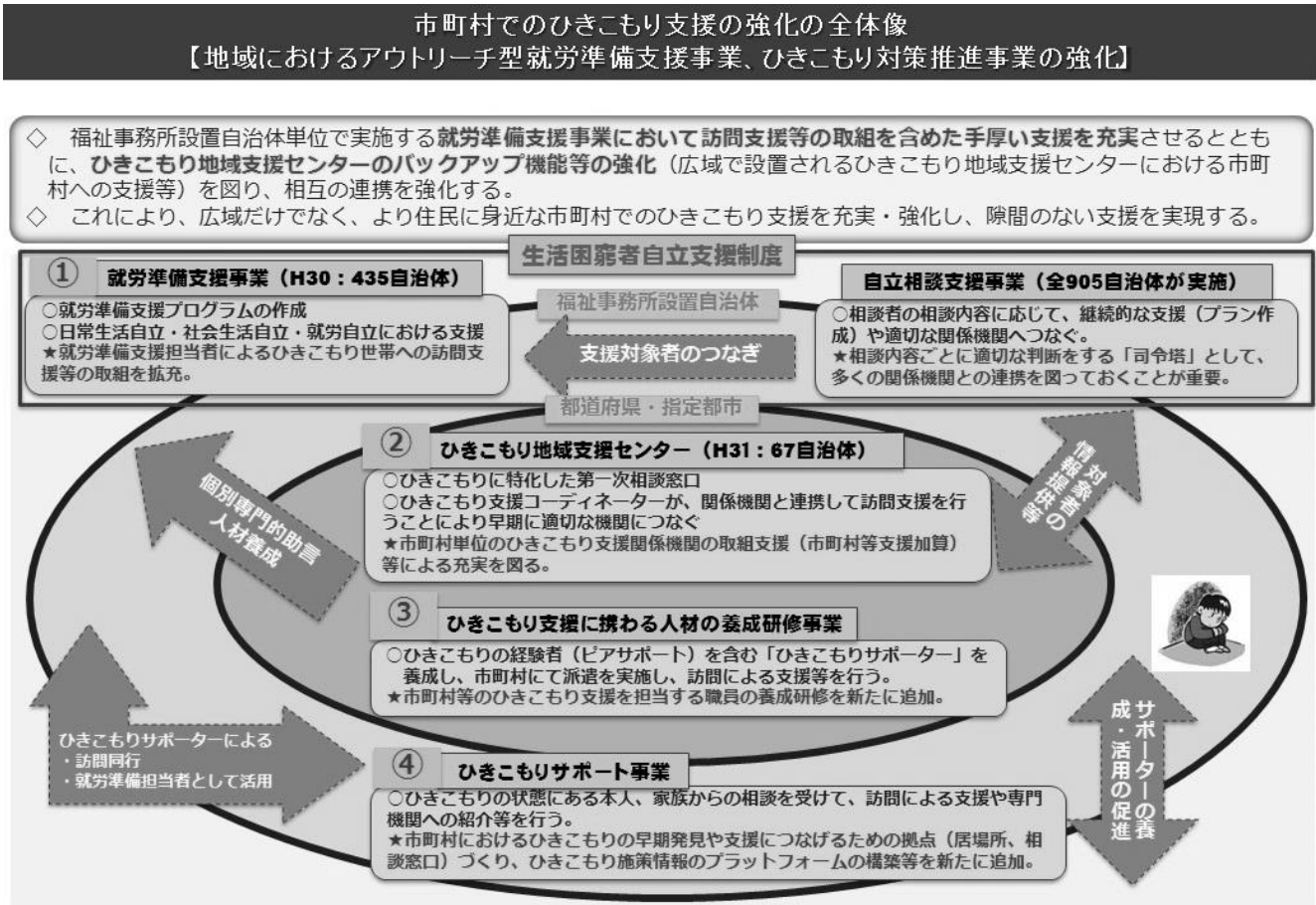
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

出典：厚生労働省資料

<ひきこもり対策推進事業：平成21（2009）年度に創設>

- 国のガイドラインによると、「ひきこもり」とは、様々な要因の結果として社会参加（就学や就労、家庭外の交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたり概ね家庭内にとどまり続けている状態とされています。内閣府の「令和元年版 子供・若者白書」によると、全国の満40歳から満64歳までの人口の1.45%に当たる61.3万人がひきこもり状態にあると推計されています。
- 国は、平成21（2009）年度に「ひきこもり対策支援事業」を創設し、実施しています。本事業は、ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センターの設置・運営事業」と、ひきこもりの状態にある本人や家族からの多様な相談にきめ細かく、継続的な訪問支援等を行う「ひきこもり支援に携わる人材の養成研修・ひきこもりサポート事業」で構成されています。
- このうち、「ひきこもり支援に携わる人材の養成研修・ひきこもりサポート事業」では、平成30（2018）年度から、市区町村において、利用可能なひきこもりの相談窓口や支援機関の情報発信、ひきこもり支援拠点（居場所、相談窓口）づくりなど、住民に身近な市区町村でのひきこもり支援の充実・強化が図られています。【図表Ⅲ－２－27】

図表Ⅲ－２－27 市区町村でのひきこもり支援の全体像



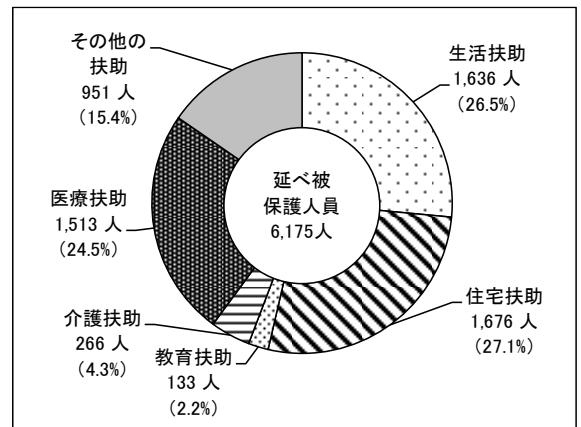
出典：厚生労働省資料

②当市の動向

○平成28（2016）年度の被保護人員を保護の種類別にみると、住宅扶助が1,676人（構成比27.1%）で最も多く、次いで生活扶助の1,636人（26.5%）、医療扶助の1,513人（24.5%）の順となっています。【図表Ⅲ－２－28】

○平成23（2011）年度と比べると、介護扶助が163人から266人と約1.6倍（103人増）、医療扶助が1,331人から1,513人と約1割（182人）増加しており、全国的な傾向と同様に、高齢化の進展の影響が見てとれます。また、平成29（2017）年度の保護率は22.6%であり、当市を含めた比較対象10市の中では、低い方から6番目の中位に位置しています。【【図表Ⅲ－２－29・30】

図表Ⅲ－２－28 平成28年度の保護種類別被保護人員



出典：生活福祉課資料

図表Ⅲ－２－29 保護種類別の被保護人員の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生活扶助	実数(人)	1,588	1,622	1,599	1,595	1,632	1,636
	増減率(%)	—	2.1	▲ 1.4	▲ 0.3	2.3	0.2
住宅扶助	実数(人)	1,589	1,633	1,618	1,623	1,671	1,676
	増減率(%)	—	2.8	▲ 0.9	0.3	3.0	0.3
教育扶助	実数(人)	175	171	155	150	139	133
	増減率(%)	—	▲ 2.3	▲ 9.4	▲ 3.2	▲ 7.3	▲ 4.3
介護扶助	実数(人)	163	189	218	231	249	266
	増減率(%)	—	16.0	15.3	6.0	7.8	6.8
医療扶助	実数(人)	1,331	1,367	1,389	1,416	1,453	1,513
	増減率(%)	—	2.7	1.6	1.9	2.6	4.1
その他の扶助	実数(件)	802	787	748	781	845	951
	増減率(%)	—	▲ 1.9	▲ 5.0	4.4	8.2	12.5

出典：生活福祉課資料

図表Ⅲ－２－30 保護率の都市間比較（平成29年度平均）

順位	市名	保護率(%)	被保護世帯数(世帯)	被保護人員(人)
1	あきる野市	12.1	694	976
2	稲城市	13.3	877	1,195
3	国立市	15.1	896	1,128
4	小平市	17.0	2,463	3,290
5	福生市	19.9	921	1,162
6	東大和市	22.6	1,337	1,918
7	東村山市	22.7	2,583	3,403
8	武蔵村山市	24.0	1,210	1,715
9	立川市	28.0	3,867	5,027
10	清瀬市	30.2	1,666	2,279

出典：東京都福祉保健局「福祉統計年報編」

- 当市では、平成27（2015）年4月の生活困窮者自立支援法の施行を受け、生活困窮者支援の総合的な窓口として、「東大和市暮らし・しごと応援センター そえる」を設置しています。
- 「そえる」では、「断らない相談支援」を実践しており、生活困窮の裏側にある、親子関係やひきこもりなど複合的な課題を抱える方々を広く対象として、就労支援のみならず、家計相談支援等、個々の生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を実施しています。
- また、地域の関係機関との連絡調整や地域の社会資源のネットワーク構築等を目的とした「東大和市生活困窮者自立支援調整会議」を設置し、地域の関係機関との情報共有及び「顔の見える関係」づくり等、緊密な連携を図っています。生活困窮者の中には、自らSOSを発することが困難な方も少なくないため、支援を必要とする方を相談窓口で待っているだけでなく、関係機関との連携によるアウトリーチ等により、支援対象者の早期発見に努めています。

*****今後のまちづくりにおける課題*****

- ◆今後、高齢化の進展等を背景に、生活保護の受給者数が増加すると予測される中、生活に困られた方の自立を促進するため、地域住民や福祉関連団体との連携・協働のもと、今後も引き続き、生活保護を受けるには至っていないものの、経済的に困窮している方々に対し、個々の状況に応じた自立支援を推進する必要があります。
- ◆今後さらに多様化・複雑化していくと見込まれる地域の生活課題にきめ細かく対応できるよう、行政との適切な役割分担のもと、地域における支え合い（共助）の領域を拡大、強化する必要があります。

(1) 都市農業

①国の動向

＜都市農業振興基本法：平成 27（2015）年 4 月施行＞

○「都市農業」は、後述する都市農業振興基本法第 2 条では「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と規定されており、消費地に近いという利点を活かした新鮮な農産物の供給といった生産面での重要な役割のみならず、身近な農業体験の場の提供や災害に備えたオープンスペースの確保、潤いや安らぎといった緑地空間の提供等の多面的な役割を果たしています。

○国は、都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様な機能の十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成するため、平成27（2015）年 4 月、都市農業振興基本法を施行しています。

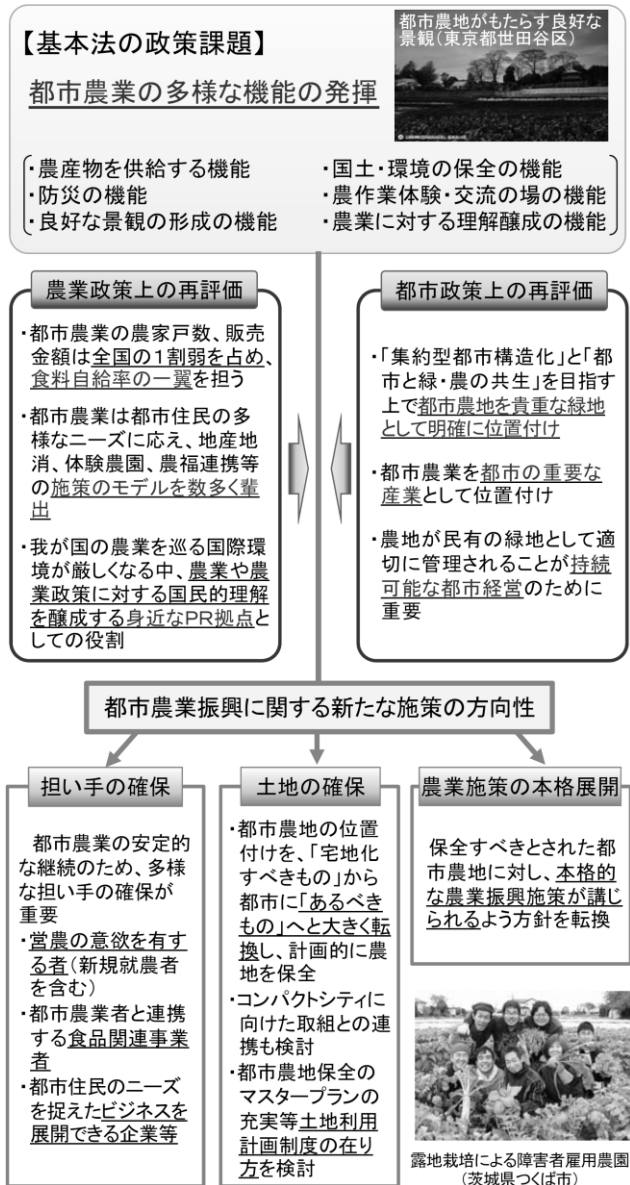
○同法では、都市農業に関する基本理念として、「都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市農地の有効活用・適正保全」、「人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存」、「国民の都市農業の有する機能等の理解」を掲げています。

＜都市農業振興基本計画：平成 28（2016）年 5 月策定＞

○その後、平成 28（2016）年 5 月には、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として「都市農業振興基本計画」

を策定しています。本計画では、都市農業振興に関する新たな施策の方向性として、「担い手の確保」、「土地の確保」、「農業施策の本格展開」を掲げています。【図表Ⅲ－3－1】

図表Ⅲ－3－1 都市農業振興基本計画の概要



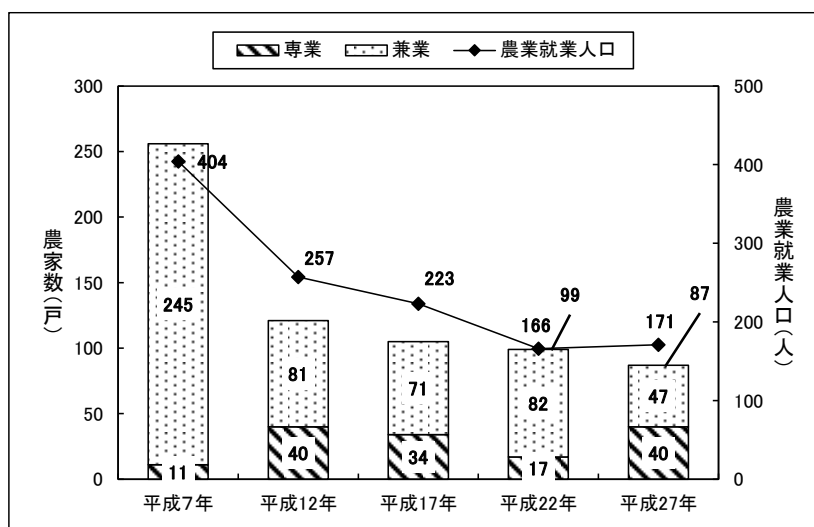
<都市農地の賃借の円滑化に関する法律：平成30（2018）年4月施行>

- 「生産緑地地区」とは、三大都市圏の市街化区域内にある500㎡以上の広さを有する農地を計画的に保全し、公害又は災害の防止や都市環境の保全等に役立て、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、平成4（1992）年に運用が開始された都市計画の制度です。
- 生産緑地法では、生産緑地に指定後30年が経過した時、又は主たる従事者が死亡したり、農業に従事することが不可能な故障を有することになった場合、生産緑地の所有者は、当該自治体に対して土地の買取を申し出ることができますが、厳しい財政状況下、一般的に申出を受けて買い取った事例はほとんどないとされています。
- 国は、生産緑地地区の農地の賃借をしやすくするため、平成30（2018）年9月に「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」を施行しています。これにより、農地所有者と意欲ある農家の間で生産緑地地区の農地の賃借が安心して行えるようになるとともに、農地を所有していない者が、所有者から直接生産緑地地区の農地を借りて市民農園を開設する「特定都市農地貸付け」が創設され、企業やNPOが市民農園を開設することも容易となっています。

②当市の動向

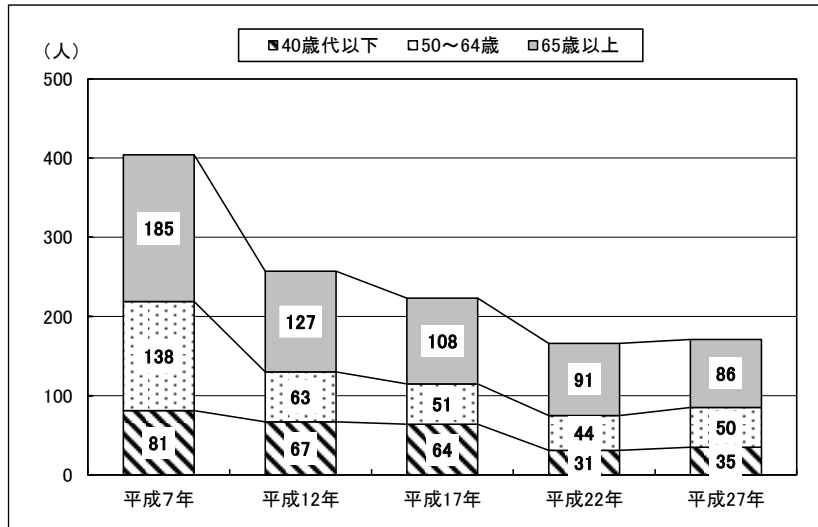
- 農林業センサスによれば、平成27（2015）年の販売農家数は87戸であり、平成7（1995）年の256戸と比べて約3分の1の水準にまで大きく減少しています。また、専兼業別にみると、兼業農家が平成7（1995）年の245戸から平成27（2015）年の47戸に大きく減少しているのが目立ちます。【図表Ⅲ-3-2】
- 平成27（2015）年の農業就業人口は171人であり、平成7（1995）年の404人と比べて約6割（233人）減少しているほか、年齢別にみても、40歳代以下、50歳代及び60歳代のいずれも半数以下に減少しています。また、用途別耕作地面積では、畑が5,624aから3,252aと約4割（2,372a）減少、樹園地が4,067aから1,428aと約6割（2,636a）減少しています。【図表Ⅲ-3-3・4】

図表Ⅲ-3-2 農家数・農業就業人口の推移
(各年2月1日現在、以下同様)

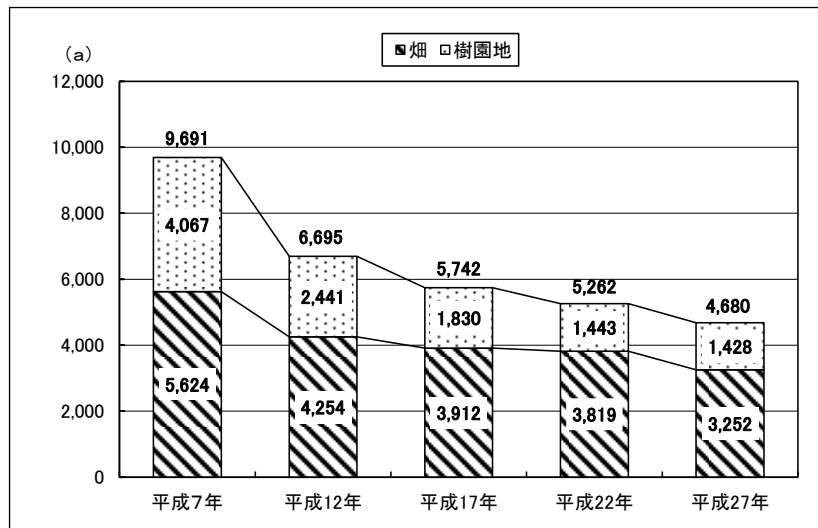


出典：東京都農業経営基本調査、農林業センサス、総務管財課資料（以下同様）

図表Ⅲ－3－3 年齢別農業就業人口の推移



図表Ⅲ－3－4 用途別経営耕地面積の推移



○平成 29 (2017) 年 3 月 31 日現在、当市の生産緑地地区は 202 地区、45.7ha が都市計画決定されており、市街化区域面積に対する比率は 4.6% となっています。これらのうち、市街化区域面積に対する比率は、当市を含めた比較対象 11 市の中で高い方から 9 番目に位置しています。【図表Ⅲ－3－5】

○当市では、平成30 (2018) 年 3 月、農業振興施策を実施していく上で、持続可能な都市農業の創造・多面的機能の発揮と魅力ある新たな農業の振興に資することを目的に、「第3次東大和市農業振興計画 (計画期間：平成30 (2018) ～39 (2027) 年度)」を策定しています。

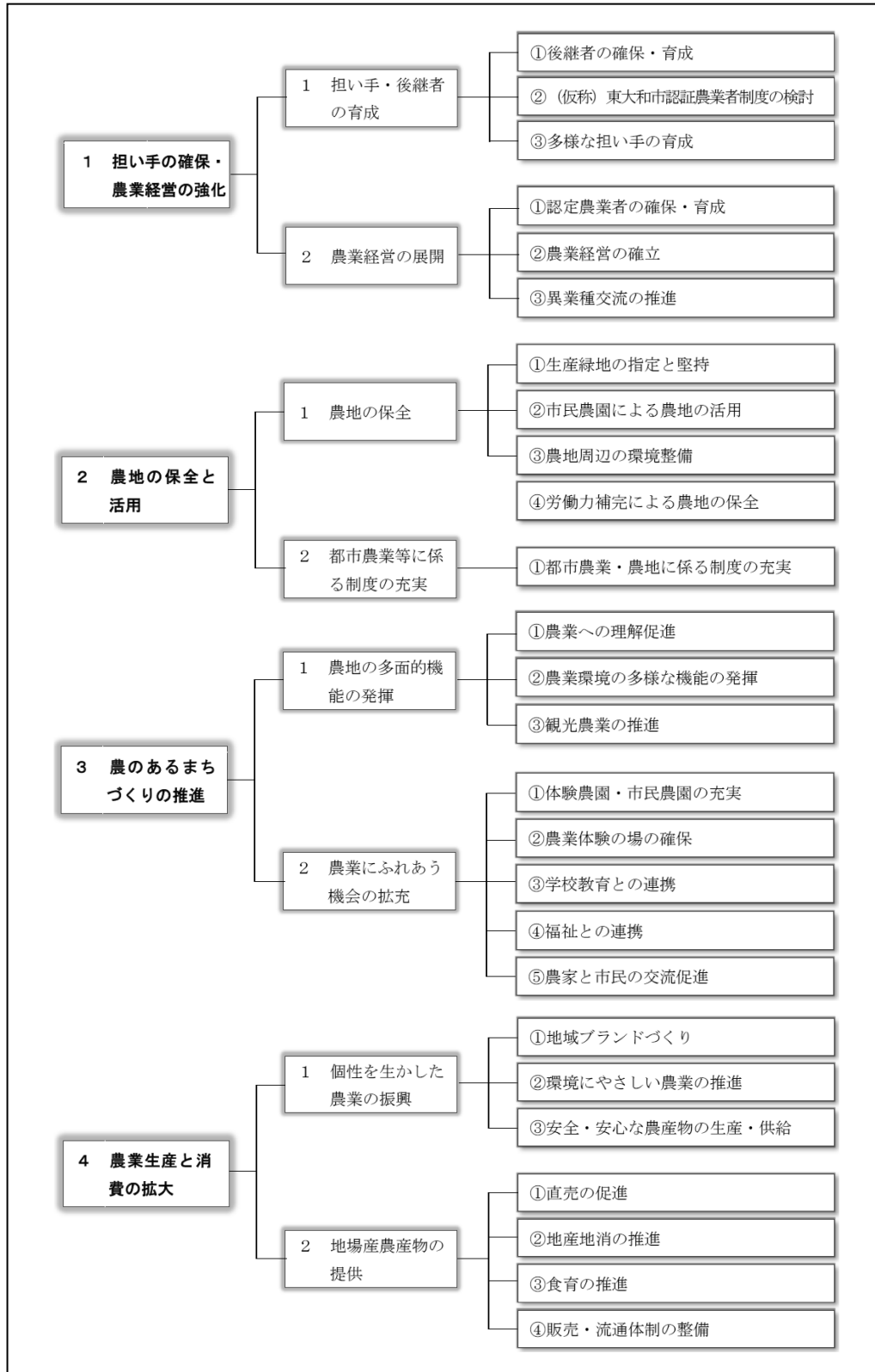
図表Ⅲ－3－5 生産緑地地区の都市間比較 (対市街化区域面積比の高位順)

順位	市名	市街化区域面積 (ha)	生産緑地地区		
			面積 (ha)	地区数 (地区)	対市街化区域面積比 (%)
1	清瀬市	1,019	174.2	264	17.1
2	立川市	2,083	203.2	380	9.8
3	小平市	2,046	169.2	368	8.3
4	武蔵村山市	1,171	94.5	333	8.1
5	東村山市	1,696	131.2	335	7.7
6	稲城市	1,581	112.3	467	7.1
7	あきる野市	1,198	68.5	395	5.7
8	国立市	792	44.9	140	5.7
9	東大和市	989	45.7	202	4.6
10	所沢市	2,782	87.4	349	3.1
11	福生市	663	6.3	48	1.0

出典：国土交通省「平成 29 年都市計画現況調査」

○この計画では、「市民の健康づくりに貢献する東大和農業」を農業振興のための将来像に掲げるとともに、その実現に向けて「担い手の確保・農業経営の強化」、「農地の保全と活用」、「農のあるまちづくりの推進」、「農業生産と消費の拡大」の4つの基本的方向を位置付け、施策の展開を図るとしてあります。【図表Ⅲ-3-6】

図表Ⅲ-3-6 農業振興施策を推進するための施策の体系



出典：第3次東大和市農業振興計画

今後のまちづくりにおける課題

- ◆新鮮で安全・安心な農産物の提供、地産地消の推進、農業体験等を通じた市民相互及び農業者とのコミュニケーションの促進、災害時の避難場所や延焼遮断など、農業・農地は当市においても重要な多面的機能を有しています。
- ◆農業・農地が有する多面的機能が将来にわたって適切に発揮されるよう、地域全体で農業・農地を守り、活かし、育てるための取組を強化する必要があります。併せて、関係機関との連携・協働のもと、市内で生産された農産物がより多くの市民に入手しやすい仕組みづくりや知名度の向上等に取り組むことで、地元農産物の消費の拡大を図る必要があります。

(2) 工業

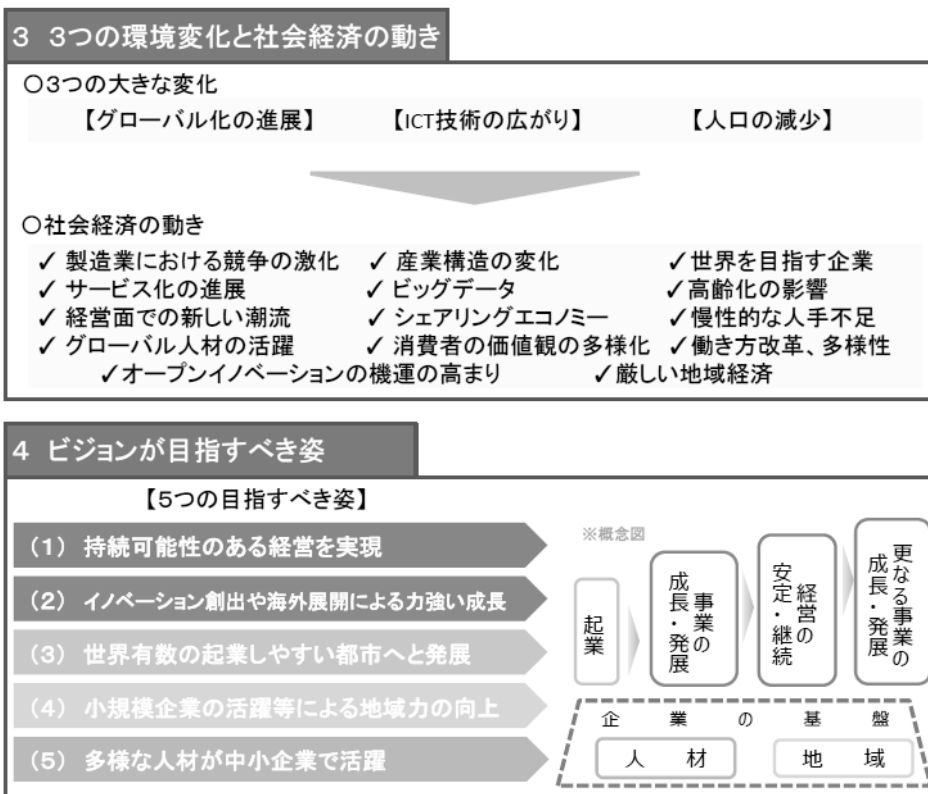
①東京都の動向

＜東京都中小企業振興ビジョン：平成31（2019）年1月策定＞

○東京都は、都内企業数の99%を占める中小企業が経済のグローバル化やICT技術等の進展、人口減少等の時代の変化に的確に対応し、将来にわたり東京の持続的な成長の担い手として輝き続けることができるよう、中小企業の振興を総合的かつ計画的に進めるためのビジョンとして、平成31（2019）年1月、「東京都中小企業振興ビジョン」を策定しています。

○本ビジョンでは、目指すべき姿として、「持続可能性のある経営を実現」、「イノベーション創出や海外展開による力強い成長」、「世界有数の起業しやすい都市へと発展」、「小規模企業の活躍等による地域力の向上」、「多様な人材が中小企業で活躍」を掲げるとともに、これらの実現に向けて5つの戦略と23の施策の方向性を示しています。【図表Ⅲ-3-7】

図表Ⅲ-3-7 東京都中小企業振興ビジョンの概要（抜粋、1/2）



図表Ⅲ－３－７ 東京都中小企業振興ビジョンの概要（抜粋、２／２）

5 達成目標及び5つの戦略と施策の方向性

戦略Ⅰ 経営マネジメントの強化

- ① ICT化の推進や設備導入などによる生産性の向上
- ② 販路開拓の強化
- ③ 経営の安定化に向けた基盤づくり
- ④ 危機発生時の事業継続に向けた対策の推進
- ⑤ 円滑な事業承継のためのサポート

都内の黒字企業割合
50%超

<参考> 2016年度32.0%
東京都「東京都税務統計年報」

戦略Ⅱ 中小企業の成長戦略の推進

- ① 次世代型ものづくりのサポート
- ② 革新的な製品やサービスの創出への支援
- ③ オープンイノベーションの促進
- ④ 社会的な課題解決に向けた開発への支援
- ⑤ 中小企業の海外展開への後押し

業績※成長の都内中小
企業割合55%以上

<参考> 2017年度45.5%
東京都「東京都中小企業の景況」
※ 売上高の対前年度比

戦略Ⅲ 起業エコシステムの創出

- ① 起業が身近な選択肢となる環境の形成
- ② ベンチャー企業の育成支援
- ③ 世界に通用するベンチャー企業を数多く
生み出す重点的な支援
- ④ 女性の起業家等の一層の活躍の後押し
- ⑤ 質と量の両面からの着実な起業支援

都内の開業率
12%

<参考> 2017年度5.9%
厚生労働省「雇用保険事業年報」

戦略Ⅳ 活力ある地域経済に向けた基盤整備

- ① 地域のものづくり企業の集積を活かした産業の発展
- ② 小規模企業の持続的発展に向けたきめ細かい支援
- ③ 商店街の活力向上のためのサポート
- ④ 多摩・島しょ地域のポテンシャルを活かした産業の活性化
- ⑤ 地域金融機関等からの円滑な資金調達

都内全ての自治体の
経済成長率※プラス

<参考> 2016年53% (33/62自治体)
総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」
※ 区市町村ごとの付加価値額の伸び率

戦略Ⅴ 人材力の強化と働き方改革の推進

- ① 中小企業の成長を支える人材の確保と育成の強化
- ② 中小企業における中核人材の育成促進
- ③ 多様な働き方を実現する職場環境の整備

都内企業(従業員30人
以上)のテレワークの
導入率70%

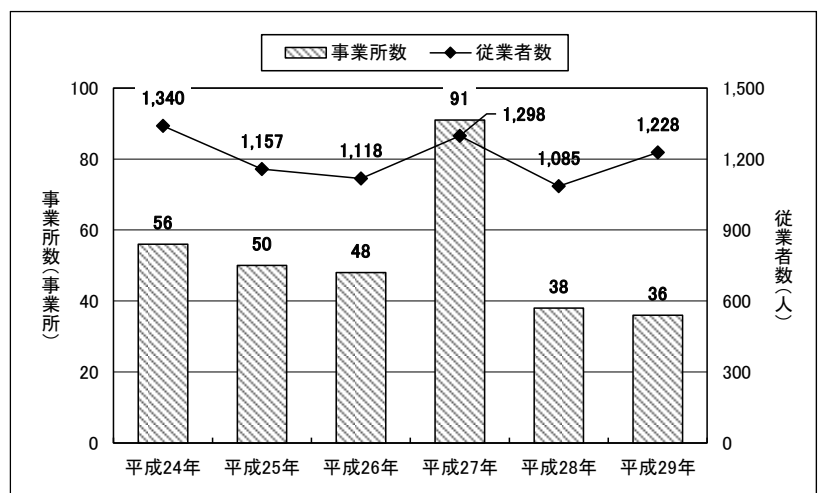
<参考> 2018年度19.2%
東京都「多様な働き方に関する実態調査(テレワーク)」

②当市の動向

○平成 24 (2012) 年以降、事業所数は平成 27 (2015) 年を除き、一貫して減り続けており、平成 29 (2017) 年では 36 事業所、対平成 24 (2012) 年比で約 4 割 (20 事業所) 減少しています。【図表Ⅲ－３－８】

○従業員数は平成 28 (2016) 年に過去 6 年間で最少の 1,085 人まで減少したものの、その翌年には再び増加傾向に転じ、対前年比 193 人増の 1,228 人となっています。【同上】

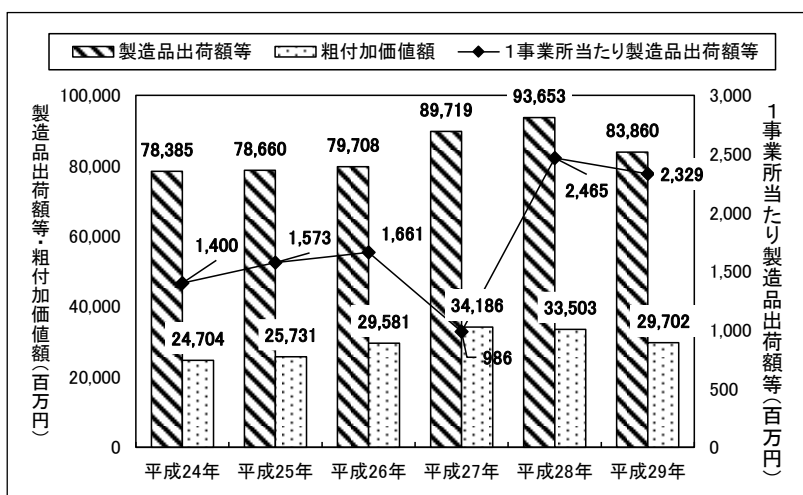
図表Ⅲ－３－８ 事業所数及び従業員数の推移 (従業員 4 人以上の事業所、以下同様)



出典：東京都総務局統計部「東京の工業（工業統計調査報告）」
(以下同様)

○製造品出荷額等は、平成 25 (2013) 年以降、4 年連続対前年比プラスで推移し、平成 28 (2016) 年では過去 6 年間で最多の 93 億 5,300 万円に達していますが、その翌年には減少傾向に転じています。【図表Ⅲ-3-9】

図表Ⅲ-3-9 製造品出荷額等の推移



○粗付加価値額⁶は、平成 27 (2015) 年の 341 億 8,600 万円をピークに減少傾向、また、平成 29 (2017) 年の

1 事業所当たり製造品出荷額等は 23 億 2,900 万円、平成 24 (2012) 年と比べて約 1.7 倍 (9 億 2,900 万円増) に増加しており、本市を含めた比較対象 10 市の中で最多となっています。

【図表Ⅲ-3-9・10】

図表Ⅲ-3-10 平成29年の工業の都市間比較
(1 事業所当たり製造品出荷額等の高位順)

順位	市名	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	1事業所当たり (百万円)	粗付加価値額 (百万円)
1	東大和市	36	1,228	83,860	2,329	29,702
2	小平市	68	3,349	97,377	1,432	25,167
3	立川市	81	3,909	91,271	1,127	23,513
4	東村山市	77	3,034	74,751	971	34,096
5	清瀬市	20	901	18,584	929	9,081
6	武蔵村山市	123	4,659	98,952	804	41,944
7	あきる野市	79	2,096	46,427	588	18,978
8	福生市	39	1,133	20,998	538	9,813
9	稲城市	62	1,703	29,476	475	14,145
10	国立市	22	388	4,796	218	2,411

○平成29 (2017) 年の工業を産業中分類別にみると、事業所数では業務用機械器具製造業と電気機械器具製造業がいずれも6事業所で最も多いほか、従業者数、製造品出荷額等及び粗付加価値額では、それぞれ636人、723億2,900万円、250億3,100万円と食料品製造業が突出しています。【図表Ⅲ-3-11】

⁶ 事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値の総額。(製造品出荷額等 - (消費税を除く国内消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等)

図表Ⅲ－3－11 平成29年の産業中分類別工業

産業小分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等			粗付加価値額	
	実数 (事業所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (百万円)	構成比 (%)	1事業所 当たり (百万円)	実数 (百万円)	構成比 (%)
食料品製造業	3	8.3	636	51.8	72,329	86.3	24,110	25,031	84.3
飲料・たばこ・飼料製造業	1	2.8	8	0.7	x	—	—	x	—
家具・装備品製造業	2	5.6	25	2.0	x	—	—	x	—
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	2.8	10	0.8	x	—	—	x	—
印刷・同梱連業	3	8.3	36	2.9	251	0.3	83.5	171	0.6
プラスチック製品製造	2	5.6	13	1.1	x	—	—	x	—
非鉄金属製造業	1	2.8	4	0.3	x	—	—	x	—
金属製品製造業	4	11.1	104	8.5	906	1.1	227	552	1.9
生産用機械器具製造業	3	8.3	21	1.7	1,365	1.6	455	150	0.5
業務用機械器具製造業	6	16.7	125	10.2	4,482	5.3	747	1,817	6.1
電子部品・デバイス・電子回路製造業	3	8.3	27	2.2	193	0.2	64	59	0.2
電気機械器具製造業	6	16.7	199	16.2	3,698	4.4	—	1,594	5.4
情報通信機械器具製造業	1	2.8	20	1.6	x	—	—	x	—
合計	36	100.0	1,228	100.0	83,860	100.0	2,329	29,702	100.0

注) 網掛けは、構成比が第1位の業種。

今後のまちづくりにおける課題

- ◆今後、人口減少や高齢化の進展等を背景に、個人市民税の減収が大いに懸念される中、将来にわたり地域経済の活力の維持・増進を図るためには、企業ニーズの把握に努めながら、移転の意向を持つ既存企業の市外への流出防止や、既存企業の経営基盤の強化・安定化に向けた取組に対する支援を強化する必要があります。
- ◆経済変動に左右されにくい産業構造を構築し、市外からより多くの人と企業を呼び込み、雇用や税収の増加に結び付けることができるよう、市民の暮らしの質を高め、さまざまな地域課題の解決にも資する、新たな成長産業の育成・誘致にも注力する必要があります。

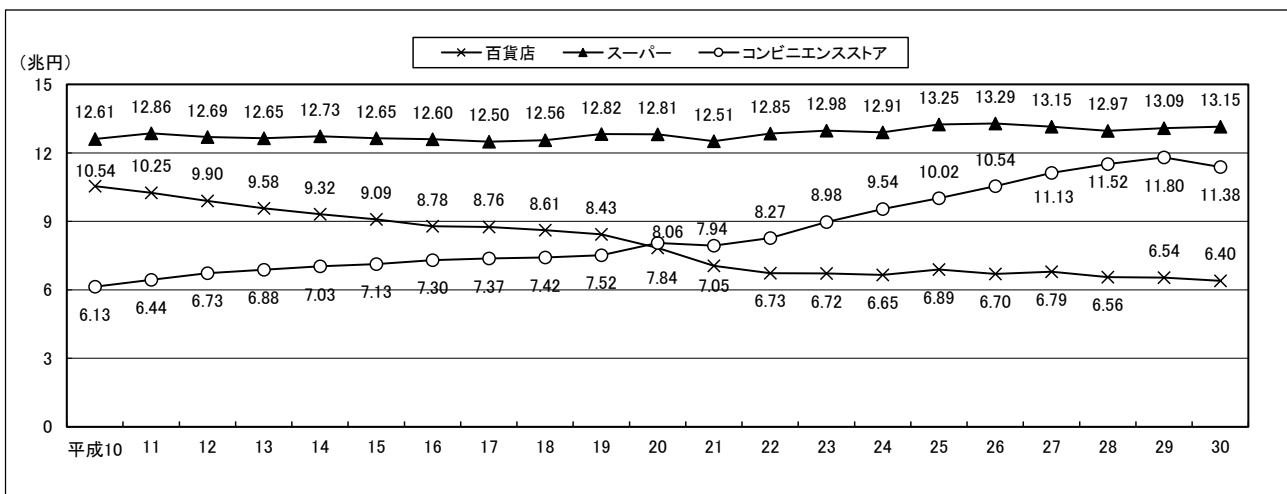
(3) 商業

①国の動向

<主要な統計指標の推移>

- 経済産業省の「商業動態統計調査」によると、平成10（1998）年以降、小売業販売額の約15%を占める百貨店・スーパーのうち、百貨店の年間販売額は、ほぼ一貫して減少傾向で推移し、平成30（2018）年では6兆4,000億円、平成10（1998）年の10兆5,400億円と比べ約4割（4兆1,400億円）大きく減少しています。【図表Ⅲ-3-12】
- 一方、コンビニエンスストアは概ね一貫して増え続け、平成30（2018）年では11兆3,800億円、平成10（1998）年の6兆1,300億円と比べ約2倍（5兆2,500億円）に大きく増加しており、小売業全体の中でも存在感を増しています。【同上】

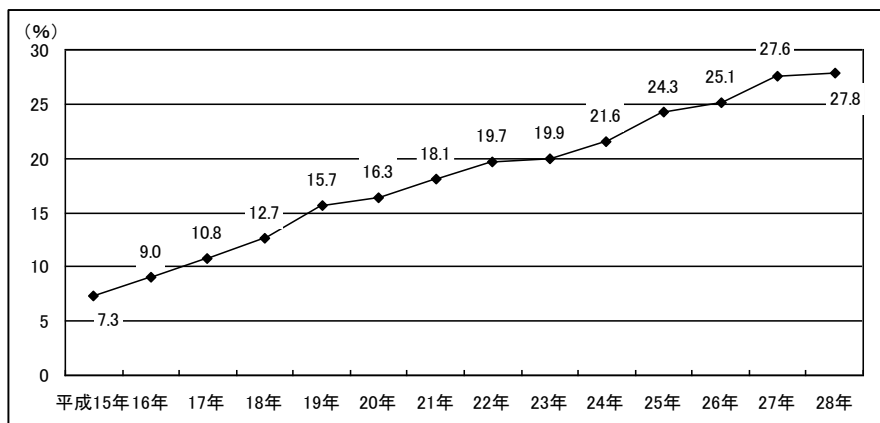
図表Ⅲ-3-12 百貨店・スーパー・コンビニエンスストアの年間販売額の推移



出典：経済産業省「商業動態統計調査」

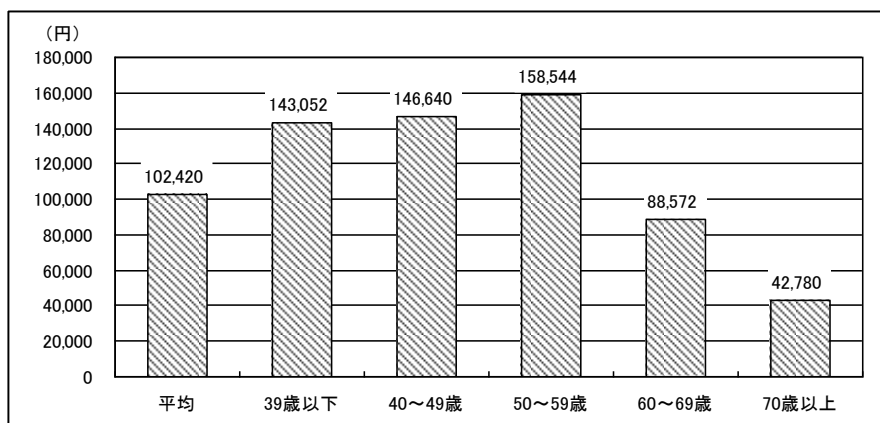
- 総務省の「家計消費状況調査」によると、2人以上の世帯におけるネットショッピングを利用した割合は、家計消費状況調査が始まった平成15（2003）年では7.3%であったのに対し、平成28（2016）年では27.8%と約3.8倍に増加しています。【図表Ⅲ-3-13】
- 世帯主の年齢階級別にみると、50歳代が15万8,544円で最も多く、40歳代が14万6,640円でこれに次いでいる一方、60歳以上の高齢層では60歳代が8万8,572円、70歳以上が4万2,780円で、60歳未満を大きく下回っています。【図表Ⅲ-3-14】
- 2人以上の世帯において、平成28（2016）年の1年間にネットショッピングを利用した支出総額は、1世帯当たり平均10万2,420円となっています。その内訳をみると、旅行関係費の支出が21.9%で最も多く、以下、食料の14.6%、衣類・履物の10.6%の順となっています。【図表Ⅲ-3-15】

図表Ⅲ-3-13 ネットショッピングを利用した世帯の割合の推移（2人以上の世帯）

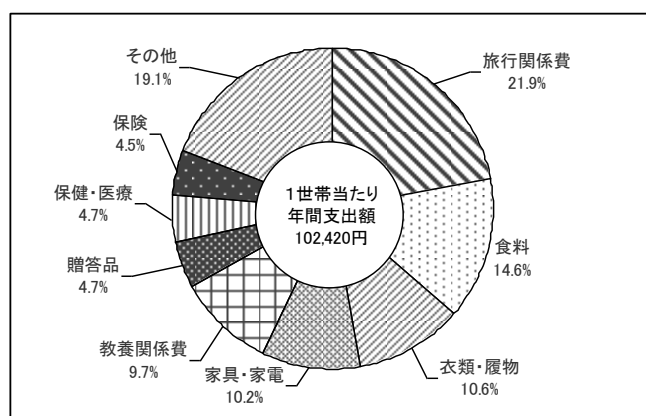


出典：総務省「家計消費状況調査」（以下同様）

図表Ⅲ-3-14 世帯主の年齢階級別1世帯当たりのネットショッピングを利用した支出総額（2人以上の世帯、平成28年）



図表Ⅲ-3-15 ネットショッピングの項目別支出割合（2人以上の世帯、平成28年）



②当市の動向

○平成26(2014)年の商業は、事業所数484事業所、従業者数4,448人、年間商品販売額1,025億2,300万円であり、これらのうち事業所数の約8割、従業者数の約9割、年間商品販売額の約7割を小売業が占めています。【図表Ⅲ-3-16】

図表Ⅲ－３－１６ 商業の状況

		合計			卸売業			小売業		
		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
参考 値	平成11年	818	6,393	144,158	121	1,102	55,236	697	5,291	88,922
	平成14年	771	5,531	100,928	111	904	39,443	660	4,627	88,539
	平成16年	703	6,029	127,023	105	858	43,373	598	5,171	83,650
	平成19年	636	5,680	124,327	94	957	38,684	542	4,723	85,644
	平成26年	484	4,448	102,523	83	477	35,299	401	3,971	67,224

出典：経済産業省「商業統計調査」、総務管財課資料、他

注1) 平成16年調査は事業所企業統計調査、サービス業基本調査と同時に実施。

注2) 平成26年調査は経済センサス基礎調査と同時調査、7月1日に実施した。

注3) 平成26年とそれ以外では出典元等が異なるため、後者は参考値扱い。

○各地域の小売業が買い物客を引き付ける総合的な力を指数化したものであり、この値が1よりも大きいと他地域から買い物客を吸引し、地域の購買力以上の売上を獲得していることを示し、1より小さい場合は、買い物客が他地域に流出超過となっていることを示す小売吸引力指数は、平成28(2016)年では1.06であり、多摩地域26市の中では高い方から7番目の上位に位置しています。【図表Ⅲ－３－17】

図表Ⅲ－３－17 小売吸引力指数の都市間比較

順位	市名	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	1事業所 当たり (百万円)	売場面積 (㎡)	1事業所 当たり (㎡)	2016.2.1 現在人口 (人)	小売 吸引力 指数
1	武蔵野市	1,278	11,912	2,904	227	222,995	174	144,725	2.14
2	立川市	1,065	12,377	3,013	283	277,682	261	176,592	1.82
3	武蔵村山市	410	4,009	846	206	98,014	239	71,369	1.26
4	多摩市	597	7,767	1,704	285	164,888	276	146,864	1.24
5	町田市	1,907	21,303	4,931	259	400,822	210	432,071	1.22
6	昭島市	537	5,590	1,213	226	135,551	252	111,507	1.16
7	東大和市	396	4,101	844	213	72,318	183	85,035	1.06
8	羽村市	267	2,437	549	206	43,550	163	55,665	1.053
9	八王子市	2,499	27,744	5,692	228	500,692	200	577,262	1.052
10	東久留米市	468	5,077	1,102	235	116,551	249	116,638	1.01
11	福生市	316	2,367	542	172	53,117	168	58,572	0.99
12	調布市	908	9,105	1,929	212	143,261	158	229,251	0.898
13	国立市	364	3,286	620	170	42,006	115	73,867	0.895
14	青梅市	622	5,551	1,146	184	130,722	210	137,205	0.891
15	府中市	948	10,160	2,164	228	182,707	193	259,960	0.888
16	国分寺市	455	4,699	961	211	68,357	150	122,738	0.835
17	三鷹市	579	6,218	1,399	242	82,698	143	186,953	0.80
18	稲城市	256	3,357	630	246	80,702	315	87,844	0.77
19	小金井市	405	4,359	860	212	70,639	174	121,560	0.76
20	あきる野市	430	3,121	561	131	55,786	130	80,836	0.74
21	東村山市	526	5,284	990	188	82,664	157	149,867	0.70
22	小平市	701	6,548	1,236	176	102,907	147	190,127	0.694
23	西東京市	772	6,957	1,295	168	110,482	143	200,039	0.691
24	狛江市	276	2,262	450	163	25,892	94	80,631	0.60
25	日野市	545	5,622	998	183	80,668	148	186,441	0.57
26	清瀬市	275	2,210	390	142	27,665	101	74,978	0.56
	市部合計	17,802	183,423	38,970	174	3,373,336	189	4,158,597	—

出典：人口以外は総務省・経済産業省「経済センサス活動調査（平成28年2月1日現在）」、人口は東京都総務局統計部「東京都の人口（推計）」

今後のまちづくりにおける課題

- ◆現在、全国的に消費者の購入先の選択肢が格段に拡大するとともに、店主の高齢化や商店街の組織力の低下等により、既存の商店街は厳しい経営環境にある一方、商業機能に加え、地域コミュニティの維持・再生や高齢者の買い物支援など、様々な地域課題に対応するための受け皿として、商店街に対する期待は高まっています。
- ◆そのため、地域のやる気と創意工夫のもと、魅力ある個店を増やし、より多くの来街者を既存商店街へと引き込むことにより、域内消費の拡大のみならず、地域コミュニティの機能向上にも結びつくよう、ハード・ソフトの両面から取組を進める必要があります。
- ◆今後、さらなる高齢化の進展によって、本市でも高齢者向けの医療・介護や買い物等の生活支援サービスに対する需要が着実に高まっていくと考えられることから、今後の高齢化の進展を踏まえた個人向けサービス産業の振興等を通じ、市外から産み出した所得や来街者が市内で消費した所得を、まちの中で循環させ、地域経済の活力の増進に結びつける必要があります

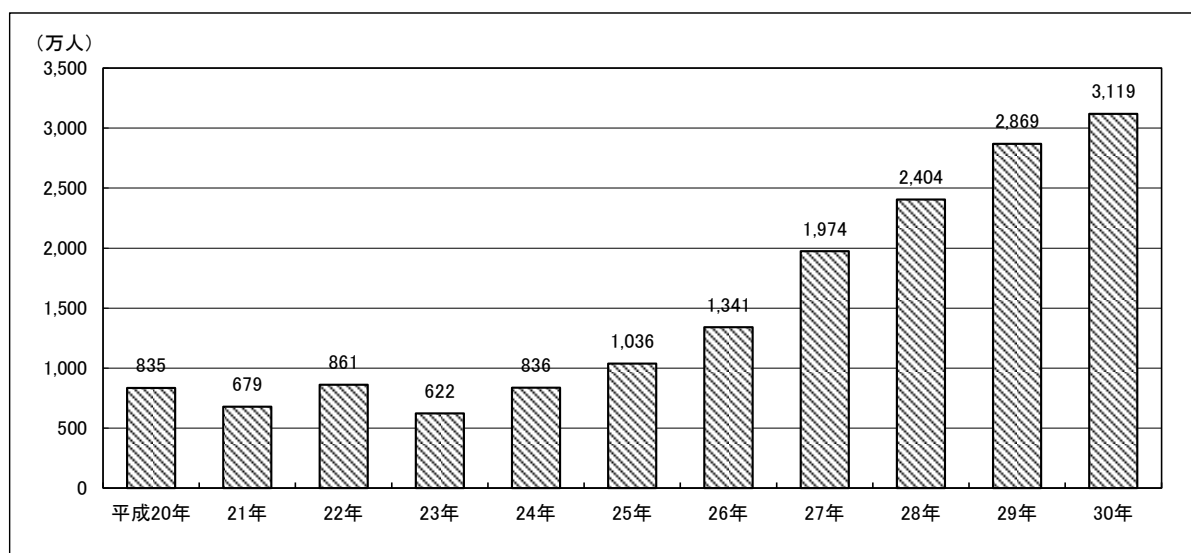
(4) 観光・シティプロモーション

①国の動向

<主要な統計指標の推移>

○観光庁の「令和元年版観光白書」によると、平成30（2018）年の訪日外国人旅行者数は、過去最高となる3,119万人（対前年比8.7%増）となり、初めて3,000万人を突破しています。また、6年連続で過去最高を更新し、令和2（2020）年には4,000万人にするとの目標に向けて堅調に推移しているとしています。【図表Ⅲ-3-18】

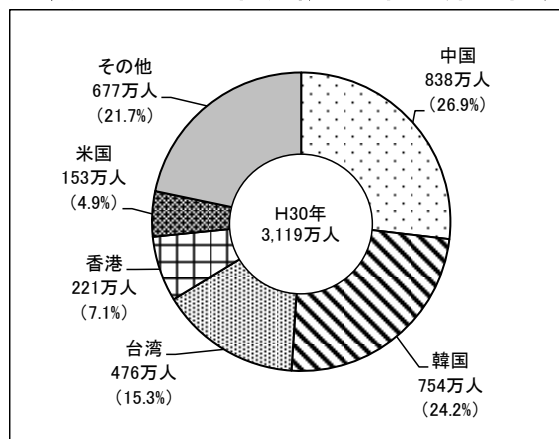
図表Ⅲ-3-18 訪日外国人旅行者数の推移



出典：国土交通省「令和元年版観光白書」（以下同様）

○平成30（2018）年の訪日外国人旅行者数を国別にみると、「中国」が838万人（構成比26.9％）で最も多く、以下、「韓国」の754万人（24.2％）、「台湾」の476万人（15.3％）の順であり、上位1～3位までの合計が2,068万人で訪日外国人旅行者全体の66.3％を占めています。【図表Ⅲ－3－19】

図表Ⅲ－3－19 国別訪日外国人旅行者数



出典：国土交通省「令和元年版観光白書」

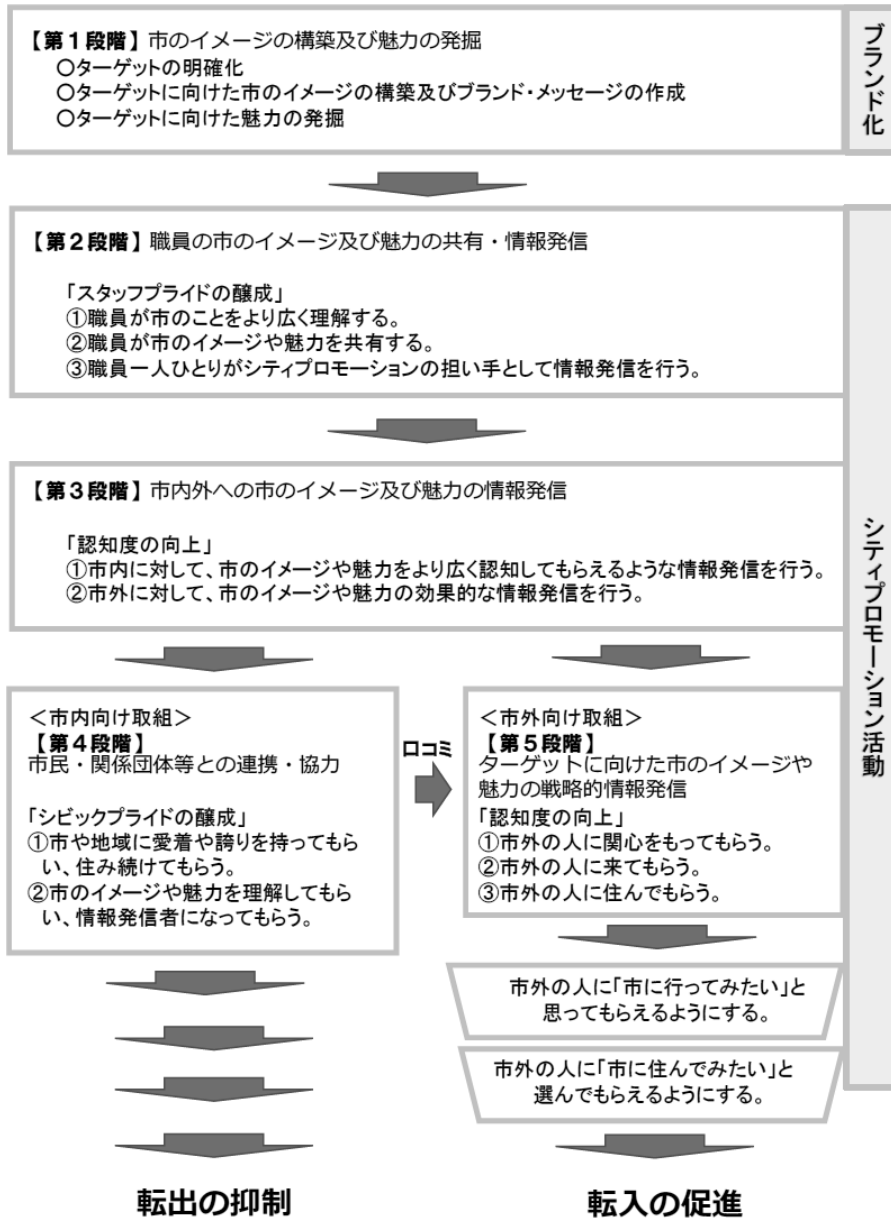
○本白書では、訪日外国人旅行者数が堅調に増加している要因として、ビザ緩和や訪日外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充など、これまでにない大胆な取組を国を挙げて実行するとともに、CIQ⁷体制の充実や航空・鉄道・港湾等の交通ネットワークの充実、多言語表記をはじめとする受入環境整備等への関係者の協力、日本政府観光局をはじめとしたインバウンド関係者が連携して取り組んだプロモーション等の成果によるものとしています。

②当市の動向

- 多摩湖及びその周辺の狭山丘陵は、市内外に当市を特色づけている緑と水の資源であり、来訪者を含めた多くの人々が気軽に自然とふれあえる観光・レクリエーションの場となっています。その魅力は、都心に近い自然公園であり、狭山丘陵がもたらす自然の恵みを活かした文化・産業（狭山茶、多摩湖梨、武蔵野うどんなど）が醸成してきたことです。
- 当市では、こうした狭山丘陵の魅力ブランド化し、さらに「地域魅力」の向上を目的に、狭山丘陵を包囲する6自治体（当市、武蔵村山市、東村山市、瑞穂町、入間市、所沢市）と、3事業者（西武・狭山丘陵パートナーズ、さいたま緑の森博物館、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター）が連携し、「狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会」を設立し、平成29（2017）～31（2019）年度の3か年で事業を実施しています。
- 当市は、都心部まで電車で40分圏内にありながら、多摩湖や狭山丘陵に象徴される水と緑豊かな自然環境に恵まれた優良な住宅都市であるとともに、近年は「日本一子育てしやすいまち」を目指し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んだ結果、合計特殊出生率が多摩地域26市の中で最も高い水準に上っています。【本書PⅡ－18の図表Ⅱ－3－19】
- しかし、民間調査等によると、市の認知度は低く、水と緑に恵まれた住環境や住みやすさは市外の人たちには認知されていないと考えられます。そのため、当市は、平成29（2017）年4月、定住人口の増加（転入の促進及び転出の抑制）を目的として「東大和市ブランド・プロモーション指針」を策定し、市の認知度やイメージを向上させるためのブランド・プロモーションに取り組んでいます。【図表Ⅲ－3－20】

⁷ 税関（customs）、出入国審査（immigration）、検疫（quarantine）の総称。

図表Ⅲ-3-20 ブランド・プロモーションの進め方（イメージ）



出典：東大和市ブランド・プロモーション指針

今後のまちづくりにおける課題

- ◆より多くの人々や消費を市内に引き込み、地域経済の活力を高めていくためには、地域の潜在力や創意工夫を引き出しながら、多摩湖や狭山丘陵をはじめとする様々な地域資源の魅力を高め、それを効果的に情報発信していくことで、市内外のより多くの人々に当市の魅力を知ってもらうことが極めて重要なポイントの1つといえます。
- ◆そのため、様々な地域資源の掘り起こしと魅力の向上を図り、市内外の人的・物的交流の拡大、市民の愛着や誇りの醸成など様々な相乗効果を発揮できるよう、民間事業者や地域活動団体等の多様な主体との連携・協働のもと、より高い実効力を伴った観光振興及びシティプロモーションの推進体制を確立する必要があります。

4 都市基盤等

(1) 市街地整備

①国の動向

<マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律：平成 26（2014）年 12 月 施行>

- 平成 26（2014）年 2 月に国土交通省が公表した資料によると、平成 28（2016）年 3 月末時点で我が国の分譲マンションのストック総数は約 634 万戸、そのうち築 30 年以上経過したものが約 173 万戸あり、旧耐震基準により建設されたものが約 104 万戸に上っています。
- 一方、これまでのマンション建替えの実績は累計で 232 件の実施にとどまっており、首都直下地震等の巨大地震発生のおそれがある中、生命・身体の保護の観点から、耐震性不足のマンションの耐震化の促進が喫緊の課題となっているとしています。
- このような課題認識のもと、国では、耐震性が不足している老朽化マンションの再生が円滑に行われるよう、平成 26（2014）年 12 月、マンション敷地売却制度や容積率の緩和特例の創設等を内容とする「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」を施行しています。【図表Ⅲ－４－１】

図表Ⅲ－４－１ 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」の概要

現行制度と今回の改正案		
	一般のマンション	耐震性不足のマンション
改修	・区分所有法による改修 ⇒3/4以上の賛成	H25改正で措置 ・耐震改修促進法による改修 ⇒過半数の賛成、容積率等の緩和特例
建替え	・区分所有法による建替え(個別売却) ・マンション建替法による建替え(権利変換) ⇒4/5以上の賛成	本法案で措置 ・マンション敷地売却制度の創設 ⇒4/5以上の賛成
取壊して住替え	民法原則に基づき全員同意が必要	・容積率の緩和特例

出典：国土交通省資料

<都市再生特別措置法等の一部を改正する法律：平成 28（2016）年 9 月 施行>

- 国では、都市の国際競争力と防災機能の強化を実現するとともに、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを進め、あわせて、老朽化が進んでいる住宅団地を地域の拠点として再生することを目的に、平成28（2016）年 9 月、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」を施行しています。【図表Ⅲ－４－２】

図表Ⅲ－４－２ 「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の概要

法案の概要

国際競争力・防災機能強化

【国際ビジネス・生活環境の整備】

- 民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限の延長（→平成34年3月31日まで）
※優良な認定民間都市再生事業には各種金融支援や税制支援を実施
- 金融支援※の対象に国際会議場等の整備費を追加
※民間都市開発推進機構による支援

【大規模災害に対応する環境整備】

- 災害時にエリア内のビルにエネルギーを継続して供給するためのビル所有者とエネルギー供給施設※の所有者による協定制度の創設（承継効付き）



※エネルギー供給施設
発電機、ボイラー、電力線、熱導管等から構成

【事業のスピードアップのための支援の強化・重点化】

- 大臣認定処理期間の短縮
（特定地域：45日→1月、緊急地域：3月→2月）
- 道路上空利用の都市再生緊急整備地域への拡充
- 都市再生緊急整備地域指定の見直し制度の明示

コンパクトで賑わいのあるまちづくり

【まちなかへの都市機能の効率的な誘導】

- 地域内に使える既存ストックがある場合にはそれを残しつつ、地域の身の丈にあった規模の市街地整備を可能とする手法の創設
- まちなか誘導施設の整備促進を図る地区の追加など市街地再開発事業の施行要件を見直し

施行前



施行後



身の丈にあった規模の市街地整備（イメージ）

【官民連携によるまちの賑わい創出】

- 空き地・空き店舗を有効に活用するための市町村・まちづくり団体と土地所有者による協定制度の創設
- 賑わいの創出に寄与する施設（観光案内所、サイクルポート等）を都市公園の占用許可対象に追加




空き地を活用したまちなかの賑わいの創出（イメージ）
都市公園へのサイクルポート設置（イメージ）

住宅団地の再生

【住宅団地の建替えの推進】

- 土地の共有者のみで市街地再開発事業を施行する場合に、各共有者をそれぞれ1人の組合員として扱い、2/3合意での事業推進を可能とする。

◇施行前 老朽化が進行



・新地が一層共有の場合、建替え、敷地分割等の際の合意形成が困難。

◇施行後 再生事業の円滑な推進



既存種の活用 広場 公益施設等

都市の国際競争力・防災機能の強化及びコンパクトで賑わいのあるまちづくりを図るための制度の充実化により、都市再生・地方創生を強力に推進

出典：国土交通省資料

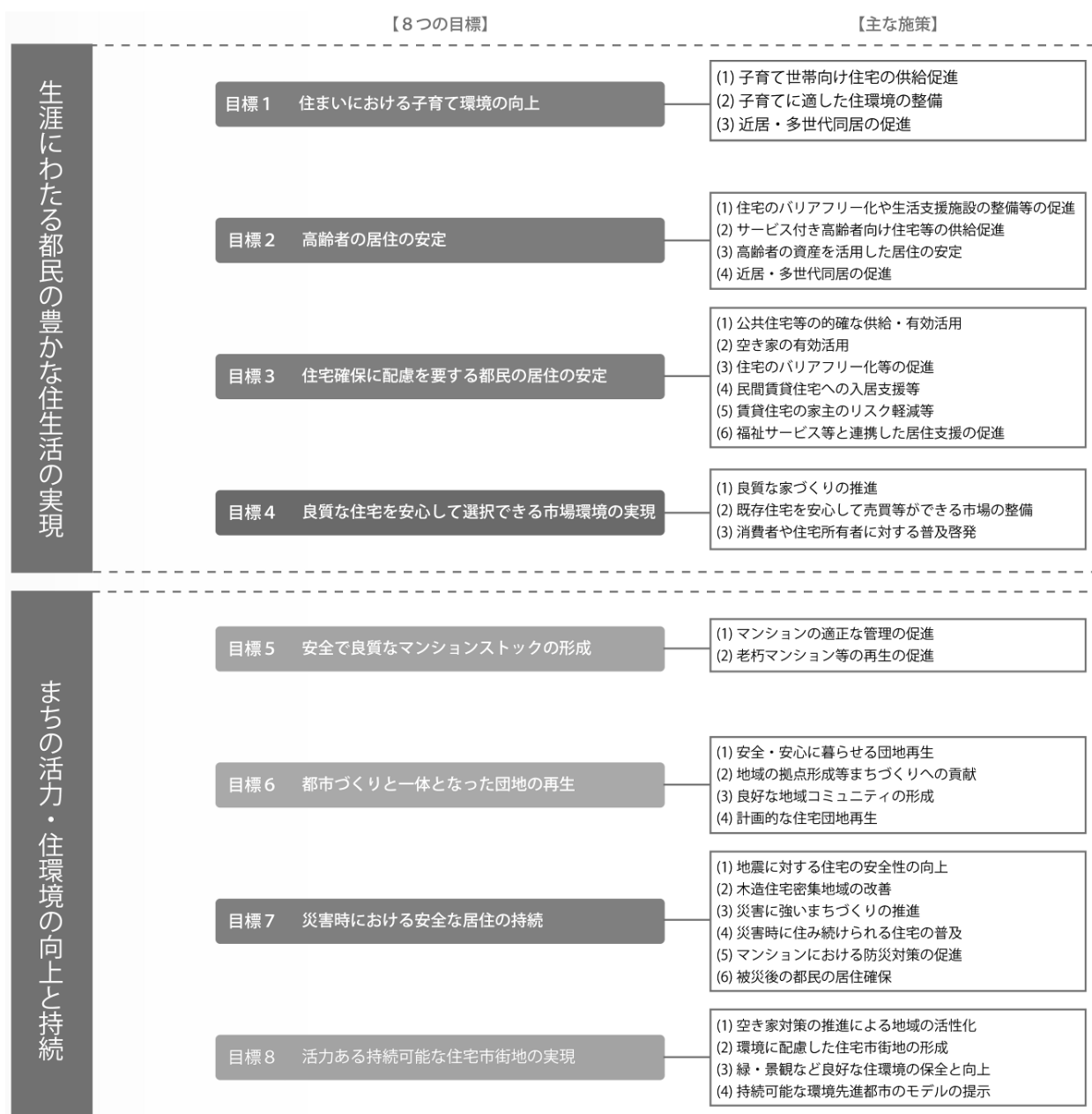
②東京都の動向

<東京都住宅マスタープラン：平成 29（2017）年 3 月策定>

○東京都が平成 29（2017）年 3 月に策定した住宅マスタープランは、平成 28（2016）～令和 7（2025）年度までの 10 年間の計画期間に、住宅政策の目標や基本的施策を具体化し、まちづくり、福祉、環境、雇用など関連する各政策分野との連携を図りながら、住宅施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。また、本プランは、市区町村が地域の特性に応じた住宅マスタープランを策定する際の指針ともなるものです。

○本プランでは、東京都の住宅政策が目指す方向として、「生涯にわたる都民の豊かな住生活の実現」と「まちの活力・住環境の向上と持続」を掲げるとともに、これらに沿って次図に示す通り、それぞれ 4 つずつ、併せて 8 つの目標と目標毎に現状、施策の方向性及び将来像を設定しています。【図表Ⅲ－4－3】

図表Ⅲ－4－3 今後 10 年間の具体的な施策の展開

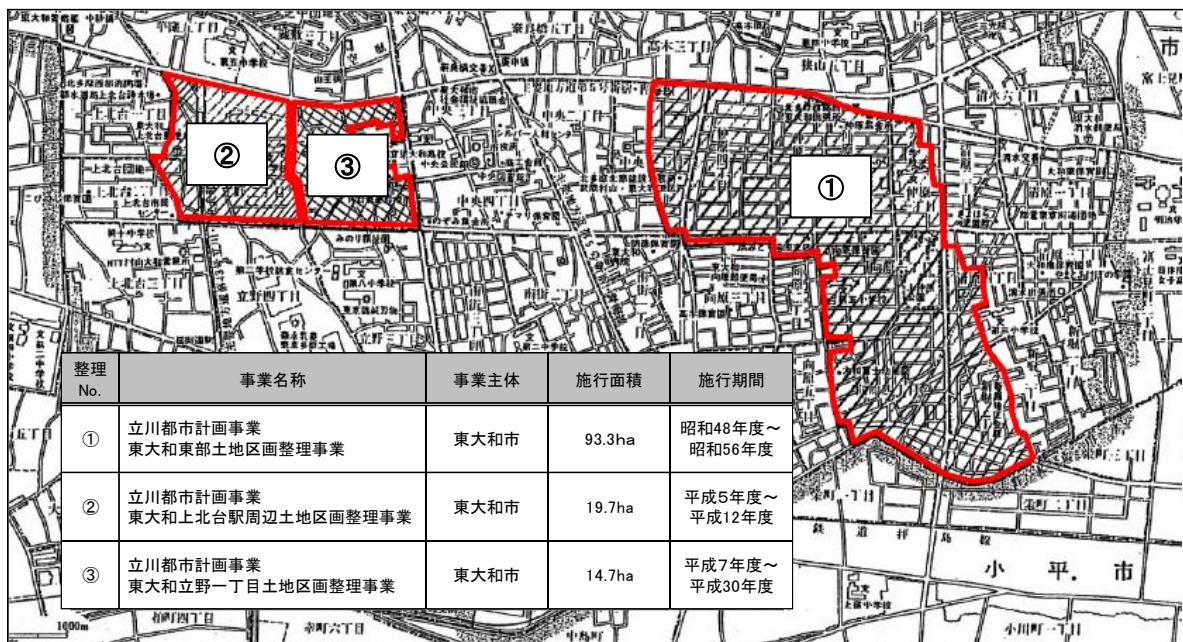


出典：東京都住宅マスタープラン（概要版）

③当市の動向

- 用途地域の大半は住居系地域であり、それ以外には商業地域が東大和市駅及び上北台駅の周辺、工業地域が市南西部の地域に指定されています。また、工業地域には、特別用途地区（特別工業地区）が指定されており、公害防止の観点から工場の種類や業種が条例によって規制されています。【本書PⅡ-41の図表Ⅱ-5-2、図表Ⅱ-5-3】
- 土地区画整理事業は、これまでに昭和48（1973）～56（1981）年度に東部土地区画整理事業、平成5（1993）～12（2000）年度に上北台駅周辺土地区画整理事業、平成7（1995）～平成30（2018）年度に立野一丁目土地区画整理事業が完成しました。【図表Ⅲ-4-4】
- また、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市区町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけてまちづくりを進めていく手法である地区計画が9地区で都市計画決定されています。

図表Ⅲ-4-4 土地区画整理事業の施行区域図

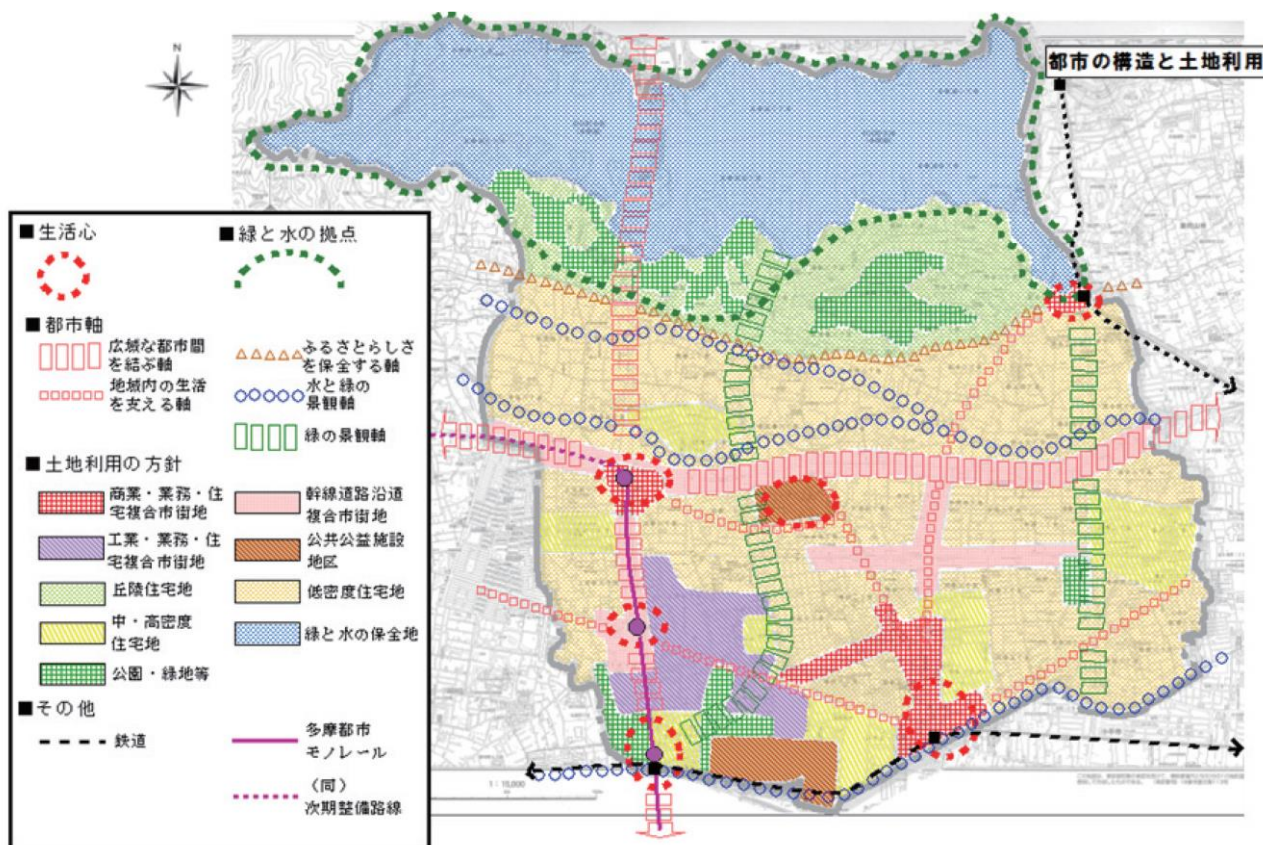


出典：都市計画課資料

- 当市では、平成27（2015）年3月、都市計画法第18条の2の規定に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるもので、用途地域等の指定や都市施設の整備等の具体的な都市計画等の指針となるよう、市の都市づくりの将来像を描いた「東大和市都市マスタープラン」を改定しています。
- 本プランでは、東大和市駅周辺をはじめとする6つを「生活心」とした新たな都市構造を設定するとともに、各地区の特性に応じた地域地区⁸指定や地区計画等を活用し、より快適な市民生活のためのきめ細かい土地利用を推進していくため、都市の構造と土地利用の方針を次図に示す通り位置付けています。【図表Ⅲ-4-5】

⁸ 都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物等について必要な制限を課すことにより、土地の合理的利用を図るもの。具体的には、用途地域、特別用途地区、その他の地域地区に大別される。

図表Ⅲ－４－５ 都市の構造と土地利用



出典：東大和市都市計画マスタープラン（改定）

今後のまちづくりにおける課題

- ◆「生活心」と位置づけている東大和市駅や武蔵大和駅周辺の整備のあり方の検討、住宅が密集した地区（新堀、南街等）の住宅地再整備の取組（地区計画等）、市営住宅を含む公的住宅のあり方及び民間住宅活用の検討、超高齢社会における住生活の向上が課題となっています。

(2) 景観

①国の動向

<主要な統計指標の推移>

- 国土交通省の「令和元年版 国土交通白書」によると、平成 30（2018）年 3 月末時点で景観法に基づく景観行政団体⁹は 713 団体に増加し、景観計画は 5588 団体に策定されるなど、良好な景観形成の取組が推進されているとしています。
- また、景観行政団体となることで、都道府県事務である屋外広告物法に基づく条例制定を行った市町村は、平成 30（2018）年 4 月 1 日時点で 209 団体に増加し、総合的な景観まちづくりが進められているとしています。

<無電柱化の推進に関する法律：平成 28（2016）年 12 月施行>

- 国は、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化¹⁰の推進に関して、基本理念や国の責務など、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献することを目的に、平成 28（2016）年 12 月、「無電柱化の推進に関する法律」を施行しています。
- 本法律では、地方自治体の責務として、無電柱化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有すること、また、「無電柱化推進計画」を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めることなどが位置づけられています。

②東京都の動向

<東京都景観計画：平成 30（2018）年 8 月変更>

- 「東京都景観計画」は、景観法を活用した届出制度や景観重要公共施設の指定等に加え、都独自の取組として、大規模建築物等の事前協議制度など、良好な景観形成を図るための具体的な施策を示したものです。
- 本計画では、狭山、加治、長淵、五日市、加住、八王子、多摩の各丘陵が、地域の景観の骨格となっているという認識のもと、これらの丘陵地の尾根筋の緑や丘陵斜面の緑などを維持・保全するとともに、宅地開発等により新しく作られる景観を適切に誘導し、市街地の背景となる丘陵地のスカイラインや里山の風景との調和を図ることがうたわれています。

③当市の動向

- 当市には、狭山丘陵や多摩湖をはじめ、寺社や蔵、戦災遺跡、市街地に点在する農地、河川等の水辺など、まちの個性を構成する多彩な景観資源が存在しており、市制施行 20 周年の際には、市民にまちを再発見してもらうため、「東やまと 20 景」を制定しています。【**図表 III-4-6**】

⁹ 都道府県、政令指定都市、中核市又は都道府県知事とあらかじめ協議した上で、景観行政事務（景観法第 2 章第 1 節～第 4 節、第 4 章及び第 5 章の規定に基づく事務）を処理する市町村をいう。

¹⁰ 電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線（電柱によって支持されるものに限る）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去すること。

図表Ⅲ－４－６ 東やまと20景



1	市役所と市民広場	11	豊鹿島神社
2	都立東大和南公園	12	市立狭山緑地
3	東大和駅前広場	13	八幡神社
4	野火止用水	14	雲性寺
5	上仲原公園	15	二ツ池公園周辺
6	けやき通り	16	都立東大和公園
7	三光院	17	円乗院
8	多摩湖(下貯水池)	18	戸長役場跡と高木神社
9	多摩湖サイクリングロード	19	一中の桜
10	多摩湖と上貯水池	20	一小のいちよう

○平成27(2015)年3月に改定した東大和市都市マスタープランでは、本プランの改定に際して実施した市民アンケート調査において、市の魅力の第1位に「自然が豊かであること」が挙げられたことを踏まえ、これらの資源を活かした美しい景観形成に努めるとともに、地区計画の活用や開発事業の際の協議等により、地域特性に応じた景観形成に努めることが位置づけられています。

*****今後のまちづくりにおける課題*****

- ◆優れた都市景観は、都市に個性を生み出し、そこに居住する市民が強い誇りと愛着を持ち、我がまちという意識を高めていくうえで極めて重要な要素の1つといえます。
- ◆平成5年に策定した「都市景観構想」に基づく景観形成の方針策定が求められています。また、景観資源は観光資源ともなるため、発掘、保全、活用に向けた取組が必要です。

(3) 道路・交通

①国の動向

＜地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律：平成26(2014)年11月施行＞

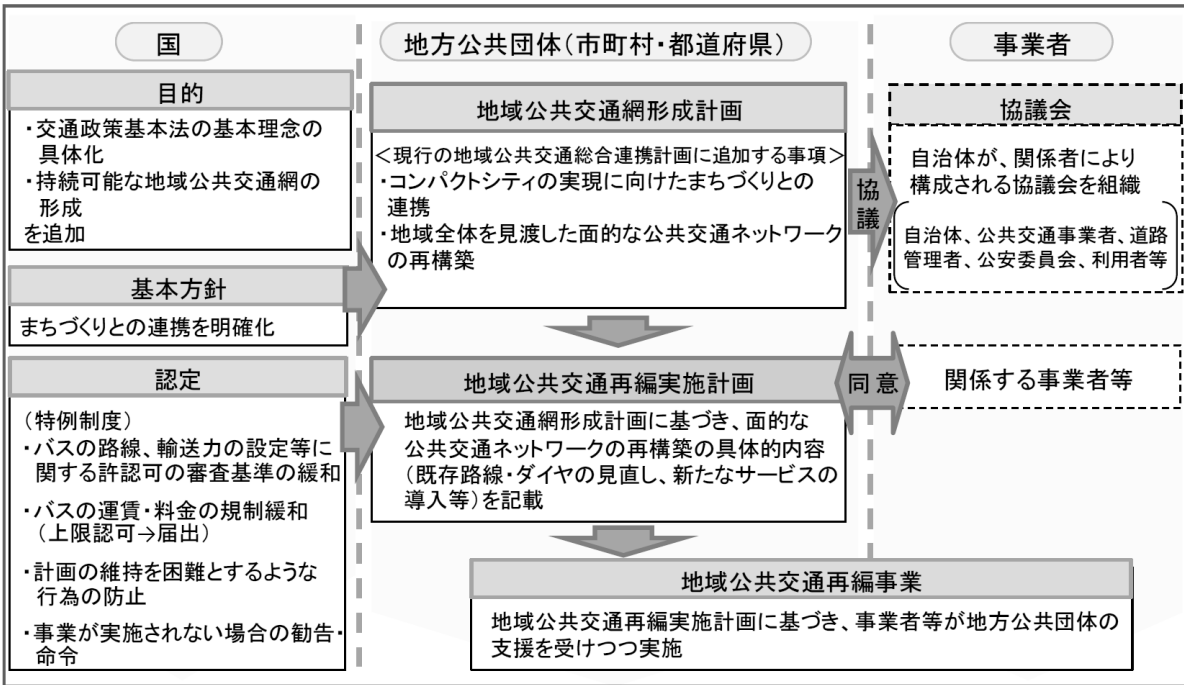
○近年、全国的に人口減少や少子高齢化が加速度的に進展することで、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されています。

○このような状況を踏まえ、国では、地域の総合行政を担う地方自治体を中心として、関係者の合意のもとに、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、平成26(2014)年11月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」を施行しています。

○本法の施行により、地方自治体は、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえ、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方、住民・交通事業者・行政の役割を定めた「地域公共交通網形成計画」を策定できるようになりました。【図表Ⅲ-4-7】

○国は、そのメリットの1つとして、本計画の策定をきっかけに、地域全体のネットワークのあり方について、鉄道、バス、タクシー等を一体として検討し、各地域で活用できる公共交通機関全体の連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業を関係者全員で考えたりすることができるとしています。

図表Ⅲ-4-7 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」の概要



出典：国土交通省資料

②東京都の動向

＜東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画：平成28（2016）年3月策定＞

- 都市計画道路は、機能的な都市活動を十分に確保するための都市の基盤施設として、都市計画法に基づき都市計画決定した道路です。
- 東京都では、都市計画道路を計画的かつ効率的に整備するため、概ね10年間で優先的に整備する路線（優先整備路線）を定めた事業化計画を、平成元（1989）年12月、平成8（1996）年3月、平成18（2006）年3月、平成28（2016）年3月の4度にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。
- 平成28（2016）年3月に策定された「第四次事業計画」では、今後10年間（平成28（2016）～令和7（2025）年度まで）で優先的に整備すべき路線として、市内では都施行2路線（立川3・2・4号線外、立川3・3・30号線）、市施行2路線（立川3・4・17号線、立川3・4・26号線）が選定されています。

③当市の動向

- 平成29（2017）年3月31日現在、都市計画道路は総延長27.40km、このうち改良済み延長は18.80km、改良率は68.6%となっており、改良率は当市を含めた比較対象10市の中で高い方から3番目に位置しています。【図表Ⅲ－4－8】

図表Ⅲ－4－8 都市計画道路の改良率の都市間比較

順位	市名	計画延長 (km)	改良済 延長 (km)	改良率 (%)
1	福生市	22.61	17.34	76.7
2	あきる野市	39.01	27.31	70.0
3	東大和市	27.40	18.80	68.6
4	稲城市	43.57	29.70	68.2
5	立川市	70.10	41.05	58.6
6	武蔵村山市	25.79	13.39	51.9
7	小平市	45.59	18.16	39.8
8	国立市	28.73	11.32	39.4
9	清瀬市	22.93	7.94	34.6
10	東村山市	44.84	9.06	20.2

出典：国土交通省「平成29年都市計画現況調査（平成29年3月31日現在）」

- 一方、市民の日常生活に身近な生活道路である市道は、平成29（2017）年4月1日現在、実延長209.92km、このうち改良済み延長は162.60km、改良率は77.5%となっています。これに対し、未改良延長は47.32kmであり、その内訳は幅員3.5m以上が13.00km、3.5m未満が34.32kmとなっています。【図表Ⅲ－4－9】

図表Ⅲ－４－９ 市道の整備状況の推移

	総数	改良済							
		総数		幅員13m以上		幅員5.5m以上		幅員5.5m未満	
	実延長 (m)	延長 (m)	比率 (%)	延長 (m)	比率 (%)	延長 (m)	比率 (%)	延長 (m)	比率 (%)
平成24年	209,466	160,700	76.7	286	0.1	89,838	42.9	70,576	33.7
平成25年	209,502	160,795	76.8	286	0.1	90,167	43.0	70,342	33.6
平成26年	209,402	161,256	77.0	285	0.1	90,518	43.2	70,453	33.6
平成27年	210,057	162,387	77.3	285	0.1	91,125	43.4	70,977	33.8
平成28年	209,956	162,404	77.4	285	0.1	91,261	43.5	70,858	33.7
平成29年	209,916	162,598	77.5	285	0.1	91,556	43.6	70,757	33.7

	未改良					
	総数		幅員3.5m以上		幅員3.5m未満	
	延長 (m)	比率 (%)	延長 (m)	比率 (%)	延長 (m)	比率 (%)
平成24年	48,766	23.3	13,432	6.4	35,334	16.9
平成25年	48,707	23.2	13,341	6.4	35,366	16.9
平成26年	48,146	23.0	13,100	6.3	35,046	16.7
平成27年	47,670	22.7	12,981	6.2	34,689	16.5
平成28年	47,552	22.6	12,959	6.2	34,593	16.5
平成29年	47,318	22.5	13,001	6.2	34,317	16.3

出典：東京都道路現況調査、土木課資料（各年4月1日現在）

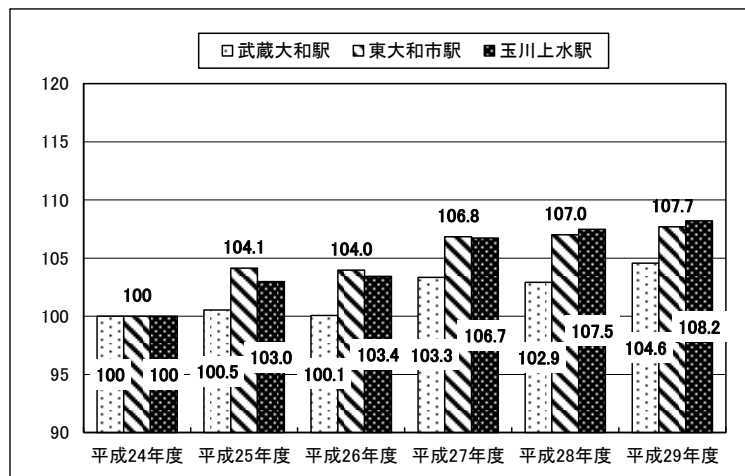
○鉄道は、市域の東側を西武多摩湖線、南側を西武拝島線、西側を多摩都市モノレールが通り、市内及び市周辺部に合計6駅が設置されています。平成24（2012）年度を100とした場合の平成29（2017）年度における1日平均乗降客数の指数は、いずれの路線も増加しており、西武鉄道では玉川上水駅が108、多摩都市モノレールでは桜街道駅が118で最も増加しています。【図表Ⅲ－４－10～13】

図表Ⅲ－４－10 西武鉄道の駅別1日平均乗降客数の推移

	武蔵大和駅		東大和市駅		玉川上水駅	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
平成24年度	7,200	—	24,170	—	39,225	—
平成25年度	7,238	0.5	25,171	4.1	40,393	3.0
平成26年度	7,205	▲0.5	25,130	▲0.2	40,571	0.4
平成27年度	7,441	3.3	25,822	2.8	41,861	3.2
平成28年度	7,410	▲0.4	25,864	0.2	42,159	0.7
平成29年度	7,529	1.6	26,029	0.6	42,441	0.7

出典：西武鉄道（株）資料（以下同様）

図表Ⅲ－４－11 西武鉄道の駅別1日平均乗降客数の推移
（平成24年度を100とした場合の指数）

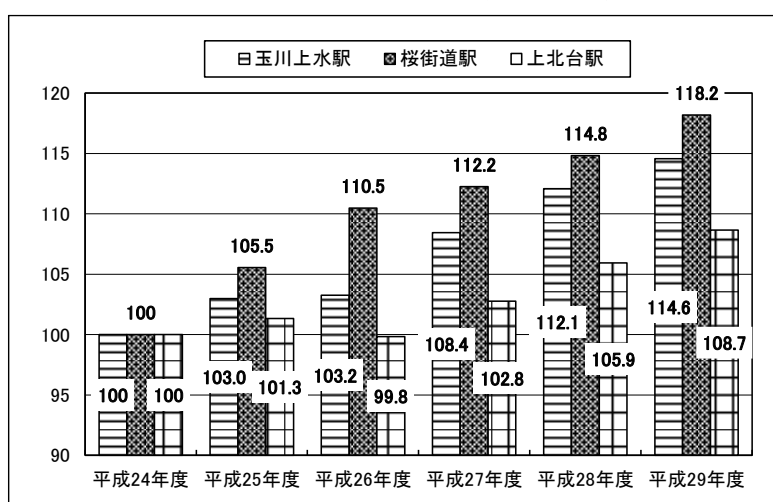


図表Ⅲ－４－12 多摩都市モノレールの駅別1日平均乗降客数の推移

	玉川上水駅		桜街道駅		上北台駅	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
平成24年度	20,811	—	5,930	—	11,959	—
平成25年度	21,432	3.0	6,259	5.5	12,118	1.3
平成26年度	21,487	0.3	6,551	4.7	11,938	▲ 1.5
平成27年度	22,567	5.0	6,656	1.6	12,289	2.9
平成28年度	23,327	3.4	6,809	2.3	12,669	3.1
平成29年度	23,841	2.2	7,008	2.9	12,994	2.6

出典：多摩都市モノレール（株）資料（以下同様）

図表Ⅲ－４－13 多摩都市モノレールの駅別1日平均乗降客数の推移
(平成24年度を100とした場合の指数)



○現在、本市では、鉄道や既存バス路線を補完し、大型の路線バスが入れない住宅地や既存の路線バスの経路からはずれた公共公益施設や鉄道駅などを結ぶコミュニティバスとして、上北台駅を起終点とする「循環ルート」と、東大和市役所を起終点とする「往復ルート」の2ルートからなる「ちょこバス」を運行しています。

*****今後のまちづくりにおける課題*****

- ◆今後、既存の道路では、老朽化の進展に伴い、補修や改修が必要となる路線が増大していくと見込まれます。既存路線の機能をより効果的・効率的に維持するため、道路交通の安全確保を大前提としつつ、選択と集中のもと、従来にも増して必要性が高い路線を絞り込み、相対的に高い費用対効果の発現が期待できる路線を優先し、戦略的な老朽化対策を進める必要があります。
- ◆市内の公共交通は、鉄道・モノレール、路線バス、コミュニティバス等が、それぞれの役割を担い、相互に補完し合いながら、公共交通ネットワークを形成しています。このうち、地域に密着したバス交通については、超高齢社会の到来に伴い、その役割は、ますます大きくなることが予測されます。

(4) 水・緑・公園

①国の動向

＜都市緑地の一部を改正する法律：平成29（2017）年6月施行＞

- 国は、良好な景観や環境、にぎわいの創出など、様々な役割を担っている都市の緑地空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、平成29（2017）年6月、「都市緑地法等の一部を改正する法律」を施行しています。
- 本法律の施行によって、NPO法人や企業等の民間主体が空地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進するため、民間主体が市区町村長による設置管理計画の認定を受け、オープンアクセスの市民緑地を設置・管理する「市民緑地認定制度」などが創設されたほか、市区町村が策定する「緑の基本計画（緑のマスタープラン）」の内容に、公園の管理の方針や都市農地の保全が新たに追加されました。【図表Ⅲ－4－14】

図表Ⅲ－4－14 「都市緑地法の一部を改正する法律」の概要



出典：国土交通省資料

②当市の動向

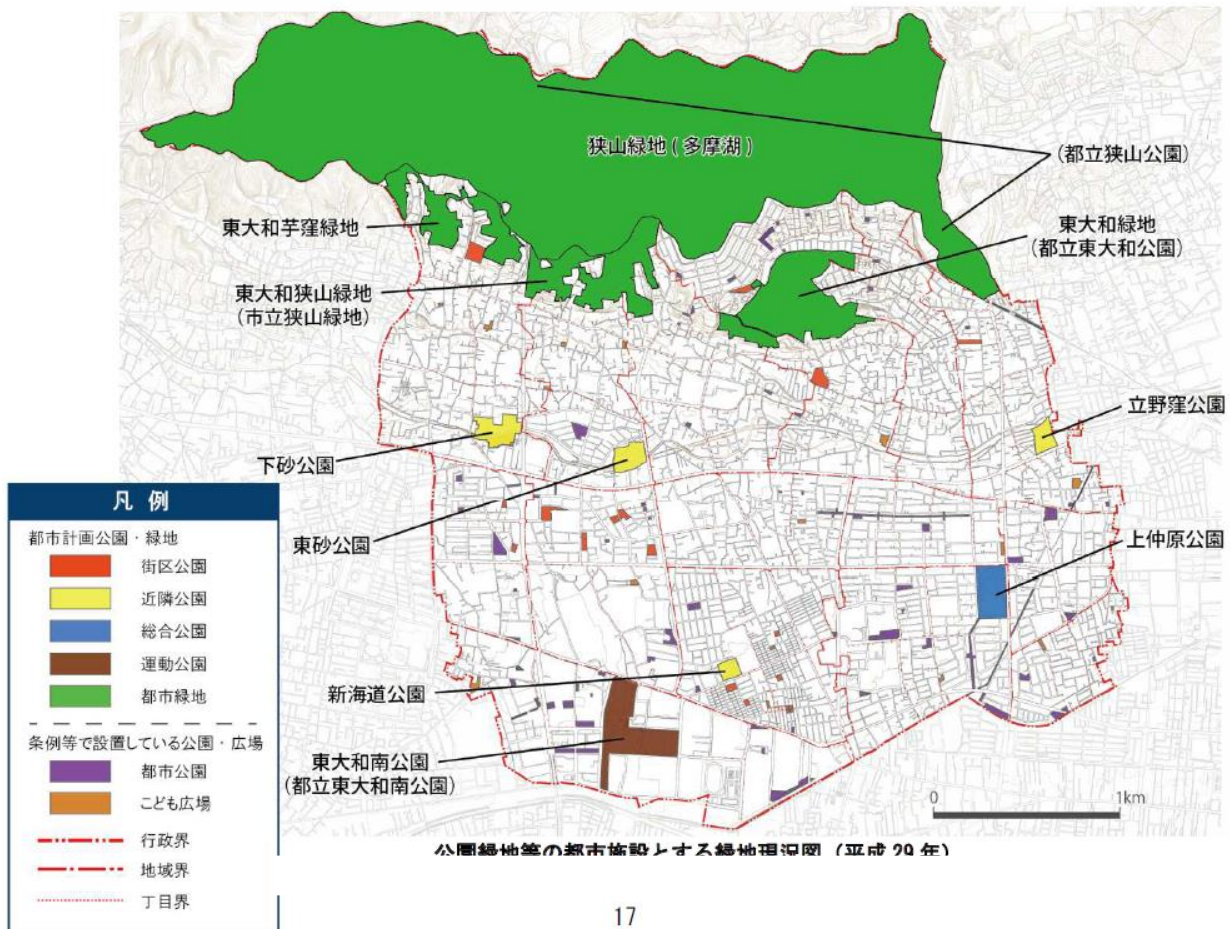
- 平成29（2017）年現在、都市計画決定されている公園が街区公園16箇所、近隣公園4箇所、総合公園1箇所（上仲原公園）、運動公園1箇所（都立東大和南公園）、また、街区公園と同等の公園として条例で設置している都市公園が100箇所（緑道を含む）、こども広場が18箇所あるほか、狭山緑地、東大和緑地、東大和狭山緑地、東大和芋窪緑地の4箇所が都市計画決定されています。【図表Ⅲ－4－15・16】

○これらの中には、都市計画決定されたものの、未整備の公園が含まれており、特に近隣公園は、新海道公園の区域の一部が暫定的に供用、または、開発事業の提供公園として供用されているのみで、区域の一部が宅地化されている公園もあります。【図表Ⅲ－４－15】

図表Ⅲ－４－15 公園緑地等の都市施設と緑地の変化

種類		種別	平成 10 年	平成 29 年	
都市計画公園・緑地	公園	住区基幹公園	街区公園	13 箇所 (3.42ha)	16 箇所 (4.08ha)
			近隣公園	4 箇所 (7.90ha)	4 箇所 (7.90ha)
			地区公園	0 箇所 (0.00ha)	0 箇所 (0.00ha)
	公園基幹都市	総合公園	1 箇所 (4.30ha)	1 箇所 (4.30ha)	
		運動公園	1 箇所 (9.00ha)	1 箇所 (9.87ha)	
	広域公園		1 箇所 (330.20ha)	1 箇所 (330.20ha)	
都市計画緑地			3 箇所 (49.80ha)	3 箇所 (51.00ha)	
条例等で設置している公園・広場	都市公園※		67 箇所 (66.66ha)	100 箇所 (69.16ha)	
	こども広場		21 箇所 (2.41ha)	18 箇所 (2.36ha)	

※都市公園は、都市計画公園以外の公園であり、条例で設置しているものです。
 ※都市計画公園・緑地は、都市計画決定されている箇所数・面積を記載しているため、供用箇所数・面積と異なります。
 ※上記のほか、各施設の区域に重複があるため箇所数・面積を合計しても、供用箇所数・面積とは異なります。
 ※第一次計画では、狭山緑地を「広域公園」としていましたが、都市計画法における都市施設の種別が、「公園」ではなく「緑地」であるため、本計画では、「都市計画緑地」に位置づけます。



出典：第二次東大和市緑の基本計画

【参考】図表Ⅲ－４－16 市内に立地する都市公園の種類

種類	種別	公園の内容	誘致距離	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	250m
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	500m
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	1,000m
	都市基幹公園	総合公園	都市住民の休息、散歩など、総合的な利用に供することを目的とする公園	市域に1箇所以上
		運動公園	都市住民の主として運動に供することを目的とする公園	市域に1箇所以上

出典：「東大和市緑の基本計画」

○平成29（2017）年3月31日現在の都市計画区域¹¹人口1人当たりの都市公園面積（供用済み）は1.88㎡/人であり、当市を含めた比較対象10市の中では広い方から6番目に位置しています。【図表Ⅲ－４－17】

図表Ⅲ－４－17 都市計画区域人口1人当たりの都市公園面積の都市間比較

順位	市名	都市計画区域人口 (千人)	都市計画区域面積 (ha)	都市公園(供用)		1人当たり公園面積 (㎡/人)
				箇所数 (箇所)	面積 (ha)	
1	武蔵村山市	72.3	1,537	13	120.30	16.64
2	立川市	182.1	2,438	31	134.04	7.36
3	稲城市	89.3	1,797	24	47.26	5.29
4	あきる野市	80.9	7,334	16	25.06	3.10
5	福生市	58.6	1,024	42	12.70	2.17
6	東大和市	85.9	1,354	19	16.12	1.88
7	東村山市	150.5	1,717	18	23.96	1.59
8	小平市	190.0	2,046	33	28.61	1.51
9	国立市	75.0	815	15	7.04	0.94
10	清瀬市	74.6	1,019	6	3.80	0.51

出典：国土交通省「平成29年都市計画現況調査（平成29年3月31日現在）」

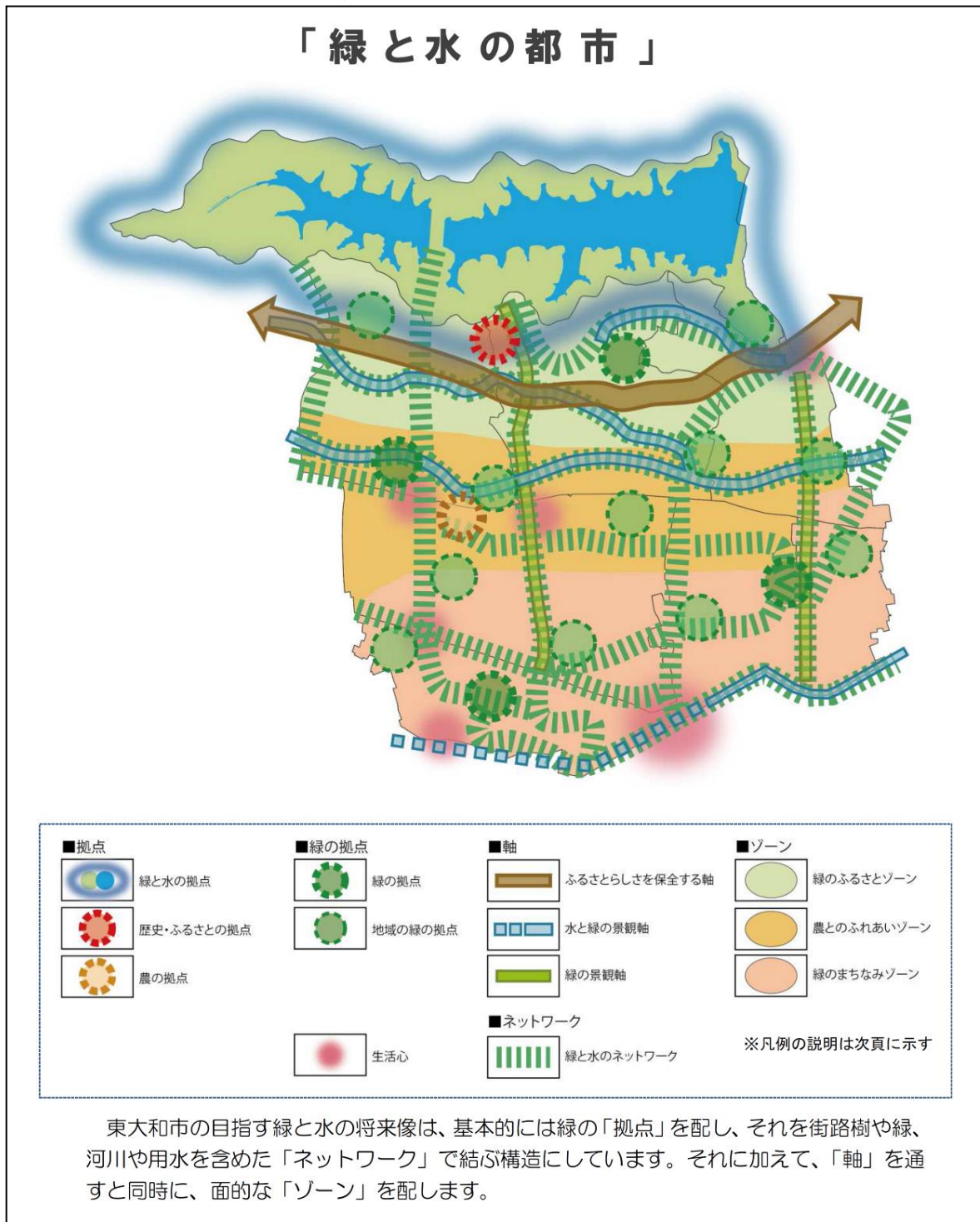
○市内には、当市の代表資源である多摩湖、市街地を横断する空堀川、奈良橋川、前川などの河川や野火止用水などの水辺環境があるほか、前川の源流部にあたる二ツ池公園や湧水を活用した湖畔ビオトープなど多様な水資源に恵まれています。



¹¹ 土地利用や公園・緑地、道路をはじめとする都市施設等の都市計画を定める区域。

- 「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市区町村がその区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための緑とオープンスペースに関する総合的計画です。
- 当市が平成31(2019)年3月に改定した「第二次東大和市緑の基本計画」では、基本理念として「狭山丘陵の自然と歴史に育まれた緑と水を守り 市民・企業・行政の協働により うるおいと安らぎのあるまちを創ります」を掲げるとともに、緑と水の将来像を次図の通り設定しています。【図表Ⅲ-4-18】

図表Ⅲ-4-18 緑と水の将来像



出典：第二次東大和市緑の基本計画

*****今後のまちづくりにおける課題*****

- ◆ふるさとの緑と水を守るため、狭山丘陵の緑の管理や資源の活用、空堀川や奈良橋川、湧水などの水辺の整備と水質浄化、農地の活用を通じた保全、樹林地の保全、緑のリサイクル（樹木の管理作業で生じた剪定枝葉等をチップや堆肥等に加工して再利用すること）に関する取組等が求められています。
- ◆緑の拠点とネットワークをつくるため、公園・緑地の整備、緑と水のネットワーク（市北部の緑と水の拠点につながるような河川や用水を含めたネットワーク等）の形成等が求められています。
- ◆緑あふれるまちをつくるため、公共空間の緑化、商店街や駐車場等の民有地の緑化、NPOや企業などが空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組である市民緑地認定制度の活用等が求められています。

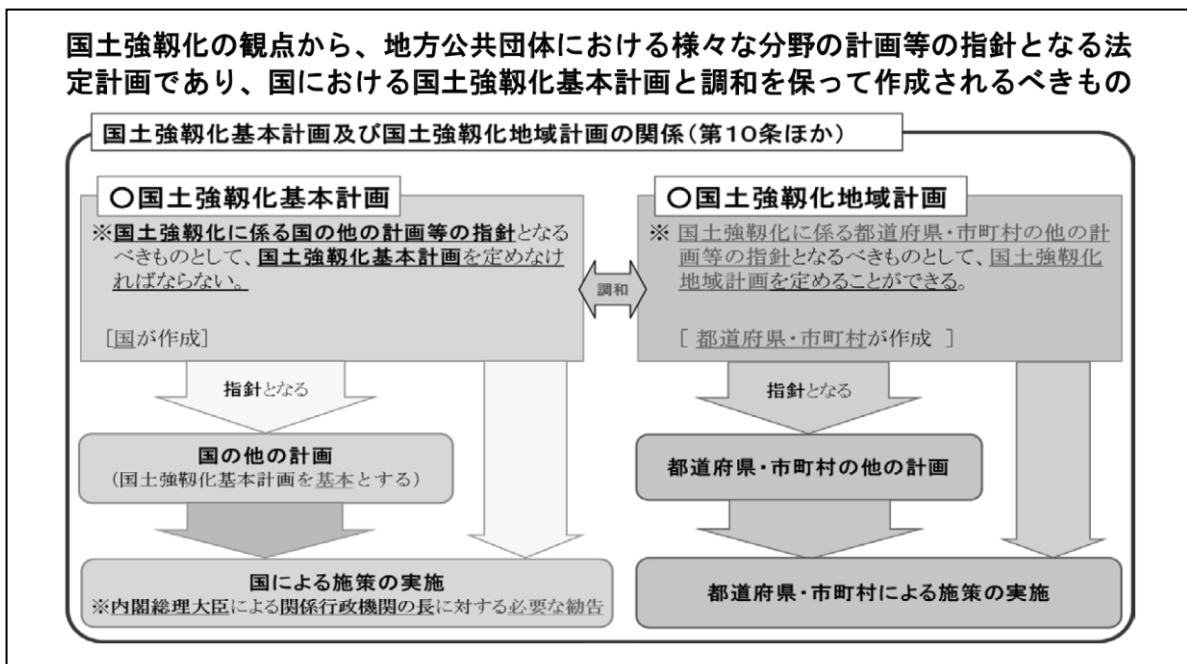
(5) 防災

①国の動向

<国土強靱化基本計画：平成 26（2014）年 6 月策定>

- 近年、国では、大規模な自然災害等から人命、社会経済の致命傷を回避するための強さと、被害から迅速に回復するしなやかさを備えた国土、経済社会システムを構築し、想定外の災害等から守る考え方を国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）と称しています。
- 平成 25（2013）年 12 月に、議員立法により「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行された後、本法に基づき国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、平成 26（2014）年 3 月には「国土強靱化基本計画」が閣議決定されています。
- 本計画では、国土強靱化を効果的に進めるため、国と地方自治体の間及び地方自治体相互における十分な情報共有・連携を確保するとともに、統括・調整機能の向上や強靱化を担う人材の育成など、地方自治体等における組織体制の強化及び「国土強靱化地域計画」の策定・実施の支援、促進を図ることが位置づけられています。【図表Ⅲ－4－19】

図表Ⅲ－4－19 国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係



出典：内閣官房国土強靱化推進室「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第4版）」

②東京都の動向

<主要な統計指標>

○東京都では2012（平成24）年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表しています。これによると、東日本大震災を踏まえ、以下の4種類の地震について、冬の夕方18時・風速8m/秒という前提条件のもと、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき被害想定を算出しており、東京湾北部地震では死者約9,700人、負傷者約147,600人などの被害想定を出しています。【図表Ⅲ-4-20・21】

図表Ⅲ-4-20 被害想定的前提となる地震

再検証	【首都直下地震】	東京湾北部地震 (M7.3) 多摩直下地震 (M7.3)	首都直下地震防災・減災特別プロジェクトの研究成果を反映し、最新のモデルで検証
追加	【海溝型地震】	元禄型関東地震 (M8.2)	大規模海溝型地震の検証
追加	【活断層で発生する地震】	立川断層帯地震 (M7.4)	地下の浅い部分で発生する地震の検証

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（以下同様）

図表Ⅲ-4-21 被害の概要（冬の夕方18時・風速8m/秒）

		【首都直下地震】		【海溝型地震】		【活断層で発生する地震】	
		東京湾北部地震 (M7.3)	多摩直下地震 (M7.3)	元禄型関東地震 (M8.2)	立川断層帯地震 (M7.4)		
人的被害	原因別	死者	約 9,700 人	約 4,700 人	約 5,900 人	約 2,600 人	
		揺れ	約 5,600 人	約 3,400 人	約 3,500 人	約 1,500 人	
		火災	約 4,100 人	約 1,300 人	約 2,400 人	約 1,100 人	
	負傷者	約 147,600 人	約 101,100 人	約 108,300 人	約 31,700 人		
	(うち重傷者)	(約 21,900) 人	(約 10,900) 人	(約 12,900) 人	(約 4,700) 人		
	原因別	揺れ	約 129,900 人	約 96,500 人	約 98,500 人	約 27,800 人	
火災		約 17,700 人	約 4,600 人	約 9,800 人	約 3,900 人		
建物被害		約 304,300 棟	約 139,500 棟	約 184,600 棟	約 85,700 棟		
物的被害	揺れ	約 116,200 棟	約 75,700 棟	約 76,500 棟	約 35,400 棟		
	火災	約 188,100 棟	約 63,800 棟	約 108,100 棟	約 50,300 棟		
	避難者の発生(ピーク:1日後)	約 339万 人	約 276万 人	約 320万 人	約 101万 人		
帰宅困難者		約 517万 人					

③当市の動向

○当市では、地震等の災害が発生した場合に、避難所など避難に必要な情報を地図上に示した「東大和市防災マップ」や、各地区別の防災上の課題や東京都内での地域危険度ランク等を掲載した「防災地区カルテ」の作成等を通じ、平時から市民の「防災・減災」に対する意識の啓発に努めています。

○また、熊本地震など近年の災害の教訓等を踏まえ、災害から市民の生命・身体・財産を保護し、災害による被害を軽減することを目的に策定している「東大和市地域防災計画（平成25年3月修正）」の修正を進めているほか、防災関係機関・団体との既存の各種災害時協定の見直し及び新規の協定締結を推進しています。

今後のまちづくりにおける課題

- ◆近年、首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震発生の恐れに加え、台風や集中豪雨による水害の多発など、これまでの想定を大きく上回る自然災害の発生が顕在化している中、大規模な自然災害に対しては「公助」のみによる対策の限界が懸念されます。
- ◆こうした状況の中で、大規模な自然災害による被害を最小限に食い止めるためには、平時から市民の「防災・減災」に対する意識をさらに高め、地域防災力向上を図ることが急務であり、自助・共助の醸成の促進、自主防災組織の活動の促進・強化、自治会単位による自主防災組織の設立の推進及び組織率の向上に取り組む必要があります。

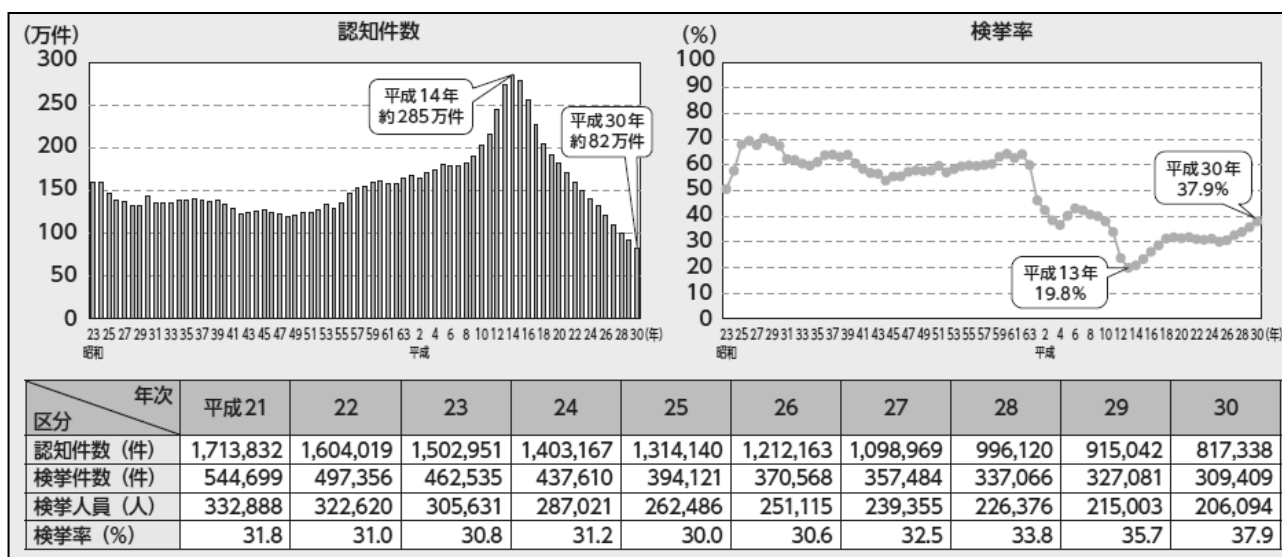
(6) 防犯・交通安全

①国の動向

＜主要な統計指標の推移＞

○警察庁の「令和元年警察白書」によると、我が国の犯罪情勢を測る指標のうち、刑法犯認知件数は、平成30年（2018）年は81万7,338件であり、前年に引き続き戦後最少を更新しています。【図表Ⅲ－4－22】

図表Ⅲ－4－22 刑法犯認知件数の推移

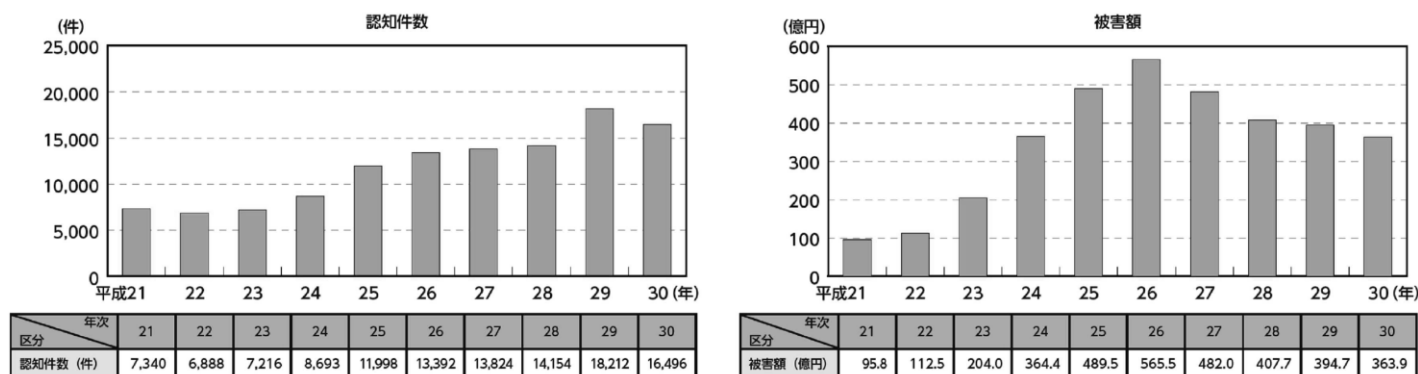


出典：警察庁「令和元年警察白書」

○同白書の「概要版」によると、特殊詐欺¹²は、平成30（2018）年中の認知件数と被害額はいずれも前年より減少したものの、高齢者を中心に1日当たり約1億円もの被害が生じているなど、依然として深刻な情勢にあるとしています。【図表Ⅲ－4－23】

¹² 被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺こうとし、指定した預貯金口座への振り込み、その他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝も含む）の総称。

図表Ⅲ－４－23 特殊詐欺の認知件数・被害額の推移



出典：警察庁「令和元年警察白書 概要版」(以下同様)

○また、特殊詐欺の被害全体に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢者率）は、引き続き高水準で推移し、平成30（2018）年の高齢者率は78.1%に上っており、特に、オレオレ詐欺では96.9%、還付金等詐欺では84.6%と、高齢者率が極めて高く、高齢者の被害防止が喫緊の課題となっているとしています。【図表Ⅲ－４－24】

図表Ⅲ－４－24 特殊詐欺被害者の高齢者率の推移

区分		年次	26	27	28	29	30
特殊詐欺全体 (人)	被害者数		13,392	13,824	14,154	18,212	16,496
	高齢者数 (高齢者率 (%))		10,573 (79.0)	10,641 (77.0)	11,062 (78.2)	13,196 (72.5)	12,884 (78.1)
振り込め詐欺	オレオレ詐欺	被害者数	5,557	5,828	5,753	8,496	9,145
		高齢者数 (高齢者率 (%))	5,121 (92.2)	5,506 (94.5)	5,518 (95.9)	8,171 (96.2)	8,866 (96.9)
	架空請求詐欺	被害者数	3,180	4,097	3,742	5,753	4,844
		高齢者数 (高齢者率 (%))	1,889 (59.4)	2,074 (50.6)	1,612 (43.1)	1,833 (31.9)	2,248 (46.4)
	融資保証金詐欺	被害者数	591	440	428	548	421
		高齢者数 (高齢者率 (%))	124 (21.0)	93 (21.1)	117 (27.3)	115 (21.0)	82 (19.5)
還付金等詐欺	被害者数	1,928	2,376	3,682	3,129	1,904	
	高齢者数 (高齢者率 (%))	1,802 (93.5)	2,223 (93.6)	3,427 (93.1)	2,935 (93.8)	1,610 (84.6)	
振り込め詐欺以外の特殊詐欺	被害者数	2,136	1,083	549	286	182	
	高齢者数 (高齢者率 (%))	1,637 (76.6)	745 (68.8)	388 (70.7)	142 (49.7)	78 (42.9)	

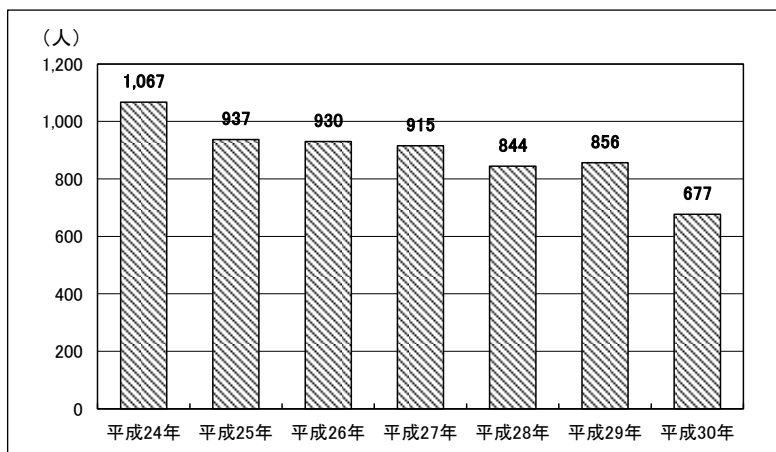
②当市の動向

○平成 24 (2012) 年以降、刑法犯罪の発生状況は、全国的な傾向と同様に減少傾向で推移しており、平成 30 (2018) 年では 677 人、過去 7 年間で最も多かった平成 24 (2012) 年の 1,067 人と比べて約 37% (390 人) 減少しています。【図

表Ⅲ-4-25

○刑法犯発生状況を罪種別にみると、いずれの年次も窃盗犯が最も多いものの、その人数は平成 24 (2012) 年の 800 人から平成 30 (2018) 年の 511 人と 36.1% (289 人) 減少しています。【図表Ⅲ-4-25】

図表Ⅲ-4-25 刑法犯罪発生状況の推移 (1/2)



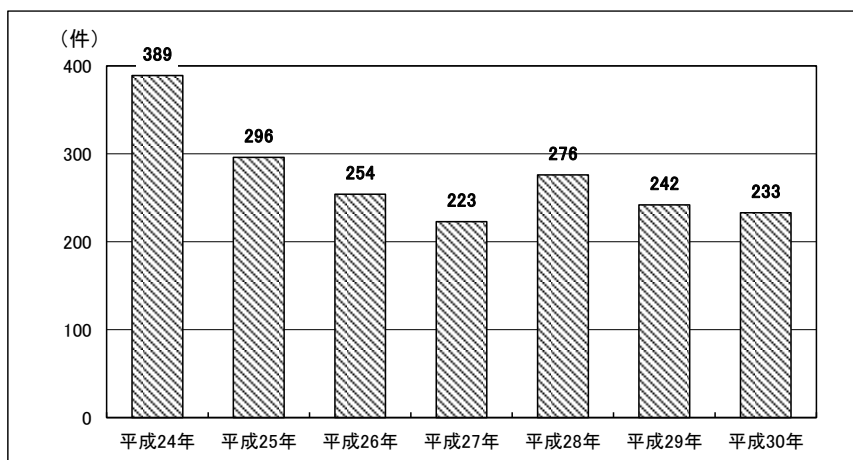
出典：東大和警察署、防災安全課資料 (以下同様)

図表Ⅲ-4-25 刑法犯罪発生状況の推移 (2/2)

年次	実数(人)	総数		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	うち乗物盗	風俗犯	知能犯	その他
		実数(人)	増減率(%)							
平成24年	1,067	10	34	800	462	—	27	196		
平成25年	937	8	35	695	476	2	40	157		
	▲ 12.2	▲ 20.0	2.9	▲ 13.1	3.0	—	48.1	▲ 19.9		
平成26年	930	7	25	692	409	3	39	164		
	▲ 0.7	▲ 12.5	▲ 28.6	▲ 0.4	▲ 14.1	50.0	▲ 2.5	4.5		
平成27年	915	1	25	705	437	2	41	141		
	▲ 1.6	▲ 85.7	0.0	1.9	6.8	▲ 33.3	5.1	▲ 14.0		
平成28年	844	5	26	640	377	1	42	135		
	▲ 7.8	400.0	4.0	▲ 9.2	▲ 13.7	▲ 50.0	2.4	▲ 4.3		
平成29年	856	2	19	693	457	4	34	104		
	1.4	▲ 60.0	▲ 26.9	8.3	21.2	300.0	▲ 19.0	▲ 23.0		
平成30年	677	2	28	511	329	6	45	85		
	▲ 20.9	0.0	47.4	▲ 26.3	▲ 28.0	50.0	32.4	▲ 18.3		

○平成 24 (2012) 年以降、交通事故の発生件数は平成 28 (2016) 年を除き、概ね減少傾向で推移しています。平成 30 (2018) 年の発生件数は 233 件、過去 7 年間で最も多かった平成 24 (2012) 年の 389 件と比べて約 4 割 (156 件) 大きく減少しています。【図表Ⅲ－4－26】

図表Ⅲ－4－26 交通事故発生件数の推移



		総数	死亡	重症	軽傷
平成24年	実数(件)	389	3	1	385
平成25年	実数(件)	296	1	—	295
	増減率(%)	▲ 23.9	▲ 66.7	—	▲ 23.4
平成26年	実数(件)	254	1	1	252
	増減率(%)	▲ 14.2	0.0	—	▲ 14.6
平成27年	実数(件)	223	2	1	220
	増減率(%)	▲ 12.2	100.0	0.0	▲ 12.7
平成28年	実数(件)	276	—	3	273
	増減率(%)	23.8	—	200.0	24.1
平成29年	実数(件)	242	2	2	238
	増減率(%)	▲ 12.3	—	▲ 33.3	▲ 12.8
平成30年	実数(件)	233	1	3	229
	増減率(%)	▲ 3.7	—	50.0	▲ 3.8

出典：東大和警察署、土木課資料

今後のまちづくりにおける課題

- ◆今後、当市においても高齢化の進展を背景に、65 歳以上の高齢者が犯罪に巻き込まれるリスクが高まっていくと予測される中、地域住民の身近な場で発生する犯罪を未然に防止するためには、行政・市民・自治会等のそれぞれの適切な役割のもと、相互の連携の強化を図り、地域ぐるみで犯罪が発生しにくい環境づくりを協働で推進し、市民の防犯意識や地域防犯力を向上させていく必要があります。
- ◆高齢者や子どもなど交通事故の被害者となりやすい市民を対象に、交通安全意識の高揚に努めるとともに、市民生活に密着した通学路や生活道路、市街地の幹線道路を対象に、歩行空間や自転車の通行空間の安全対策を推進する必要があります。

(7) ごみ処理

①国の動向

<第四次循環型社会形成推進基本計画：平成30（2018）年6月策定>

- 循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会¹³の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。同法の中で、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされており、平成30（2018）年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。
- 本計画の中で地方自治体は、地域における循環型社会を形成していく上で中核的な役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが求められ、特に、都道府県は広域的な観点から管下の市町村等の調整機能を果たすことが、市町村は地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められるとされています。

<バーゼル条約附属書改正：令和元（2019）年4月～5月>

- 令和元（2019）年4月～5月に開催されたバーゼル条約第14回締約国会議（COP14）において、バーゼル条約附属書が改正され、汚れたプラスチックごみを条約の規制対象とすることが決定されました。

<プラスチック資源循環戦略：令和元（2019）年5月策定>

- 第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略が策定されました。

<G20大阪首脳宣言：令和元（2019）年6月>

- 令和元（2019）年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを目指した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。
- 同ビジョンは、社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、2050年までに海洋プラスチックによる追加的な汚染をゼロまで削減することを目指すものです。
- 国においては、同ビジョンを受けて、①廃棄物管理、②海洋ごみの回収、③イノベーション、④（途上国の）能力強化に焦点を当てた、世界全体の実効的な海洋プラスチックごみ対策を後押しするため、「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げました。その中では、地方公共団体による活動の国際展開も、施策の一つとして位置付けられています。

¹³ 製品等の消費により排出される廃棄物等の抑制（リデュース）、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収）の促進（リユース、リサイクル）、循環的な利用が行われないものについて適正な処分の確保、これら3つの条件が確保されることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

<食品ロスの削減の推進に関する法律：令和元（2019）年10月施行>

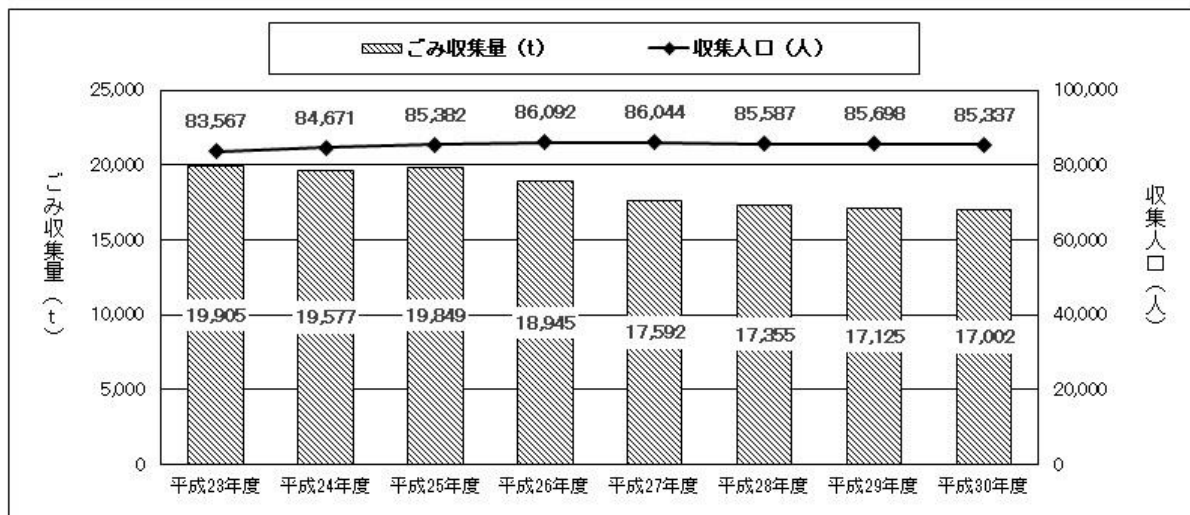
○食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律です。この法律では、10月を食品ロス削減月間、10月30日を食品ロス削減の日としています。

○地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することされています。また、市町村は、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。

②当市の動向

○平成23（2011）年度以降、ごみの収集量は平成25（2013）年度に19,849 tまで増加したものの、その後は減少傾向に転じ、平成30（2018）年度では17,002 t、対平成25（2013）年度比で14.3%（2,847 t）減少しています。【図表Ⅲ-4-27】

図表Ⅲ-4-27 ごみ収集量の推移



年度	収集世帯 (世帯)	収集人口 (人)	総量 (t)	ごみ				資源物
				可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	
平成23年度	35,984	83,567	19,905	14,087	942	194	27	4,655
平成24年度	36,696	84,671	19,577	14,005	900	196	22	4,454
平成25年度	37,275	85,382	19,849	13,965	913	198	23	4,750
平成26年度	37,816	86,092	18,945	13,139	855	211	25	4,715
平成27年度	38,104	86,044	17,592	12,258	533	242	28	4,531
平成28年度	38,405	85,587	17,355	12,137	550	256	31	4,381
平成29年度	38,705	85,698	17,125	12,030	577	259	30	4,229
平成30年度	38,895	85,337	17,002	11,938	589	265	31	4,179

出典：ごみ対策課資料

○平成 30（2018）年度における総資源化率は 36.6%、1 人 1 日当たりの総ごみ量+集団回収量は 663.0g であり、当市を含めた比較対象 10 市の中では、前者が高い方から 4 番目、後者が少ない方から 2 番目となっています。【図表Ⅲ－4－28】

図表Ⅲ－4－28 総資源化率・1 人 1 日当たり総ごみ量+集団回収量の都市間比較

順位	市名	総資源化量 (t)	総資源化率 (%)	順位	市名	総ごみ量+集団回収量 (t)	1 人 1 日当たり総ごみ量+集団回収量 (g)
1	立川市	18,968	43.2	1	立川市	43,928	655.9
2	東村山市	16,115	42.8	2	東大和市	20,700	663.0
3	国立市	7,642	36.9	3	東村山市	37,634	683.1
4	東大和市	7,580	36.6	4	清瀬市	18,921	692.4
5	清瀬市	6,844	36.2	5	稲城市	23,543	713.0
6	福生市	5,771	35.0	6	国立市	20,736	746.2
	小平市	18,666	35.0	7	小平市	53,302	755.9
8	武蔵村山市	6,806	33.8	8	武蔵村山市	20,143	759.7
9	あきる野市	8,389	33.4	9	福生市	16,504	774.8
10	稲城市	7,358	31.3	10	あきる野市	25,150	852.2

出典：公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査（平成30年度）」

○当市では、小平市と武蔵村山市の 3 市で構成する小平・村山・大和衛生組合により、ごみを収集し、搬入を許可する可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理（焼却及び破碎・選別）を行っています。

今後のまちづくりにおける課題

- ◆環境にやさしい循環型社会の形成に向けて、行政が先導的な役割を果たしながら、Reduce「リデュース（抑制する）」、Reuse「リユース（再使用）」、Recycle「リサイクル（再生利用）」からなる 3R や各種リサイクルの取組等について積極的な情報発信を行い、より多くの市民・事業者の主体的な活動を促進する必要があります。
- ◆将来にわたって安全なごみ処理を安定的に推進できるようにするため、衛生組合を構成する他自治体との連携・協力のもと、ごみ処理施設の機能の効果的かつ効率的な維持・向上を図る必要があります
- ◆平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、プラごみ対策などが求められています。同じく SDGs で目標としている「パートナーシップによる目標達成」のためにも、事業者や市民などと協働した取組が必要です。

(8) 環境保全

①国の動向

＜主要な統計指標＞

○国土交通省の「平成 28 年度国土交通白書」によると、今後、我が国では昭和 39 (1964) 年の東京オリンピック以降に整備された首都高速 1 号線など、高度経済成長期以降に整備されたインフラ施設が一斉に老朽化し、今後 20 年間で建設後 50 年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる見込みとなっています。【図表Ⅲ－4－29】

○例えば、下水道管きよは、建設後 50 年以上経過する施設の割合が平成 25 (2013) 年 3 月の約 2 % から、10 年後には約 9 %、20 年後には約 24 % に急増するなど、一斉に老朽化するインフラ施設を戦略的に維持管理・更新することが求められるとしています。【同上】

図表Ⅲ－4－29 建設後 50 年以上経過するインフラ施設の割合

	H25年3月	H35年3月	H45年3月
道路橋 [約40万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋約70万のうち)]	約18%	約43%	約67%
トンネル [約1万本 ^{注2)}]	約20%	約34%	約50%
河川管理施設(水門等) [約1万施設 ^{注3)}]	約25%	約43%	約64%
下水道管きよ [総延長:約45万km ^{注4)}]	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁 [約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)]	約8%	約32%	約58%

注1) 建設年度不明橋梁の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。
 注2) 建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。
 注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)
 注4) 建設年度が不明な約1万5千kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)
 注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

出典：国土交通省「平成 28 年度国土交通白書」

②当市の動向

○近年、生活環境における問題のうち、水質汚濁、土壌汚染、振動、地盤沈下等は減少し、大気汚染(家庭ごみ等の焼却)、騒音(生活騒音、航空機騒音)、飲食店から発生する悪臭等の公害、ごみのポイ捨て・不法投棄、ペットの糞等の放置、路上喫煙等の生活衛生問題、化学物質による生活環境問題などが増加し、多様化・複雑化する傾向にあります。

○このような状況下、当市では、騒音や振動、大気、水質等の状況等について、継続的な調査を実施し、状況の把握に努めるとともに、近年、増加傾向にある生活騒音や臭いなど、近隣関係による環境トラブルの苦情や相談に対応するため、啓発活動や指導に努めています。

図表Ⅲ－4－30 公害苦情受付件数の推移

		総数						
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	
平成24年度	実数(件)	49	23	4	11	2	8	1
平成25年度	実数(件)	36	13	5	8	3	5	2
	増減率(%)	▲26.5	▲43.5	25.0	▲27.3	50.0	▲37.5	100.0
平成26年度	実数(件)	39	12	4	9	2	10	2
	増減率(%)	8.3	▲7.7	▲20.0	12.5	▲33.3	100.0	0.0
平成27年度	実数(件)	44	12	4	11	3	7	7
	増減率(%)	12.8	0.0	0.0	22.2	50.0	▲30.0	250.0
平成28年度	実数(件)	43	6	7	8	2	11	9
	増減率(%)	▲2.3	▲50.0	75.0	▲27.3	▲33.3	57.1	28.6
平成29年度	実数(件)	79	11	3	10	1	16	38
	増減率(%)	83.7	83.3	▲57.1	25.0	▲50.0	45.5	322.2

出典：環境課資料

○当市の下水道事業は、「荒川右岸東京流域下水道関連公共下水道事業」として、昭和 50 (1975) 年度に汚水排除を目的とした分流式公共下水道の整備を開始しています。昭和 53 (1978) 年度以降、急速に整備を進めた結果、下水道普及率は 99.9%以上に達しています。【図表Ⅲ-4-31】

図表Ⅲ-4-31 下水道の普及状況

	行政区域 (ha)	計画区域 (ha)	現在人口 (人)	処理区域		
				面積 (ha)	人口 (人)	普及率 (%)
平成24年度	1,354	1,009.2	84,671	982.67	84,624	99.9
平成25年度	1,354	1,009.2	85,382	982.87	85,330	99.9
平成26年度	1,342	1,009.2	86,092	983.05	86,043	99.9
平成27年度	1,342	1,009.2	86,044	983.05	85,993	99.9
平成28年度	1,342	1,009.2	85,857	984.60	85,836	99.9
平成29年度	1,342	1,009.2	85,698	986.25	85,689	99.9

出典：下水道課資料

○下水道の管きょ施設の標準的な耐用年数は、布設後 50 年であり、布設後 30 年が経過すると、老朽化等による道路陥没等の事故の危険性が高まるとされています。東大和市公共施設等白書によると、平成 27 (2015) 年度時点で布設後 30 年が経過する管きょは全体の 38.6%となっていますが、20 年後の令和 17 (2035) 年度には 97.1%まで上昇する見込みです。

*****今後のまちづくりにおける課題*****

- ◆多様化・複雑化する生活環境問題に対応するため、今後も引き続き、法による規制や指導により、安心して暮していける生活環境を確保する対策を講じるとともに、市民や事業者による生活環境に配慮した行動を促していく必要があります。
- ◆市民の生活環境や公共用水域の水質の保全を図るため、将来的な人口動向など各地区の状況を十分に踏まえながら、老朽化した下水道施設の計画的かつ効率的な更新を推進していく必要があります。

第Ⅴ章 今後のまちづくりにおける主要課題

社会経済情勢の動向分析、全市的な動向の課題の整理及び分析、分野別の動向の調査及び分析を通じて、今後のまちづくりにおける主要課題を次のとおり設定します。

【主要課題1】将来にわたって住み続ける価値の高いまちづくりの推進

このままの状況で推移した場合、今後、本市でも不可避と考えられる人口減少・高齢化社会の到来によるマイナスの影響を最小限に食い止め、将来にわたって活力にあふれたまちとして持続的な発展を遂げるため、首都圏の中でもまれにみる水と緑に恵まれた自然環境と様々な都市機能（居住・子育て支援・教育文化・商業業務など）が融合した良質な生活空間を守り、住宅都市としての価値を高めていく必要があります。

【主要課題2】次世代のまちづくりを担う子どもたちへの支援の充実

多摩地域 26 市の中でトップクラスの水準を誇る合計特殊出生率に象徴される「子育てしやすいまち」というブランド力を高め、市外からの子育て世帯の持続的かつ安定的な転入に結びつくよう、今後ますます多様化・高度化していくと見込まれる子育て支援に対するニーズに即したきめ細やかなサービスの充実に努めるとともに、子どもたちが将来に向かって、心身ともに健やかな成長を遂げていけるよう、学校教育の質の向上を図る必要があります。

【主要課題3】誰もがいつまでも健やかにいきいきと暮らせる環境の充実

乳幼児から高齢者まで障害の有無等に関わらず、誰もが住み慣れた地域の中でいつまでも健やかな毎日を送ることができるよう、市民一人ひとりのライフステージに合った健康づくりや生涯学習・スポーツ活動を促進するとともに、今後さらに増加すると見込まれる高齢者が、地域のまちづくりを支える担い手として、いきいきと活躍することができるよう、社会参加の機会の拡大や健康寿命の延伸を図る必要があります。

【主要課題4】安全・安心で快適な暮らしを支える諸機能の維持・向上

近年、全国的に災害外力（災害の原因となる台風や集中豪雨、地震等の自然現象）が増大し、当市でもこれまでは想定し得なかった水害の激甚化や発生頻度の増加など、自然災害の発生リスクが高まっていくことが懸念される中、市民の安全・安心で快適な暮らしをしっかりと支えるため、防災・防犯面の機能強化や道路・下水道等の生活基盤施設の適切な維持・管理など、ハード・ソフトの両面から日常生活に欠かせない諸機能の維持・向上を図る必要があります。

【主要課題5】市内外からより多くの人・モノ・お金を引き込める求心力の向上

市内外からより多くの人・モノ・お金を市内へと引き込み、地域経済の活力の増進を図るため、子育て世帯の定住促進に加え、市税確保の機会としても重要な地域産業の振興に努める必要があります。併せて、関係機関との連携・協働のもと、狭山丘陵や多摩湖をはじめとする先人たちから大切に受け継がれてきた多彩な地域資源の可能性をさらに引き出すとともに、その魅力について、ターゲットを明確に絞り込んだ高い実効力を伴ったプロモーション戦略をより一層積極的に展開する必要があります。

【主要課題6】将来にわたって持続可能なまちづくりを支える市政経営基盤の確立

今後、人口構造の変化の影響を受け、個人や地域が抱える課題がますます多様化・複雑化していくと見込まれる中、市民満足度の高い行政サービスの提供とまちづくりの費用対効果の最大化を同時に実現できるよう、子育て・高齢者の見守りや防災・防犯はもとより、より多くの施策分野において、地域社会を構成する多様な主体との連携・協働に根ざしたまちづくりを推進するとともに、財源・職員・施設等の限りある行政の経営資源を、従来にも増して無駄なく最適に配分することが必要となります。